

(註) 各年繼續中ノ數字

月	年	争議件數		關係労働者數		損失労働日數	
		一九三八年	一九三九年	一九四〇年	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
一	月	二四	一〇	二、二二八	三、九三九	八、〇四七	六、八六一
二	月	九	七	一、六七二	三、七七一	二、〇九八	一、四六七
三	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
四	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
五	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
六	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
七	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
八	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
九	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
十	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
十	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
十	月	一四	六	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
計	(註) 月	二	一〇	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六
合	計	二	一〇	二、二二八	三、三九一	九、九八三	一、九三六

カナダ各月繼續中労働争議統計

國際組合は、云ふまでもなくその多くが本部を合衆國に有する北アメリカ獨特の労働組合組織であつて、之にも二

年	國際組合中 中央機關加入	國內組合中 中央機關加入	國內單獨 組合加入	合計
一九三七年	二七、四六五	一、六三三	一六、三三二	三八、四三〇
一九三八年	二七、〇四七	一、九三三	一七、二四〇	三六、二二〇
一九三九年	二六、六六六	一、八八六	一七、四三〇	三六、〇八二

年末には全國の労働組合員數合計三十八萬四千六百十九人に達して、從來の最高記録たりし一九一九年の三十七萬八千〇四十七人を凌駕する未曾有の増加を示し、一九三八年末には、三十八萬五千〇三十九人であつた。尤も一九三九年末には、約二萬六千人の減少があつて、三十五萬八千九百六十七人になつたが、それでも一九一九—二〇年の世界大戰直後の異常状態の記録を除けば労働省の労働組合統計發表以來の最高點に達して居る。然しながら、カナダの労働組合運動が各派の系統に分裂して居り、それが必ずしも互に確執抗争しつゝある譯ではないが、弱少勢力の對立状態を呈して居ることは周知の事で、先づ國際組合と國內組合とを大別して見ると、左の組合員數の數字が報告されて居る(各年末現在)。

派があり、アメリカ労働總同盟(A.F.L.)系統に屬するものは凡てカナダ産業労働會議に屬して居り、同會議の加盟組合員數合計は、一九四〇年度大會の報告によれば、十三萬二千七百二人(會費全納者)であつた。又從來はルイス派と呼ばれる産業別組合會議(C.I.O.)系統のものもあつて、カナダ産業別組合會議を形成して居つた。之は産業労働會議から分離獨立したものであるが、今日では、國內組合系統に屬する全カナダ労働會議に加入して居る。國內組合系統で注意すべきは、ケベック州のカトリック教徒労働者のみで組織した總同盟で、組合員約五萬を擁して、カトリック主義獨特の立場で活動して居る。而して鐵道従業員が又別個の團體を組織して居ることも、合衆國に於けると同一である。以上の如き各派の労働組合は、政治的には、それらの独自の見地に立つて非政黨主義の議會運動に従事して居り、毎年國會期間中各派から政府に提出される法案は、カナダ民主主義制度の發展上、侮り難い勢力を有して居る。尤も産業運動の方面に於ては、近來不況續きのところ、廣大なる地域に群小組合の散在してゐる結果、小規模争議は絶え間なく、後記統計によるも、開戦後と雖、争議の形勢は殆ど變化なく、僅かに一九四〇年十一月に至つてその激減を見たにすぎない。

失業保險法 一九四〇年に於てカナダ政府が、戦時労働政策の一端として、實施した措置の内、最も重要と見られるのは、八月七日制定の失業保險法であつた。之は必ずしも戦時對策として施行されたものではなく、寧ろ戦後の失業全國就業者及失業者數概算 單位千人)

年 月	賃銀労働者		失業者(3)
	合計(1)	就業者(2)	
一九三七年九月	二、八一二	二、五八七	二二五
一九三八年九月	二、七四八	二、四〇二	三四五
一九三九年九月	二、九六二	二、八〇五	一五七
一九四〇年一月	二、七三二	二、三五五	三七七
二月	二、七二五	二、三三八	三八七
三月	二、六九五	二、三〇四	三九一
四月	二、七二〇	二、三五三	三六七
五月	二、七九四	二、四八九	三〇五
六月	二、八四三	二、五六八	二七五
七月	二、八七二	二、六三四	二三八
八月	二、九一〇	二、七〇九	二〇一
九月	二、九六二	二、八〇五	一五七
十月	二、九八六	二、八六七	一一九

(註) (1)一九三九年以後ハ召集前失業セシモノヲ合算、(2)同上、應召者ヲ含マズ (3)同、應召前失業セシモノヲ含ム
増加を豫想して、戦時工業好況時代に於て之に備へること

を主眼としたもので、過去十年間に亘り産業不況の繼續し失業率に於ても、左記統計の如く、開戦後も大した變化のなかつたカナダに於ては、失業保險制度は、一部の州では施行されてゐたが大體に於て失業者救済制度によりて措置するところ多く、種々なる弊害もあつた爲、遂に一九四〇年戦時非常状態の下にあつて、憲法改正をまで敢行し、又國會の特別調査委員會も組織して、中央政府の立法として制

勞働組合員失業率統計

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
一九三七年	一四・五	一三・七	一三・七	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一	一三・一
一九三八年	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四	一二・四
一九三九年	一五・九	一六・四	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七	一五・七
一九四〇年	一一・三	一一・七	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・八	一〇・八

定施行に至つたのである。

この失業保險法は、農林、漁撈、製材、狩獵、運輸、家庭労働を除く凡ゆる産業に於ける被雇者及び徒弟にして、年收二千弗以下のものに適用することとなつて居るが、一九四一年には、被適用者二百萬人その扶養者成年共二百五十六萬人たるべき豫定になつて居る。尤も適用範圍は、

賃銀種別	所得週額(弗)	雇主離労働者		給付手當週額(弗)	
		出週額(仙)	離出週額(仙)	獨身者(仙)	扶養家族(仙)
第一種	五・四〇乃至七・五〇未滿	二二	二二	四・〇八	四・八〇
第二種	七・五〇乃至九・六〇未滿	二二	二二	三・一〇	六・〇〇
第三種	九・六〇乃至一二・〇〇未滿	二二	二二	二・一三	六・〇〇
第四種	一二・〇〇乃至一五・〇〇未滿	二二	二二	一・一六	七・三〇
第五種	一五・〇〇乃至二〇・〇〇未滿	二二	二二	〇・二〇	八・四〇
第六種	二〇・〇〇乃至二六・〇〇未滿	二二	二二	〇・二〇	九・六〇
第七種	二六・〇〇乃至三六・〇〇未滿	二二	二二	〇・二〇	一〇・八〇

備考 右の外第零種として、日收九十仙未滿又は年齢十六歳未滿のものがあり、この保險料は總額二十七仙とし、全額雇主負擔である。之には手當の給付をしないが、請求權を保留して置くことになつて居る。

總督の任命せる三名の委員(内一名は、委員長、他は勞資

各代表)より成る失業保險委員會によつて擴張することが出来るやうになつて居る。

保險料の離出は上記の通り被保險者及びその雇主の負擔となつて居り、離出金總額の五分一に相當する金額を政府から補助する。

保險料は、失業保險基金に拂込むことになつて居るが、基金の一九四一年度收入は、合計五千八百五十萬弗で、内九百七十萬弗は政府の補助金の豫定になつて居る。其他政府は、事務費として年額五百二十五萬弗を支出することになつて居る。

保險給付は、加入後二箇年以内に三十週又は百八十日間以上の保險料を拂込んだもので、失業をして、勞働能力を有し、且失業者講習出席を拒絶せざるものに支給される。給付支給額は、給付請求前二箇年間就業中の離出金額種別によつて決定する。

失業給付期間は、(一)當該年度に先立つ五箇年間に於て保險料の離出をなせる日數の五分一と、(二)萬一當該年度に先立つ三箇年間に失業給付を支給された場合には、その支給期間の日數の三分一との差だけの日數となつて居る。又被保險者が、一週間全部失業して居るか、或は全一週間以上繼續失業してゐた次の週の第一日でない限りは、各年

度の失業後の最初の九日間又は失業せる層週の第一日には給付は支給されないことになつて居る。

この強制失業保険制度の運営機關としては、前記の失業保険委員會、失業保険基金の外に、議長一名と勞資團體の代表を含む四名乃至六名の委員より成る政府任命の失業保険諮問委員會が設けられ、之は、失業保険委員會を輔佐すると共に失業保険基金の状態を調査報告し、資金缺乏の際は當局大臣を経て、議會に勧告する義務を有する。又同諮問委員會は從來各州當局の經營してゐた職業紹介事務を廢止して、全國職業事務局及びその地方機關を設けることになつて居る。尙諮問委員會の補助機關として、勞資代表より成る全國的及び地方的委員會も設けることになつて居るし、失業保険法の施行を監督する爲監督官も任命する規定になつて居る。

カナダには一九三六年以來、失業及び農村不況救済を目的とする立法あり、之は各地方の失業及び農村不況の救済及び困窮者救護の爲、中央政府が各州と協定を結び、又、産業上の雇傭増加の爲各種の團體、會社或は個人と協定を結ぶ權能を規定したもので、一九三九年には、それが爲必要の經費を國會が計上すべき規定も設けられ、各州へ貸付をなすことも出来るやうになり、一九四〇年にも從來の立法

を改訂増補して戦時増給時代に適應せる規定を設けたのであつたが、之は失業及び農業援助法として六月下旬兩院を通過して制定せられ、一九四一年三月一日まで施行することになつた。

勞働力補給 今日の國際戦争に於ては、苟くも交戦國たる以上、軍需の増産が緊急且重大政策たるべきは云ふまでもなく、殊にフランス敗退後未だ合衆國の全面的に援英政策に乗出さる際のイギリス乃至その領土諸國に於ては、増産の速度が重大問題となり、それが爲、勞働力の増大強化が兵員の充實にも増して重要課題となつたのであつた。

カナダに於ては、前記の勞働補給會議は六月二十八日全委員任命となつて成立したが、六月二十一日には、カナダ全國勞働員法は制定せられ、公安、國防、公共秩序の維持又は有效なる戦争遂行、或は國家の存続に缺くべからざる勞働力の維持上必要又は機宜に適すると認められた場合には、人的物的資源を徵用すべき特殊權能が總督に賦與された。次いで七月十二日には、全國戰務省法の制定となつて、資源動員法施行の爲、全國戰務省が設置され、(一)各種資源の登録調査、(二)その結果を政府に活用せしむること、(三)戦争遂行及び國民福祉の爲、個人の奉仕及び物的寄與をば、最も有効に利用すべき目的を以て各種の篤志

的援助の促進、組織化及び統一、及び(四)既存情報機關の統一連絡等に努力せしむることとなり、それが爲、各種地方機關も設けることとなつた。一方、七月二日には、勅令を以て戦時産業統制院を設置し、主要産業には統制官を任命して、軍需品供給の諸機關を組織化し、統制官をして必要物資供給の確保、統一、制限及び規正に當らしむることとして、先づ鋼鐵、金屬製品、木材、油類等の統制官が任命された。一方八月十九日から三日間に亘つて、資源動員法に基く國民登録が施行され、滿十九歳より四十五歳に至る男子獨身者の登録簿を作製して、戰務省に於て年齢別に整理の上、國防省の訓練召集の用に供さしめることとした。

斯くて十月になると、戰務省に、人的資源局、物的資源局、篤志奉仕局及び宣傳局の四局が設置せられて、前記國民登録の整理及び利用、人的物的資源の調査及び開發、産業生産力の増進、食糧資源の確保、將來産業の振興及び國土計畫(産業の地方分散)等に努力することとなり、戰務省は、戦時のみならず、戦後に於けるカナダ國家經濟の安定確立をも大眼目として活動することとなつた。

戦時勞働力補給の方面に於ては、前記六月十九日勅令による勞資聯合の諮問機關たる全國勞働補給會議の外に、十月二十五日には、各省聯合勞務統一委員會なる機關が設置

された。之は戦争に關聯ある勞働事務を管掌せる各省の區分を明確にし、且事務遂行上統一ある計畫と連絡を實現するを目的として組織されたもので、勞働省次官を議長として國防省、戰務省、軍需省の代表及び全國勞働補給會議長の四名が委員となり、主事には、全國勞働補給會議主事なる勞働省轉業局長兼任することとなり、民間の意見を代表すべき全國勞働補給會議と最高府の方針を決定すべき内閣勞働補給委員會(勞働大臣を議長として、軍需大臣、國防大臣、大藏大臣及び戰務大臣にて構成)と相俟つて、戦時勞働補給政策實施上の萬全を期したものであつた。

勞働補給政策上で面白いのは、十一月七日附の勅令を以て熟練工の争奪戦が嚴禁となつたことである。之より先十月三日勞働大臣は、目下カナダに於ては熟練工の不足甚しく、熟練工の失業率は五・二%と云ふ最低記録を示して居ることを報告し、全國の雇主企業者に對して、他企業に就業中の高級熟練工を「誘惑」せざるやう勧告するところがあつたが、熟練工争奪戦の熾烈なる結果、軍需産業の生産能率に重大影響を及ぼす形勢に省みて、政府は、斷然之が禁止を命令したのである。即ち職工募集の廣告、通牒には、必ず他の會社、工場又は雇主の下に現に就業中のものは採用せざる旨を明記し又他に就業せるものに對して、直接又

は間接に口頭を以て雇入を要請するを許さざることとし、違反者には即決にて五百弗以下の罰金に處することとなつた。

尙、最近の情報によれば、國防省では、服役中の現役兵で重要産業の主要職工たりしものは、冬期歸還を許可して該産業に就業せしむることとなつたと云ふが、各省聯合勞務統一委員會の一九四一年度勞務需給調査報告によれば、一九四一年に於ける兵員増加豫定は合計十一萬七千二百人となつて居り、軍需産業方面の勞働需要概算では、一九四〇年末日現在就業者十四萬九千六百六十六人にして、一九四一年十二月末日現在二十二萬六千六百六十六人に増加すべき豫定に付、兵員及び産業勞働者總計約二十萬人の増加が必要となつて居り、内不熟練工及び婦人工補給には、大して困難はないが、問題は熟練工及び半熟練工の補給であつて、之は合計約七萬五千人と概算されて居た。そこで一九四一年の産業勞働者訓練計畫では、學校の訓練所で五萬人、會社工場で經營せる訓練所で五萬人を訓練する豫定になつて居り、その卒業者合計十萬人中二萬人は陸海軍工廠に割當てるとして、残る八萬人を産業に振向ければ充分であり、殊に六月になれば、中等學校卒業生約十萬人が出るので、軍需産業勞働力の補給の前途は悲觀するに當らないと云つて居た。

年公正賃銀法にある一日八時間、一週四十四時間の規定を當分適用停止したこともあつた。

カナダ政府では、開戦以來、勞働不安の防止と社會平和の維持の爲、宣戦と同時に物價統制院を設け、燃料、食糧品、其他日用品價格の不當の騰貴を抑制し、又一九四〇年九月には、戰時物價統制院の權限を擴張して、家賃の統制をも行ふこととなり、特定地域の賃料は、一九四〇年一月二日現在の價格に据置くこととなつた。而して一九四〇年十二月に入るや、軍需工業未曾有の好況時代の現出に直面し、インフレーション防止の爲、遂に基本賃銀制度を採用するに至つた。

この基本賃銀制度は、物價及び賃銀の膨脹傾向を防止する爲、基本賃銀水準を維持し、且生計費の變動に適應せる調節をすべき目的を以て實施されたものであるが、それと同時に將來勞働爭議に際して、和解調停機關が公正なる賃銀率を決定するに當つて、之に一の目安を與へんことをも考慮したもので、殊に之に關する十二月十六日附勅令第七四四〇號の内容は、カナダの戰時勞働政策の基本原則を詳述せるものとして興味がある。

勅令の内容は、先づ勞働爭議調査法が、一九三九年十一月勅令によりて修正されたにもかゝらず

賃銀政策

十八世紀末葉以來勞働運動上に八時間勞働制と共に、重要標語となつて居た公正賃銀の概念は、カナダに於ては夙に一九〇〇年中央政府の採用するところとなり政府と契約による民間請負事業には、凡て公正賃銀政策に基く賃銀及び勞働時間の規定が適用されて居つた。世界大戰後の一九二二年には、初めて勅令によつてこの公正賃銀を規正することとなり、其後の一九三〇年には公正賃銀及び八時間勞働法の制定となり、又州政府に於て州法として實施したところもあり、其後修正を経て中央政府の公正賃銀政策は、一九三五年公正賃銀及び勞働時間法となつて内容も充實し定額賃銀の規正のみならず、勞働大臣は、時間外作業の割増賃銀の決定を初め、賃銀爭議の強制調停も行ふことが出来ることとなり適用範圍も漸く擴張され、當初主として土木建築の營繕作業勞働者のみがこの政策の特典に均霑したのであつたが、今回開戦後、武器軍需品製造、飛行機艦船建造其他國防上の資材製造にまで適用せられるに至つて居る。されば、カナダに於ては勞働條件に對する全般的の政府の統制は施行されないにしても、戰時股販産業のそれは殆んど凡て公正賃銀法規によつて規正されて居る譯である。尤も、一九四〇年十一月には戰時熟練工養成の訓練所及び兵營建築の勞働者に限つて、一九三五

(イ)該法令が、この種爭議の全部に對して満足なる適用を得ざりしことは、經驗の示すところである。

(ロ)萬一政府が、公正賃銀法の原則を擴張し、以て戰時作業に従事せる産業全部に於ける賃銀率其他の從業條件を決定するとならば、多數の專斷的決定を生ずべく、且政府が先に(六月十九日勅令第二六八五號)宣言せる政策によつて自由を保障されし團體交渉の施設と慣習とは無用となり、勞働團體は、その正當なる機能を奪はれるに至るであらう。

(ハ)戰時物價通商院は、開戦當初創設せられ、その活動の結果、或る程度の生産費の騰貴は免れ得ずとするも、一九三九年八月以後の生計費は、統計局新編算指數によれば六・二%の上昇にして、場合により之より多少の上下あるにすぎない。

(ニ)政府は、戰時産業の請負契約を許可するに當つて、利潤を制限し、且地方税及び一八%の綜合所得税に加ふるに超過利得税法規に基いて、現在の利潤が戰前の利潤を超過せる場合その差額に對して七五%の課税を追加することを忘れなかつた。

(ホ)我國の多數の産業及び職業に於ては、既に一九二六年乃至一九二九年の期間に於て、正當なる賃銀水準は確立して居るし、且生計費は、一九四〇年九月の勞働時報によれば、一九二九年の平均水準を降ること二・六%になつて居る。

(ヘ)勞務統一委員會では、先に戰時賃銀政策の適正なる原則を制定し、之を全國勞働補給會議の協議に附し以てそれら原則の正當性と有効性に對する勞資の慎重なる判斷を求め、且それが

實施上の協力を得た。
と云ひ、勞働爭議調査法に基く和解會議の指導方針として勅令二六八五號の原則及び左記の戦時賃銀政策の原則を遵守せんことを慫慂し居るものである。

- (一) 州法令により確立せる最低賃銀標準は、單に最低標準として認むべきである。
- (二) 現行賃銀率は、本原則の條項の故を以て、低減すべきにあらず。
- (三) 各産業又は職業に於て、協定又は慣習に基き、全國的又は地方的に、一九二六—一九二九年の期間に於て確定せる賃銀率水準、或は其の後今日までに確立せるそれより高額なる水準は、一般に公正且正當と思惟すべきである。但特殊の産業又は職業或は地方に於ける賃銀が、例外的の事情の結果、甚しく低廉且常規を失したるか、又は不當に昇騰し且常規を逸せること明白なる場合には、和解會議を設けて、該賃率をば、この種事情の下に於て公正且正當たりと認むるものに調節することを得る。
- (四) 賃銀をば一九二六—一九二九年の水準に復歸せしめし場合(現行一般賃率より高額にして)失等なることが、和解會議に充分判明せる時は、該會議は、一層年中に於ける賃銀値上をば、現行一般賃率の五%に止むるを正當と認むるべきである。
- (五) 勞働者は、凡て今日の戦争が全國民に要請せる犠牲を分擔しつゝあると同時に、その基本生活標準が生計費の止むを得ざる

追加をなし得る如く取極をなすを要する。

- (八) 戦時生産上の必要より、從來慣習又は協定にて確立せる現行勞働條件の停止を要する場合、この種の停止を行ふ取極は、勞働者側の希望ある場合には、従前例行の勞働條件をば、非常時状態の終了後全部且變更なく復活するを條件とすべきである。
 - (九) 勞働爭議調査法登録官は、戦時中なされし職業上の慣習の停止又は回避を記録し、以て戦後規定による復活をなす際の便宜を講ずるを義務とする。
 - (一〇) 政府の各省との契約による事業に於ける爭議の場合にはその爭議を附議せられし和解調査會議は、當該省に對して、爭議に關聯せる事項に關する該省の見解の覺書和解會議に提出すべき特權を與ふるものとする。
 - (一一) 和解調査會議は、審議の結果到達せる協定全部を勞働省に提出保管せしむる義務あるものとする。
- 以上の如く、開戦以來のカナダの戦時勞働政策は、基本賃銀制度の確立によつて集約大成されしものと云ふべく、一方前記の如く勞働力補給に關しては、カナダに於ては、一九四〇年中には、尙ほ餘裕綽々として樂觀せる傾向を示して居た。

合衆國

一般勞働事情 一九四〇年は合衆國にとつては、内外多事

騰貴による低下を蒙るべきにあらざることを保障する爲、基本賃銀率とは別個に、適正なる戦時生計費手当を支給することを得。この種手当の決定は、左記諸項に準據すべきものとする。

- (イ) 生産費は、中央統計局が勞働省と協力して作製せる新生計費指數により計算し、地方事情により正當と認めらるべき調節を加ふること。
- (ロ) 手当の決定は三箇月以下の期間を措きてなすべく、第一回の支給は、一九三八年八月又は其の後賃銀値上ありし時より五%の騰貴となつた時とする。従つて手当額は、前回手当支給の決定ありし時より生計費が五%以上騰貴せし時に始めて調節を行ふ。手当の減額は生計費が五%以上低下した時に行ふ。
- (ハ) 手当は、全勞働者一様に於て、時間當又は適當の均一額として、基本的生活必需品の昂騰に對して勞働者を保護する趣旨たるべきものである。
- (ニ) 戦時状態に於て、生産の量及び速度を増加すべき緊急の必要ある場合には、交替制及び従業時間に関する特殊規定を設くるも差支なく、之は、相互の協定により實施すべく、且非常時期間のみ施行するものと解せらる。勞働者の健康と安全は保護すべきである。
- (七) 繼續作業又は三交替制にあらざれば作業不能の産業に於ては、いかなる事由ありとも、少くとも七日間に一日の休息を與へ得又休息時間と作業時間の適當なる比例を維持し得る如き休日

多端の一年であつて、この一年間に合衆國は、歐洲戰亂勃發後確立した嚴正中立の態度より漸次非交戰國的地位に推移し、年末に至つて遂に殆んど交戰國と等しきまでの状態となりし一方、ルーズヴェルト大統領は、國初以來の傳統を一擲して第三次就任をなすと共に、未曾有の大軍備計畫を實施して、合衆國を以て世界民主主義國の兵器廠たらしめんと宣言するに至つた。

ドイツの電撃戰によりて歐洲戰局の急速に發展するや、五月十六日ルーズヴェルト大統領は、自ら國會に出席して特別國防教書を朗讀し、國防豫算十一億八千二百萬弗を要求し、飛行機五萬臺を即時調達すると共に、飛行機製作年額五萬臺にまで生産能率を向上せしむべきことを主張し、次ぎて同二十八日には、この老なる國防計畫遂行の爲、特別に國防委員會を組織し、スチール會社重役會々長エドワード・スチッチニアス、合同被服勞働組合會長シドニー・ヒルマン、聯邦準備局評議員チェスター・デイヴィス、バーリントン鐵道會社重役會々長ラルフ・パッド、聯邦證券委員會委員レオン・ヘンダーソン、北カロライナ州立大學々長ハリエット・エリオット女史、及び大統領秘書ウイリアム・マツクス・レーノルズの七氏を委員として、工業資材、勞資關係、農業、交通運輸、物價、消費者保護の各部及び書記局

を分擔せしめ、以て國防の充實と産業内の摩擦の調整に努め、未曾有の大軍備計畫を完遂せしめることとなつた。この特別委員会は、やがて入閣した共產黨領袖ヘンリー・ステムソン及びフランク・ノックス兩氏が各陸軍長官及び海軍長官となつて、内務、農林、商務及び労働の各長官と共に大統領を議長として組織した内閣國防會議の活動機關となるに至り、大統領は之に對して、議會の協賛を経ずして委任し得る最大権限を賦與したのであつた。この全國々防諮問委員會(N. D. A. C.)と呼ばれる組織の任命は、大統領が豫て抱懷實施せるその労働政策をば國防問題に結びつけて強行し、以て「新方針」以來の失敗を恢復せんとの企圖だと評されたものである。

斯くて天文的數字に上る國防豫算は計上せられ、資材の獲得、生産能力の整備、労働力の補給と次々に活動は開始されるに至つた。九月十六日には軍事訓練義務制を規定せる選抜服役法が制定されて、全國壯丁千六百餘萬の登録が行はれ、二十一歳より三十五歳までの男子は一年間軍事訓練を受くべき義務を有することとなり、十一月より第一回の召集を行ひ、又州兵を國軍に改編し、一方海軍に於ては兩洋作戦計畫を確立して、兩半球各地に基地を物色する等、軍備の充實着々として進捗する状態であつた。

然しながら合衆國が本格的に反樞軸國間の後援者として又事實上の同盟國として活動し出したのは、十一月大統領選挙の結果の判明してからであつた。それと同時に合衆國の反樞軸政策が、實は自國の帝國主義的發展を根本としてゐるものであることも漸く露骨になり、所謂金權民主主義の本性は、その西半球防備體制と太平洋包圍陣の形成によつて、その眞骨頂を呈露するに至つた。

一九四〇年は、その國防計畫に基く労働政策確立の緒に着いた點に於て、重要視すべき歳次であるが、その効果を確めるに暇なくして終つた。年末に近く國防計畫遂行機關は一大改正が行はれ、従来の諮問委員會を一層強化せる國防生産管理局が十二月二十日任命されることとなり、軍需優先局生産統制官クマードセンを局長とし、諮問委員會勞務部長ヒルマンを次長とし、ステムソン陸軍長官及びノックス海軍長官も参加し、この四巨頭の下に軍需生産部、國防資材購入管理部、及び國防優先部の三部組織によつて國防計畫の急速圓滑なる遂行が期された。

失業問題 關つて合衆國の労働人口がいかなるものかを考へて見るに、一九四〇年は折柄國勢調査の行はれた年度であつて、その結果の速報が發表されたのによると、一九四〇年三月二十四日より三十日に至る一週間に於ける全國

の労働人口は、總計五千二百八十四萬にして、内四千五百三十五萬は、民間事業及び臨時的ならざる官業に従事せるもので、五百一十一萬は求職中、二百三十八萬は官營の臨時事業(事業企業法、全國青年法、市民保存團等の失業救済事業)に従事せるものであつた。尤も實際上に於て、官營救済事業の労働者は、右の數字より多く、調査當時現在二百九十萬に達し、其の外學生授産事業には、四十七萬一千人が雇傭されて居つた。而して右の労働人口統計五千二百八十四萬は、十四歳以上の人口總計一億九十七萬二十人の五割二分三厘に相當するものである。

前記の如く労働人口統計中四千四百五萬(八割三分四厘)は、民間又は臨時ならざる官業に雇傭されて居つたが、百三十萬(二分五厘)は、現在雇傭はされて居るが、事故の爲に従業してゐないもので、之には賃金俸給労働者の外、事業主農民其の他獨立經營の事業に従事してゐるものも含まれて居つた。而して總計五百一十一萬は、調査當時公私の仕事に従事せず、求職中と報告されて居るが、その内四百四十一萬三千人は就職の経験あるもので、残る七十九萬七千人は繼續一箇月以上に互る正式の職業に従事せる経験なきものであつた。

性別を見ると、十四歳以上の男子人口の七割九分は、勞

働人口に屬するが、女子との比率は二割五分五厘であつた。而して男子労働人口中八割五分五厘は就業者にして、九分六厘は求職者、四分九厘は臨時救済事業の労働者であつて、女子の場合は、就業者八割六分八厘、求職者九分九厘、救済事業労働者三分四厘であつた。

十四歳以上の總人口中四割七分七厘に相當する四千八百十三萬一千人の内譯を見ると、自宅家事に従事するもの二千八百八十三萬九千人、通學者九百七萬一千人、従業不能者五百二十二萬人、公共施設收容のもの百二十二萬六千人、其他の理由にて就業せず又は求職せざるもの百九十八萬六千人、調査當時就業關係不明のもの百七十八萬九千人となつてゐるが、この不明のものゝ大多數は労働人口に屬せぬものと云はれる。

尙主要製造工業に於ける就職指數を労働統計局の報告によつて見ると、一九二二―二五年の三箇年平均を一〇〇とすれば、一九四〇年各月は左の通りになつて居る。

この數字によつても、一九四〇年下半年には合衆國主要製造工業に於ける就業状態の著しく好況を呈して、逐月増加の傾向を示し、之は一九四一年にまで繼續して、一九四一年二月には全産業の指數一二一・八が報告されて居る情況であつた。一方失業統計を見るときは、全國産業會議本

主要製造工業就業指數

業別	一九三九年		一九四〇年		一九四〇年											
	平均	平均	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
全産業	九九九	九九九	109.1	108.0	108.0	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1	108.1		
耐久性物資	九九九	九九九	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1		
非耐久性物資	九九九	九九九	110.6	109.7	110.1	109.5	109.5	109.5	109.5	109.5	109.5	109.5	109.5	109.5		

失業者百分率及求職件數統計

年月	全國産業會		勞働總同盟		求職件數
	概算	概算	概算	概算	
一九三三年	二五・一	二六・一	二五・一	二六・一	七、四四九、八四一
一九三四年	二〇・二	二〇・二	二〇・二	二〇・二	七、七〇五、二七〇
一九三五年	一八・四	一八・四	一八・四	一八・四	五、一二五、〇九四
一九三六年	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	七、四〇四、一八七
一九三七年	一二・〇	一二・〇	一二・〇	一二・〇	六、二四六、〇三六
一九三八年	一八・八	一八・八	一八・八	一八・八	五、三一四、八〇六
一九三九年	一六・七	一六・七	一六・七	一六・七	六、〇一一、六九一
一九四〇年	一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇	五、九一九、〇一七
一月	二〇・一	二〇・一	二〇・一	二〇・一	四、三九一、九八八
二月	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	
三月	一六・九	一六・九	一六・九	一六・九	

部(N.I.C.B.)の統計によるも、又アメリカ労働總同盟の統計によるも、一定労働者数中の失業率は、上半期に於て寧ろ下降して居るが、下半期は上昇傾向を示して、國防産業の漸次殷盛となつた事實を反映せざるところに、合衆國特別事情の潜在を暗示して居る。尤も年平均率に於ては一九三三年の最高二五・一乃至二六・四に比すれば、約一〇の減少を示して居ることは確かであり、殊に月別の百分率が年平均より低くなつてゐる點に軍需工業好況期を示すものがあるが、それにしても失業者總数は、一九四〇年には五百萬を下らなかつたことは否定し得ないのである。

下の數字に示された失業者の外、合衆國に於ては、國防産業の増産上人的資源として、三百萬前後の移動労働者が居ることが、一九四〇年七月國會下院の任命した委員會の

概算基礎労働者數	一九四〇年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
概算基礎労働者數	一六・四	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五
概算基礎労働者數	一六・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇	一八・〇
概算基礎労働者數	一四・九	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二	一七・二
概算基礎労働者數	一五・五	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一	一七・一
概算基礎労働者數	一三・九	一六・五	一六・五	一六・五	一六・五	一六・五	一六・五	一六・五	一六・五	一六・五	一六・五	一六・五
概算基礎労働者數	一二・二	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一	一五・一
概算基礎労働者數	一一・七	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五	一四・五
概算基礎労働者數	一一・八	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四	一四・四
概算基礎労働者數	一二・五	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇	一四・〇
概算基礎労働者數	一六・四	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五	一八・五

調査の結果明白になつた。合衆國々内に於ける労働者の移動の劇しいことは、かねて顯著なる現象として認められて居たのであるが、殊に一九二九年の大不況以來夥しき多數の労働者が求職の爲州より州へと移動する状態が甚しくなつたのである。それらの移動労働者は、從來大多數は農民なりと信じられて居つたのであるが、調査の結果都會の労働者の方が多しことが判明した。而してその夥しい移動労働者は、元來必ずしも全部が貧困者ではないのであるが、移動の途中に於て貧困に陥る爲、地方當局の厄介となるのが通常であることも明らかとなつた。

之等の移動労働者の正確の數は不明であるが、一九三〇

年國勢調査の際州際移民の數を調べたとき、内地出生人口の二割三分、即ち約二百五十萬人は、出生地以外の州で居住して居ることが報告されたし、又農園から農園へ移動する農民の數は毎年三百萬に達して居り、その家族數は百萬を越ゆることは確實であると云はれて居るし、各省聯合保健厚生事業統一委員會の報告では、約四百萬と云はれて居た。殊に近年早魃地方に於て移動は増加して居るし、又國防計畫實施の關係から都市労働者の移動も著しくなつて居る譯である。

この種移動労働者は、季節的求職を求めて移動してゐるものと、住居移轉の爲動いてゐるものと二種あるが、移動の原因として、調査委員會の報告してゐる事項を見ると、經濟的原因としては、(一)一般失業状態の深刻化による他地方求職、(二)就業状態、賃金及び季節的労働需要の地方により差異あること、(三)經濟的機會少き地方に於ける人口自然増加の大なること、(四)農業の季節的労働需要、(五)農工業の機械化、(六)全國復興計畫實施立遅れし地方より脱出などが列擧されて居り、自然的原因としては、早魃、土壤崩壊、植物の病毒、害蟲などがあげられて居るが最近では國防計畫の實施なども一原因となつて居るので、注目されて居り、移動労働者問題は單に、救護施設の問題

としてのみならず、國防上の人的資源の問題として重大化して来たのである。

労働條件 一九四〇年に於ける合衆國労働者の賃金の變動を見るに、大多数の産業に於ては一時間當平均所得の増加が見られたのは事實であるが、之は必ずしも賃金率の上昇の結果ではないと云はれて居る。賃金値上の行はれたのは多くの場合一九四〇年下半期になつて雇傭人員も急速に増加し、時間外作業も頻繁となつたからであつて、殊に高給賃金の労働者の増加の結果が、時間當平均所得の増加となつたと説明されて居る。尤も労働省時間賃金部の命令で賃金率の値上のあつた場合もあり、被服製造、毛織、製靴、編物等の場合がそれであつた。又公正労働標準法の結果、一日四十二時間制が四十時間となつた爲、時間當所得の増加した場合もあり、殊にこの際残業が必要となつて、残業手当の爲所得増加を來すことにもなつた。適當の所得も同様であつて、夏の初より秋へかけて上昇傾向となり、年末まで續いたが十月と十一月には、公正労働標準法による労働時間短縮の爲多少の下降も見られた。

製造工業に於ける時間當平均所得は、一九三九年十一月六五・三仙なりしものが、一九四〇年十一月には六七・八仙に騰貴し、石材及非金属礦業では、五四・八仙より五八・五

つて居ると著しい對照をなして居る。次に適當所得に就いて見ると、製造工業全部の平均は一九三九年十一月には二五・七三弗であり、一九四〇年夏までは變化なかつたが、十月には二七・一三弗となり、十一月には二六・九三弗に上昇した。斯く一九四〇年下半期に賃金の昇騰したのは、耐久物資製造業全部に亙つてであつたが、非耐久物資製造業では、大した變化なく、しかも一九四〇年初頭の平均は二二・〇三弗で、耐久物資製造業に比して遙かに低額であつた。一方、鑛山、油田、小賣商の如き非製造工業に於ては、少額ながら適當平均所得の低下があつた。尤も石材其他非金属鑛山、通信、電氣、電車バス、卸賣商、旅館、洗濯、染物、クリーニング、建築等の各業に於ては多少の値上ががあり、鐵道は、一九三九年十一月の三一・七八弗より一九四〇年十一月の三一・六〇弗に低下した。

翻つて一九四〇年に於ける生計費指數の變動を見るに、一般指數には殆ど變化なく、唯食糧價格のみは前年に比すれば、一九四〇年現在を二・五%の騰貴を示して居つた。又家賃は、大都市の一部及び國防計畫に關聯ある地方では騰貴をしたが、全国的に見て生計費は比較的安定して居つた。

労働争議 以上の如く、一九四〇年に於ては、國防計畫の一般労働條件に對する影響は未だ充分明示されてゐない

仙となり、第一種鐵道業では、七一・六仙より七一・八仙の僅少な上昇にすぎなかつた。非製造工業では本年中等平均所得に大差なく、炭坑、金屬鑛山、原油鑛、電話、電信、小賣商、旅館、染物、クリーニング等凡て大した變化を見なかつた。産業別に見ると、棉種油、製菓及び飲食物等の三三・三仙を最低として、新聞雜誌業の一〇・二九弗が最高であつた。成年男子人夫の初給賃金は、二十種の産業に於ては五〇・六仙であつたが、之は一九三九年に比して一・一仙即ち二・二%の値上になつて居る。又労働組合協定賃率では、時間當平均賃率は一九四〇年七月現在七十二都市の建築業では、一・三六九弗であつて、一人前の職人で平均一・四八七弗、助手及び人夫で〇・八九八弗であつた。一人前の職人の九割九分までは、一弗乃至二弗十仙の賃率で、助手及人夫は殆んど全部五十仙乃至一弗三十仙であつた。印刷業者に於ては、平均一時間當一・二〇一弗で、製本及び端物印刷では一・二三一弗、新聞業では一・三三一弗であつた。

賃金率上昇の傾向は、農業労働者にも多少ながら見られ住込にあらざる日給は、一九四〇年一月初頭現在の二・五五弗より一九四一年初頭の二・五九弗になつたが、之は一九二九年の平均日給二・二五弗に比すれば、遙かに低く、この點工業労働者の賃金が一九二九年以來約一割五分の値上にな

のであるが、之は労働争議の形勢に於ても看取することが出来る。一九四〇年に於ける労働争議による同盟罷業は、件數に於ては一九三七年以來の最低であつて、合計二千五百八件と報告され、殊に關係労働者數及び罷業繼續日數に於てはルーズヴェルト大統領就任以來の最低を示して居り、前者は合計五十七萬六千九百八十八人、後者は六百七十萬八千七百二十日にすぎなかつた。この罷業參加者數の全労働人口(家事使用人、教員、監督級職員を除く)に對する比率を見ると一九四〇年は二・三%にすぎず、之を一九三九年の四・七%、一九三四年及び三七年の七%強、一九一六年の八・四%、一九一七年及び一九一八年の六%強に比すれば、遙かに少數である。罷業件數合計は前年に比して大差ない(九六%)が罷業繼續日數合計は、前年の五分二弱(三八%)にして、參加人員も二分一足らず(四九%)にすぎなかつた。しかも本年は、特殊の大罷業といふべきものなく、三大罷業と云はれるので、參加人員約一萬五千人であつて、之は七月ニューヨーク市被服業の罷業が二日間と、十月セント・ルイス市建築工罷業の二日間と、八月ニュー・ヨーク市塗裝工の罷業が一箇月間繼續したのであり、之に次いで十二月太平洋岸西北製材業の労働者一萬二千人があつた程度である。

一九四〇年に於ける労働争議による同盟罷業は、件數に於ては一九三七年以來の最低であつて、合計二千五百八件と報告され、殊に關係労働者數及び罷業繼續日數に於てはルーズヴェルト大統領就任以來の最低を示して居り、前者は合計五十七萬六千九百八十八人、後者は六百七十萬八千七百二十日にすぎなかつた。この罷業參加者數の全労働人口(家事使用人、教員、監督級職員を除く)に對する比率を見ると一九四〇年は二・三%にすぎず、之を一九三九年の四・七%、一九三四年及び三七年の七%強、一九一六年の八・四%、一九一七年及び一九一八年の六%強に比すれば、遙かに少數である。罷業件數合計は前年に比して大差ない(九六%)が罷業繼續日數合計は、前年の五分二弱(三八%)にして、參加人員も二分一足らず(四九%)にすぎなかつた。しかも本年は、特殊の大罷業といふべきものなく、三大罷業と云はれるので、參加人員約一萬五千人であつて、之は七月ニューヨーク市被服業の罷業が二日間と、十月セント・ルイス市建築工罷業の二日間と、八月ニュー・ヨーク市塗裝工の罷業が一箇月間繼續したのであり、之に次いで十二月太平洋岸西北製材業の労働者一萬二千人があつた程度である。

罷業原因を見ると、一九四〇年中に解決を見た件数合計二千四百九十三件中、賃金或は時間問題を原因とせるものが、七百五十三件、労働組合問題を原因とするもの、一千二百四十三件となつて居り、組合の承認とか、組合に對する差別待遇とか、開放工場問題とか、原因となつてゐる罷業が依然として多く、之は一九三四年以來の労働争議の特徴となつて居る。結果別に見ると、賃金時間關係の罷業の内四二%は労働者側の目的貫徹に終つて居り、四二・九%は一部目的貫徹又は妥協であつて、失敗に終つたものは少数であつた。之に反して組合問題關係の罷業では、「全然目的を達せず又は僅かに目的を達せし」ものが二八・二%に達して居り、殊に組合承認を要求せる罷業にはこの種失敗の例が多い。

罷業参加の労働組合別を見ると、アメリカ労働總同盟加盟組合の關係し一九四〇年中に解決した罷業は、件数合計の六割二分に達し、参加人員の五割三分五厘、罷業日数の五割四分五厘を占めて居る。之に反して産業別團體會議加盟組合は、件数合計の二割八分に關係して居るのみであるが、参加人員は總數の約四割に達し、罷業日數亦同じであつた。尙罷業件数の五分五厘は、總同盟にも産業別會議にも加盟せざる労働組合の参加したものであつたが、之等の單

獨組合中最も多數の罷業に關係したのは、國際婦人服工組合であつた。又少數の場合には労働組合間の紛争が原因となつたため、二團體以上の組合が關係してゐたものもある。
憲兵法施行 一九四〇年國防計畫の進捗と共に、徴兵制度施行の要求は漸次強化された結果、九月十六日には、一九四〇年選抜訓練服役法と呼ばれる、強制徴兵に關する法規が制定されるに至つた。

この法律は、將來五年間に總數二百四十萬の兵員訓練を行ひ、一九四五年までに總數四百萬の訓練せる兵員を整備することを目的としたもので、それが爲に十月十六日には満二十一歳より三十六歳に至る全國の男子市民總計千六百五十餘萬の登録を行ひ、登録者は凡て一箇年間の軍事訓練を受くべきこととなつて居り、訓練期間中は月額三十弗の給與を支給されることになつて居る。又満十八歳から三十六歳までのものは、志願兵として服務することも規定されて居り、服役地域は西半球に限られて居るが、合衆國の領土及びフィリピンは勿論之に含まれる。議員、司法官、既に軍務に服せるもの、牧師等は服役免除となつて居り、大學生は學年終了まで延期される。服役滿期後は、豫備役に編入され、満四十五歳までは訓練召集の義務がある。
この法律の實施の爲、勞資關係上にも種々なる問題が起

ることとなつたが、それらに對する措置も規定されて居る。即ち、雇主は被傭者の服役中之を賜暇待遇として、就業中のものと同一の待遇をすべきことになつて居り、滿期の際には、以前の仕事又は同一の地位に復職せしめることになつて居る。それが爲には、服役者は、服役證明書を調べ、且除隊後四十日間以内に、復職の申請をすることになつて居る。斯くして復職せる労働者は復職後一年間は之を解雇することを禁じられて居る。その他、復職の際援助する爲、人事部なる機關も設けられて居るし、又應召者の代理として或る種の團體員を雇入れることが禁止されて居る。尙應召者が入營前月賦買の契約をせるとき、服役の爲その權利を喪失することがないやうにも規定してある。

右の外この徴兵法には、産業徵用の規定もあり、製造業者が政府の國防資材注文ありしとき、その注文に應ずることを拒絶せる場合には、政府は直ちに當該工場を攝收して國防上必要な製品又は物品の製造をすることを得、該製造業者は三年以下の禁錮及び五萬弗以下の罰金に處せられることになつて居る。尤もその際、政府は製造業者に對して、原材料の代價を支拂ひ、又建物賃借料も支拂ふことになつて居る。

ルーズヴェルト大統領の新國防計畫が明白に樹立された

のは一九四〇年六月ではあつたが、その效果の全面的に顯著となつたのは、大統領の第三任期に入つて後のことであつて、その意味に於て一九四〇年は、一九四一年に入つてからの全面的參戰氣運の準備期と云ふべきであることは、前述の一般労働事情によつても揣摩し得るであらう。

國防労働政策の背景 前大戰直後デューノヴの國際労働機關が活動を開始せし當時にあつては、合衆國は、各國中労働立法の最も不備なる國として知られて居つたが、近年合衆國に於ける労働立法の發達は顯著なるものあり、殊にルーズヴェルト大統領の「新方針」以來、組織的なる労働法規の制定が行はれた結果、今日では各國中労働立法の最も進歩せる國となるに至り、しかもその立法が、聯邦各州を通じて一大體系をなし、單に勞務關係の法規のみならず、合衆國經濟機構の重要な一部をなして居るのは注目すべきである。従つて、一九四〇年に於て劃期的なる國防計畫が樹立せられ、それに基く産業界の活躍が開始し、従つてその間に生ずる諸種の勞務關係を規正するに當つて、必ずしも新立法の制定を要せざりしことは、一九四〇年には國會の制定したる労働立法には、特に重要なものがなかつたのでも明らであつて、寧ろ現行法規を新國防機構に適應施行することが重大問題となつたといふべきである。左に從

來の立法施行の状況につき紹介する。

四重立法 合衆國勞働政策の基本的立法は、ルーズヴェルト大統領第一期就任當時の全國産業復興法が違憲の判決を得て以來、大體に於て一九三五年の全國勞働關係法と一九三六年の請負契約法と一九三八年の公正勞働標準法とを三大支柱として、前大戰當時制定となつた鐵道勞働法規と一九三五年の社會保障法に基く各州の失業補償及び養老年金法令とルーズヴェルト大統領の「新方針」以來違法と認められざるに至つた各州の最低賃金法令とを外廓的施設として確立したものである。

全國勞働關係法即ち所謂ワグナー法は、全國産業復興法(N.I.R.A.)の撤廢後、之に代はるべき施設として採用されたもので、その原則として、勞働者の團結と團體協約權を認め、勞働條件の決定は團體交渉によつて行ふべきことを力説し、それが爲に全國勞働關係局(N.L.R.B.)なる協議機關を設け、以て(一)州際通商に従事せる雇主の全國勞働關係法に規定せる不當の慣行を防止し、且(二)従業員代表制に關する紛議を解決し、又當該勞働者全部を代表すべき従業員團體の名稱を確定せしめることを目的としたものである。全國勞働關係局第五回報告によると、一九三九—四〇年度に於て、同局取扱の件數合計七千三百五十四件

勞働組合別	組合参加の投票		代表權獲得		同失敗	
	回数	投票數	回数	投票數	回数	投票數
勞働總同盟加盟	七三三	三三三、三三九	三六六	七〇、七〇〇	三六八	二七三、七三九
産業別組合會議加盟	六九三	四四七、三三六	四〇〇	三三、八三三	二八三	一三三、三八四
單獨全國的組合	二二二	三七、〇三三	四四	九、九九九	七〇	二七、三四四
單獨地方的組合	二三四	三三、一七〇	八三	三、六九七	三二	二九、四七三

を超過し得ず、又當該産業及び地方に慣行の最低賃金として勞働大臣が決定せし金額未滿のものを支拂ふべからざることを規定したもので、尙萬一右の基本勞働時間を超過して作業する場合には、時間外賃金を支拂ふべきこと、十六歳未滿の男子と十八歳未滿の女子と囚人勞働者とは使用すべからざること、請負業者は従業員的安全保健を保障し、且從業地域の州の安全、衛生及び勞務監督法令を遵守すべきこと等の規定も設けられてゐるもので、この法律の結果一九四〇年八月末日迄に勞働大臣の決定によつて最低賃金の確立した産業は、航空機製造業、及び鐵鋼業を含む三十一種に達して居り、斯くて政府との請負契約によつて被服、靴、セメント、肥料、製紙及び紙器等の原材料及び各種物資の製造加工に従事せる工場会社に於ける從業條件の基準

關係勞働者百四十八萬八千二十名中、關係勞働者八十七萬に達する四千六百六十四件は、不當慣行を原因とするものであつて、勞働組合加入及び法令違反に抗議の爲の罷業の結果、法の規定せる差別待遇によつて解雇となつた勞働者で、同局取扱の結果、復職したものは、三萬一千名に達し又四千八百名は、同局の判決の結果、總額約六十五萬弗の賃金の追加支拂を受けたと云はれ、其他雇主側が勞働組合に干渉せざるべき旨公告した場合は一千件あり、御用組合を解散した場合二百二十件、團體協約を承諾せる場合八百八十件、文書を以て協約を締結せる場合六百件と報告されて居る。殊に全國勞働關係局の活動の著しいのは、勞働者團體間の代表權爭奪戰の場合で、この種の紛議の解決を見たのは、二千六百九十件に達し、一會社に於て二團體以上の勞働組合員が從業してゐる場合、いづれの團體に代表權を賦與すべきかの投票を行つた數は、千九百九十二件であつた。この投票は、合衆國に於ける勞働組合の勢力關係を明示してゐるので、左に代表權の決定した投票の結果を掲げる。

次に請負契約法は、所謂ウォルシュ・ヒールレー法と呼ばれるもので、價格一萬弗を超える政府の請負事業に従業する勞働者に對しては、基本勞働時間一日八時間、一週四十時間

は確立したものであつた。

請負契約法施行の結果、政府の請負事業に従事せる勞働者が直接その利益に均霑したのは云ふまでもないが、從來從業條件を低下せしめることによつて、請負價格を安くし得る請負業との不當競争に苦んで居つた雇主側も亦本法施行によつて公平の取扱ひを受けることになつたのである。

請負契約法が、一九三六年施行以後一九四〇年八月末日に至る四箇年間に於て、政府の民間に提供せる請負事業は合計二萬七千十三件、その價格總額二十一億三千八百七十七萬二百六十四弗に達したが、右契約數中一萬一千百九十九件に付調査の結果を見ると、五割七分五厘二毛までは規定違反はなかつたが、金額上の訂正を要するもの約三割あり、残る一割三分五厘八毛の場合は、記録の不備とか、不衛生、危険、工場内告示の掲載を怠るとかの違反があり、請負契約部の注意を受けた。又本法規定に基く最低賃金の決定を見た場合は、三十一件であつたが、之が從業條件改善上如何程の効果ありしかは不明であるが、とにかく從業員合計約八十七萬三千人に迄及ぶ各種の産業に於ては、本法の規定に基いて定められた最低賃金率と同額乃至それ以上の額が支拂はれるやうになつたと報告されて居る。殊に航空機製造及び製鐵鋼の如き産業に於ては勞働者の約一割は從來

本法により最低賃金以下で従業してゐたのが、全部政府所定の賃率に引上げられることになつたし、荷札及び陶器製造業などでは、大多数の雇主は従来でも法定最低賃率と同額を支拂つてゐたのであるが、本法施行の結果それ以下に賃金の低下することがなくなつたし、又それ以下の賃率の工場ではその額まで値上となつたといふこともある。

斯くて施行された最低賃金一時間當の率は、セメント業の一部では七〇仙、男子用帽子業では六七仙五、鐵鋼業の一部では六二仙五、右の他の被服業では三二仙五乃至五〇仙等になつて居る。

本法施行の爲労働省には、請負契約部が設置され、又産業事情を調査し、且審問を行ふ爲請負契約局があり、政策、人事、法律上の解釋等に關しては、後者は前者の部長の指揮命令に従ふ事になつて居る。而して違反の摘發は労働省又は關係者の上訴によつてなし、その解決はなるべく非公式に行ふこととし、正式に告發のあつた場合には被告は二十日間以内に回答を送達することになつて居る。審問を行ふ場合には、事件の起つた近傍にてすることとし、部長の判決は、労働省の命令と同一效力あるものとし、萬一不滿の場合には労働大臣に上告することになつて居る。尙労働大臣は、本法施行の爲必要な規則を發布することになつ

を支拂へる雇主が低劣なる労働條件によつて労働者を使用せるものとの競争上不利の地位に立つを保護する目的にて制定されたものであるが、その適用範圍は、州際通商又は州際通商の商品生産に従事する労働者のみになつて居り、(一)營業、管理、専門事務、又は地方小賣業、(二)小賣又は運輸、交通、接客業にて大部分州内通商に屬するもの、(三)海員、(四)鐵道労働法第二編の適用を受くる空輸業、(五)水産業、(六)發行部數三千部未滿の地方新聞業、(七)五百局未滿の公設電話局交換手には適用せず、又官公署にも適用しない。其他季節的産業、農業等にも適用免除が規定されて居る。尙徒弟、缺陷ある労働者、見習工、メッセンジャーには、規定の最低賃金以下の賃率を定めることが出来ることになつて居るが、之には「就業機會の減少の防止上必要な範圍」といふ條件が附いて居る。其他本法には少年雇傭最低年齢や、未成年者危険作業禁止等の條項も含まれて居り、之等は労働省少年局の所管に屬して居る。

本法の労働時間に關する規定は、一九三八年十月二十四日日本法施行後一箇年間は、通常一週労働時間は、四十四時間とし、一九三九年十月より一九四〇年十月までは、四十二時間、自後は四十時間にすることとなつて居り、賃金に關しては、第一年には一時間二十五仙を一般最低率とし、

て居り、種々な細目を設けられて居るが、本法の缺點は契約額一萬弗を超過する場合のみ適用するもので、一萬弗を超過する契約でも、之を分割して數人で請負ふ場合には、適用を免れる點にあると云はれて居る。尤も昭和十五年下半期合衆國の再軍備計畫の急速に實行されるやうになつて以來、民間軍需工業の殆ど全部に本法が適用される譯で、この點で労働條件規正上有力な立法と見做されて居る。

請負契約法は、全國復興法が廢止となりて後公正労働標準法が未だ制定されない頃採擇となつたものであるが、公正労働標準法こそ、廣汎の範圍に互つて労働條件の規正に寄與し得た立法である。之は從來合衆國の労働立法が、やゝもすれば憲法の自由主義精神に抵觸して違憲の判決によつて廢止されることがあり、問題となつて居つたところ、一九三七年最高法院で憲法上の「州際通商」に對して廣義の解釋を下したのに即應して、ルーズヴェルト大統領が賃銀及び労働時間を規制せる中央政府の立法を要求した結果として制定されたので、當時労働省に新設された賃金時間部の所管に屬するものである(但少年労働の規定は、同省少年局に屬する)。

一名賃金時間法とも呼ばれるこの法律は、最低廉賃金の産業労働者に對して生活費賃金を保障し、且適正なる賃金

第二年目より三十仙とし、一九四五年十月以後は四十仙を通常賃率とすべきことが規定されて居る。斯くて一九四〇年十月二十四日以後は一週労働時間四十時間を超過する場合には、その時間外作業に對しては、通常時給の五割増の賃金を支拂ふことになつて居る。一方賃金率は、四五年までは一時間三十仙であるが、一九四〇年七月末日までに賃金時間部長の命令によつて調査の結果特別産業委員會の勸告に基き、この最低率以上の賃金が決定された産業も十種(衣服、男子用帽子、靴下、編物上衣、編物下着、婦人用帽子、製紙、製靴、紡織及び毛織)あり、その外四種の産業でも三十仙以上の賃金を勸告したが、當時部長の實施命令なく、その内皮革業だけに其後に至つて命令が出た。

本法適用労働者數は、一九三九年四月の調査では、一千二百六十五萬二千七百名と換算され、其の外アラスカ、プエルトリコの如き外地の労働者で、一九三九年十月以後自動的に賃金値上となるもの六十九萬の見込であつた。それらの適用労働者は、主として製造加工業のものであるが、鑛業、鐵道及び自動車運輸、瓦斯電氣、卸商、郵便事業、保險業、仲買業等のものもある。又地方によりては適用労働者の甚しく多數のところもあり、甚しく少數のところもある。又賃金労働者と俸給労働者との間にも、業別で大差

あり、俸給労働者は、加工業では總數の六割二分、採收業では約六割は適用受けるが、賃金労働者は、僅に五乃至六分に適用されるのみである。而して本法適用の賃金労働者の比率の最も低いのは、卸賣業、保険業、仲買業、自動車運輸業及び瓦斯電氣業であり、製造工業方面に於ては二十五種の産業中、パン焼業最も低く(七割)、之に次いで印刷業(九割一分乃至二分)であり、十五種の産業部門では九割五分乃至九割八分であつた。

賃金時間部長の命令によつて、法定最低賃金以上の最低賃率の實施されて居るのは、主として被服製造及び紡織業で、殊に初の命令の結果賃金が一時三十三仙以上に値上された労働者を多數有する部門の被服及所屬品類製造業で、命令により賃率向上せる労働者數合計十六萬六千名に達し、之に次いで、紡織業の七十萬九千七百名と製靴業の六萬百名であると報告されて居る。それらの労働者の最低賃率は、縫目なし靴下製造業、紡織業其の他被服業の三十二仙五當より漸次上昇して、製紙工、全型靴下製造工、帽子工、其他の被服類の労働者の四十仙當を最高として居る。

公正労働標準法の適用を受けない低廉賃金労働者の保護の爲、最低賃金立法を制定した州が既に二十六箇所に達し

て居る。元來合衆國では、最低賃金立法は違憲視されて居り、労働組合側でも法令を以て最低賃金を制定することに對しては、大して賛意を表さなかつたのである。然るに合衆國司直の最高府に於ても、一九二三年以來必ずしも最低賃金立法をば自由取引を妨害する違憲の行爲とは認めざるに至り、殊にルーズヴェルト大統領就任以來ニューヨークを初め、大統領の勸告に基いて最低賃金法規も新に制定し、又は現行法を修正改訂する州は漸く多くなつた。尤も産業復興法施行中は、別に最低賃金法を制定する必要もないので、一時停頓して居つたが、同法廢止後は逐年増加して、今日では内地二十六州の外アラスカ、コロンビア區、プエルトリコ等の外地にも施行せられ、適用人員約四百餘萬と云はれ、その大多數は、公正労働標準法の適用に均霑し得ざる各種の業種及び州内尙産業に適用されて居るのである。

社會保障法は、各州に於て任意的に制定せる失業補償及び養老年金の制度に對して、中央政府より補助金を下附することを原則として施行されたもので、一九三五年同法公布後第三年目たる一九三七年には、全國殆んど各州議會にて失業補償法を制定するに至り、一九三九年には既に失業補償法の改善を企つるもの四十六州に達し、一九四〇年に

も改訂法を施行せるところコロンビア區の外十三州もあり手當支給條件緩和、補償手當の増額、待期の短縮、手當支給期間の延長、其の他の便宜を増加した。各州の失業補償制度は、それ／＼特徴あるもので、その組織、財政、運用等は千差萬別の觀を呈して居るが、大多數は、經費は雇主負擔とし、賃金支拂額三千非以上に對して、通常二・七%の掛金を賺出し、多くの場合之を州全體を綜合せる基金プールに納入することになつて居り、労働者失業の際には、その賃金率と就業期間とに應じた補償手當を支給することになつて居る。手當額は全體、週當賃率の五割見當であり、之は四十一州の場合では、最高十五非になつて居るし、十八非位に達するところもあるし、又一非五十仙と云ふものもある。支給期間は大抵十六週である。

● 社會保障法には、老齡退職後の年金支給の規定もあり、之は賃金年收額三千非以下の従業員に適用するものであるが、之は一九三九年全國産業會議本部(N.I.C.B.)の調査によれば、一九三五年社會保障法制定の前後十年間に於て、年金制度施行せる會社二百十五社の内、四分一は一九三九年には同制度を廢止し、又繼續施行せるところでも、掛金及び年金支給額の減少を見たと言はれる。然しながらこの調査に含まれた人員だけでも、約百五十萬に近い従業員

員が停年制を實施されて居るので、之が聯邦の立法の適用を受けてゐることは注目に値するものである。

一九四〇年の聯邦立法 一九四〇年は聯邦議會に於ては、殊に労働關係立法の法案の多數に上程された年度であつたが、それと同時に多數の提案の否決されたことも著しく、之は合衆國に於て、第一次ルーズヴェルト政權以來の「新方針」に出發せる革新的氣運に對する反對勢力の尙熾烈にして、やゝもすればルーズヴェルト政權以前の反動的方策に復歸せんと暗中飛躍せる國情を反映せると同時に、又參戰問題に關する輿論の確定せざることを表明せるものと云ふべきである。

全國労働關係法に對する一部有力なる資本家の反感の甚しいことは、周知の事實であつて、全國労働關係局廢止論さへ出てゐる状態であるが、一九四〇年には、全國労働關係局の有力部局たる經濟調査部廢止を目論んだ提案あり、その結果全國労働關係局の豫算は削減となり、經濟調査局は廢止となつた。

労働條件關係の立法に就いては、種々なる修正案が提出され、先づ一日八時間、一週四十時間の労働制は廣汎の範圍に亘つて確立されるに至つたが、それと同時に請負契約法改訂の結果、時間、賃金、安全、少年労働及び囚人労働

に關する同法の規定を停止すべき權能が大統領に賦與されたことも注目すべく、之は國防上の必要から生じた措置ではあるが、折角確立せる労働標準を再び不安定とすべき結果が恐れられて居た。又民間の國防産業の従業員は、從來八時間を超過する作業は禁止されて居たのが、陸海軍及び沿海防備上の作業に限り、非常時中はその規定の適用の停止となつたことも、特異の現象であつた。尙、右の停止の實施を公平にする爲、海軍委員會の造船請負の場合にも、八時間制は停止となり、この場合には八時間を超過せる殘業に對しては、最低五割増賃が支給されることになつた。

外人労働者雇傭に對する制限の嚴重となつたことも、一九四〇年の立法の一特徴をなして居る。之は所謂第五列狩の一反映と云ふべきもので、秘密、機密、其他の條件付の政府の請負仕事に従事せる請負業者の雇傭せる外人は豫め當該官廳の長官の許可を得ずしては、該請負事業の設計又は特定條項、或は作業に接近することも、又その試験的作業に従事することも禁止したのを最初として、パナマ運河地帯の熟練作業、技術的作業、事務又は監督業務に携はるものは、凡て合衆國市民たることを要し、パナマ國人は合衆國人の數より以上には雇入ることを得ざることとし、尙ほ暴力による政府顛覆を主義とする團體を支持し或は參加

せる外人は、事業企業法及び全國青年法による保護及び就業は禁止されることになつた。

一九四〇年の労働立法中注目すべきは、住宅政策に關するもので、之は合衆國住宅局(USHA)によるものと、聯邦管轄局によるものとの二の方策が講ぜられ、前者にあつては、陸海軍の協力を得て、軍用地附近に住宅建築をなす爲には、住宅局はいかなる資源によるも差支へないことになつて居り、又大統領が住宅不足なる爲、國防計畫遂行上の障礙ありと認めたとするには、住宅を建築すべきことになつて居り、後者も殆ど同様の方法によつて住宅の増設を企圖して居るので、後者の場合には豫算七千五百萬弗が計上され、その上同額だけ借入をなすことが出来るやうになつて居る。尙國防産業用の住宅の建築労働者には、一定の賃金及び従業時間も規定されて居る。

次に賃金關係の立法は、その大部分は從來の立法の適用區域を外地にまで擴張したもので、公正労働標準法の改正の結果、プエルトリコ及びヴァージン諸島に施行する場合には、最低賃率は内地のそれより低額で差支へないこととし、且家内労働者の出來高給も規定された。一九三一年のデーヴィス・ペーコン法は、内地に於ける政府の請負事業の労働賃金の慣行率を決定すべき労働大臣の權能を規定した

のであるが、之をばアラスカ及びハワイにも適用することとなつたし、パナマ運河地帯の賃率は豫算法規の結果、二割五分増となつた。

その他鐵道従業員、海員、囚人労働者に關する新法規も制定された外、特殊労働事情に關する調査が行はれた。即ち州内浮浪細民と労働生産力、刑務所労働、生産力と労働費等の問題に關する調査がそれであつた。

以上の如き労働立法は、要するに參戰問題の未だ切迫せざる一九四〇年中に制定されたもので、準戰時的措置とも云ふべきものが多く、殊に本年が大統領改選期であつたことが、重要立法の制定を見なかつた一理由と解せられる。

國防計畫 歐洲戦局の急速に進展した一九四〇年五月頃から、合衆國では所謂再軍備國防計畫が眞剣に考慮され、從來の英佛援助の爲の軍需品製造のみならず、自國の軍備充實を眼目とせる方策が決定し、國防産業労働政策が形成されることになり、それが爲全國々防會議を初めとして、全國々防諮問委員會、其他の機關の活動を見るに至つた。

全國々防會議は、大統領を議長として、陸海軍、内務、農林、商工、労働の各省大臣を委員として組織されたもので、國防計畫の最高府として絶大の權能を賦與されたものである。この所屬機關として任命されたのが、全國々防諮

問委員會であつて、之は産業、労働、原材料、農産、運輸、價格安定及び消費者等、國民經濟生活の重要部門の代表者を以て構成し、『國防上の諸目的の爲全國の資源を利用する上に於て實際上の國民的協力に基いて、調査と統一と建議をなす』ことを目的としたもので、労働力の補給と國防産業上の訓練達成とを行ふべき組織を統合せる中心機關であつた。而して國防計畫上の勞務關係の諸要件を検討し、必要な労働者の訓練と就職とに努め、又労働條件の改善を圖る爲労働團體の代表として合同被服工組合長シドニー・ヒルマンを労働補給委員に任命し、その管下に労働補給部と勞務訓練部を所屬せしめ、この兩部によつて、國防目的の爲全國の労働力を有効に動員すべき案を製せしめ、又技術者、熟練工、半熟練工及び特殊技能工の充分なる補給を維持提供せしめることとした。

労働補給官は、アメリカ労働總同盟と産業別組合會議の代表各六名、及びアメリカ鐵道従業員友愛會代表四名を以て構成せる労働政策諮問委員會と定期的に會合して、以て國防諮問委員會の労働政策の充實、發展を圖ることになつた。

人的及び物的資源の組織化と云ふ問題は、中央政府のみで取扱ふべき性質ではないので、州及び地方公共團體と中

中央政府諸機關との連絡統一の爲、國防諮問委員會は、州及び地方協力部を設けることになり、全国の各州にもそれぞれ國防會議を設けて、この種の機關約五十團體が諮問機關として活動することとし、又地方諮問委員會も數百箇所に設置されて、凡て中央諸機關と連絡協力して、勞働力の補給と訓練と就職とに努力することとなつた。その外中央政府には、合衆國文官服務委員會、合衆國職業事務局、合衆國教育局、事業企業局、勞働省、全國青年事務局、市民保存團等の諸機關があつて、地方との連絡統一に當ることとなつた。

社會保障院の職業保障部の職業事務局は、勞働市場組織化上の中心機關であるが、全國々防諮問委員會では、同局の施設を徹底的に利用することにした。職業事務局には、設備完全なる事務所千五百箇所もあり、その他人口稀薄な地方には、出張所三千箇所を有して居り、之等の施設は全部中央の諮問機關の利用に提供された。

一九四〇年六月大統領は、合衆國教育局に對して、國防産業に必要な職業教育を施すべき職業訓練計畫を作製する爲、全國の地方公立職業教育機關を利用すべきことを要請し、教育局を以て、國防問題に關聯せる教育政策の統合を行ふべき主要機關とした。

この計畫は、失業を減少し、其他國力の増進の手段として公益上に利用し得るものであつて、この點は國防の目的を以てする新生産用の工場配置決定上にも重要視すべきである。

餘剰の不就業勞働力をば國防計畫上に吸収する爲、一週四十時間を超過すべき勞働時間制を回避する爲には凡ゆる正當なる努力をすべきであるが、非常の際又は國防の必要上他の方法なき場合は、この標準の除外例を許可すべきである。國防計畫の必要上右の時間以上の作業を必要とする場合、或は土曜、日曜及び休日作業の必要の場合には、時間外作業に對しては當該地方にて公認せる慣習に基き給與をすべきである。

國防計畫の一部として遂行する作業は、凡て勞務に關する聯邦立法ある場合には、その法規に違反することなく、ウォルシュ・ヒレー法、公正勞働標準法、全國勞働關係法等はこの種立法に屬するものである。尙勞資關係、勞働時間、賃金、災害補償、安全、衛生等に關する州及び地方法令をも遵奉すべきである。

從業者の保健安全の爲には、充分の設備をすべきである。合衆國職業紹介所の指定せる地方職業紹介所其他の機關は、出來得る限り利用すべきである。

從業者に對しては、住宅と充分の便宜を提供すべきである。右の外諮問委員會は、その方針として一九一七年十一月十五日附合衆國兵站部長の命令によりて、告示せられた從業條件と能率とに關する原則を確認して、左の如く發表し

聯邦徒弟制度委員會及び勞働省勞働標準部徒弟制度課も國防計畫上の機關として、或は重要産業に於ける徒弟制度の擴張を奨励し、或は徒弟制度計畫上の公正なる標準の維持發達に努め、以て國防計畫遂行上に寄與せしむることとした。

全國青年事務局と市民保存團とは、之等の機關による公共事業從業者に對する職業教育を行ふことによつて、國防計畫に参加したもので、専らその教育方針を國防上の必要に適應せしめ且他の諸機關による教育及び職業事務局の事業と關係して實施することになつたのである。

以上が國防産業勞働政策實施に當るべき諸機關の陣容であるが、この中央機關となるものは云ふまでもなく全國々防諮問委員會である。左記は同委員會が、九月一日發表した勞務管理の原則に關する意見書であるが、之は大體ルーズヴェルト大統領の第一次就任以來の勞働政策と聊も相異ないことが明らかであらう。

國防會議所内の本諮問委員會の第一の目的は、國軍の必要とする物資の生産を増加し、且この種物資の將來の補給を確保し、それと同時に一般市民の需要材生産の障礙を最少限度に止めんとするにある。現在の計畫は、農業、工業及び人力中の未使用資源の多數を生産に適用することをも含むものである。

た。

生産量を迅速に増加すべき必要の切迫せるに省み……苟しくも産業關係者たるものは、凡て、我國民衆が勞働力を保護せんが爲獲得せる諸種の保障を不見識に且不必要に破棄せざるやう警戒を要する。之等の障礙の大部分が能率の機構をなすものであるとは確かに見做し得ることである。正當な勞働時間と公正なる從業條件と適正なる賃金標準とこそ能率高き生産の必須條件なりとは、産業史の證明するところである。……社會改善上に於ける吾人の成業の凡てを凡ゆる方法によつて保存する爲、凡ゆる努力をなすべきである。然しながら現下の非常時に於て産業上の諸保障を維持すべしといふ切實なる主張の根據は、それが事實上能率に貢獻するところある點にある。

國防諮問委員會設置以來六箇月間に於ける活動成績を見ると、その取扱へる請負契約額總計一百億弗餘に達し、内陸海軍の契約のみで九十億弗を占め、國防計畫全豫算の四分三に相當すると云はれる。生産方面に於ては優先制度を設けて、國防用及び消費者用の物資の原材料の配給を按配したのを初めとして、購入制度も確立して、國防用の購入の爲經濟機構を亂すを防止し、且物價の暴騰を抑制する一方、積込及び入札分割政策によりて、發注を地域的に分配し又小企業者にも均霑せしむることとした。次に前大戰當時産業中心地たりし「幽靈都市」の復活に努め、遊休勞働

力及び工場能力を利用して、衰退せる地方の股賑に寄與するところがあつた。而して不斷の調査研究によつて、國防計畫上の原材料及び生産能力の數的基礎を確認し、軍部の需要に應ずると共に、價格の騰貴を防止し、合成代用品の生産を奨励し、電氣事業の擴張を圖り、農産の調査によつて工業の地方分散を進捗せしめ、運輸交通機關の促進と倉庫業の統一を企て、人的資源の利用の爲、労働補給計畫を立案して、職業紹介機關を通じて人口の職業別登録を行ひ業務上の訓練制度を設け、或は熟練工の養成の設備を充實し、労働組合と協力して黑人労働者差別待遇の撤廢に盡力し、進んで統一ある住宅政策によつて、軍需産業の新工場増設による労働者の集中に對處し、又消費者保護の爲消費材の販賣を統制し、食糧品市場の状況や、價格の變動を各家庭に周知せしめることを圖り、尙ほ消費材卸業者とも連絡して、その協力を得る等、國防産業方面の凡ゆる企畫とその實施に活動したのであつた。

斯くて一九四〇年十二月二十日新しく國防生産管理局が設置されるまでは、諮問委員會は國防遂行上の最高機關として活動したのであつた。

労働補給政策 大國防計畫樹立の第一年たる一九四〇年に於ては、労働政策の重點は、急速なる増産を目標とせる

は、國防計畫遂行上起るべき諸問題を考究する爲、協議會を開催し、その結果數項の勸告より成る報告書を發表したが之は社會保障院でも又全國々防諮問委員會でも採用することになつた。

報告書の内容は、國防産業の労働力を編成する上に於ては、公設職業紹介機關を利用することを重大なりとし、

(一)雇主はその差當つて及び將來必要なるべき労働力の量を各地方職業紹介所に届出で、且出來るならば中央職業事務局にも届出ることとし、(二)求職者(及び熟練工にして不熟練作業に従事せるもの)は、凡て即時公益職業紹介所に登録して、熟練の種類及び程度に對する需要状態を聴取すべきことを勸告すると同時に、中央職業事務局に對しては、求職者名簿を再検査して、國防産業擴張に振り向くべき熟練工の有無を調査すべしと云ひ、尙將來軍務上國民登録をなす機會のあつた場合には、登録の職業と雇傭の資格をも申告せしむべきであると主張したのであつた(この條項は、九月軍事訓練義務制施行の立法にて明文を以て規定されるに至つた)。

又熟練工の養成に關しては同報告書は、職業紹介所では補習教育を施した場合に求職者が重要産業に従事する能力ありや否やを検査し、訓練計畫は、凡て被訓練者の参加又

主として人的資源の開発に集中されて居つた。それが爲には先づ失業者の減少と女子及び少年労働力の利用とが眼目となつて措置された。

合衆國に於ける失業状態は、一九四〇年三月行はれた國勢調査速報によれば、同月末現在全然失業せるもの總計五百一十一萬に達し、其の他失業救済事業等により生計の資を得つゝあるもの二百三十八萬餘であつて、一方官設職業紹介機關の求職者數を見ると、三月末日現在五百八萬人と報告されて居り、労働省統計局の就業指數を見ても、一九三九年の平均九六・九に對して、一九四〇年三月は一〇〇・九、四月九九・二、五月九九・六で、歐洲大戰開始以來軍需工業の漸く股賑となつたにもかゝらず、著しい増加は見ないのであつた。従つてこの方面よりの労働力の補給は現に職業紹介機關の求職者數が、一九四〇年十二月末日には、四百七十六萬に減少した程で、殆んど憂ふところはない情況であつた。然しながら當時の問題となつたのは、或る種の職業に於ける熟練工の不足であつて、それが爲或は就業時間を延長し、或は消費節約によつて、國防産業の熟練労働力を補給せよとの議論も出た程であつた。

一九四〇年六月國防計畫の確定後間もなく、社會保障院の聯邦諮問委員會(勞資及び一般市民代表にて構成せる)で

は待遇上差別を設けること、及び全國國防諮問委員會では訓練及び再訓練上必要なる便宜を利用統一するやう注意すること等をも勸告し、最後に職業保障部及び地方諮問委員會の改組と能率化を主張したものであつた。

労働市場の統制には、求職者の性能明細書を作製することとが必要であつたが、之は一九四〇年四月中央職業事務局に於て調査を行つて作製したのを最初として、八月及び九月にも行ひ、又事業企劃局の救済事業に従業せる労働者二百五十萬餘に就いても調査をなし、労働組合員に就いても各組合を通じて調査を行はしめ、各労働者の職業別、熟練の程度等の明細なる記録が作製され、熟練工にして失業して居り、又は不熟練作業に従事せる者は、續々適正の作業に就業するやう努力された。

斯くて失業者及び潜在熟練工の調査の完了するに従つて中央職業事務局では十月下旬、全國的の職業紹介精算制度を創始し、雇主側の求人を含めて全国的に清算すると共に、國防計畫上重要な約五百種の職業に従事する労働者を各州間に有無相通せしめることとし、以て労働者が一地方より他地方へ漫然移動するを防止し、且各州間の移動の必要の場合之を迅速に行はしめ、以て一地方で必要する労働者が、必要としない地方で従業せる如き事態をなからしめる

こととなつた。それが爲全國に十三箇所の清算所を設置し、雇主の求人がその州内で供給されない一方、官業工場では熟練労働力を保存する爲停年制度を改正したところもあつた。即ち中央政府文官服務委員會では、七月三日海軍造船所ある地方に對して訓示を發して、從來の四十八歳を停年としてゐたのを、五十五歳まで引上げることとし、之に次いで陸軍省でも亦同省管下に於ては、同様の停年引上げを行はしめることとし、一方海軍省でも、從來五十五歳なりし停年を十七種の職業に於ては六十二歳まで引上げることとを命じた場合、他州に之を求めるとも出来、又地方清算所で求人に応じ得ない場合には、中央職業事務局が全國的清算所として活動することとなつた。尤も求人、求職の申告は、清算所で直接取扱ふ譯ではなく、之は従前通り、地方の州立紹介所の手を経ることになつて居る。而して、中央職業事務局では清算所の活動用として、州立紹介所から求職登録者の數及び種類を詳記せる報告を蒐集することになつて居り、尙約二萬名の職員を各地方に派遣して、各雇主に就いて、現在の労働需要量及び將來六十日間に於ける需要豫測の情報を蒐集せしめることになつた。

斯くして、労働統計局の報告によれば、一九四〇年末に

は、農業以外の就業者數は、二千九百四十九萬八千人となり、前年同期に比すれば、百六十五萬八千人、即ち五・六%の増加となり、陸海兵員は四十二萬二千人より八十八萬四千人となり、増加なしと云はるゝ農業に於ても、賃金労働者數は約三千人の増加を示し、鑛業に於ては多少の減少を見たが、運輸、公共事業、金融其の他に於ても多少の増加を見た。官吏員も十七萬餘の増加をして、三百七十五萬八千人に達し、商業に於ては、十九萬七千人の増加を示して、總計百七十七萬八千人となつた。建築及び製造加工業の増加は最大であつて、建築請負業では、百十七萬八千人より百七十一萬四千人となり、製造加工業では九百九十九萬八千人より一千五百五十三千人となり、各四割五分五厘乃至六分五厘の増加を示して居る。

熟練工養成計畫 合衆國に於ては、年少労働者の職業教育や技術訓練の爲、各種の施設は既に活動しつゝあつたが、今回の國防計畫の老成にして廣範圍なる結果、將來労働力不足を來すべき虞あるに對して備へる爲、一九四〇年六月合衆國教育局と事業企畫局とは、協力して非常時國防訓練計畫なるものを起草し、それによつて従業員に對しては從業時間中に於てその技能を改善進歩せしめ、又事業企畫局の救濟事業に従業するもの及び職業紹介所求職登録者に

對しては、國防産業上の職業的訓練を短期間に行はしめることになつた。この計畫の實施は、地方の職業學校や工業學校で行ふことになつて居り、教育局がその指揮統制に當り且經費を支辨することになつて居る。訓練課目は、航空機工、機械製造工、溶接工、板金工、電気工、リベット工、鑄型工、旋盤工等の職業及び製圖、工作其他器械製造等に亘るものであつた。

教育局の報告によれば、この計畫に基く訓練を受けたものは、一九四〇年六月より九月末日に至る迄の間に全國各地方數百箇所に於て、合計十六萬九千八百五十五人に達し内十萬二千九百八十一人は、未就職経験工の技能改善を目的として訓練を受けたもので、六萬六千八百七十四人は、技術進歩の爲特殊課目の習得を目的としたものであると云はれる。

熟練工養成上注目すべきは、國防諮問委員會の勞務訓練部の産業内訓練課の指導の下に開始された「昇給制度」とも呼ばれる訓練法であつた。之は就業中の熟練工及び半熟練工に對して、その技能一層進歩せしめ、又新雇傭者に對して差當つてなすべき仕事の教習を行はしめるもので、中央政府の技術官の指揮の下に産業自身で行ふものである。徒弟見習工の訓練を初め、経験工の講習も、凡て勞資同數の

代表で構成した特別委員會の指導を受けることになつて居る。

國會では、教育局の國防産業職業訓練計畫の豫算として六千五十萬弗を計上可決したが、この内二千六百萬弗は、未就職経験工再訓練費と重要業種に於ける補習訓練費に充當する豫定で、之が實施の結果一九四一年六月には終業者五十萬人は就職し得る計畫であつた。次に總額九百萬弗は工業學校の短期講習費であつて、之は造船、航空機其他新兵器製造業の技師三萬人の養成を目的としたものであつた。第三に農村青年及び前記再訓練其他に参加せざる労働者の爲特別講習費として一千萬弗を支出することになつて居り、之は農産上必要にして、且國防産業にも重要基礎たるべき器械製作の訓練を行ふものである。最後に七百五十萬弗を全國青年事務局の生産事業に従事する青年の特別職業教育費として使用する豫定であつた。

右の外、國會では、當時多數の職業學校が一日二十四時間の臨時制度で授業をして居り、設備の充實を要する事情に省みて、國防訓練計畫を行ひつゝある職業學校に新古の設備を急速に購入する爲、八百萬弗を可決した。

外人労働者取締 十九世紀以來外國移民の天國として謳歌されて居つた合衆國も、近年移民に對す取締漸く嚴重とな

り、殊に移民労働者に對して峻嚴なる制限立法を制定されたのは周知の事實であるが、歐洲戰亂勃發以來第五部隊の活動に對する恐怖より外人労働者に對する差別待遇は愈々刻薄を極めるに至り、一九四〇年には從來内務省に屬した移民局は司法省に移管され、移民の出入國に關する事務は司法官憲の管掌するところとなるに至つた。

司法省の概算によれば、一九四〇年に於ける在住外人は合計三百五十九萬五千三百三十八人で、之を一九三〇年の六百二十四萬八千六百十三人に比すれば、過去十年間に於ける外人在住者の減少著しきものがあり、一九三九年度には永住の爲入國許可されし移入民は、合計七萬七百五十六人にすぎず、内五萬四百五十四人の前居住地は歐洲となつて居り、しかもその大部分は、避難民であつた。一方移民法の規定から分類すると、五萬一千九百九十七人は、比率適用の移入民で、一萬一千八百八十六人は、比率適用なき移入民で、その大部分は、合衆國市民の家族であつた。尙一九三九年度の移民出國數は、二萬一千六十一人でその多數は、ドイツ人、イギリス人、イタリア人、フィリピン人及び日本人であつた。従つて、在住移民の増加は、一九四〇年六月末日終了年度に於ては、僅々四萬九千二百九十五人にすぎなかつた。

元來合衆國に於ては、雇傭關係上の外人とは憲法第十四次改正の規定に基く「人」を意味するもので、いかなる國家と雖も「法律の定むる手續によるにあらざれば、その人の生命自由又は財産を奪ふことを得ず」又「法律上の平等の保護」を拒絶するを得ざることになつて居り、その意味の權利には労働權をも含むことになつて居り、現に一九一五年最高法院のヒューズ判事の判決にも、「通常労働をなし得るところには、生活をなし得ず」とあつた位である。然るに最近、中央政府併びに州政府の方策は、漸次外人の權利を侵害するに至り、各種の從業上に於ける差別待遇を設けて、外人の労働權の根本を紊亂することとなり、殊に國防計畫上に於ては、外人労働者の差別待遇は甚しくなつた。一九四〇年制定の外人關係の立法中最も峻嚴を極めたのは、外人登録法であつた。之は國內在住外人全部をして、一九四〇年八月二十七日以後四箇月以内に登録と指紋記録とをなさしむることを規定したもので、十四歳未満のものは、登録のみでよいことになつて居るが、尙、外人は當局者の取調に對しては、誓言の上、情報を提供し、又住所變更の際は之を當局に届出ることになつて居り、違反者に對する嚴重の罰則もあり、虚偽の登録をなすものは國外追放に處せられることになつた。

次に一九四〇年には外人労働者雇傭に關する聯邦政府の立法も制定を見た。從來外人労働者にして、合衆國政府の爲航空機又はその部分或ひは附屬品の供給又は製造の契約を締結せる請負業者に雇傭せられるものは、關係各省大臣の文書による承認を受けざる場合には、その設計、仕様書或は建造中の作業に接近するを得ず、又契約の試験に参加するを得ないことになつて居つたが、一九四〇年六月二十八日附國防法では、右の規定を一層嚴重にして、違反者は一萬弗以下の罰金乃至五年以下の禁錮に處せられることになつた。

外人労働者は、一九三八年以來聯邦非常救済豫算法によつて、聯邦の資金の補助を受くる失業救済事業には、一切雇傭し得ざることになつて居つたが、一九四〇年の豫算法に於ては、外人は凡て救済事業に従業せしめ、又は就業を繼續せしむるを得ず、且救済事業の從業者は、凡て合衆國市民たることを誓言すべきこととし、官公署の從業者は、合衆國市民又は合衆國に臣従するものたるべきことが規定された。尤も移民歸化事務管掌の機關では或る條件の下に市民にあらざるものをも通譯者として一定數のみは雇傭することが出来る。又聯邦政府の或る省の豫算法令では、資金の一部をも外人雇傭の爲に使用することを禁止した條項の定

められてゐるところもあるが、之は既に採用後であつて、市民たるべき意思を宣言した者には適用しない。外人船員に關しては、初め合衆國船舶の高給船員にして時計を管理するもの及び水先案内は、市民たるべき規定が設けられ、其後合衆國の法律によりて手續を経たる船舶の免狀を有する高級船員は、凡て市民權を有するものに限ることとなつた。而して貨物船の乗組船員の全部及び何等かの形式で政府の補助を受けて居る客船乗組船員の九割までは、市民たることが必須資格となつた。其の後、今一の法令によつて、商務長官が有資格市民船員の不足を認めたる場合の外は、免狀を有する高級船員及び水先案内の全部と乗組員の七割五分までは市民たるべきことが規定されるに至つた。

以上は凡て聯邦の法令であるが、各州に於ては殆んど凡て外人の或る種の職業に従事することを禁止し、又は就業上の差別待遇を規定した法令が施行されて居り、登録及び指紋記録を規定したところも數州ある。差別待遇の大多數は公共事業即ち失業救済事業に雇傭することに關聯したもので、この種の立法は、一般に州政府は雇主として雇傭拒絶の自由を有すと云ふ理由で違憲視されてゐない。而して州によつては、明白に失業救済公共事業に外人を雇傭する

ことを禁止してゐるところもあれば、又、市民権を有する失業者が全部就業後にあらざれば、外人を雇傭するを得ずとしたところもある。同じ理由によつて、州の公吏其他の地位に就き得るものを合衆國の市民に限つてゐるところもあるが、之は或る州では、その州の市民権を有するものに限つて居る。

或る州では、その警察権を以て、外人が或る種の職業を經營するを禁じてゐるところもあるが、之は外國生れのものには國家の福利に對する熱情に差異があると云ふ理由から規定されたもので、例へば建築業者を市民権あるものに限つてゐるところが約十州もあるし、技師、測量師を市民以外に許可せぬ州もあり、或は鑛山の監督係、或る種の販賣係及び行商には外人を許可せぬところあり、其他、教員、検眼師、銀行、葬儀社、探偵、保險會社員等も禁止になつて居る州があり、辯護士及び計理士は殆んど各州で外人には禁止されて居り、藥劑師及び醫師も大多數の州では外人には許可されない。尤も私有企業に外人を雇傭するを嚴禁した州法はなく、從來この種の州法を制定した場合も、裁判の結果無効の宣告を受けるのが常であつた。

然しながら私有企業に於ける外人雇傭に對する差別待遇は、禁止すべくもなく、市民権を有さざるものに對する差

別待遇は、個人の自由としてある。歐洲戰亂開始以來殊に第五部隊取締の嚴重になつた結果、民間雇傭主間には、外人排斥の傾向著しく、全國産業會議本部の調査によれば、主として金屬工業に屬する國防産業に關係ある百四十九會社に就いて見るに、内九十三社では全く外人を雇傭せざることになつて居り、之は、必ずしも國防計畫に基く業務には限つてゐないと云はれる。而して外人を雇傭せざる規定のない會社でも、外人労働者の地位は、市民に比して不利であつて、例へば同等の能力を有する市民は優先権が與へられて居るし、しかも外人の雇入には常務取締役又は常務委員の承諾を要することとなつて居るし、又外人中でも「その故國が合衆國と歩調を同じくしてゐる」ものに優先権あるとか、雇入前に充分なる身元調査を行ふとかの制度が實施されてゐると報告されて居る。

斯くて歐洲戰亂の進展と共に、合衆國の外人労働者問題は新しい重大性を有するに至り、その雇傭制限が一の労働問題たると同時にその結果が、憂ふべき事態を惹起するにあらざるやとの懸念を抱かれて居る状態である。

フ ラ ン ス

一 般 情 勢 ドイツ軍の一九四〇年春季電撃作戦は、北歐諸國を席捲し、急速に戰果を擴大して六月初旬にはウエーガン將軍捨身の努力にもかかわらず、フランスの金城鐵壁と稱したマヂノ線は突破され、北フランスの沃野は、怒濤の如きドイツ軍の殺到を支ふるに由なく、折柄閣内和戰兩論對立の苦境に至つたレイノー政権は、六月十六日合衆國來援の期待も空しく、イギリスの聯邦組織提案を熟考すべき暇もなく、辭職となつて、副首相ペタン元帥は、シヨータン前首相、ウエーガン將軍、ダルラン將軍等を閣員とせる新内閣を組織し、同十七日ドイツに對して休戰交渉を申込むと共に、全軍に戰闘停止を命ずるに至つた。休戰協定は、六月廿一日前大戰の思出多きコンピエーニユの森に於て、ヒットラー總統とフランス側代表との間に調印され、茲に世紀の悲劇と云はれるフランスの大敗北は完了したのであつた。然しながらフランスの敗戦は、單に歐洲戦局上の一事實たるに止まらず、その影響するところは廣汎にして、來るべき世界新秩序確立上の一大要因として取扱はるべき重大事實であつた。

ペタン元帥は、その政府所在地を非占領地たるヴィシー

に移轉するや、七月九日國會兩院議員の殘留するものを召集せられ、國民議會として新憲法起草の全權を政府に賦與すべきことを決定し、こゝにペタン元帥の所謂國民革命への第一歩は踏み出されることとなつた。當時元帥の發表せるフランス再建宣言には、近代的單一基礎に立脚せる行政司法制度の再建と、青年教育と國民労働組織とを原則として、新國家の建設に邁進すべきことが力説せられて居つたが、同じく十二日官報を以て公布された新憲法は、一七八七年の憲法第二條を廢止して、ペタン元帥を以て國家主席とし元首の全權を掌握することとし、各級の最高権能者としての地位を確認するに至つた。次いで新内閣は、ピエール・ラヴァルを副總理として成立し、青年、家族省の如き新官制も創設せられ、ウエーガン將軍國防大臣として、長官制の陸海軍省を管掌することとなり、戰敗後の國內の整備と歐洲新秩序の一員としての國家組織の確立に邁進することとなつた。

然しながら國內はドイツ軍の占領地帯と非占領地帯とに二分され、從來の經濟關係は中斷された上、戰禍に荒された農園は荒廢し、食糧難はいやが上にも人心の不安を昂進せしめ、一方休戰當時イギリス其他に亡命せる人々はド・ゴール將軍の號令下に自由フランス國民委員會を組織

して、イギリス其他聯合國側より舊フランスの代表機關として承認さるゝあり、國內に於て舊政權の閣員及び軍部關係の人々の敗戦責任者として糾弾せらるゝあり、ペタン内閣内に於ても、ドイツ側との提携協力問題に關しては、意見の分裂あり、一九四〇年末には親ドイツ派として注目せられしラヴアル副首相の罷免監禁せられて、舊人民黨々首ダルラン前首相出馬の噂さへあり、政局混沌、物情騒然たる有様であつた。

ペタン主席は、十月十日フランス新體制の整備に關するラジオ演説を放送し、内治に於ては新社會制度の確立と、外交に於ては對ドイツ關係の緊密化とを強調したが、社會政策の根本に關する意見は左の如くであつた。

「新體制は、社會的ヒエラルキーたるべきもので、それは認める天賦平等の觀念を基礎とせるものにはあらずして、凡てのフランス人がその奉仕への適性を實證すべく與へらるゝ機會の均等と云ふ必然的觀念を基礎としたるものである。新體制に於ける階層を決定すべき根柢は、勞働と才能のみに存する。いかなるフランス人と雖、新フランスと生死を共にし、それに對して無限の支持を與ふる限りは、その出身社會的地位の爲に偏頗の取扱を受くべきではない。

階級闘争は、國家に於て致命的のものであるが、階級を發生

る。職業的團體は、當該職業に關聯せる凡ゆる事項を處理すべきであるが、それは職業上の事項に限るのである。職業團體は國家の支配の下にありて、勞働協約の起草實施の責任を有するもので又勞働者に對して、老年に至るまでの生活狀態を改善し、以て勞働者の個人的威權を保障すべきである。最後に職業團體は、罷業ロックアウトを嚴禁し又勞働裁判所の強制調停によりて争議を防止すべきである。」

ペタン元帥は、進んで經濟政策に言及し、計畫經濟及び通貨問題を論じて、次の如く云つた。

「自由主義經濟の全面的失敗に直面せし各國は、今や新經濟制度に着手するに至つた。フランスも亦斯くなきざるを得ず、しかも信念の強化によつて立ち遅れの損失を補償せざるべからず。

吾人、は二大根本原則を指導原理とする。先づ經濟の組織化と統制とを行はざるべからず。國家は個人活動を統一して、トラスの支配とその腐敗的勢力とを擊破しなければならぬ。而して個人的創意は、之を擊破せず却つてそれをば現在の桎梏より解放すると同時に、國家の利益に従屬せしめなければならぬ。

次に通貨は、經濟制度に奉仕すべきである。それは生産の擴充を助成し、價格及び賃金を安定ならしめねばならない。健全なる通貨とは、殊に人間の必要を充足する如きものでなければならぬ。従つて新貨幣制度では、金は對外清算上のみに使用すべきであり、國內の流通は生産上の必要に應じて測定すべきであり、斯

せしめ、且階級間の争闘を起さしむるに至つた原因を除去するのにあらざれば、除去し難きものである。階級闘争の原因を絶滅せるときこそ、眞の選ばれたる人々の群は、再現すべく、この選民こそ舊體制が多年に互つて壊滅せんとしたもので、しかも萬人の福利と威權とを向上せしむるに必要な基礎工事である。

新體制の階層組織的性格は、その社會的性格と不可分のものであるが、その社會的性格は、理論的の宣言に基くものにあらずして事實を以て表現し、直接實際的の方策の形態をとるべきものである。苟しくもフランス人たるものは、勞働者なりと、農民たると、

吏員、技術家、雇主とを問はず、勞働を以てその第一義務とするこの義務を怠るものは、市民權の資格なきものである。然しながら、フランス人は又凡て勞働權を有するものである。その權利の行使と義務の遂行とを獲得し得るならば、我が國の古き經濟機構全部に互りて廣汎なる革命となるべきは明白である。

全國整備の事業を強化し、全土に互つてそれを擴充すべき過渡期の後には、吾人は計畫經濟の下に、各人その所を得、且各人の適性によりて資格付けらるゝ報酬を得らるべき、活動の永久的諸中心を創造し得るであらう。

實施せる方法を有効にせんには、それをば各職業に適應せしめなければならぬ。工業に於て望ましき方法も、フランスの經濟的社會的根柢たる家族制度に基く農業には全然有難からぬものである。一方、凡ての職業に適用し得べき一般的原則もあるもので職業は凡て組織化すべく、組織化は凡ての職業に適用すべきであ

くの如き制度には、二種の統制が必要となる。即ち國際的には、對外貿易及爲替を統制し、以て海外市場に於ける金錢表象の使用をば、國家の必要に従屬せしめ、又國內的には、消費及び物價を嚴重に統制し、以て貨幣の購買力を維持し、過度の支出を防止し物資の配給を一層公平ならしめるにある。」

ペタン元帥の國民革命内閣とも云ふべき政權は、祖國復興の爲鋭意各般の施設に努力し、一九四〇年下半期には、種々なる新施設も創始されたが、何分にも國土の大半はドイツ軍の占領するところとなり、中央政府はヴィシーの僻地に偏せる爲、本年中には所謂國民革命の全容を窺ひ得べき方策の發表は見られなかつた。

休戦前の勞働政策 一九三六年人民戦線内閣の成立は、フランス勞働界にとつては、劃期的の重大情勢を生起せしめたものであつた。即ちそれは、一方に於ては、政府の從來の勞働政策を一變して、新しき内容と面目を具備せる所謂『近代勞働法規』を樹立せしめると同時に、他方それは勞働組合運動をしてその十九世紀以來の革命的傳統を清算して法律制度を基礎としてあくまで合法性を堅持しつゝ、國策順應の方向に發展すべき新方針を得さしむるに至り、一九三九年歐洲動亂の勃發するや、勞働者團體は、直ちに雇主團體と提携して、『神聖聯合』を構成するに何等の異議をさ

しはさむ者もない状態であつた。

フランス人民戦線運動は、組織後間もなく共産派の利用するところとなり、殊にコンミンテルン第七回大會に於てその運動方針として人民戦線編制の採用されて以來、フランス本來の人民戦線の國民主義的意義は閑却されるに至つた。フランスの人民戦線内閣の採用實施した労働政策は、その結果にて種々なる弊害を現出して、その後一再ならず改廢修正も行はれたが、少くともそれが首尾一貫して開戦後の労働政策にまで聯關して居り、フランスの戦時労働政策が人民戦線内閣の労働法制を少くとも出發點として決定されて居ることは注意されるべきである。

今次歐洲戦争勃發と共にフランス政府が決定した労働政策は、労働時間の延長、賃銀値上の禁止、社會保險制度改正、團體協約、變更の禁止、年次有給賜暇制度の維持、争議調停法規の停止、工場委員制度の改正等、廣汎の範圍に互つて居るものであるが、之等の戦時措置が殆んど凡て人民戦線内閣當時の立法を基礎として採られたことを考へる時、前大戦當初の無組織無秩序状態と比較して、人民戦線内閣が、その性質上戦時内閣であつたとは云へ、今次の戦争に於ては少くとも労働政策上相當の準備をしてゐたものと云へやう。

然しながら國防の全部をマヂフ線に集中して軍需の補給は合衆國に期待し、イギリスとの同盟に戦局の前途を一任したフランスが開戦後三箇月にして直面した重大問題は、労働力の補給であつた。之は軍需品生産の増進上からも、國內食糧の補給上から緊急問題として重大化したので、ドイツの電撃戦開始前に労働補給政策は、戦時内閣當局の大關心事となり、その樹立せし方策が見るべき成果をあげ得る前に、全面的崩壊となつたのは、痛ましい悲劇であつた。

労働力の維持擴充は、戦時に於ける食糧及軍需物資の補給上最も重大問題となるが、殊にフランスの如く、人口の増加率低く、平時に於ても生産力を維持する爲多數の外人労働者の移入を必要とし、しかもその産業機構が中小工業を主要構成分子として居る國に於ては、この問題は特殊の形相を呈せる重大性を帯びて來るものである。

フランスに於ては、夙に一九三八年七月十一日當時の國際政局の切迫に顧みて戦時國民一般組織法を制定して備ふるところあり、其後この基本法に基いて幾多の立法手段は講ぜられ、一昨年九月開戦當時には既に戦時労働力徵用に關する方策は一應完成して居つたのである。こゝに興味あることは、開戦直前なる一九三九年七月二十九日に「家族

法典」の發布せられたことで、之は産兒獎勵の目的を以て從來の家族手当制度を改正し、子女手当を増額すると同時に、子女なき既婚者に對しては特殊税を制定したもので、

フランスの家族手当制度が、單に労働問題として見らるべきものでなく、廣く人口問題乃至生産力の觀點から検討されるべきことを明示したとであつた。又戦時労働力徵用に關聯して、産業生産力の維持擴大を目的として、徒弟制度の強化及び職業指導訓練に對して特殊の施設が行はれたことも、やゝもすれば大工業に於ける熟練労働者の不足を感じがちなフランス産業にとつては見免すべからざる措置と云ふべきで、之の方策はフランスに於ては、他國に於けるよりは一層重大な意義を有したものと云へやう。尙外人労働者の規制に關しても、一九三九年初頭以來労働力補給を目的とせる手段が講ぜられて、それらに關する法令は開戦後九月二十日發布施行を見た。

以上の如き方策は、その制定當初は、單に從來の規定慣行等を調整強化して、之を戦時状態に適用せしむるにすぎなかつたのであるが、戦局の發展と共に、労働力の不足と生産増加の必要とは、漸次政府にとつては緊急重大の時宜となり、こゝに於て遂に全面的に強制主義を適用せざるを得ざる事態に達し、一九四〇年に入ると、農業労働を初め

として、婦人労働者雇傭にまで強制的統制の加へらるゝに至つた。

開戦と同時にフランスの産業人口は、動員の結果、約五百萬の減少を見た譯で、その後召集兵士にして戦時必要産業に復歸する爲、召集解除となつたものは、約百五十萬に達すると云はれて居るが、それでも尙労働力の不足は甚しく、殊に農村労働者の著しき多數が召集せられた結果、前線兵士の歸農休暇を施行するとか、農繁期には、工業労働者の一部をして農村に於て勤務に奉仕せしめる如き手段も講ぜられたのであつた。しかもフランスの如き中小企業の重大地位を占むる産業國に於ては、軍需品工業の極端なる増産を要する場合労働力の不足の最も切實に感ぜられるのは、熟練工の補給に關聯してであつた。フランスでは、熟練工養成の爲には、一九一九年七月二十五日制定の所謂「アステ」法があつて、少年工に對する職業教育の義務制は夙く施行されて居り、この法律を充實せしむる爲、一九三八年五月二十四日附の法令も發布されて、各縣には職業指導局を設置して、職業指導機關の統一監督、及學校職業紹介機關との聯絡を圖ることになつて居り、又各縣職業指導局には、諮問機關として、關係官省代表、教員、商工業代表、従業員代表等で組織した委員會が設けられて居り、各縣の

首要都市には必ず職業指導機關を設備して、そこで下附される免狀を有する十七歳未満の少年少女は、雇傭を許可しないことになつて居つた。而して十四歳乃至十八歳の少年工にして商工業に従事するものは、補習普通教育の有無を問はず、必ず職業上の學術訓練を受けることになつて居り、手工業に於ては十八歳乃至二十五歳の従業員と十四歳乃至十八歳少年工の人員の比率は一定されて居り、この比率の適用されざる少年工を雇傭する場合には、企業主は年額二千法の醸金をしなければならなかつた。

以上は平時に於ける職業教育の施設であつて、之は専ら文部省技術教育部の管轄に属したものであつたが、一九三八年七月の一般組織法によると、戦時に於ては職業教育の責任は、労働大臣の所管となるべき規定となつて居る結果一九三九年九月二十一日令では、戦時中労働大臣は、文部大臣と密接なる協力の下に、職業教育上必要の方策を講ずることとなり、例へば、職業訓練機關を増設する場合には文部大臣は労働大臣の同意を得ることを要し、又従來文部大臣はその所管の公設職業訓練機關は勿論、技術教育上の私設機關をも凡て監督し、且それらの活動を統一することになつて居つたが文部大臣が、この任務を遂行する爲、労働大臣は、各種職業に於て必要なる熟練工の人員及びその

訓練に要する時間の長短をば、不断文部大臣に報告して置く義務あるものとされ、尙、労働大臣は、職業訓練を與ふべき労働者をば、本令により設置される訓練所に分配割當をなす責任を有することとなつた。

其後戦局の發展と共に、国防軍需産業の労働力補給の必要は漸次緊切となり、一九三九年十一月には、金屬機械工業に於ては、徒弟少年工の最低数は、熟練工の六パーセントとすべき大統領令が發布され、職業教育機關をば、企業主が私設することも認められる等の方法がとられると同時に、特定の職業に従事する婦人労働者に對して職業教育を施して居る企業では、右の少年工の比率を低下することも許可されることになつた。

一九四〇年になると、各縣に職業指導局を設けて、知事の所管の下に、職業訓練所の統一監督並聯絡に任せしめ、その經費は國庫及び縣費の分擔とすることとし、(二月二十四日發令)、又徒弟制度に關しても、各縣の職業教育當局者は、各業種の徒弟制度の取締規則を作製し、労働省及文部省の認可を経て施行せしめることとなり、職業訓練には、五年間以上の經驗を有する技術者、親方、熟練工が當ることとし、徒弟監督官は、雇主の義務に關する法規の施行、十四歳乃至十七歳の少年工の比率數、職業教育の組織、徒

弟證書の検査等に就き監督權を行使することとなつた(三月五日令)。且各企業に於て設置せる職業教育機關に對する國庫補助下附の條件も緩和して、設置計畫を届出さへすれば補助金は支給されることとなり、之は一企業内のみの職業機關でも宜しいこととなつた。

一九三八年の總動員法(一般組織法)は、労働者の徵發制度を規定したものであつたが、一九四〇年四月には、國防産業従業者のみでも百二十五萬に達し、尙ほ労働力の不足を告げ居るに、失業手当を支給され居る失業者數は、一九三九年八月二十六日現在約三十萬であつたが、開戦後一時増加して十一月十八日現在三十三萬八千五百人(手當交付を受けざる求職者を加算すれば三十八萬)となつたが、その後急速に減少し、一九四〇年三月九日には十七萬五千五百人(求職者を加へて二十二萬三千七百人)となつた。然もその約二割五分は六十五歳以上のもので、又その六割は從來不能のものであつた。ここに於て、政府は、愈々農村労働者の徵用と女子労働の強制に乗り出すこととなり、二月二十三日には、農村労働力を統制し、食糧供給を確保し、軍需工業の殷盛による離村と軍務召集の防止とを目的として、商工業主に對して、徵發令適用者を雇傭することを禁止し、農産の爲徵用されしものは専ら農林企業に専心

せしめることとし、自作農、農業労働者及農村手工業者の移動を抑制することとした。

農業以外に於ても、二月二十九日には、徒弟制度の保護獎勵と職業教育終了者を軍需品工場に徵發することを目的とした法令が發布されて、他の雇主と徒弟契約を締結せるもの又は公立商工學校に通學中の少年を誘引することを禁止し、正常の職業に従事せず、且何等の職業的訓練を受け居らざる十八歳以上のものは、職業訓練を強制的に受けしむることとし、既に訓練を経て資格を有するものは、その資格に適應せる職業に振向くこととし、滿十六歳以上に於て現に職業訓練を終了せるものは、凡て徵發されることとなつた。

一九四〇年二月二十八日には、一九三八年總動員法に基づく婦人強制雇傭に關する法令が發布されるが、之は、同じく三月二十八日の労働省令及労働、商船、軍務、航空の四省の訓令と共に、戦時中従業員の一定割合は女子を採用すべきことを規定したもので、それが爲先づ二箇月以内に全國の婦人に人口調査を任意的に行はしめ、就職希望の婦人には宣言書に調印せしめ、之等は凡て労働省にて取纏めて就職申込登録者は、體格検査を行ひ、家庭の事情、殊に夫の軍務關係を考慮の上、法律の定むる順序により採用する

こととし、一方、労働省では、速成訓練所を設けて、志願者を訓練することとなつた。斯くて婦人労働者増加の爲に必要となつた男子労働者は、軍需省、航空省及海軍省を初めとして國防乃至國策的事業に振り向けることとし、戦争終了を待つて復員せしむることとなつた。

一企業に於ける婦人従業員の割合は、命令によつて定めらるることになつて居るが、従業員の五十パーセント以上が婦人である企業の場合には、強制雇傭の割合は、當該地方の監督委員會の認可を経て決定することになつて居る。萬一婦人労働者の供給が必要に満たざる場合には、強制的に人口調査を執行し且別に法令の定むるところに基いて徴用をすることになつた。

斯くして國防産業に於ては、五〇乃至九〇パーセントは必ず婦人労働者たることになつて居たが、その従事すべき業種は、化學、金屬、窯工、其他の工業、動力運轉、力を要せざる雑作業、事務員等の特定のものと、大體、不熟練工又は半熟練工に適する業務のみである。就職後一定期間は訓練教育を受けなければならないので、初めは工場監督官の指示せる範圍に於て、且新規雇入のみに婦人雇傭を強制することになつて居るが、婦人従業員數が所定の比率に満たざる間は男子を雇入れて補充することは禁止され

て居る。

強制雇傭制による婦人雇入の場合には、五十パーセントまでは、必ず公設職業紹介所を経て雇傭することを要し、雇傭には、出征者の妻又は失業者は優先權を與へられて居る。尤も求職者不足の場合は、五十パーセント以上を直接雇傭するも差支へないことになつて居るが、毎月二回は必ず之を紹介所へ報告しなければならぬ。

由來フランスは、全國人口の漸減傾向を以て知られた國であつて、前回世界大戰後減少の傾向は漸く停止して、三千萬臺にすぎなかつたものが、四千萬臺になるに至つたがそれでも増加率は著しく低く、近年辛うじて四千二百萬程度を上下してゐるにすぎない。しかもこの總人口中約三百萬は外國人であつて、フランス人のみでは、依然四千萬に満たない状態である。従つて農繁期の労働力の不足を補充する爲には、毎年夥しき外國労働者の出稼によらなければならぬのであつて、労働力の不足は平時に於ても重大問題であつた。然るに最近人民戰線政權成立までは、生産力の低下も顯著なものであつて、人民戰線治下に於て生産活動指數(就業率と生産指數の乘)こそ漸増したが、一方部分的失業者も亦増加の爲果して生産能率が上昇し得たかどうかは疑はしい。そこへ今回の開戦となつたのである。フラ

ンス人の愛國心は、流石にそれまで外國に逃避してゐたフランス資本を開戦と同時に祖國に集結せしめ得たけれども、又英米との緊密なる經濟的取極は、物資補給に事缺かなかつたらうけれども、稼働人口の夥しき部分を、戰線に召集されたフランスが、いかに農業本位の國だとしても、如何にして長期戦の必須條件たる銃後の人的資源の補給を完遂し得るかは、開戦當初よりの疑問であつた。フランス今日の敗戦の遠因は、日本では動もすれば簡單に人民戰線の所爲に歸して居るけれど、事實は、遡つて人民戰線以前にその遠因を求むべきである。少くとも永年に亘る労働力の不足の如きは、確かに今日の敗戦の一原因であらう。人的資源の缺陷は労働力といふ方面のみに限つた現象ではないが、前記の如き戦時労働力補給の方策を一覽したゞけでも開戦後フランスの狼狽せる姿の髣髴として觀取せらるゝを禁じ得ない。殊にフランスでは、職業教育が、單純なる労働者の文化政策や、技術教育としてでなく、それが人口問題と結び付き、生産問題と關聯し、労働力の補給問題として考へられる點に、至重の意義を認めざるを得ない。

以上の記述によつて明かなる如く、開戦より敗亡に至る十箇月間の後半期に於て實施された重要労働政策たる労働力補給政策は畢竟長期戦の計畫であつて、之を以てドイツ

の電撃戦に對抗すべくもなく、この點だけでも、フランスの敗亡の重大原因が數へられると云ひ得るであらう。

國民革命の労働政策 休戦條約調印以來、フランスの政治機構は全然一變して、舊態を留めざるに至つたが、之に反してその經濟機構は、殆んど改變するところがなかつた。それは、休戦後のベタン元帥を首班とせる政權として直面すべき幾多の緊急重大なる經濟問題があつたからであつた。即ち非占領地帯住民一千四百萬人の食糧補給を初めとして、ドイツ軍の占領地二千八百萬人の福祉に對しても間接には責任を有するに加へて、駐屯ドイツ軍を維持すべき經費の財源を何處にか發見しなければならぬし、殊に之等をばイギリス側の大規模の封鎖状態の下に行はなければならぬと云ふ困難な事情もあるのである。

ベタン政權としては、右の如き緊急問題に加ふるに、新政權下の有力者間にある反自由主義的傾向をも考慮せざるべからざる立場にもあることが、やがて今日のヴァイシー政權の經濟政策として立案實施を見るに至つたものである。

産業復興 べタン元帥の新政府が、休戦後全國の經濟復興の爲、第一に着手したのは戦火と敗戦の結果停頓せる産業の復活、殊に差迫る食糧難を措置すべき方策であつて、それが爲先づ採られた手段は、産業復興資金の融通であつ

た。

一九四〇年七月二十日附産業資金貸付に関する法律は、戦争の爲中斷せる各種産業を速に再開せしむる目的を以て制定されたので、商業會議所、手工業會議所、其他特定の資格ある法人に對して、八月三十一日迄の期間に、總額二億法に達する資金を融通すべきことを規定したものであつた。この貸付資金は、それを交付せられたる各機關に於て通常の方法にて事業再開困難なる商工企業に對し前渡金として融通することとなつて居り、その使途は事實上業務を開始せる場合の貸金支拂、又は例外として、業務再開の爲不可缺にして且即刻支拂を要する原材料品の購入の場合に限ることとし、支拂未納の辨済や株式設定等には使用を禁じられて居る。

この産業復興資金は、銀行等の再開せざる期間の臨時措置として設定されたもので、同じく七月二十八日には、農業信用組合に對する貸付の法律も制定された。之は、總額二十億法までを一九四〇年十二月三十一日満期として、地方の農村信用組合に交付し、組合では、之を被占領地の農民にして、建物、家畜又は收穫物に甚しき損害を受けし爲その生産力を減損し、或は國家食糧補給に貢獻し得ざるに至つたものに融通することになつたものである。

尙産業復興上勞働力の不足を補ひ、最高の就業率を獲得せんが爲、同じく八月五日には、總額五億法を縣廳其他地方官廳、認可ある團體、農村協同組合等にして、公共事業又は農業關係事業の資金に窮せるものに融通をすべきことを規定した法律も發布された。

次に新フランスの經濟政策の根本を樹立し、國民革命の産業新體制の基礎を確立することになつたのであるが、前述の如くこの方面に於ては、根本的な變化は、殆んど見るべきものはなかつた。ベタン政權が舊政權から承繼して大して變更も加へなかつた機關の一として、配給方面の諸産業に強制的に實施せるカルテル制度があつた。之は、工業又は商業シンヂケート (Groupements) であつて、全國的又は地方的に組織され、生産の統一又は或る種の商品の販賣の統制を目的としたもので、食糧省、商工省、土木運輸省の管轄に屬して居り、それに對して複雑多岐なる國家規正乃至統制々度を加味したるこそ、新政權の經濟機構の特徴となつて居る。

一九四〇年八月十六日、フランス經濟生活再建法と呼ぶ法令が發布されたが、之には二つの目的があつた。一は國家の行動の自由を拘束すべき、過去の立法上、行政上及び組織上の諸條件をば全部清算することであつた。今一は國

家新體制の根本原則を確立する事であつた。そこで政府は先づ從來全國的に活動して居つた勞資の代表的職業團體全部を解散すべき權能を獲得することとし、この法令に基いて、勞働總同盟 (C.G.T.) 及び雇主の主要團體を解散することとなつた。この法令の規定によれば、全國的の勞働者團體は勿論、從來各種産業部門毎に設置されて居つた雇主のシンヂケート、即ち機械工業委員會、炭坑業委員會の如きものを、凡て廢止することも出来るのであつたが、それ程までには適用した譯ではなかつたし、且勞働者側にしても又資本家側にしても、各種の團體的勢力を代表すべき地方的集團は國家の新政策と全然相容れない存在とならざる限りは、干渉しないといふことも明文に規定されて居つたのである。

この法令によると、國策の實行は、經濟活動の各部門毎に設置すべき全國的及び地方的組織委員會なるもの、體系に一任されることとなつて居る。之等の組織委員會は、現存生産手段の調査、動員、原料品配給の組織化、物資交換及び價格決定過程の監督を職能とするもので、本法の規定によれば、各組織委員會は、生産勞働省大臣の許可を得て、(一)企業、その生産手段、在庫物資及び勞働の統計的調査をなし、(二)生産加工の企畫を定め、(三)必要なる原材

料及び生産物の購入配給を組織化し、(四)一般從業條件、生産品の品質、勞働者雇傭、生産物及び勤勞交換の方法、競争の統制等に關する規則を作製して、各企業に實行せしめ、(五)關係當局に生産物勤勞の價格を提案し、(六)當該産業部門の經營上、企業及び勞働者双方の利益となるべき改善方法を講じ又必要なる機關を設くるを任務としたものである。

組織委員會の構成は、勞働大臣の副書せる法令を以て決定することになつて居り、委員の氏名は、當該産業部門の關係團體又は個人より提出して大臣の承認を受けることになつて居つた。

委員會の決定事項は、勞働大臣の承認なくしては有效でない。尤も或る種の問題に關しては、大臣は、承認權を政府の囑託せるものに委任することが出来るやうになつて居つた。大臣は委員會の提案ありし場合には、當該産業部門内に於て、原料品、製品、勞力及び企業を徵發することが出来るし、その場合委員會は、補償金の金額及び支拂に關する提案を大臣に提出することになつて居る。

委員會設置の大臣命令公布の日より、代表權とか、會員の擁護とか、その他當該産業部門に於ける凡ゆる形式の活動に關係ある組合、協會、聯合會、其他の團體は委員會の

監督するところとなり、委員会は、文書の提出を要求することも出来るし、會議に代表を参加せしめることも出来るし、又あらかじめ承認したる場合には、決定事項の執行をもなすことが出来ることになつて居る。

本法適用上公布された法令規則に違反する場合には、企業又は企業主は處罰されることになつて居り、企業主の場合には罰則としては、經營機能行使の停止を命ぜられるし企業の場合には、生産量の十%以下に相當する罰金を課せられる。

右の如く組織委員會の權威に關しては、廣汎な規定が設けられては居るが、唯直接行動の權能を有せざることが特徴となつて居る。従つて委員會の提案は、先づ之を各經濟生活部門を管掌する大臣に提案することになつて居り、大臣のみが執行權を有するものになつて居る。即ち委員會の委員は、關係職業團體の勸告に基き、且所管大臣と當該委員會との連絡機關たる特別の長官の勸告に基き、大臣が任命するものである。しかし、事實上には、夫等の委員會は主として雇主代表で組織されたもので、労働者側は大して重要視されず、それに關してベラン労働大臣は、八月下旬の發表に於て、『時間もなく且準備も不充分的』結果であると説明して居る。尤も斯く労働者の利益を代表するものが

明かに缺如してゐることは、或る程度までは、新法令の當然の歸結であつた。といふのは、その目的とするところが、經濟規正上の有效なる權力をば國家の手に集中するにあつて、又組織委員會の主要任務は、専門家團體たる點にあり、専門家と云へば、労働者代表よりは、寧ろ實業家や特殊技術家に多いことは當然だつたからである。然しながら、組織委員會は、純然たる労働問題とか、貨銀政策とか、或は一般勞資關係といふ複雑なる問題を考究すべき機關ではなく、それは別の機關を設置する筈になつて居つたことを忘れてはならない。

一九四〇年十二月初頃迄に組織委員會の設置されたのは紡織業、皮革業、自動車製造業及び鐵道機關車及び貨車製造業であつた。自動車製造業の組織委員會は、被占領地たるバリー地方の工場復興といふ一大任務を課された。紡織業では、原料品の供給と代用品の紹介の規正といふ仕事があつたし、鐵道器材の製造では、主として、増産、殊に車輛材料の増産に關心したのであつた。最近では、全國の組織委員會の組織網は、鋼鐵業及び化學工業、セメント等機械製造業にまで及んで居り、鋼鐵業組織委員會は、鋼、鐵、及び非鐵の各部門別の部別委員會を通して活動して居る。化學工業に於ても同様に多數の部門に分れて居り、主

要なるものとしては、染料、藥品、及びセルロイド製造等がある。機械工業組織委員會は、汽罐、エンヂン、ディーゼル・モーター、タービン、加熱工場等の部門に別れて居る。組織委員會は多くの場合、委員長一名、その代議員及び委員三名より成り、必要の場合には、諮問委員會及び小委員會を設置することがある。諮問委員會や、又組織委員會自身にしても、その接觸によつて代表されて居る各種産業の勢力は、産業によつて異なるが、この勢力の度合こそ、やがて職團主義原理のフランスに採り入れられた範圍を示すものであるとは、最近のフランス産業組織の發達を觀察するものゝ等しく認めるところである。

組織委員會は、又政策決定機關たる目的を有するもので且國家の作成する政策の實施を個々の産業に於て容易ならしむべき機關でもあるが、然し國家の行政機關の一部とは見做されてゐない。尤もこの種特殊の行政機關の必要は、休戦直後の數月間に互つて特に産業原料品及び農産食糧品の配給上では、明白に感ぜられて居つた爲、政府では、一九四〇年九月には、生産労働省の一部として工業生産物配給中央局を設置したし、又同じく十月には農務省の一部として農業原料品及び食糧を管掌する爲、特別の配給局を設置したのであつた。

工業生産配給中央局は、數箇の部課から成り、各部課はゴム、鐵礦、生鐵、鋼、非鐵金屬等の商品毎に設置されて居り、政府の任命せる配給官 *Reparteur* の管下に、生産、配給、蓄藏、及び各商品の賣買の條件を決定することになつて居る。配給官はその補助機關として大臣の任命せる諮問委員會を有つて居るが、その議事には政府委員が参加することになつて居る。中央局の商品部課と、同種商品別に設置された組織委員會との間には、その機能及び活動上重複して居るところがあるのは云ふまでもないが、然しこの兩種の機關によつて分擔さるべき任務は、法律によつても或る程度豫ねて規定してあるし、又或る程度は實際經驗上の結果からも明らかになつて來る。例へば、皮革業の組織委員會は、皮革、鞣、製靴、及び其他の皮革製品の小委員會から成立して居り、主として生産問題を取扱ふのであるが、中央局の皮革部は、原料品の割當及び製品の配給を管掌して居る。斯の如き機能の分擔は、或る程度までは、異常特殊の經濟状態の必要上から生じた餘儀なきことで、必ずしも立法に基いたものではなく、立法上では、明らかに配給上の數種の機能をも組織委員會が有することになつて居るのである。立法上の規定では生産労働省の配給中央局と農務省の配給局とは、純然たる國家機關であり、組織

委員會は、同一經濟活動分野には参加して居るが、主として各經濟集團の利益を代表するのを任務としたものであると云ふ事に力點を置いて居る。

從來、フランスに於て目下建設途上にある經濟組織は一種の職團主義經濟であると云はれて居るが、この見方が事實に即したものであらうことは、前述の説明で明らかであらう。最近に確立されつゝあるフランス經濟組織は、寧ろ戦前の政府が一九三八年七月十一日の戦時國民總組織法に基いて創設し、開戦後九箇月間に修正するところありし組織の輪廓と有機的關係あるものを認むべきである。當時にあつては、經濟活動を規正すべき廣汎なる國家權力こそその力點を置いたものである。各種の經濟集團や利害關係をば統合して、密接なる協力の組織下に置き、斯くて不必要の摩擦と社會的浪費とを防止せんとする職團的理念は、確に最近の政策にもあることはある。それは丁度舊政府の下に設置された小麥局の根本になつてゐたと同じであるがしかし、斯くの如き理念は今日では、全然第二次的の、寧ろ云ふに足らざる役目しか持つてゐないのである。

農業の復興 一般産業方面に於ける政府の資金融通と照應して興味あるのは、農村復興計畫上の荒蕪地開墾と、農村青年労働者の訓練養成であつて、之は八月二十七日附法令

は近隣の地代に相當する地代を支拂ふことになつて居り、土地所有者は地代として受取りし金額の五%をその地方局へ讓出することに規定されて居る。

右は農園の場合でも同様であるが、唯農園の場合は、地代は半額になつて居り、第一回の租借期間終了に際して所有者が返還を要する場合に於ては、租借人の投資額を賠償する義務があり、又租借人が國家の資金を借入れてゐた場合には所有者と租借人は借入金の返済をなす義務がある。

その他戦争の爲耕作者不在となり、耕作せざる土地に就いても、縣農務當局の指定した附近住人が、之を耕作し得る規定も設けられて居り、又之等の制度の經費として一九四〇年には、二億法の豫算が計上され、それを以て租借人への貸附資金とすることになつた。

尙荒蕪地及び未耕地を開墾して、自作農を設定すべき各種の法令、財政規則を立案する爲、農民復興會議なるものが創設され、農林大臣がその議長に任命されるに至つた。

一九四〇年八月二十七日には、右の外、農村青年訓練に關する法律も發布されたが、之は各地方の農民及び農村手工業者をして、通例農村より徵募せる十四歳以上の一定数の徒弟に對して職業的訓練を行はしめることを規定したものであつて、この種の訓練を施す農民又は農村手工業者に

を以て實施となつた。

荒蕪地及び未耕地開墾の爲には、各市町村長及び縣農務部長は一九四〇年八月三十日より二箇月以内に各管下の荒蕪地及び未耕地の調査を行ふこととし、その後も毎年一月一日現在の實狀を調査することとなり、而して縣知事は、一九四二年一月一日までは二箇年以上荒蕪地として放置され、又は耕作されなかつた土地を即刻耕作する爲租借することを得ることとなつた。フランスに國籍を有するもので適當の物質的資力を有するものは誰でもこの種の土地の讓渡を申込みをなすことが出来るが、近隣に居住する農民に優先權が與へられて居り、近隣居住者中では、最も子女の多く、それが全部生存してゐるか、又はフランスの爲に死んだものを最も多數有してゐるものが、優先權を與へられる。而して萬一土地所有者にしてその土地の耕作を早速開始すべきことを所定の期間内に文書を以て、届出でないもののある際には、その土地は、優先順によつて耕作願出人に租借されることになつて居る。

この種の土地租借期間は、九年間となつて居るが、租借權者の品行が、善良なる家長たるに適せずと認められたる場合は、いつ何時でも當局よりその租借を取消することになつて居る。租借後三年間は、地代は支拂はず、残る九年間

對して、政府は年額九百法の手當を支給することをなつて居り、徵募された徒弟は、一箇年以上從業の義務あることになつて居る。政府の手當は、三回に分割支給されるが、第一回は第三箇月目に四百法、第二回は六箇月目に三百法で、残額は第一年度の終末に支給される。尤も第一回の支給額中百法は、保障基金として災害疾病に備へて別に保管されることになつて居る。訓練を行ふ農民又は手工業者はその訓練を施すべき青年に對しては、善良なる家長として接觸しなければならぬ。且六箇月目からは、農林省が指定した縣當局者が、地方の慣習と徒弟の習熟程度を考慮して決定すべき額の賃金を徒弟に支給しなければならぬし又その徒弟をして、農林省が各地方に組織した季節的の講習にも参加せしめなければならぬことになつて居る。

以上の職業教育は、滿十四歳乃至十八歳の青年は参加する優先權を有して居るが、殊に子女三名以上の家庭の青年は参加優先權がある。

以上の徒弟訓練及びその生活状態は、前述の農林省指定の縣當局の監督を受けることになつて居り、殊に縣當局は徒弟の居住し從業する場所を臨檢する權能を賦與されて居る。

青年農業労働者は、家族保護青年厚生省の監督下にある

團體を組織することになつて居り、之は農林食糧省でも利用することが出来ることになつて居り、又それらの農村青年團の經營及び内部の練成統率等は、家族保護青年厚生省の許可を得て、責任ある團體を委託することも出来、それによつて、衣食住や組織の面倒が見られることになつて居る。農村青年團の經營及其の技術的利用法などは、農林省指定の當事者が行ふことになつて居り、技術的設備も農林省から提供することになつて居る。

フランスの當局としては、同國はあくまで小農主義に立脚し、一九一九年乃至一九三九年當時顯著なりし大工業の發達は、之以上促進せず、却つてフランス經濟界の目覺しい成功の一部と認めらるべき新産業の多くをも解散する方針をとつて居つた。全國農業の振興とか、食糧供給上の完全なる自給自足の確立とか、或は農業開發に對する大規模の干渉とかは、過去に於ては、恐らく大して必要でなく、政府としては、小麦、砂糖及葡萄酒以外に手を出す必要がなかつたとは、現在フランスの政府支持者間の意見であつた。然しながら敗戦後の新形勢の下にあつては、政府としては生産と販賣をば國內市場の新しい要求と海外に於けるフランスの新地位とに適應せしめんが爲、一層包括的の農業政策を樹立すべき必要に面したのであつた。

之は、多少とも職團主義經濟の原則として通常認められた方針に基いたものであつたが、この全然新しい組織とても從來の全國小麦局の構成と多分に共通する點を有するのである。

一九四〇年七月末制定の法令によれば、牛乳の生産及び分配の管理規正は各種職業聯合の團體に一任することになつて居るのである。この聯合團體は、生産者團體と、協同組合と牛乳業者との推薦せる八名の團員を以て構成し、各縣に一團體づゝ農務省が設置することになつて居る。この機關は、牛乳の生産分配、産業上の用途、及び價格決定に關する諸問題を處理するもので、農務省の縣別代表、即ち農務局長はその議事には顧問として参加することになつて居り、その決定は關係者全部に對して拘束力を有することになつて居る。牛乳の販賣は、縣聯合機關の交付する特別の鑑札を有するものゝみに許可して居り、生産者が、人口二千人を超過する都會の消費者に直接販賣する場合に於ても、鑑札を必要とする。法令によれば、一縣下以上に互る數縣聯合の機關を組織して、大經濟單位を形成することも出来るやうになつて居る。牛乳業の最高指導權及び各縣活動の統一は、農務省の任命せる中央委員會の手にある。之等新經濟組織の著しい特徴の一は、消費者の参加乃至利益

産業化過程の中断は、必然的に、從來農村から都市へ移住して居つた過剩農村人口の就職問題を惹起し、その解決は、國內市場の開發により生産機構の調節と國內移住に求めなければならず、それには農村人口全部の熱心なる且密接の協力を必要としたのであつた。然しながら、この結果は、政府として職團主義の採用には至らしめず、却つてかゝりの範圍まで農業主及び農民の代表的團體に依存せしめ又廣く協同組合運動を利用せしめた。それが爲、政府は、前記の農民復興會議 *Conseil de Restauration Paysanne* なる機關を創設したのであつた。之は、協同組合主義の原則を廣汎に適用して、小農的家族主義的經營としてフランス農業を再建すべき細目の計畫を立案することを主要目的としたものであつた。尤もフランス農業の歴史的部分が、既に比較的小農地から成つて居り、それも或る場合には、大地主から賃借したものであるので、新方針の下にあつてもその社會的機構上に何等實質的の變化が起らうとは思はれないのである。唯政府が、機械の使用とか、販賣制度等に於て、協同組合組織の發展を重要視した點は興味ある事實であつた。

政府が休戦以來農業の一部門全體に互る改造策として實施した唯一の廣汎なる計畫は、牛乳生産の再建であつて、

代表を全然考慮してゐないことである。

休戦前のフランスに於ける國家統制組織上重大の任務を有して居つた小麦局は改造して、全國穀産局となり、その範圍を擴張して各種の穀類に及ぼし、且その構成も全然新規になつた。從來小麦の生産分配に關係ある各種の團體及び業者の代表を以て組織されて居つた小麦局中央會議は廢止し、之に代つて農務食糧省の任命せる議長と七名の委員より成る執行委員會となり、その結果各種業者聯合團體としての小麦局の構成は廢止となり、全然政府任命の機關となつてしまつた。一方局の機能も擴大して、在庫品の登録及び穀物食糧品の販賣配給に關する諸問題を管掌することとなり、穀物の徵發までも掌るやうになつた。従つて小麦局は今日では、國內需要と海外市場の可能性とを國內生産力に適應せしむる政府の政策施行の中心機關となつて居る。

ペタン政權の農業政策を考へる上に於て、閉却すべからざるは、一九三八年七月十一日及びその後の法令によつて設置した配給シンヂケート *Groupements* 及び一九四〇年九月の法令によつて農務省の設置した新しい配給局とである。法令によれば配給局は、輸入シンヂケート又は配給シンヂケートの未だ設立を見ざる商品に限り、之を取扱ふ爲

めに組織されることになつて居たのであるが、新しい配給局の組織網は、全然別個の原則に基いたものである。即ち新しい組織では、シンデケートは當該業者全體を代表するもので、強制的にカルテル化した機關であり、配給局は國家の機關であつて、その輔佐機關として、業者代表で組織する諮問委員會を有するのである。配給局の權能は、頗る廣汎のもので、在庫の規正、價格及び利潤率の決定、業者に對する鑑札の交付等をも含むものである。數種の食糧品及び農産原料品を扱ふ爲設置された全國的の配給局は、各縣をも所管し、縣にはその代表として配給官 *repartiteurs* があり、その輔佐機關として縣諮問委員會がある。

舊シンデケートと新配給局の機能の區別は、いづれ特殊の法令によつて規定されることになつて居るが、兩者の關係は種々の點で、各産業の組織委員會と勞働生産省の中央配給局とが、一方はカルテル化し、組織化せる各産業を代表するものであり、他方は國家の機關である關係と似てゐるところがある。その點に於て、敗戦前のフランス經濟立法の既成理念に準據せるものと云へる。

一九四〇年十二月二日政府は、職團主義に基く農業新機構を創立すべき法律を發布し、「精神的、社會的、併に經濟的方面に於て、農民家族の共同利益を伸長運營」すること

居り、農村の手工業者も亦、施行令に基き、加入し得ることになつて居る。

一家族の家長が組合員となる時は、同一農地にて作業せる家族全部が組合の事業に参加することになつて居る。

地方農業職團組合には、組合長一名を置き、その輔佐の必要ある場合には、該組合の提案に基き縣聯合農業職團組合にて、副組合長一名を任命する。

農事作業の組織とか、耕作制度の法律的基礎とか、其の他農業に従事せる人々(組合員たると否とを問はず)の間の一般關係とかは、該地方組合の混合委員會か又は數組合を合同し、各方面の代表の参加せる協議會で定めた規則によつて規定されることになつて居り、それらの規則は、縣聯合機關に提出して、修正統一をして貰ふことになつて居り、縣聯合機關の採擇するところとなつたものは、關係農務當局の長官に届出で登録して貰ふ。又場合によつては、農林大臣が縣聯合組合の組合長會議や其の他の會合に参加せしむる爲任命した政府委員を経て、大臣に提出することもある。その場合には、大臣の承認を得るまでは適用し得ないことになつて居り、提出後一箇月以内に大臣が決定しない場合には、自働的に有效になることになつて居る。規則實施を原因とせる罷業又はロックアウトは禁止されて居る。

になつた。それが爲、全國的の機關としては、全國職團農業會議を組織し、地方には、地方職團農業組合を設け、其他重要部門毎に各全國的、地方的の機關をも設置せしめ、一方既成團體例へば共濟組合、協同組合等は、この制度に合同せしめることにした。從來の農會は凡て廢止して、その代りに「農産に科學を應用し、農業の進歩を促進」することを唯一の目的とせる縣聯合農會を組織せしめることとした。而して過渡的措置として、法律には農林大臣が、三十名までの委員より成る委員會を任命し、それをして「本法適用上の措置を考究提案せしめ」且「職團組織の中央機關の確立まで、その名儀にて奉仕する」こととした。

この職團制度による農業組織の最下部機關は、地方農業組合であつて、之には、各地の農民家族が加入するのである。而して組合は一地域一團體として、地方組合は、全部縣聯合又は縣別職團組合に所屬することになつて居り、それらの農業組合に對しては、勞働法典第三編の工業組合及び勞働者協同組合の規定が適用されることになつて居る。農業組合の規則は、組合員たると否とを問はず、農業に従事する全部に對して拘束力を有するものである。

企業主、賃金勞働者及び農地所有者(自ら耕作すると否とを問はず)は、地方農業組合に加入し得ることになつて

聯合職團組合には、聯合代表が一名議長として居り、その輔佐機關として十二名以内の委員より成る協議會が設置されて居る。この協議會は、地方組合長總會にて作製し、全國農業職團會議を経て農林大臣に提出せる提案に基いて大臣が任命するのである。

聯合代表、又はその不在の節は、前記の政府委員は、混合委員會を任命し、又地方組合の混合委員會の代表者に下問することになつて居る。

過渡期間中本法施行の爲任命された委員會では、聯合會に管轄地域を定めることになつて居るが、その決定は、農林大臣の承認を要することになつて居る。組合の改造又は合同、聯合組合の創設等の促進監督もこの委員會の任務になつて居る。

聯合組合は、凡て全國農業職團會議に加入することになつて居る。それは、縣内又は數縣聯合の地域内に於ける農業全般を代表する中央機關であつて、地方組合全部を結束し、地方組合の組合長を以て、聯合組合の總會を構成することになつて居る。

聯合組合は左の事項を決定する權能を有して居る。
(一)勞働、社會厚生組織、保險、救護、住宅、衛生、婦人作業輕減、其の他農民生活一般に關する問題

- (二) 徒弟制度及び農村青年訓練に關する問題
- (三) 職業としての農業の紀綱及び名譽に關する問題
- (四) 特殊機關を經、又は必要の場合には直接處理すべきものとして、生産、販賣、市場、價格、其他農業經濟全般に關する問題、但現行價格法規に抵觸せざる範圍にて

聯合組合の決定は、全國會議の承認を要することになつて居り、聯合組合にて決定不可能の場合には、聯合代表又その不在の際は、前記政府委員は、全國會議に提案を附議して裁斷を仰ぐ。

全國農業職團會議は、聯合組合の聯合代表全部を以て構成するもので、特殊生産部門とか、協同組合、共濟組合の代表も亦之に参加する。全國會議は、聯合組合、特殊機關、協同組合、共濟組合の活動を統一監督するを任務として、農林大臣の常設諮問委員會の委員十名を指名する。全國會議及び常設諮問委員會の會合には、前記政府委員も参加し、その決定事項を大臣に廻附する役目をする。全國會議が決定不可能の場合には、全國代表又はその不在の際は、政府委員は、之を大臣に附議し、大臣一箇月以内に決定なき時は提案は有效となる。

特殊機關は、特殊生産部門に於て斯の如き機關を設くる必要ありと認めらるゝ重大性あるとき、組織するもので、之

は全國的でも、又地方的のものでも差支へなく、その構成は、職團組合の任命せる代表にして、充分権能あるものを以て組織するものである。特殊機關は當該部門の組織及び經濟的擁護に關係ある一切の問題を處理すべき機關であつて、殊にそれは、市場と價格の平衡を確保し、生産と消費の關係を統御すべき諸規正の設定適用に當るものである。特殊機關の經營は、生産物に對する課税によりて賄ふもので、その金額及び收税の方法は、職業毎に規則を以て定め、所管大臣及び大藏大臣の承認を経て施行することになつて居る。

特殊機關が價格及び市場規正に關して何等かの決定をした場合には、全國會議と協議の上、所管大臣及び大藏大臣の承認を仰ぐことになつて居る。

農業職團組合には、個人組合の外、協同組合及び共濟組合も加入することが出来ることになつて居る。之等の團體は別の立法の適用を受けて居るものではあるが、職團制度の下にあつては、協同組合、信用金庫、相互保險基金、共濟組合、社會保險基金、家族手當基金、購買組合、農産利用協合、共販組合、計理協會、等の會員は凡て職團組合に加入の義務あることになつて居る。而して之等の團體は、各部門々々によつて統合して、一團體を結成することにな

つて居るが、その方法は、前記新制度施行臨時委員會の提案に基いて、農林大臣が決定することになつて居る。而して之等の團體の統制機關は、その五分三を該團體より選出し、五分二は職團組合より選出することになつて居る。

失業対策 國民革命の原則に基く國民再組織の途上にあるベタン政權が、舊體制時代の各種の勞働政策を根本的に變改すべきは云ふまでもなく、一九四〇年八月十三日には開戦以來施行されて居た勞務に關する法規を改正すべき法律の制定を見た。この法律は、經濟狀態の平常に恢復するまでの期間の臨時的措置として、縣知事は、地方勞務監督官又は縣勞務監督官の提案に基き、勞働時間短縮の命令を公布すべき權限の規定を初めとして、開戦以來實施されて居つた殘業時間などは、一箇年最高七十五時間までは許可することとし、一九三九年十月二十七日附法令で施行となつた殘業手當に對する四割の課税をば、一九四〇年七月十一日以後は廢止することとなり、又殘業賃金は、通常の賃金率と同じくし、企業主は萬一殘業を行はしめる時は、通常の賃率の二割に相當する金額を共同基金に拂込むこととなつた。又七月八日附法令では、大藏大臣は、有給休暇制度及び解雇手當を實施し得ざる企業に對して、資金を融通することとなつた。

然しながら敗戦後のフランスにとつて、何と云つても最も重大の勞働問題は、失業問題であつて、之は殊に産業復興對策としても重要視された。従つて一九四〇年七月十七日附法律を以つて中央及び地方廳の吏員は、フランス人以外は雇傭せざることとしたのを最初として、八月二十七日には、従来のフランス人勞働者と外人勞働者との雇傭比率を改正せしむることとし、九月十三日には、復員勞働者の復職に關する法律も制定され、同じく二十七日には、國民經濟の必要以上に供給されし外人勞働力の處分に關する法律も發布された。

召集解除となつた兵士の復職に關する法律は、特別の場合の外凡て召集前の雇傭契約は有效なるべきことを規定し且商工業企業にして、平素十八歳以上の男女従業員十名以上を雇傭して居り、一九三九年四月二十一日の雇傭契約復活に關する法令に基き再雇傭を行はなかつたところに對しては、従業員數に對する復員兵士雇傭人數の一定比率を定めて強制的に召集解除者を雇入れさせることとした。之は農林業に於ても同様であるが、唯従業員の五割以上が女子であるところは、比率は、男子従業員數のみに對して定めることになつて居る。而して一定比率の歸還兵士を雇傭しない雇主に對しては、一人につき一日當り十法の罰金に處

せられることになつた。

次に十八歳以上五十五歳未満の外人男子在住者にして、フランス國民經濟の必要とする以上の數に上り、且フランスに亡命せる爲、故國へ歸還し得ざるものは、事情により集團を組織せしめ、一箇所に集結せしむべきことが規定された。而してそれらの外人が、外國へ移住するには一定の手續を必要とする事になつた。この種の外人の集團は、勞働大臣の所管に屬し、大臣はその雇傭規則を定め、もし必要の際は雇主に引渡すこともある。この種の外人には賃金を支拂はず、或る場合には、出來高賃金を支給する。但その家族に對しては手當を支給することになつて居る。

以上の外、失業對策としては、一人で二種以上の職業に従事することを禁止し、又は時間外作業も禁止することとし、或は夫のある婦人の従業を制限する等、各種の方法がとられ、職業紹介と失業救済の中央機關も設置されることになつた。パリの中央職業紹介所の調査によれば、一九四〇年十月現在全國の失業者合計百十萬と云はれ、内半數はパリ地區に居つたのであるが、之は凡てフランス人のみで、業別では、金屬工業殊に自動車業の三十萬を最大とし、不熟練工の十五萬、商業の十萬、被服の五萬等になつて居つた。

二種以上の職業と時間外作業を禁止した法律は、十月十一日に公布されたもので、この法律施行の監督を有效にする爲、先づ、登録をせず、又營業上の公課納入を怠るものは、商工及手工業の獨立經營をなし得ざることとし、次に官吏、官公署従業員、國有鐵道及び地方鐵道會社、補助金を下附され居る船會社、市營官營事業等の職員、及び社會保險基金の職員は、報酬ある個人企業に雇傭されることを禁止し、商工手工業の従業員は當該業務に適用せる法規に定められし最高勞働時間を超過して従業することを禁止し、又この禁止を犯せしものを使用することも禁止せられることになつて居る。

以上の禁止は、(一)公益の爲の科學、文學美術上の勞作殊に教員及び慈善機關、(二)勞働者が個人の責任にてなし又は相互扶助の爲に無料にてなす仕事、(三)個人の家族にて個人の必要上なす些細の家政上の仕事、(四)災害の防止又は救助の爲緊急を要する仕事には適用しない。團體協約には、凡て以上の禁止を規定せる條項を具備すべきこととし、適用範圍の廣大なる團體協約の場合には、別に勞働大臣の命令を以て本法適用の方法を定めることになつて居る。この命令は、大臣が職權を以て公布することもあるれば、關係團體の請求に基いて公布することもある。

同じく十月十一日附の他の法律では、「失業克服の手段」として婦人殊に既婚婦人の雇傭を制限することになつた。

この法律の規定によれば、官公署及び租借權に基き經營せる企業に従事する婦人の數を減少する爲、夫のある婦人の雇傭を一時禁止することとし、(夫が家計を支へ得ざる場合を除く)、既に官公署の職員たる婦人で、五十歳を越ゆるものは、自働的に退職して、年金を支給されることとした。又夫が家計を支へつゝあるものは、扶養を要する子女三人以上あるもの、外は、凡て解雇されることになり、この場合規定の年限服務したものは、停年の恩給を支給されるが、恩給の條件を具備せないものは、服務一箇年に對し一箇月分の俸給を一時金で支給される。

既婚婦人の解雇は、内縁關係の場合にも適用される。又官公署其他に従業せし婦人にして、二十八歳に達せざる内結婚の目的を以て退職するものは待命待遇となり、退職後二箇年以内に結婚し、且結婚生活中は他の職業に雇傭されざることを約束する場合は、年金の外一時賜金をも支給される。之は一萬法以下とし、採用後最初の三年間に對して二千法、次の二年間は千五百法、第六年目に對して一千法の割になつて居るが、二十五歳以後の服務期間は計上されな。

待命になつたものは年金支給の權利もなく、昇給もされないが、結婚解消となり、その離婚が婦人だけの原因でなされたのではない場合には復職される。尤もその際結婚當時の一時賜金を拂戻さない場合は、待命前の服務期間は年金資格の年數に計上はしない。

尙本法發布後三箇月以内に、婦人を採用すべき各種業務別の採用最高比率を定めたる命令が公布されることになつて居た。

私有企業の場合には、既婚婦人の雇傭禁止の規定はないが解雇退職に關する規定は設けられて居る。一九四〇年七月七日勞働大臣は、各縣知事に訓示を發して、商工企業をして、戦死者未亡人、家庭の稼人、他に生計の途なき獨身者又は召集兵の妻の外は、漸次婦人を解雇せしめることとしたが、十月十一日法では、官公署の場合と同じく、農業以外の職業全部に於ける婦人従業員の最高百分率を規定せる法令を三箇月以内に施行せしむべきことが規定されて居り、又商工業の場合に於ても、退職又は結婚した婦人吏員に支給されると同様の一時賜金を支給すべきことが規定されて居り、その退職賜金を支給された婦人が、農業以外の有給職業に従事した場合は、賜金を拂戻すべきことも規定されて居る。

以上の措置と共に政府では、各種の土木建築其他の失業救済事業を起し、それが爲多額の豫算も計上して、中央地方協力して、戦火に荒廢せる國內の復興に努力することになつた。即ち、十月五日には、大蔵大臣に對して、復興(橋梁架設、隧道開鑿、交通機關の整頓、水路)及び改良(踏切廢止、幹線道路改良、水路、港灣、交通機關)事業計畫を立て、總額八十億法を計上せしめしを初めとして、十月二十八日には、一九四〇年度分として貸付資金四億法を計上して、十月五日の計畫を達成せしめることとし、其他電信電話工事費として五億二千七百五十萬法、建築其他として、五億八千二百萬法等を計上した。一方地方當局産業團體、農業協同組合、自治港灣當局、商業會議所に於ては、公共事業及び農業關係の事業にして失業救済となるべきもの經費を負擔する爲、十月十一日法により國庫より總額二十億法の長期貸付を受くることとなり、之は、一九四一年一月一日より以前に勞働大臣、大蔵大臣及び關係所管大臣の認可を得た事業に限つて融資することになつて居つた。十月十一日制定の他の法律には、一九四〇年六月二十五日まで戦争の爲破壊破損せる住宅再建には補助金を與へ、又之を監督すべきことが規定されて居り、之は商工業營造物中の住居に充つる部分の再建をも含み、私設の教育機關及

び慈善事業の建物にも適用され、又住宅の家具家財の修繕費をも支辨することになつてゐた。

其他建物の壁塗、バリ不良住宅改良等各種の事業を起し之に對して國庫の補助金は支給される外、失業救済の爲緊急を要する事業の場合には、軍事的收用と同一の取扱ひにて收用占據すべき辨法も講じられた。

失業救済政策にて劃期的の變更のあつたのは、職業紹介事業であつて、従来の縣立、市立の職業紹介所と公設失業基金とが廢止となり、各勞務監督區に聯合職業紹介局が設けられることになつた。之等の紹介所は國の施設として、從來勞働法典に基いて活動した職業紹介所及び失業救済事業を管掌することとなり、勞務監督官の本部なき地區には縣別に紹介局を設けることとし、各縣には、地方支部を設け、この地方支部には農業別課局を置き、殊に農業課は必ず設備することになつた。縣及び聯合職業紹介局は勞働大臣に直屬し、その統一監督は、職業人的資源局が當ることとし、全國的の勞働配置を初め、勞力需給の集中を要する職業に對する勞働者の割當を行ふことになつた。

縣及び聯合職業紹介局には、勞働大臣の任命せる局長一名あり、該地區の勞働監督官の所管に屬し、各局には、諮問委員會が設けられ、各方面の代表を網羅することになつ

て居る。

失業者は、地區勞働監督官の勸告に基き、各縣知事の作製せる一覽表に含まれる地方では救済手當を支給される。それは、當人及び妻に對する毎日の手當と、必要な場合は、一九三九年七月二十九日法による家族手當及び家婦手當と其他被扶養者手當とである。手當を支給されるものはその代償として一定の作業を課せられるが、この種の作業が一日二時間を超ゆる時は、その地方の賃金月額平均の二分一に相當する時間給で賃金を給與されることになつて居る。

失業手當は、十月十一日法によれば、バリ又はセイム縣セイム、オアズ縣の都市では、一日家長十二法、妻其他の家族各六法となつて居り、家族手當を支給される子女は除外される。人口一萬五千以上の都市では、家長十法、妻其他五法、人口五千乃至一萬五千のところでは、八法及び四法、其他の地方では七法及び三法五〇仙となつて居つた。尙前記復興土木事業中建物再建修繕に關する諸般の事項を管掌する爲、交通省には、建物再建技術部が設けられ、それには、全國復興委員會といふ諮問機關が配屬されて居るし、又失業者救済事業を組織化する爲勞働省には專任の長官一名と副官一名が置かれ、(一)勞働の供給と求人數の

調査、(二)即刻着手し得る事業の調査、(三)同計畫化、(四)同實施の準備及び監督等に努め、殊に勞働配置に留意することになつて居る。勞働配置に關聯する各種軍民團體は凡てこの長官の所管に屬し又、常設委員會があつて、長官と各省との聯絡協力に努めることになつて居る。

ドイツ

作戦の擴大と勞働力の逼迫

一九四〇年——戦争第二年を迎へたドイツは、マジノ要塞線を守るフランス軍とジグーフリード線に於て相對峙したまゝ、沈黙の冬ごもりを續けたので、戦争當初のポーランド作戦以來、長い間戦局の發展を見るに至らなかつた。併し四月九日デンマークに進駐しノールウェーに兵を送るや、俄然戦機は熟し、引つゞきマジノ線の猛攻撃が始まり、五月十日にはオランダ、ベルギーの國境線を突破した。然るに英佛の援助も空しくこれら諸國の聯合軍は一たまりもなく敗退し、十七日にオランダ、二十八日にベルギーが何れも降伏したので、ドイツ軍は一氣にマジノ突入に成功し、六月十四日には早くもパリに入城、十七日に敗戦フランス軍をして戦闘停止を餘儀なからしめた。かくて二十五日

の獨佛休戰協定を機會に、西部に於けるドイツの迅速果敢の機動による大作戦が一應終局を告げ、その後は専ら英本土上陸の前哨戦ともいふべき英國各地の大空襲戦が屢次政行された。殊に八月以降約四旬に亘るロンドン大空襲の展開は、上陸決行迫ると思はせたが、遂にその實現を見ざるまゝ戦争第二年の冬を迎へ、戦雲はむしろバルカン方面に動くかの如き相貌を呈しつゝ、一九四〇年を送つてゐる。

かゝるドイツの大作戦とその戦局の擴大とは、恐らく軍動員の數も數百萬に上つたであらうし、それが延びて軍需その他各般の産業に於ける男子勞働力に夥しき不足をひき起した。のみならず重要産業部門の勞務需要が一層擴大してゐるので、これが充足の手段として、婦人、年少者、老年者等の豫備勞働力の動員、勞働者の再配置及び雇傭の統制が行はれた。引きつゞき俘虜、外國人勞働者の大量使用にまで發展して行つた。併しこれらの新給源の開拓にも拘らず、勞務需給の状況は一九四〇年末に於ていちじるしく逼迫を告げ、職業局の説明によれば百四十萬の勞務需要が依然として充足されなかつた。この勞務不足を克服するためには特別の努力が拂はれたが、それは金屬工業に於て特に顯著だと云はれてゐる。勞働相はこの現象に直面してこのやうな繼續的勞務不足は、職業輔導の擴充、勞務給源

の合理的利用、外國人勞働者の雇傭増加——これら一聯の措置を徹底するにあらざればこれを改善し得ないであらうと述べてゐる。

豫備勞働力の動員

以下に若干の數字を引用し、一九四〇年に於ける勞働力の推移及び活用の状況を一瞥することにしよう。勞働省の發表によれば、一九四〇年末に於ける雇傭勞働者の總數は二千二百六十七萬人である。そのうち男子は一千四百二十五萬人、女子は八百四十二萬人となつてゐるがこれを一九三九年九月開戦當時の數字と比較すれば、男子に於て二百八萬人の大幅減少を示し、他面女子に於て二十九萬人を増加してゐる。されば差引きに於て百七十九萬人の減少になるわけである。まことに容易ならぬ男子勞働力の不足といふべきであつた。

又登録失業者數は、戦争開始當時六萬三千人であつたが一九四〇年一月末には二十五萬七千人に増加した。併しこれを境として爾來減少の一路を辿り、同年十月には三萬二千人といふ低い記録を示した。そのうち就業可能と見られるものは一割に過ぎないので、これら失業者は殆んど人生の敗殘者と見らるべく、も早勞働力の給源としてこれを取

扱ふことは出来ない。

又時局のために操業短縮となり、半失業の手當をうけてゐる勞働者も一時は八千三百人を算へたが、一九四〇年十月には僅か二千人に減じてゐる。そしてその大部分が纖維關係の工業に就業してゐる老齡者であつた。

次に婦人の雇傭状況を一瞥するに、戦争の影響を蒙り職業轉換その他が行はれたので、一九四〇年一月には戦前に比べて七十萬人の大減少を示したが、その後は漸次婦人勞働力の利用が増大し、同年八月には戦前の雇傭數よりも更に三十萬人の増加を呈した。爾來著しい増加を示してゐないので、この一年間に婦人の雇傭勞働數は約百萬人の大幅増加となつてゐる。

婦人の勞働力が一九四〇年秋以來あまり増加を示してゐないのは、婦人勞働力の給源開拓が、ほど極限に達したと見るべきか。これはにはかに論斷出来ない。けれども、そのころドイツ政府の方針が俘虜や外國人勞働者の利用に向けられ、不足勞働力は概ねこれらの新規勞働力によつて補充された。これが婦人勞働力の増加せざる原因であるともいはれてゐる。

では俘虜をも含む外國人勞働者のドイツ國內雇傭は如何なる状況を呈してゐるであらうか。ポーランド人その他の

俘虜數は一九四〇年十月に約百萬人といはれてゐる。他面外國人勞働者は戦争に於て約五十萬人であつたが、その後増加して一九四〇年十月には約百十萬人に達してゐる。これら外國人の國籍や就業などについては後段に於て詳述するであらう。

勞働力の適正利用

右の勞働力の外に徵用勞務に従事してゐるものがある。その數は、一九四〇年十月に約三十五萬人と見積られてゐる。戦争開始以來十ヶ月間の累計は約百萬人（男子八十萬人、女子二十萬人）と云はれてゐるので、その大部分は徵用期間の満了により解除されたわけである。

以上によつてドイツに於ける自國勞働力がその給源に於て著るしく涸渇し、外國の勞働力をも利用せねばならぬ事態に立ち至つたことが明らかになつた。そこでドイツ當局としては國內勞働力の適正なる活用を圖り、勞働力の補給難を切抜けるべく如何に努力したか、その一斑を窺ふために當局の採つた二三の措置について左に概説することにし

よう。

勞働力の適正配置

各種經營内に於ける勞務の適正なる配置を研究するため、勞働相は一九四〇年はじめに特別委員

會を任命した。

この問題に關する基本方針は四ヶ年計畫長官命令(一九三九年九月二十八日)の中に既に含つてゐた。この命令によれば

- (一) 命令の種目及びその適用範圍に鑑み、熟練工を解雇し得る經營は直ちにその旨を職業局に通告せねばならぬ。
- (二) 増加要員を必要とする經營に於てはその需要を最少限度に止めねばならぬ。
- (三) 雇主は轉職者及び婦人従業員に再教育を努めて行はねばならぬ。

この方針がどの程度に實施可能であるかを研究することが特別委員會の任務であつた。そこで委員會は、作業の進捗に伴ふ労働者數の變動を検討し、熟練工拂底と矛盾する不活潑經營の熟練工保有を注意し、戦時不活潑物資の漸次削減を以て消化し得る限度を超えて物資の注文を引受け、他經營よりの熟練工誘致を申請するが如き事例をあげ、自家従業員について措置すれば熟練工の不足が補充せらるべきことを警告した。實際多數の經營に於ては時間一杯作業に従事してゐない熟練工が居り、諸種の經驗をもつ労働者や熟練作業の補導を受くる能力を具へた労働者も居るので、

労働者の才能を見出して、これを活用することは、業主の義務と云ふべきであらう。それ故、經營内に於いて熟練工の利用能率をあげ、労働者の補導や再教育に努力を拂ひ、婦人の備使につき適當なる措置を講じ、そのために必要なる勞務管理上の組織を確保するならば、その經營は勞務配置の観点より十全なる形態を備へたことになる。

他面各職業局に於ては一九四〇年初頭以來、勞働手帖の索引カードの外に各經營の索引カードを保有し、地區内に於ける各經營の勞務配置につき正確なる情報を獲得することに努めた。この新規カードの保有は經營より労働者を解雇した場合に速かに措置を講じ、又經營の申込む勞務需要の適否を知るために基礎材料を提供するであらう。

金屬工の増員と職業補導 勞働相は一九四〇年四月十二日に地區職業局へこの訓令によれば、訓令を發し金屬工増員に關する補導について指示を與へた。

- (一) 各地區職業局はその地區に於て利用可能なる金屬工の數を一定率まで増加するために、補導施設を設立せねばならぬ。補導を受け得べき労働者を地區内に於て充足し難き場合には、他の地區より募集せねばならぬ。
- (二) 工場では出来るだけ備使中の職工若干名を補導せねばならぬ。職業局は補導中の職工に代るべき労働者(適當なる場合

には婦人をも含む)を工場に斡旋せねばならぬ。

(三) 半熟練工を必要とする工場、熟練工と半熟練工との比率が均衡を失してゐる工場、又は補導すべき職工を熟練工として軍需作業部門に就勞させる工場に於ては、特別に補導が行はねばならぬ。一團の工場間に存する協力の申合せは補導を計畫する場合にもこれを利用せねばならぬ。

(四) 工場別、職種別に養成工の配分を決定する場合には地區技術局、勞働職線職業補導局地區支部、經濟會議所工業部、工場指導官、兵器監督官と密接なる連絡を保持せねばならぬ。

- (五) 補導の費用は工場の負擔とする。
- (六) 補導の期間は三ヶ月とする。

若年者その他の動員 戦争の進展に伴ふ勞務給源の涸渇に善處するために、従來職業に就いてゐなかつたもの、既に職業より退いたもの、又半ば勞働の可能なるもの等々勞働力をも動員せねばならなくなつた。勞働相は一九四一年三月十日に訓令を發し、このやうな場合の勞働條件を規制するため採るべき必要なる措置を職業局に通達した。

それによれば全然勤務に適せざるものには法令の規定通り就勞を要請してはならない。職業局は經營側とも交渉して雇傭上起り易い支障や嫌惡の念を除去するやうに努めねばならぬ。

年齢に關して支障があれば經營側に於てその制限を附せぬことにせねばならぬ。例へば七十歳に達せずして退職したものが、勸奨により就勞する場合には前職又は能力上適當してゐる職種に就くことを受諾せねばならぬ。これら老齡者の就勞を利用するために、現行の規定がない場合には關係當局へ申請せねばならぬ。

廢疾年金受領者が戦時再び就職する場合には法律(一九四一年一月十五日)の規定により、再就職を理由にして年金に關する權利を取上げ、又は停止してはならない。

同様に六十五歳に達し、廢疾又は養老の年金を受領してゐるものが再就職した場合にも年金の減額は行はれないことになつた。

引續き發せられた勞働相の命令(一九四一年三月二十日)によれば、公務に就き得る年齢制限の規定を改正し、六十五歳以上六十八歳まで引上げることとした。併しかゝる老齡者の勤務がたゞ能率的であり、そのものゝ健康状態が良好である場合には更に右の年齢制限を超えても差支へないことにした。

難難労働者の雇傭關係 又避難のため立退いた労働者の雇傭契約に關して一九四〇年四月九日の命令を以て左の如く規定してゐる。この場合雇傭契約は作業中絶を理由にして

解消するものではない。併し當事者の権利義務は停止される。右により第一契約が維持されてゐるにも拘らず、労働者は他の職業に就くことが出来る。併しその後前職に復歸就業することを欲した場合には、職業局の許可を受けて第二の契約を廢棄することが出来る。この場合労働市場の状況を考慮して許可を拒絶することも出来る。

舊業主がその業務を再開した場合には職業局を通じても使用したる労働者の復歸を要請し得る。この場合労働者は復歸の有無を表示せねばならぬ。復歸せぬ場合には、従前の經營所在地の職業局に通告せねばならぬ。職業局がこれを承認した場合には、關係者全部へ通告され、第一契約が解消する。

他面労働者側に於て復歸の用意あることを述べ、又は職業局が労働者の復歸を要請した場合には、現に労働者の就業せる經營の所在地を管轄する職業局が第二契約を廢棄する。この廢棄と同時に第一契約上の権利義務が發生する。

舊雇傭契約はその停止中に解消しない。併し兩當事者が相互に承認した場合、又は労働管理者の承認ありたる場合はこの限りでない。

その外一九四〇年三月九日令を以て、その労働相は避難立退の際年休を喪失したる労働者には、雇傭主をして補償

させることにした。

外國人労働者の利用

軍動員の擴大、豫備労働力の減少につれて勞務需給の緊迫が一層激化して來たので、これを緩和する手段としての俘虜の利用、占據地や友好國に於ける労働者の募集が採用されるに至つた。以下この二大給源について一瞥するであらう。

俘虜の使用 俘虜の使用は一九三九年九月二十六日の労働相訓令及び同年十月四日及び五日の食糧相訓令によつて規制された。

俘虜の割當についてはこれを管理する軍當局と職業局との間に協定が行はれ、俘虜の營舎にそれ／＼勞務割當係が配置され、俘虜使用に關する諸問題を處理する。他方各職業局を代表する紹介係も俘虜の營舎に配屬されてゐる。

俘虜の使用を希望する經營は地區職業局を通じて申請せねばならぬ。申請は労働相によつて個々に考慮される。營舎より遠隔の地に就勞場所がある場合には、經營側に於て俘虜のために食事及び宿舎を提供せねばならぬ。俘虜は少くとも五十人あて一團をなし監督と共に宿營する。

左の規則に基き利用されてゐる俘虜の数は漸次増加し、

一九四〇年六月には六七十萬人を算へたが、十月には百萬に達した。これらの俘虜はその職業能力に應じて一層合理的にこれを使用すべく種々の措置が講ぜられた。最初は農業に限り俘虜の使用が許可され、その後鑛業（主として褐炭、鐵鑛、加里鑛業）、鐵道保線、電信電話の敷設、自動車路及び水路の建設、坑木の伐採等々にも使用許可が下りた。

併し一九四〇年中頃までは大多数は農業に配置された。當時の俘虜は大部分ポーランド人であつたからである。併し西部戦線に於ける俘虜が到着するに及んで、工業方面に使用される俘虜の數も増加し、一九四〇年八月までには二十萬人に達した。とはいへ夏季の間は農業の需要に對して優先的に供給されたので、工業的能力を有する俘虜も多數農業に振り向けられた。のみならず秋になつてもなほ農業勞働の需要に配當されたので、工業に於ける熟練工の不足が益々激化して來た。そこで一九四〇年十月七日附の労働相の訓令に基き、俘虜のうち建築業、土石採取業、鑛業、金屬及び化學工業、農業、林業の熟練技能を有するものが、實際は如何なる産業部門に使用されてゐるかを、保存のカードによつて調査するやう總ての職業局に指令を發した。その結果判明したる實情に基き、職業局では熟練俘虜の職業轉換を要請することになつた。又職業局は果實採取の直

後農業に従事する俘虜の前職を調査し、超過員數はこれを工業方面へ振り向けるやう指令を受けた。併しその契約期間は農閑期に限定され、農繁期になると再び農業勞務に復歸すべき旨規定した。

占據地労働者の利用 俘虜の外の外國人労働者も有力なる勞務の供給源となつてゐる。占據地のみならず、ドイツと友好關係にある國々に於て外國人労働者の募集が着々進捗した。左に各占據地に於ける外國人労働者の募集状況を概括することにしよう。

(イ) ポーランド人——ポーランドに於ける募集はドイツの占據後直ちに開始され、その殆んど全部が農業に従事した。一九四〇年夏季には四十六萬九千人を算へ、この外に釋放俘虜が十八萬に上つた。

(ロ) デンマーク人——デンマークに對する石炭及び原料品の供給に關聯してドイツの占據と同時に募集が始められた。一九四〇年六月末には労働者の一團がハンブルグ、リュベック、キール各地へ向けて隔日にコペンハーゲンを出發した。これらの労働者は主に造船工業に傭使された。一九四一年二月現在ではデンマーク労働者數は二萬四千人に上り、その内譯は建築労働者六、五七二、金屬労働者五、〇八九、土木及びセメント塗工一一、七三二、大工及び指

物工一〇五、ペンキ塗工七三二であつた。

(ハ) ノルウェー人——ノルウェーに於ける労働者の募集は小規模に實施された。一九四〇年十二月に五千名の労働者使用に關する第一回協定が締結され、募集は全然自由形式であつた。一九四一年二月末には労働者一千人がノルウェーを出發した。

(ニ) オランダ人——オランダ労働者は戦争前にも若干ドイツに規則的に移入し、特に國境方面に於て季節労働者として使用された。ドイツの占據後再び募集が開始され、この要請を拒否する労働者は、失業救済に關する一切の支給を拒絶された。かくて一九四〇年六月より十二月末までの間に約十萬人がドイツ國內に於て使用された。一九四一年一月には大量の労働者が春季出稼の準備を進めた。これら労働者は主に農業、金屬工業及び建築業に於ける熟練作業に従事してゐる。

(ホ) ベルギー人——ドイツの占據後一月を経て自由登録による募集が進められたが、就職を拒否する失業労働者に對して失業給付の拒絶を以て臨むまでは成功しなかつた。かくて一九四〇年八月、九月にはドイツ向け労働者数が一週平均千五百名乃至二千名を算へたが、その後五六百名に減少し、冬季には需要減退のために募集が中絶した。一

九四一年二月には再び一週當り六千人の大量募集が行はれ總計に於て約十萬人に達したと云はれてゐる。

(ヘ) フランス人——フランスに於ける募集はドイツの占領直後西部地域に於て始まり、一九四〇年七月より十一月までにドイツ國內で、就業してゐるアルサス地區労働者の数は二萬四千名であつた。その他の占據地區のうちではパリ地区が最大の割當を供出してゐる。一九四一年二月末にはアルサスに於ける募集を除いて約三萬人と見積られてゐる。

(ト) ポヘミア、モラヴィア人——この保護領に於て募集された労働者数は一九四〇年八月までに十三萬二千名に上つた。ドイツが一九三九年三月占據した當時は登録失業者が僅かに十萬人足らずであり、その後就業者数は八%方増加してゐるから、一九四〇年八月にはも早やドイツ向けの豫備労働力は皆無になつたとのことである。従つて保護領内に於ける農業労働者の不足が問題化するに至つた。

友邦労働者の利用 ドイツと政治的に友好關係にある國々に對しても労働者の募集が要請された。イタリア労働者の入國協定は既に一九三八年より實施せられ、當時は農業收穫のために約三萬人が送致されたが、その後この割當数は増加を示し一九四〇年には五萬三千人が入國した。一九四

一年二月ローマに於て締結された協定は工業労働者の移動に關するものであつた。その大部分は鐵、鋼、金屬、機械工業に於ける監督職員及び労働者より成立してゐる。これを一月に取扱はれた農業労働者の割當と合算すればドイツに於けるイタリア労働者の總数は三十二萬に上ると云はれてゐる。

イタリアの外に一九四〇年末に四萬六千人のスロヴァキア人がドイツ國內で就勞してゐる。

外國人労働者備使の得失 かくの如き外國人労働者の使用に關して、今日までの經驗の示すところでは、農業に於けるよりも工業に於て多くの困難なる事情が存在してゐる。その要因は大體左の如きものとされてゐる。

- (一) 外國人労働者の職業教育がドイツ労働者のそれと異つてゐること
- (二) 外國人労働者の本國に於ける機械施設や作業方法がドイツのそれとは慣行を異にしてゐること
- (三) 外國人労働者はその大部分が長い間失業状態にあつたために規律ある労働の習慣を喪失してゐること
- (四) 若干の例外を除けば外國人労働者はドイツ語を解せず、それがため生ずる支障は農業に於けるよりも工業に於て一層大きいこと

(四) 外國人労働者が多くの場合始めて家族に分れ隔離された生活に入つたこと

これらの困難なる事情を排除するためには、適切なる工夫が講ぜられてゐる。特に國語の關係上出身を同じくする労働者が一緒に就勞し得るやう措置するばかりではなく、各班に屬する通譯が同時に班員として募集される。又労働者にとつて必要な職業輔導は、使用工場に於てこれを與へることとした。労働者の宿舍、衣類及び食事の世話にはドイツ労働戦線が當ることになつてゐる。又募集従事者は外國人労働者の労働條件や權利義務について労働者に周知させるやう指令を受けてゐる。

婦人の代替備使と就勞制限

戦時には従來男子によつて營まれた勞務に多數の婦人が代替するので、その備使に際して往々生ずる支障を避けることは極めて緊要である。そのために諸種の便宜や手段を講ずると共に婦人の就くべき職業に就いての検討することゝが當然必要になつて來た。戦争第二年のドイツではベルリンその他に於てこの問題に關する研究發表が行はれ、婦人の備使を禁止すべき職業の種類、性質及び生産過程を闡明すると同時に、婦人によつて容易に行はれ得る作業の範例

をも示した。

例へば常時身體的な努力を必要とする作業は婦人に對して禁止又は制限さるべきである。それ故運搬し又は引上ぐる物體の重量は一般に十五キロ以下と定められた。又生産用具を繼續的に使用する場合には用具の重量が適當に測定されねばならぬ。坐業の婦人が一日に千回乃至千五百回使用するドリル、ゲージの重量は五キロ以下とされるが如きである。

一九四一年一月十一日附の労働相の命令によれば、保健上有害なる作業には婦人の使用を全面的に禁止してゐるけれども、有害防止のため充分なる保護施設の講ぜられてゐる場合には、個々の實情を充分考慮した上で例外取扱を許容した。又建築材料の運搬、陶土及び土石の採取、開鑿、運搬、その他準備作業には如何なる場合にも妊婦の使用を禁止した。

又一九四〇年十月三十日に發せられた命令によれば、鐵道その他の運輸業及び工業に用ひる機械推進の車輛に十八歳未満の婦人を使用することが禁止されるに至つた。十八歳以上の婦人を使用する場合には、一日の就業時間を九時間以内に制限し、鐵道の場合には一週五十四時間労働にしろ。妊娠四ヶ月以後のものは雇入れを禁止してゐる。

かくの如く婦人の労働時間及び夜業について例外許可をなす場合には、婦人の保護を徹底させる必要がある。労働相は一九四〇年三月一日に更に命令を發動して、所管職業局に於て例外許可を與ふる前に、申請したる經營が他の労働者の雇備又は補導によつて時間外労働を避け得るか又は撤回し得るか、又その限度を検討するために意見を徴されることになつた。

次に二十一歳未満の婦人、妊婦又は幼児哺育中の婦人、作業に不向きな婦人、十四歳未満の子女を保育する母性には出来るだけ時間外労働や夜業を要請しないこととし、婦人が正當の理由によつて夜業を拒絶した場合にも、そのものを解雇しその他不利なる取扱を與へてはならぬこととしてゐる。

又交替作業は毎週その受持番組を轉換し、例外許可の期間は三ヶ月乃至六ヶ月に限られねばならぬ。

既婚婦人の有給休暇 既婚婦人の有給休暇について一九四〇年十二月十一日に命令が發せられた。この命令によれば、夫が軍務中賜暇を得て歸郷した場合には、その要請に基き、一年につき十八日の有給休暇を與へ得ることになつた。軍需生産の緊急性に鑑み十八日の休暇を與へることが困難なる事情にある場合には、勞務管理官はこれを十二日

運轉手として備使される場合には車輛の運轉重量が一噸半(最大時速二十五キロのトラックの場合には二噸)以下のものでなければならぬ。又電車やバスの運轉手として婦人を備使する場合には一日の就業時間を八時間以内とし、勞務監督官は地方運輸當局と合議の上これを許可し得ることになつてゐる。

夜業・夜業等の制限 婦人の労働時間については一九三九年九月一日の現行労働法修正令によつて特別規定を設け、緊急を要する場合に限り一日十時間、一週五十六時間まで延長し得ることになつた。この時間延長はその後發動したる十二月十二日の命令を以て、重要な軍需、遷延を許さない輸出入注文、國民食糧の確保——これらに缺くべからざる業務に於て、その作業に必要な労働者の増員を求め難い場合に限りこれを許可した。

又夜間の婦人備使については九月一日令によつて朝五時から夜十二時まで正規の交替作業に就き得ることとし、朝夕それ／＼一時間づゝの時間延長が認められた。併し十二月十二日令によつて、當局はこの夜業の許可を爲す前に、二交替制を採用する經營に於てはこれを三交替制に改め、夜間の第三次交替作業には婦人の備使を避け得るか否かを検討せねばならぬことになつた。

に短縮することが出来る。併し現行經營規則に基いて、婦人に、當然與ふべき日數よりも少く休暇を與へてはならぬ。又命令によれば一九四〇年分の休暇は、一九四一年六月末までには遅くとも與へねばならぬ旨規定し、休暇に代るべき特別補償手当は例外の場合に限り、勞務管理官の許可を得て支給される。

婦人の進出と賃金 勞働省は戦争以來増加した婦人労働者の賃金について左の如き原則を定めた。即ち經營規則が婦人の賃金を男子と同額なるべき旨明白に規定した場合に疑問は起り得ない。併しかゝる規定の存しない場合には一般的に婦人の賃金は男子よりも低廉であること、又戦争開始直後に發せられ戦時經濟措置令によつて特別の場合を除き賃金の増額を認めないこと——この一般的原則が維持されねばならぬとしてゐる。個々に疑問の起きた場合には勞務管理官に申請せねばならぬ。その場合管理官は從來適用されてゐる原則によつて、婦人の賃金を定めるであらう。

かく婦人の賃金は一般的に男子の賃金よりも一割乃至四割方低廉であつたが、戦争開始以來婦人が新規に備使されてゐる職業に於ては男子の賃金に比べて二割五分方の減額

が普通とされてゐる。

年少者の労働保護

年少者に對する労働保護については、前段に婦人の労働時間について述べたやうに戦時に於ても嚴重なる制限を附した。即ち一九三九年九月十一日令を以て許可された一日十時間又は一週五十六時間の労働時間延長は、十二月十二日の命令を以て軍需、輸出、食糧の三工業部門中緊要なるものに限定し、同時に夜業についても正規の交替作業に従事する場合に限りこれを許可した。

鑛山労働時間の延長 戦時に於ける石炭その他の増産を圖るために、鑛山に於ける年少者の戦時雇傭條件についても例外取扱が認められた。一九四〇年一月二十六日附を以て経済相訓令が發せられ、一九三八年年少者保護法の一部關係條項の施行を一時停止した。それは石炭増産命令（一九三九年三月二日）に基く鑛山の労働時間延長（地下労働一日八時間四十五分を認むるもの）の適用に支障を生ずるからである。又前段説明したる一九三九年十二月十二日の労働保護令の關係條項も適用しないことにした。それ故鑛山傭使年少者の労働時間及び夜業に關しては例外取扱が許可されることになつた。

徒弟養成の奨励

戦時には特に軍需工業方面に於ける徒弟の養成が必要になつて来るばかりでなく、將來を慮り長期に亙る補導計畫の遂行も亦怠つてはならない。それにも拘らず、經營の側に於て業務繁忙の餘り輕卒にも徒弟期間繰上げの誘惑に陥り、又避難立退、工場移轉、經營の一部又は全部閉鎖のために徒弟養成が中絶状態になるものも多かつた。

そこで徒弟保護の觀點より經濟相は一九三九年十月四日に命令を發動して經濟會議所の指示に強制力を賦與した。經濟會議所では職業輔導に關する指導方針の中に於て、戦時中といへども徒弟及び見習の員數は減少すべきではなくむしろ多數の經營に於て從來よりも養成員數を増加せねばならぬと述べ、又戦争のためたゞゞ經營の内部關係に變化を生じ又は閉鎖を命ぜられ、輔導の繼續不可能なる場合には、他の同種經營に徒弟、見習を移して輔導の完成を期することになつた。

又輔導を受けてゐる多數の年少者中には、時局に鑑み成るべく早く輔導を了へて生産に従事し、應召労働者に代らんことを希望するものもあつたが、徒弟期間の繰上げが實施される場合には技術未熟のものを輩出する恐れあり、その結果の憂ふべきものがあるので、軍務又は労働奉仕のた

め召集されたる徒弟に對して、その職工試験の繰上げを半々年に限り許可する場合を除き、徒弟はすべて正規期間の終了後に職工試験を受けねばならぬことになつた。しかも一九三八年秋に右修業期間を三年に短縮してゐるので、今日では更に短縮の餘地なしとされてゐる。併し満足すべき技能標準に到達したる徒弟は速かに修業期間を終了させ、一人前の職工として就職させることが戦時の工業生産を増強させる意圖にも協ふので、一九四〇年三月七日令を以て産業法典中徒弟に關する若干條項を修正して、徒弟が修業期間終了以前に職工試験に合格した場合に限り、試験執行の月に徒弟期間が終了する旨を規定した。併しこれとは違つた申合せを當事者間に行ふ場合には勿論それに違ふのである。

因にこゝで云ふ徒弟は、その養成期間を三年乃至三年半とし、一職業の全般に通曉せる將來の熟練工を目ざして輔導するものであるが、見習といふものは局部的作業に限り熟達せるものゝ養成を目的としたものであるから、その養成期間も短かく僅かに一年乃至二年である。

労働時間及び休日制の戦前復舊

戦時に於ける一般的な労働時間制は一九三九年九月一日

の現行労働法修正令及び九月四日の經濟措置令を以て、一日十時間を超えても差支へなく、休日の就業も亦お構ひなしといふことになつた。併し戦争開始後二ヶ月餘にして戦時體制が一通り整備するや、長期戦に於ける労働力の維持培養に本格的にのり出し、十一月十六日と十二月十二日に命令を發動して、戦前の規定通りに一日八時間、又は二週九十六時間（一九三八年労働時間令）以内に復舊させ、最長の場合といへども一日十時間を超えてはならぬことにした。已むを得ず右の制限以上に労働時間を延長する場合に、は特別の許可を必要とし、この取扱を厳正にするために、時間延長の期間が三週間以内ならば勞務監督官の権限を以て處理し、それ以上に亙る場合には直接労働相の許可を要することにした。かくてこの新規命令は一九四〇年一月一日より實施された。

運輸關係従業員の休養時間 その後一月十七日に労働相は運輸上の要求を充足し、又運輸手段の完全利用を圖るために命令を發動し、上述の十二月十二日令による最長労働時間（一般には十時間、待機時間を含む場合には十二時間）の制限を超えて、男子従業員の場合には一定條件の下に更に延長し得ることにした。

條件といふのは左の如くである。

(一) 時間外労働の最大限を定める経営規則に準據せねばならぬこと

(二) 労働日の間には最少十時間の中断なき休養を設けること
(三) 次の労働日は労働時間令の定める規定に準據すること

次いで労働相は一九四〇年四月四日に市内電車従業員
の休養に關する制度を改訂するため訓令を發した。

この改訂によれば十八歳以上の男子運轉手に對しては労働日の間に於ける最低休養を九時間に短縮し得る。特別の場合には八時間まで更に短縮出来る。この適用を受ける従業員數及び短縮休養の期間は勞務監督課の命する通り記録して置かねばならぬ。

運轉手にあらずる婦人及び成年男子に對しては従來通り労働日の間に設ける最低休養期間は十時間である。併し従業員の保健に關する要求を充足することを許可の條件にして休養期間の短縮を認容することが出来る。

商店閉店時間の改訂 又一九四〇年三月二十三日に商店閉店に關する労働相の訓令が發動され、四月一日のサンマー・タイム設定と同時にこれを實施した。この訓令によれば食糧品店にも他の商店の如く晝間休憩を設け、夜間閉店時間を午後七時とすることになつた。因に一九三九年十二月二十一日の訓令では消燈規則適用地區に於ける食糧品店の

閉店時間を午後六時と規定し、商店の晝間閉店を一定期間禁止してゐた。

同一地方に於ける商店は總て同一時間に業務を開始せねばならぬ。唯特別の場合例へば食糧品その他品物不足の場合には、この限りではない。なほ食糧品店の晝間休憩時間は他の商店よりも三十分の差異をつけることが出来る。それは店舗を異にする店員自身の買物の便宜を圖るためである。

防空勤務者と休養時間 防空作業に關する業務に關して一九四〇年十一月十二日附を以て空相及び空軍司令官令が發せられた。

その規定によれば十八歳以上の男子は必要に應じ月三回を超えざる限度に於て防空作業に配置される。非番となりたる場合少くとも六時間の中断なき休養期間が與へられねばならぬ。婦人及び十八歳未満十六歳以上の年少者の場合には勤務は月二回以下、休養期間は中断なき八時間以上である。

但し十六歳未満の年少者、三歳未満の子女を扶養する婦人は全然この服務を免じてゐる。なほ十四歳未満の子女をもつ婦人は、子女の監督につき充分なる措置が講ぜられてゐる場合に限り、防空作業に就かねばならぬ。

上記の中断なき休養を設定したために空費されたる労働時間は、後刻の労働によつて出来るだけ補填せねばならぬ。

この場合その補填は現行の労働時間令の許可した範囲内に於て行へばよい。空費された労働時間が補填出来ないために、労働者が賃金全額を稼得し難き場合には、上述の休養をとるために就業の妨げられた時間に對しては、規定通りの賃金を受領することが出来る。併し労働者が全一週間防空作業に配置されたる場合には、防空作業當局は勞務監督官の承認を受けて別個の規則を發動する權限が賦與されてゐる。

重要産業要員の歸宅賜暇

特別重要な時局産業に備使するため多數の労働者が動員されてゐるが、その多くは家族と別居してゐるので、これに正規の歸宅賜暇を確保すべき問題が起り、當局としてもこの賜暇を一般労働條件の中に挿入して効果ある保障を與ふことに決定した。かくて政府の作業廳に備使される労働者については一九三九年十月十二日以後經營規則によつて解決し、その他の産業部門にもこの作業廳の規則が準用さるべき旨、十一月七日の労働相の命令を以て明らかにした。更に一九四〇年一月十五日及び同二十三日には、三個の新規經營規則が發せられ、建築業、金屬工業(手工業を含む)及び化學工業に於ける一

切の作業に對しても歸宅賜暇が實施された。この規定の要點は左の如くである。

既婚者には三ヶ月毎に、未婚者には六ヶ月毎に、それぞれその期間の勤続に對して就業の場所より家庭への旅行が許可される。同一經營規則の適用される一經營より他經營への移動は勤務の中断にはならない。休暇日數は距離に比例して定められ、三日乃至六日である。三月毎の休暇は二期分合せてとることも出来る。労働者は原則として休暇中賃金の支給を受けない。併し個々の契約又は別個の經營規則によつて支給規定がある場合には、この限りではない。戰時の輸送困難に鑑み休暇時の選定は自由でない。且つ火、水、土曜日に限つて旅行せねばならぬ。労働者は旅行切符の支給と事業場に近い停車場までの交通費の拂戻を受けらる。外國人労働者にも同様に休暇の權利が賦與されてゐる。

賃金制度の戰前復舊

戰爭開始直後一九三九年九月四日に發したる戰時經濟措置令を以て政府は勞務管理官に賃金、給料その他の所得につき最高限の決定を命じたが、この賃金政策は勞働力不足のために支給率の著るしく上騰した賃金の引下げを企圖すると共に、出來高から見て妥當と認められる限り現行賃金

率の維持を圖らんとするものであつた。

日曜日、祭日又は夜間の就業に對する特別手当の支給も同時に禁止されたが、これは十一月十六日の命令を以ても通り支給することに改められ、又時間外労働に對する手当(一日八時間を超過したる労働に對して一時間十五分の割合を以て支給)も同時に禁止されてゐたところ、一九四〇年九月三日の命令を以て九月八日より、これを復活支給することとなり、全部戦争前の状態に立ち返つた。

鑛山の職業手当 一九四〇年一月二十日には石炭鑛業に於ける時間外労働手当につき労働相の命令が發せられた。

この命令によれば、前述戦時經濟措置令の規定を改め、補助作業の特別手当は鑛夫に全額を支給することになり、又石炭増産命令(一九三九年三月二日)の規定する通り各作業の四十五分延長が補助作業と一所に構成されてゐる場合には、鑛夫は一日の労働時間の一〇%までの延長に對しては、特別手当の支給を受けないが、それ以上の労働に對しては一時間十五分の一の割合を以て手当が支給される。(一九三九年十二月十二日命令による。)

操業短縮手当 操業短縮による短縮時間労働に關する規定(一九三九年九月十八日命令)は、一九四〇年一月二十四日に労働相の命令を以て改訂された。従來短縮時間労働に關

する半失業手当は、二週間八十時間未満の場合に支給され、その額は實收額と八十時間の稼得額との差額の五割乃至全額であつた。扶養家族の數により上述の差額が附してある。

然るに今次の命令によれば四十八時間週を建前として、二週九十六時間未満に労働時間が短縮された場合に手当を支給することに改められた。それは労働時間の延長が一般的な情勢となつたことを考慮に入れたためである。手当の額は實收額と正規の労働時間一つばい労働したる場合に受くべき稼得額の六分の五との差額を計算し、その半額に相當するものである。その場合に扶養家族があれば一人につき右差額の二割が増額される。併し手当の総額は正規時間稼得額の六分の五を超過してはならぬことになつてゐる。

賃金差押規則の改訂 賃金の差押に關する規則の主要部分が一九四〇年十月三十日の命令を以て改訂され、賃金中差押へ出来ない部分は従來通り總額ではなくて、租税、社會保險保険料その他の社會負擔金を差引れた純手取の賃金を斟酌して計算することになつてゐる。右差引高は月百五十マルクより百三十マルクに低減された。差引残高の中十分の三(従來三分の一)と被扶養者一人當り十分の一とは、差押へ得る金高より取除くこととし、なほ時間外手当、クリスマス賞與、結婚手当、出産手当は差押へ出来ぬ。

労働運動の概況

歐洲戦亂第二年に入つて、各國の労働運動は、殆んどその面目を一變するに至つた。ドイツ軍の進出せる國々に於ける労働運動が潰滅に歸したのは云ふまでもないが、労働運動の本場と云はれる英米に於ても、労働運動の獨自性は漸次に喪失して、國策順應を最高目標として、只管戦争遂行の支持に邁進する状態であり、各國労働界は愈々一大變轉期に入つたと云へる。而して國際的方面に於ては、今回の歐洲戦争は、前大戦に於けるが如く、交戦國と中立國の差別は殆んどなき結果、國際的の新しい結束を生ずる餘地もなく、中立國労働運動が交戦國間の仲介者としての活動も見られず、且交戦國中の平和主義團體が祖國に離反して中間勢力を糾合する如き努力も、一九四〇年には未だ看取し得なかつた。

所謂労働運動が、民主々義制度の所産である結果、労働運動の残存せるは、民主々義國のみなるは當然であり、それらの労働運動も今回の戦亂によつて根本的の變化をなすべき重大影響を蒙るべきは想像に難くないが、一九四〇年

には、それも未だ顯著とはならなかつた。唯注目すべきはイギリス労働組合運動の代表として組合會議のシトリン主事が合衆國遊説に渡航したことが、合衆國労働運動に對して意外の感銘を與へたことと、イギリス政府がロンドン亡命の外國労働組合員を結束して、民主々義國の労働力補給の源泉となしたことは、本年の特記すべき發展と云へるであらう。

イギリス

労働黨入閣 昭和十四年九月チェンバレン内閣の對ドイツ宣戰後、この保守黨を首班とせる政權の戦争政策に對する全國労働運動の動向は、殊に労働運動の重大なる一翼たる労働黨のチェンバレン内閣との提携の不可能なることが明白となつて以來、各國の注目する所であつたが、遂に昭和十五年五月中旬ノルウェイ戦局に關する議會の質問戰の結果、チェンバレン内閣の倒壊となり、次いで組成されたチャーチル首相の學國一致内閣には、遂に労働黨は、少數閣

員より成る「戦時内閣」に閣内大臣二名までを参加せしめて、全国選挙権者千二百萬人中八百萬人の投票を獲得せる重要救済たる地位を確認されると共に、イギリス組織労働者の一大團結として全面的に戦争遂行上に乗出すこととなつたのは、いろいろの意義で興味ある現象であつた。

開戦以來當然組織さるべかりし學國一致の戦時内閣が、イギリスに於ては、労働黨の入閣拒絶の爲成立しなかつたことは、内外の等しく怪しむところであつて、イギリスの戦時態勢の不備を指摘せしむるものがあつた。これと同時に一九三一年第二次労働黨内閣崩壊以來のイギリス労働運動の不振は、殊に労働黨の在野政黨としての勢力失墜の結果の如く見做され勝であつて、開戦後政府が戦時中政争停戦を申出でたのに對して、労働黨が唯々として、之を承諾し、國會選挙は勿論地方公共團體の改選も停止となつたことは、労働黨内部には云ふまでもなく、労働組合員間にも多大の不満を惹起せしめたもので、雖伏殆ど十年間に垂んとして、今やイギリス労働黨は、戦時政黨として、全國五百萬の組織労働者を背景として、敢て宿年の政敵と握手して、重大時機の重大國事を分擔することになつたのであるが、今回の労働黨の入閣が單に戦時政策の樹立と遂行とを唯一の目標としてゐるのではなく、寧ろその重大使命をば

戦後の新秩序創建に認めて居る點が殊に注目すべきである。

由來絶對平和主義の労働黨が、主戦論に轉向するに至つたのは、一九三八年九月ドイツのズデーテン割據以來のことであつて、この點他の歐洲各國の各種民主主義乃至社會主義團體と同じであるが、しかも前年開戦後に於ても労働黨が尚ほ和平政策を放棄せず、一九三九年十月ベルギー及オランダ兩國君主の和平調停提議のあつた際、各交戰國政府は之を考慮せざりしにもかゝらず、イギリス労働黨では、之を媾和の絶好機會として、歐洲聯盟案を提唱して之に應ずべき意嚮を表明した位であつた。然しながら労働黨として國策を無視して徒らに空想的の和平論に銃後を攪亂した譯ではなく、寧ろチュンパレン内閣の戦時政策の不徹底矛盾に對しては、忌憚なき批判を加へ、戦時編制の擴充に對して、在野黨としての獨自の立場から不斷に輿論を喚起することは怠らなかつた。労働黨のこの態度は、一九四〇年五月初旬年次大會に先立つて發表した國內政策の綱領によりても窺ひ得るものである。

労働黨の國內政策 労働黨の政策は、一九三一年下野以來屢次の發表があり、殊に一九三七年には、金融、土地、運輸、石炭及動力、食料、貨銀、閑暇利用、安全、特殊地域

(地方疲弊救済)問題及び外交に關する「社會主義政策及び社會的改革に關する綱領」が發表されて、労働黨政權成立の際に於ける施政方針の内容が明示されたことがあつた(昭和十三年版協調會労働年鑑三二二頁以下参照)。が、本年五月四日發表された「労働黨の銃後政策」は、右の綱領に立脚して、戦時及戦後國民生活の調整確立を目的としたもので、「労働黨は、全國民が新社會秩序樹立の用意あり、且その基礎を定むるは今なりと信するものである」と云ひ「我が國の民主主義は、依然として不完全なる民主主義にして……我が國の社會は、尙且利得主義にて不公平なり」として、「わが國の社會制度の基礎をば、大膽に社會主義的に計畫化することによつてのみ、我々は、我々の勝利を得しめつゝある人々の要求を満足せしむべき信念と力を得ることを宣言」し、進んで經濟計畫化と社會計畫化の兩項目につき詳細の政綱を述べて居るのである。

國民經濟の計畫化に對しては、戦時に於てはいかなる問題でも、國民經濟の計畫化と云ふ觀點から處理すべく、「既得の個人的利益は、公共の必要の前には讓步せざるべからず。苟しくも戦争の勝利を期せんには、全國民の資源を徹底的に利用しなければならず、之は公共的指導と統制とな

を施行し、必要食糧品の價格安定の爲補助金交付をなし、食料品輸入及原料品の購入には大量主義により、海軍省は造船上の責任をとり、海上運輸は嚴重に統制され、鐵道の一部も亦統一されるに至つたが、政府の計畫化には、社會主義制度の下に於ける如き大膽にして有效的に且綿密なる準備を缺けることを指摘し、「戦時組織を敢行するには、元に戻すといふことは有り得べからざることを充分認識してしなければならぬ。全國民の戰時的努力は、戦後に於ては新ブリテン建設に振り向けなければならぬ。政府は戦時の計畫をなすと同時に平時の且新社會の計畫をしなければならぬ。國家統制の一々をば、平常状態の一時的破綻と見做さず、この好機を執へて、一新有效なる經濟組織の基礎を建立しなければならぬ」と主張し、鐵道、石炭等軍需品工業の大部分は戦時中國營となし、金融財政の公共的規正を強化し、軍費の負擔割當には、富の分配の公平化を眼目となすべしと云ひ、新秩序創建の第一歩として、基本産業の公有、銀行業の統制、投資の管理、石炭、動力、運輸機關及土地の公有公營等を必要となし、斯くして國家の統制下に屬せし諸産業を改造し、以てその能率を發揮せしめ、尙私有に屬する産業に對しても、その機構方法を計畫化せしむることを力説して居る。而して個人の創意と能力

をば社會奉仕に利用すべく、産業の地理的分布の統制、各種勞働保護立法の改正、殊に勞働組合の機能の再認の必要ある事を説明して、勞働組合は、單に勞働者の利益擁護の機關たるのみならず、民主主義的産業統制上の要具たるべく、農工業改善上組合員の無限の技術的智識を利用すべく又苟しくも科學的計畫に基く社會は協同組合も缺くべからざるものなりとなし、進んで勞働黨は筋肉勞働者と智能勞働者の合成體なる旨を表明し、智能勞働者の勤勞が充分有利に應用されるのは、天然資源利用を科學的に計畫化した社會に於てのみなりと云ひ、科學者及官吏の財閥商權よりの解放を約束して居る。其他税制の改革、戦後資本課税の設定、納税忌避の防止等により國民の富力の懸隔を平衡にせんことを主張して居る。

次に社會計畫化政綱としては、失業、疾病、養老等各種社會政策の改正及擴大強化の必要を認むると共に、「戦時に於て國民の安全と勝利の獲得に缺くべからざる組織は、その根本原則に於て、平時に於ても等しく必要缺くべからざるものなり」として、戦時の經濟的社會的發展に對する計畫と大綱を述べ、産業の再編成、電化事業、石炭液化國營、建築事業、干拓、水道、農産増進、土木事業等の振興を期し、その結果として失業問題解決に資すべきを指摘し、殊

に不良住宅の改善、學齡十六歳まで引上、學級の縮小、中等及大學教育改造乃至教育制度の根本的改造等をも約束し、翻つて政治機構の改造に就いては、上院の廢止、下院の手續改正、内閣及各省の根本的再組織、地方行政の改善、國土計畫等を列擧して、「この綱領の實現には、先づ戰爭の勝利を要する。平和の確立——それは唯勝利によつてのみ來る——こそ、之を成就すべき能力と意志の必須條件」なりと云つて、出征將兵に對して、又文明國民族に對してその支持を求めて居る。

以上の如く、今回發表のイギリス勞働黨政綱には、特に新しい點はなく、イギリス勞働運動の極左派なる獨立勞働黨からは一九一八年の綱領と大差なしと冷笑せられた位であるが、之の發表後間もなく、大陸の戦況は急速に進展すると同時に、國內政局も亦甚大なる動搖の結果「國民」内閣の退場の結果、勞働黨は、銃後國策遂行の最高責任を負擔すべき地位を占むるに至り今回の新綱領を全面的に實施せざるべからざる絶體絶命の立場に直面したのであつた。

勞働黨大會 イギリス勞働黨第四十回年次大會は、五月十三日から三日間に亘つて、ポーンマス市で開催されたが、之より先、五月七日から國會下院に於ては、ノルウェー戰局に關する一大質問戰が開始され、翌八日勞働黨から提出

された質問打切動議票決の結果、政府側得票二百八十一票に對して反對黨側は二百票を獲得し、反對投票中には政府與黨側のもの四十五票あり、ダフ・クーパー、アメリー、ホア・ベリシア、ウインタートン卿等の前大臣級の領袖連さへ政府反對の投票をせし形勢の爲、遂に十日の夜にはチェーンバレン内閣の總辭職をなすに至り、續いて成立せるチャーチル内閣には、勞働黨を初め在野諸黨も凡て参加することとなり、之に關して十二日には勞働組合會議(T.U.C.)中央委員會、勞働黨執行委員會及び勞働黨代議士會では急遽會合を催して、入閣を受諾することに決したのであつた。

戰線の敗退は、保守黨従来の内外施政を一新して新國民體制を樹立すべき好機會となつた爲、大會第一日に上程された入閣問題に關する決議は、既に國體尙書の印綬を帯びしアトレイ黨首の説明を待つまでもなく、二百四十一萬三千票對十七萬票の絶對多數にて可決となり、「新首相の下に、全國民の信任を博せる新政府の有力なる一員として責任を分擔し、……且新政府が迅速なる戰務と公平なる和平を獲得せんとする努力に對して充分支持する」ことに決した。

勞働黨の入閣は、勞働黨の政策の實施を條件とすべく、アトレイ黨首の所謂「協力者としての入閣で、人質としての入閣にあらず」で、しかも「戦ひには勝ち、媾和には公正」を目的としたものでなければならなかつた。大會第二日には、ハロルド・ラスキー教授は、本部代表として前記の「國內政策」案を上程し、その説明に當つたが、氏は、該案が(一)戦時の計畫化と(二)戦勝後の情勢の對策と(三)復員開始後必要となるべき長期政綱とから成り、戦時の計畫化は有効直截なるを要し、それには計畫化の原則を嚴守する人々が當らねばならぬ。それが爲に勞働黨は入閣したのであると云ひ、殊に戦時計畫化の成否は、勞働組合の知識と經驗とを利用するか否やによつて決すべきもので、且戦時急迫せる状態を利用して、平和時の基礎を築くべきであ

された質問打切動議票決の結果、政府側得票二百八十一票に對して反對黨側は二百票を獲得し、反對投票中には政府與黨側のもの四十五票あり、ダフ・クーパー、アメリー、ホア・ベリシア、ウインタートン卿等の前大臣級の領袖連さへ政府反對の投票をせし形勢の爲、遂に十日の夜にはチェーンバレン内閣の總辭職をなすに至り、續いて成立せるチャーチル内閣には、勞働黨を初め在野諸黨も凡て参加することとなり、之に關して十二日には勞働組合會議(T.U.C.)中央委員會、勞働黨執行委員會及び勞働黨代議士會では急遽會合を催して、入閣を受諾することに決したのであつた。

戰線の敗退は、保守黨従来の内外施政を一新して新國民體制を樹立すべき好機會となつた爲、大會第一日に上程された入閣問題に關する決議は、既に國體尙書の印綬を帯びしアトレイ黨首の説明を待つまでもなく、二百四十一萬三千票對十七萬票の絶對多數にて可決となり、「新首相の下に、全國民の信任を博せる新政府の有力なる一員として責任を分擔し、……且新政府が迅速なる戰務と公平なる和平を獲得せんとする努力に對して充分支持する」ことに決した。

ると説き、「今やモンテペグ・ノルマン（イングランド銀行總裁）全盛時代は退潮して、無事終結すべきだと信ずる：我々は、曾て貴族政治を試みたことがあつたが、それは貴族の利益の爲の政治であつた。我々は、實業家政治を試みたことがあつたが、現下の混沌と悲劇は、實にその政治の所産である」と主張して、労働黨の戦時政綱が單に戦争の爲のみの方策でないことを明らかにして、その「國內政策」に對する支持を求むるところがあつた。労働黨の入閣に關して、大會出席代表側で最も憂慮したのは、舉國一致内閣の名の下に労働黨独自の立場の喪失されて仕舞ふことであつたが、この點は、アトリー黨首も其の他領袖も繰返して、「労働黨員の入閣は、全運動の支持なくしては不可能なる」旨を言明し、その諒解の下に行はれたものであり、労働黨のかねて抱懐主張せる政策は必ず實施さるべきことを強調するところがあつた。

大會第三日には、フランス社會黨のレオン・ブリュム黨首が友誼代表として出席、フランスに於ける共產派排撃の顛末につき報告し、フランスの共產黨代議士七十名の收監處罰は、彼等が外國政府の指令の下に活動する結果なりと云ひ、フランス共產主義取締法令に對するイギリス労働者の非難に對する辯明するところがあつたが、ブリュム黨首の

今回のイギリス労働黨大會への出席の意義は、氏の雄辯よく大會出席代表をして、今次の戦争が、資本家的帝國主義戦争にあらずとの信念を抱かせるに至つた點にあつた。斯くして労働黨は、戦時内閣の有力なる一員として多年の蘊積の全勢力を傾注して戦争遂行に努力することとなつた。

因に労働黨は、一九二七年労働争議取締法制定以來急に黨員數の激減を見て、一九三一年の政變後は代議士數も減退した。最近再び國內に於ける勢力を恢復して來たが尙ほ一九二六年以前の黨員三百萬を越ゆる記録には達せず、前年以來黨員數の増加の如きも、三萬人あつたが、合計二百六十六萬三千〇六十七人と報告されて居る。尤も之は一九二七年以來の最高記録で、この増加は主として加盟労働組合員の増加の結果であつた。之に反して個人加盟黨員數は合計四十萬八千人で、前年に比して減少して居る。一方労働黨の財政状態を見ると、收入合計七萬六千六百六十六磅となつて居り、内一萬磅は、出版物販賣の收入で、小冊子ポスター等の賣上のみでも、約六千磅であつた。又前年度赤字總額六千磅補填の爲募集した寄附金は、合計八千八百六十二磅に達した結果、本年度は、差引殘金二千磅を見るに至つたと報告されて居る。

労働組合代表入閣 全國五百萬の産業労働者を傘下に糾合し、アムステルダム・インターナショナルの重鎮として、國際労働組合運動の牛耳を執れる労働組合會議では、かねて各國に於ける軍備擴張の結果軍需品工業の異常の股賑とそれに伴ふ労働條件の低下に對しては、多大の關心を寄せ、前年九月四日及五日の兩日ブドリントン市で開催した第七十一回年次大會に於ても、この問題は論議され、開戦後物價騰貴の對策としての賃銀値上問題には殊に注意するところあり、一方、労働力補給の必要より生ずる不熟練工の大量雇傭の問題に關しても、第一次世界大戰の體験に省みて考慮するところがあつた。而して十月四日には、労働省の提唱の下に労働組合會議及雇主組合代表の會合が行はれて、その結果、人的資源問題の調査及勞務關係事項に關する意見具陳の爲、政府及勞資代表の聯合諮問機關を設けることとなつて同月十八日には、労働大臣を議長として、勞資代表各十五名、及各團體幹事を以て、産業協議會と稱する諮問機關を組織するに至つた。斯くて、首相は、労働組合會議中央委員會代表と協議の結果、政府は各省に對して、戦時組織充實上、労働組合との完全なる諒解と協力に努むべきことを指令したのであつた。その結果、例へば軍需省では、労働組合會議代表十名より成る中央諮問委員會が設

置され、各地方にも亦地方諮問委員會が設けられることになつた。又食糧省には、五名の組合代表より成る諮問委員會其他各種の技術的委員會も設けられ、其他經濟戰務省にも又は文部省にも、商工省にも、それ／＼組合を代表せる諮問機關の設立を見、或は少年福利問題、或は不當利得取締、又は失業救済法規の施行等に關する組合側の意見を提出し、又各省の活動を輔佐助成することとし、以て戦時行政上に於ける労働組合の地位を確立したのであつた。開戦後イギリス全國の一般労働状況を見ると、開戦直後に於ける失業問題は、前大戰に於ける程著しき悪化はなく比較的順調に各産業の戦時状態に適應して行つた情勢は看取せられるのであつたが、日常必需品物價の騰貴による賃銀値上運動は如何ともすべき由なく、労働争議は依然として勃發し、全國賃銀所得の總計は上昇を示し、殊に團體協約の規定に基く賃銀引上は到る所に行はれ、物價と賃銀との關係は、戦時内閣の一大難關とされるに至つた。一方労働組合が行政上の補助機關として活動する結果、戦時經濟組織の缺陷は、如實に労働者の目撃指摘するところとなり、之がやがて労働黨の議會活動に好題目を與へ、遂に「國民」内閣の退場の止むを得ざるに立ち至つた。斯かる状態の際、チャーチル首相の新舉國一致内閣の出

現、殊に戦時經濟の重要部署たる労働組合運動の僥將たるアーネスト・ベヴィンの任命され、銃後整備の根本方針として労働黨政綱の全面的に採用されたことは、誠にイギリス労働運動としては、「民主主義革命」への巨歩を踏み出したものと云ふべく、こゝに開戦後初めてイギリスの戦時新體制は完成したのであつた。

五月二十四日労働組合會議加盟團體執行委員代表特別大會が、ロンドンに開催されたが、之は労働組合會議代表の入閣に對して、加盟團體の賛否を決すべき重大會同であつて、席上ベヴィン労働大臣は、首相のメッセーヂ朗讀後、施政方針の内容を詳細説明するところあり、労働組合會議中央委員會従來の措置を支持し、且將來とも本部を信任すべき旨の決議は、加盟組合約二百團體の代表中僅か四名の反對投票ありしのみで、殆ど満場一致可決するところとなつた。

斯くしてイギリス労働運動は、その政治組織に於ても又産業組織に於ても、凡てを擧げて戦争遂行に邁進することになつたのであるが、労働運動としては、専ら銃後の活動を分擔したことは云ふまでもなく、各省事務の負擔なき五名の閣員(チャーチル、アトレー、グリーンウッド、ハリフアックス、チェンバレン)より成る戦時内閣の組織と云ひ、

五月二十二日上程後三時間餘にして兩院を通過制定せられし人的資源徵用に關する非常全權法と云ひ、生産會議の任命と云ひ、労働補給會議の組織と云ひ、凡て開戦後チェンバレン政権のなさんとしてなし得ざりし措置であつた。そのうちに組織労働者の力強き支持と背景とせる政權の紛ふ方なき特徴が看取される。

いづれの國に於ても、戦時國內政策の重要點は、軍需生産の増加と労働力補助と食糧供給の確保が中心となるのであるが、労働黨代表として少數閣員の一人たるアーサー・グリーンウッド無任所大臣を長官として、海軍省、航空機生産省、軍需省、労働省、農務省及鑛務省代表とを以て組織されし生産會議は、實に作戦の必要と資源の利用力とを考慮して、生産政策の根本を樹立すべき任務を有するもので、之は労働省と軍需省とを輔佐の兩翼として始めて有效なる活動をなし得べく、しかも労働大臣には労働組合代表たるベヴィンの敏腕練達あり、軍需大臣にはモリソンの慎重周密あり、ベヴィン労働相の主管せる労働補給會議は、労働省次官級高官四名と勞資代表各二名とより成り之に附屬して地方組織あり、従來各地方職業紹介所に配屬せし統制官十一名も亦労働補給會議の地方官憲として活動することとなり、其他各地方にも労働補給委員會を設けて、労働

力の配給補充及び分布の適正を監督實施し、且熟練工の養成にも努力することとなり、官設の熟練工養成所では、従來毎年修業者四萬人の豫定なりし所を十萬人に増加すべく手配し、單に筋肉労働者にのみならず、智能労働者は勿論婦人に至るまで、苟しくも軍需増産に役立つものは、猶豫なく徵發收容することとなつた。

斯くて全國労働運動を背景としたこのイギリス新政治體制が戦争遂行上いかなる成績をあぐるかは別問題として、アトレー、グリーンウッド、モリソン、ベヴィン等の労働運動の巨頭が計畫し、組織し、實施せしめつゝあるものが、單に戦時のみの措置ではなく、云はゞ過去數十年間のイギリス労働運動の集大成とも云ふべき遠大なる内容を有するものなることを考へ、又斯くの如き遠大なる方策を有せしにもかゝらず、イギリス労働運動が、戦時と云ふ偶然の機會に乗ぜずば、之を實施し得ざりし事情を考ふるとき、自由主義的基礎に立つ労働運動の限界と云ふ問題に當面せざるを得ない。狡黠剛腹にして奇略に富むチャーチル首相及其その一派の帝國主義者がいかなる意圖を有するにせよ、イギリス労働運動が、時局に便乘して着手したこの實驗はやがては曾てソヴェト聯邦創肇にも等しき興味ある課題として注目すべき價値が認めらるゝであらう。

労働組合 イギリスの労働組合員数は、前大戰終了以來一九二一年を最高として漸減傾向を繼續して來たが、一九三三年末を最低記録として、再び漸増の傾向となり、一九三九年末には、總計六百二十三萬四千人と報告せられその所屬組合数は一千七團體であつた。

各年末に於ける労働組合統計

年 度	組 合 数	組 合 員 数	組 合 員 増加率%
一九三四年	一、〇六三	四、五九〇、〇〇〇	四・五
一九三五年	一、〇四九	四、八六七、〇〇〇	六・〇
一九三六年	一、〇三五	五、二九五、〇〇〇	八・八
一九三七年	一、〇三一	五、八四二、〇〇〇	一〇・三
一九三八年	一、〇二三	六、〇五二、〇〇〇	三・六
一九三九年	一、〇〇七	六、二三四、〇〇〇	三・六

イギリス労働組合運動を代表する中央機關たる労働組合會議(T.U.C)は、別項記載の如く、一九四〇年初頭現在加盟組合員數合計四百八十六萬六千七百一十一人を有し、所屬組合數合計百七十六團體であつた。即ち全國の労働組合員の約八割は之に加盟して居り、残る約二割は八百餘の單獨團體に組織されてゐる譯であるが、それらの群小組合と雖、政治的集團としてこそ徵力であつても、經濟行動に於ては、會議派と提携協力すべきことあるは云ふまでもな

い。労働組合會議所屬組合は、開戦以來政府と密接の關係を保ち、戦時行政機構の一部としての役割を果しつつあつたことは云ふまでもないが、労働組合會議の主腦部たる中央委員會は、開戦後、全國雇主總同盟と協議の結果、全國聯合諮問委員會を結成して、勞資各十五名づつの委員を任命して、共同利害關係の問題に關する政府の諮問機關として活動することとなり、一九三九年十一月一日第一回會合を催して、保留職業表、雇傭統制法、生計費指數、燈火管制期間短縮等の問題を協議して以來、毎月會合を催し、それには政府代表も列席することもあり、諮問委員會作製の建議案で政府の採擇實施となつたものもあり、戦時労働政策遂行上有力なる活動をしたのであつた。

全國聯合諮問委員會に於て論議せられた項目中、殊に注目すべきは、労働賃金と物價及び生計費に關聯せることで労働組合側が、あくまで賃金率の調整には、從來の任意的制度の維持を主張して、賃金統制に反對する結果、イギリス戦時内閣には、遂に完全なる賃金政策なきは、興味ある事實である。其の外、定例賜暇制度の實施、人的資源の徵用、労働者の権利擁護等の事項も上程され、殊に五月内閣更迭後は、立法問題を處理すべき小委員會も設置せられ、戦争遂行、國策支持の決意を表明するところあり、その結

果は、強制調停制度の樹立に至つたのは別項記載の如くであつた。

労働組合會議は、一九二七年労働組合法施行の結果、官吏及び官業労働者の組合退脱の爲、その加盟員數の激減を見たが、近年漸次勢力を恢復して、一九三七年には、四百萬を突破し、以後遙かに前大戦直後の記録を凌駕するに至つた。之は、組合會議以外の労働組合に於ても等しく見られる傾向であるので、一九三七年法が撤廢の曉には、組合會議加盟者數は一層増大することと見られる。尤も一九三七年労働組合法は、一九四〇年労働黨の入閣以來、黨内に於ても、組合側でも屢々撤廢の要求をなし、一部の修正にても實現せんと努力するところがあつたが、チャーチル戦時内閣は、戦時中變更を許さざる方針を堅持して居る。

労働組合會議第七十二回大會は、十月七日より三日間サウスポート市に於て、中央委員長ホルムズを議長として、全國加盟組合代表六百四十五名出席開催された。

大會に附議された議事の大部分は、戦争に關聯したものであつたが、殊に戦争貫徹に關する決議は、満場一致で可決されたもので、之は、イギリス労働組合運動としては、所謂侵略國打倒の爲の戦争はあくまで繼續すべく、それが爲中央委員會が、労働組合員の利益を擁護し、組合を通じ

年 度	全 國 勞 働 組 合 員 數		勞 働 組 合 會 議 加 盟	
	組 合 數	組 合 員 數 (單 位 千 人)	組 合 數	組 合 員 數
一九二八	一、一三七	四、九〇八	二〇四	四、一六三、九九四
一九二九	一、一二六	四、七九四	一九六	三、八七四、八四二
一九三〇	一、一三三	四、八五八	二〇二	三、六七三、一四四
一九三一	一、一一一	四、八四二	二一〇	三、七四四、三二〇
一九三二	一、一〇八	四、六二四	一六八	三、六一三、二七三
一九三三	一、〇八一	四、四四四	一六六	三、三六七、九一一
一九三四	一、〇八一	四、三九二	一六五	三、二九四、五八一
一九三五	一、〇六三	四、五九〇	一六八	三、三八八、八一〇
一九三六	一、〇四九	四、八六七	一七〇	三、六一四、五五一
一九三七	一、〇三五	五、二九五	一六九	四、〇〇八、六四七
一九三八	一、〇三一	五、八四二	一七〇	四、四六〇、六一七
一九三九	一、〇二三	六、〇五二	一七〇	四、六六九、一八六
一九四〇	一、〇〇七	六、二三四	一七六	四、八六六、七一

(註) 各年度初頭現在

て全組合労働者の積極的協力を獲得し、以て全國の人的資源と産業設備とを徹底的に利用する目的を以つて實施する諸方を支持し、又労働組合が、産業及び生活状態、従業状態に關する事項に就いては、労働階級を代表すべき權利あることを一層充分承認せしむる爲、中央委員會が努力することに感謝の意を表したものであつた。又絶えまなき

敵襲の間にあつて、生命を賭して、國防と交通の維持に努めつゝある人々に對して謝意を表せる決議もあつたし、敵襲の犠牲者に對して労働組合會議として弔意を表せる決議もあり、空襲に對する充分の防備と爆撃により住居を失へる人々の救護と自宅外に待避する人々の安全慰安に對する政府の施設を要求せるもの等もあつた。

右の外、出征兵士及び家族の手當増額、従業者の保健上空襲管制時の密閉装置の代りに遮蔽装置を要求せるもの、全國調停裁判所の活動とその判決の労働組合に及ぼす影響一九二七年労働組合法の改正、夫ある婦人の失業手當支給に關する規定改正、國民保險制度の加入者所得資格改正、戦後軍需工業整理案の作製等が、主なる決議の内容であつた。

大會の最終日には、ベヴィン労働大臣出席して、軍需生産の促進及び軍需工業労働者に對する厚生政策に關して一場の演説を行ひ、イギリス労働者が從來享有する自由の多くの部分を制限され、殊に高級熟練工組合はその特權的地位を犠牲にされるに至つたが、之等の制限は、各自の納得の上にて課せられたもので、民衆が、云はゞ自己規正とも云ふべきものを任意的に負擔する國と、何等の相談もなく課せられる獨裁制度とは、多大の差あることを指摘し、

進んで、ベヴィン大臣が、農民の地位向上には、特殊の
關心を有せることを説き、賃金支出を以て農業支出上第一
費目となすを得、以て農業労働と工業労働とを對等の地位
に達せしめるに至つたことを報告し、或は戦後改造問題を
管掌すべき機關は、各省よりは寧ろ内閣直接を有利なりと
し、或は労働省と外務省との密接なる聯絡を確立し、イギ
リス外交界を一新せることを述べ、尚ロシアとドイツが提
携しつゝあると雖、この提携の永續せざるべきを豫言し、
以て出席代表を激勵するところがあつた。

カナダ

カナダの労働運動諸團體では、開戦以來政府の戦争遂行
政策を支持して、各種の政府機關にも参加し、軍需の増産
と労働力の補給に努めて居るが、殊に歐洲戦局の進捗と共
にカナダの英本國兵站基地としての重要性の一層深甚とな
り、政府の戦争政策も面目を一變するや、六月十三日マッ
ケンジー・キング首相は、全國の労働代表を召集して、「戰
時労働力の不足を防止し、労働條件を規正すべき原則」確
立に協力せしめるところあり、之に對して、産業労働會議
のトム・ムア會長を初めとして、全カナダ労働會議のエイ
アル・モッシャー會長、カナダ労働總同盟のバーフォード主

事、カトリック労働者總同盟のアルフレド・シャルパンチ
エ會長等、凡て滿腔の支持を聲明し、殊に軍需増産計畫に
は、失業の克服を考慮すべきことが指摘され、又現行労働
條件の變更には、必ず労働者側との協議の上、之を行ふべ
きことが要求された。(別項戦時労働政策参照)

カナダの労働運動には、未だ政黨組織の有力なるものな
く、全國的の労働政黨は全然之を缺き、僅かに二三の州に
労働者政黨の活動を見るのみであつて、労働者側同情ある
政黨としては、協同主義共和國同盟と社會信用黨などを指
摘し得るが、一九四〇年三月二十六日執行の國會選舉の結
果は、前者は一議席を獲得して八議席となり、後者は十五
議席を失つて、一名の代表も當選せざる状態であつて、勞
働運動の政治行動方面は、依然として、合衆國流の労働組
合の院外運動によつて行はれるのみである。

労働組合 由來カナダの労働運動が、その構成團體
の多數の合衆國労働組合に加盟し、しかもカナダの經濟界
が合衆國のそれに依存せる結果、合衆國労働運動の消長に
より影響するところ著多なるは周知の事實であるが、合衆
國に於てルーズヴェルト政權確立以來労働組合運動の著し
き伸長を見たる最近數年間に於て、カナダに於ても労働組
合の發展著しく、組合員數の如きも、一九三一年イギリス

本國に於ける第二次労働黨内閣崩壊以來減少傾向をたどり
しものが、一九三五年以後は漸次増加の勢を恢復して、一
九三七年及び一九三八年には、三十八萬を超えるに至り、
前世界大戦當時の最高記録を遙かに突破して、未曾有の増
加を示し、一九三九年初頭現在全國の労働組合員數合計は
三十八萬五千三十九人と報告されて居つた。尤も同年末に
は組合員總數は、三十五萬八千九百六十七人となり、この
一年間に二萬六千餘の減少を呈して居るが、之は恐らく開
戦後労働者の徴兵應募と産業界の混乱状態の結果と認めら
れる。それらの労働組合員は、一九四〇年初頭に於ては、
國際組合九十五團體と國內の中央機關三十團體と單獨組合
八十五團體に加入して居るもので、國際組合に属するカナ
ダ人は合計二十一萬六千六百六十一人、國內の中央團體に
加盟せる組合員總計十二萬二千八百八十六人、單獨組合員
一萬九千四百二十人となつて居る。右の合計の外カナダに
は、労働組合にあらざる労働者團體多數あり、内報告のあ
りし百三十一團體に属するもの十五萬七千三百六十九人に
達するので、カナダ全國の職業人口の約一一・五%は組織
労働者であると云はれる。

カナダの全國的労働組合中央機關で代表的ものは、カ
ナダ産業労働會議(T.L.C.C.)、全カナダ労働會議(A.

C.C.L.)、カトリック労働者カナダ總同盟(C.C.W.
C.)があり、尙産業労働會議加盟組合中合衆國の産業別組
織委員會を支持せる一派が組織してゐた産業別組織カナダ
委員會があり、殆んど獨立行動をとつて居つたが、一九三
九年産業労働會議より除名處分を受け、やがて全カナダ勞
働會議に加盟したのであつた。

産業労働會議は、一九三八年には、加盟組合員總數約十
六萬餘に達してゐたが、産業別組織派除名後は減少して、
一九四〇年大會には、合計十三萬二千七百二人と報告され
て居る。一九四〇年九月二十三日より二十七日までヴァン
クーヴァー市に於て、その第五十六回年次大會を開催した
が、この大會舉行地は、前大戦の第二年にも大會を開催し
たところではあり、且今回大會には、カナダ副總督自身列
席して激勵演説を行ひ、「勞資の紛争の如きは、宜しく相互
間に解決し、以てナチズムを地上より掃すべし」と説く
あり、州政廳のピアソン労働大臣亦出席して、産業労働會
議の労働立法制定上の貢獻を推賞する等、戦時色濃厚なる
ものであつた。尤も出席代表の數は少く、合計三百五名で
その所屬團體別は國際又は全國的團體四八、州聯合會二、
電信手團體二七、地方支部二〇七、アメリカ労働總同盟友
誼代表一であつた。尙その所在地をカナダに移轉した國際

労働局代表として、オランダ代表のアドルフ・シュタール
局員も参加した。

トム・ムア会長は、その開會の辭に於て、産業労働會議の
根本政策として、左の五項を強調した。

- (一) 吾人の民主主義的生活様式に對する信念を維持し、且い
かなる時に於ても、立憲的機關を支持すること
- (二) 吾人組合員中より不逞分子とその陰險なる計畫遂行の爲
組合員證を利用せんとする者とを排除すること
- (三) 吾人が正當の權利を有するものをば、不當に放棄せんと
することには斷然對抗すべきこと
- (四) 勝利の曉に於て、吾人が、再建期及び公正にして永久的
なる和平確立上任務を遂し得る用意ある如き政策を樹立する
こと
- (五) いかなる時に於ても吾人に對し、又吾人の主義原則に對
し、殊に吾人が公民たるを誇りとせる吾國に對して、忠誠な
ること

産業労働會議では、かねて戦後復興案作製の爲、委員會
を設けて、永久平和確立計畫を作製せしめて居つたが、今
回の大會には同委員會の特別小委員會案として、ジョン・
ブルース委員長より左記原則五項が提出され、執行委員會
に一層の考究をなすこととなつた。

らるゝ疑ひあり」と主張したものであつた。この決議案は
委員會に於て却下となつた。團結權に關する決議は、前大
戰中政府が賃金労働者の團結權を保護し、「頑迷なる雇主に
對して團體交渉を要請する上に相當の權力を行使し」たこ
とを引用して、今回は開戦後政府はこの問題には何等の關
心を示さず、「最近の刑法改正も、賃金労働者の組合員たる
權利に干渉することは處罰すれど、會社組合をば違法と認
めず、又團體交渉をば法律上強制せしめず」と云ひ、合衆
國のワグナー立法と同様の立法を制定し、萬一中央政權が
この種立法權を有せざる場合には、憲法改正を行ふべし
と主張し、執行委員會に對して模範立法の起草を要求した
もので、之は大會の可決するところとなつた。

全カナダ労働會議では、九月九日より十二日まで第十回
年次大會をトロント市に於て、加盟中央團體一七、全國的
労働協議會四、其他直屬組合多數の代表二百六十五名出席
して開催した。モッシャー會長が代表資格審査委員會の報
告に基き、二百十九名を正式代表と認めて着席を命じた時
産業別組織委員會は未だ正式加盟の手續を終了せずとの理
由で、その代表承認に異議を唱へるものもあつたが、産業
別組織委員會のカナダ支部は自治團體なりとの理由で、そ
の代表は承認されることになつた。

- (一) 獨裁的和平反對
- (二) 大國たるも、小國たるも又は人種、宗教の如何を論ぜず
凡ての國民が、生存し且獨得の文明を開發すべき權利の承認
- (三) 侵略及び政策の要具として武力行使の全廢
- (四) 人種的及び宗教的少數派民族の權利承認
- (五) 國際的無政府狀態は平和と同一し得ずとの原則の承認、
及個々の國家を超越せる國際的權威機關の承認
- (六) 帝國主義廢棄及自治を許容し得ぬ植民地の統治には土民
の利益の至上たるべき原則の承認

大會に提出された決議案は合計百四十三件あつたが、殊
に重要なものは、勞務關係官廳の整理と國防法規の適用と
團結權に關するものであつた。勞務關係官廳に關する決議
は、大會の可決するところとなつたが、之は、軍需配給會
議が、「賃金を設定し又勞資間の協議により協定せし勞働
條件を廢棄し」或は「和解會議に於て、勞資の滿場一致に
て承認せる判決適用を遲滞せしめ又は妨害をなす」を越權
なりとし、執行委員會をして、政府と交渉して、斯の如き
重複混亂せる官制を廢止し、勞務關係事務をば勞働省の專
管にせしむべきことを要求したものであつた。國防法規に
關する決議案は、十二件も提出されたが、之は、勞働組合
員が國防法規違反に問はれるのは、差別待遇なりとの意味
の抗議を申立て、「勞働組合員が虚構の罪科の下に拉致せ

モッシャー會長は、その開會の辭に於て、産業別組織委員
會の地方支部加盟の件を説明して、之等の支部は本來なら
ば、獨立の全國中央機關を組織すべきものであるが、今回
全カナダ労働會議に加盟した爲、後者は規約を改正して、
その加盟を認むることとなつたことを報告した。従つて今
回の大會には、規約改正問題は重要議事の一となつた。

大會の可決した新規約には、全カナダ労働會議といふ名
稱を改めてカナダ労働會議(C.C.L.)となし、その目的を
經濟上及び立法上の活動によるカナダ労働者の經濟的且社
會的幸福の増進にありとなし、進んで加盟組合の資格を規
定し、大會出席代表の詮衡方法、財政、本部の構成等を規
定したものであつた。

大會提出の主要決議は樞軸國側第五部隊の活動調査、勅
令第二六八五號(別項参照)推賞、カナダ労働會議の戦時政
策等に關するもので、いづれも可決となつた。戦時政策に
關する決議には、カナダ労働會議加盟組合の方針として、
左の條項を勧告してあつた。

- (一) 一九三九年九月一日以前に適正なる賃金率確實を見ざり
し産業全部に於ては、爾後の生計費騰貴を考慮して、基本賃
金率を増加し其の他の産業に於ては生計費の騰貴を補償する
爲、必要と認めらるゝ時期に定期的に賃金調整を行ふこと

(二) 戦争遂行上必要な工業生産の要請に應ずべく充分なる数の労働者ある限りは、労働時間の延長には反対し、且労働時間の延長は、失業者中の有能なる労働者全部が産業に吸収され、軍需産業の生産の最大限を確保する必要なる労働力不足の確證ある場合のみ之を實施すべきことを主張すること。

其他大會の可決した決議には、加盟組合をして、ナチ、ファシスト及び共産主義團體員の加入を拒絶せしむること、政府の團體交渉の原則と権利とに關する宣言を有効ならしむべき積極政策の採用、及びこの政策に反対する雇主に對する懲戒處分、失業保険法改正、戦争遂行の爲資本家源の徴發、日本向軍需資材輸出處罰、罷業權制限反対等に關するものがあつた。

カトリック教労働者カナダ總同盟は、カナダ獨特の組織であつて、ケベック州のフランス人系統の労働者を中心とした全國中央機關であり、一九四〇年九月八日より十一日までヴィトリアヴィルで開催した第十九回大會には、加盟組合員合計四萬六千三百四十一人、組合數二百三十九團體、研究會十八團體と報告され、近年愈々その勢力を擴張しつつあり、一九三九年開戦前には、カナダがいかなる外國戦争にも参加することには反対の決議をしたものであつたが、宣戦後は、政府の軍需産業に於ける罷業防止の要請に

應じて、全力を傾注して努力しつゝあるもので、各種の州機關にも参加してゐるのみならず、その會長は全國労働補給會議の委員の一人になつて居る。

カトリック労働者總同盟では、殊に立法運動に特徴を有し、今回の大會にも、労働立法に關する種々なる決議案が提出され、合衆國の全國労働關係法に等しい法律の制定を初めとして労働裁判所の創設、労働法典編纂等が要求され又團體協約法及び職業組合法を改正し、兩者を合併した新立法の制定も要求され、其の他労働災害、補償法の改正なども決議された。

合 衆 國

合衆國の労働運動が、その政治行動の方面に於ても又經濟行動の方面に於ても、依然として分裂状態を繼續し居り一九四〇年の大統領選挙戦に際して、社會黨にてはノーマントマス黨首を大統領候補者に推薦し、之に對して共産黨では、アール・プロローダーの立候補を公認して、之に参加したが、ルーズヴェルト大統領の歴史的多数にて三選せしに反して労働者政黨側の得票は云ふに足らざるもので、曾て著しき進出の成績を誇つた社會黨も、分裂後は曩日の勢力を失墜したことを示したにすぎなかつた。産業別組合會議

のデ・ン・ルイス會長が、選挙間近くなつて、共和黨候補者ウィルキーを推戴して、ルーズヴェルト大統領反對の氣勢を擧げ、全國に異常の衝動を惹起したが、かねてルイス會長の育成せる非政黨同盟の地盤も未だ鞏固ならず、職を賭しての聲援も空しく、共和黨の惨敗に終つた次第である。

労働組合 労働組合運動の方面に於ては、アメリカ労働總同盟と産業別組合會議との對立は、其後幾度かの盡力にもかかわらず、依然解決せず、殊に後者が純然たる全國中央機關として改名獨立以來、係争の解決は一層困難の事情を増し、從來その紛争の真相が個人的動機にありしものが、今日では全然性質を異にし、永久に融和提携し得ざる別個の原則に立脚せる兩様の運動として、各境域を異にせる方面に各獨自の方向をたどつて發達して行くに至つて居る。然しながらルーズヴェルト大統領の國防計畫樹立以來、その遂行上、労働組合運動の重要性は漸く甚大となり、軍需産業の股販と、熟練労働力需要の激増とは、労働組合の合衆國産業上に於ける否認すべからざる地位を強化することとなり、ルーズヴェルト大統領の新方針以來の各種労働立法の効果と相俟つて、合衆國々策上に於ける労働組合の位置は確立するに至り、組合代表は、國防計畫の最高機關に參與して、國策遂行の陣頭に立つ壯觀を呈して居るの

は、注目すべき發達と云ひ得る。尤も國防計畫遂行の労働組合運動に對する影響は、一九四〇年には未だ充分看取し得ざりしは、別項(各國労働政策)記載の如くであつた。

アメリカ労働總同盟(A.F.L.)は、一九四〇年十一月十八日より二十九日まで互つて、ニュー・オルレアン市で開催したその第六十回大會への報告によれば、加盟組合員合計四百二十四萬七千四百四十三人に達し、前大戰直後の一九二〇年の最高記録たる四百七萬八千七百四十人を超過すること約十六萬九千人、實に創立以來の最高記録と云はれて居る。尤もこの合計には、一九三九年のシンシナチ大會直後に除名された國際活版工組合員八千名は含まず、一九四〇年六月加盟した國際婦人衣服労働者組合員二十二萬五千人を計上してあるので、この兩組合の出入の結果が、組合員増加の大半に當ると云はれる。尙其の他の組合でも組合員の増加著しく、最大の増加は、馬力御者倉庫労働者組合の四萬三千七百七人であつて、この組合員合計は三十九萬三千七百七人と報告されて居る。その他旅館従業員の一萬七千七百人、洗濯業労働者の一萬八百人、電気工の九千四百人、小賣商書記の八千四百人、消防員の八千二百人、麵包菓子工の八千八百人、肉商労働者の八千人、製紙工の七千八百人、海員の七千七百人、鑄物工の七千七百人等の増加は著

しいものであつた。

一九四〇年大會は、非常時氣分顯著なる大會であつて、ウイリアム・グリーン會長が、「吾人は全體主義政府の下には存在し得ず」と叫んで全力援英を呼號せるを初めとして、大會参加の爲イギリスより來朝せし労働組合會議代表シリ・主事の煽動演説と云ひ、大統領の寄せたるマッセイヂと云ひ、凡て臨戰的氣魄の滿々たるものであつた。殊に總同盟の政府の國防計畫に對する態度は、執行委員會の報告中に詳述されて居り、之に對して大會出席代表五百名は滿場一致協賛の意を表したが、その報告には、労働組合側として國防計畫上左記の原則を確守すべきことが主張されて居つた。

「労働階級は、國家に奉仕すべき意思と熱情を有するものである。何故なれば、我が國こそ民主主義と自由なる労働運動の尙ほ存する國土であるからである。我々は、我國の諸制度とその可能性に對して長敷の念を有するもので、我々の努力と奉仕とをその擴充と保存とに使用せんことを欲するものである。我々は、我が國の民主主義を獨裁主義に變形せんとすることに對しては、凡ゆる保障を要求し以て獨裁者等の工作を克服せんとするものである。然しながらそれが爲に我々は、我々の擁護せんとするものゝ精神を破壊することを欲しない。従つて、労働階級は、我國の國防計畫及び政策は、それが戰時たるも平時たるもを問はず、左の根本原則を遵守するものたることを欲する。一、多數決——宣戰の決定は、全民衆の代表としての國會にあること。二、國防計畫は、計畫の各部分に對して責任を帯ぶべき技術的の資格ある機能的團體の代表者の所管とし、それが統率には文官を充當すること。三、労働階級は、労働階級の福利に關する事項を管掌せる國防計畫機關の凡てに代表を參加せしむべきこと。四、原則上の計畫化及び決定の當局は中央集權化し、その遂行の當局は責任ある代表の下に分散化せしむべきである。五、雇傭統制に關係ある諮問機關には、勞資同數の代表を參加せしむること。

國防計畫が戰時状態となる場合には、左の原則を追加する。

- (イ) 前述の民主主義的條件の下に、産業上乃至軍事上國防に奉仕すべき義務は平等たるべきこと。
- (ロ) 労働階級は、政策作製及び行政機關並に徴兵機關に代表を參加せしむべきこと。
- (ハ) 労働條件標準其他社會厚生上の諸施設は非常時にありても、國民精神並びに能率的生産にとりて缺くべからざるものとして維持すべきこと。

民主主義的生活様式を保持し、又それに對する我々の権利を擁護せんには、機能的團體が、例へば諮問機關としてなりとも、政策の決定及び施行上に參加すべき権利を維持すべきである。」

次に大會で重要議事となつたのは、國防産業の熟練工養成の問題であつて、之はかねて總同盟の開催せる教育問題協議會で作製した報告をば、大會の決議委員の報告として提出したもので、合衆國に於て過去十年間不況の結果、熟練工の減少せし形勢に省みて、軍需増産の爲熟練工養成案を立てたものであつた。この案は熟練工の養成は、工場其他の従業所に於てなすべく、學校の訓練は参考課目の教授に止むべきことを主張し、一方、徒弟の養成は多年を要するもので、充分の資金を以て計畫すべきであるとなし、且國防産業労働者の養成は、國防計畫に基いて計畫し、凡て職業紹介事務局に於て統一すべきことが主張されて居る。而して職工養成の爲徒らに尨大の豫算を政府が計上するを、却つて迷惑となし、各雇主をしてかねて將來の事業計畫を立てしめると同時に、それに要する勞力供給の計畫をも立てしめるべきであるとなして得る。

右の外、重要決議としては、労働立法違反の會社に對して政府の發注を停止すべきこと、州失業保險法改正、労働

時間延長反對及び失業者復職等があつた。尙ほ今回大會の重要議事としては、規約改正問題があつた。

規約改正は、會費の徴收と加盟組合除名手續と役員俸給改正とに關するものであつた。總同盟では、一九三七年以來通常會費の外、一人當一仙の特別會費を徴收して居るが國際活版工組合と國際婦人衣服労働組合其他が、この特別徴收は、産業別組合會議との抗争資金の爲に徴收するものであると云ふ理由で、かねて反對の意を表し、それが爲活版工組合は除名處分になつた位であるが、今回の大會で廢止となり、その代り通常會費を一仙より二仙に一時値上げすることとし、尙委員會を設けて他の收入方法を考究することに決した。除名手續は、全國又は國際組合の除名は、大會の多數決で決定することとなり、又二團體以上の組合が提携協議して、總同盟に對抗すべき機關を組織した場合、之を本部へ訴へ出で、審判の上、有罪と決した團體をば執行委員會が除名を命ずることが出来ることになつた。尤もこの場合には次の大會へ上告することが出来る。役員俸給改正は、會長の俸給を一萬二千弗より二萬弗に、會計主事のを一萬弗より一萬八千弗に値上げしたのであつた。

大會の決議中興味あるのは、國際婦人衣服労働者組合提出の決議案に基いて執行委員會が作製した勸告で、之は、

労働組合幹部肅正を目的としたもので、役員にして不徳義の行爲ありしもの、又は組合にして職責に反する場合には執行委員会が適宜の處置をなし得べき規定を各加盟組合の規約に挿入せしめることになつた。

今回大會には、ルーズヴェルト大統領も出席の筈であつたが、出席の代りにメッセイチを寄せた外、パーキンズ労働大臣も出席し、又カナダ及びイギリスの労働組合代表も参加した。大統領のメッセイチには、例によつて合衆國労働組合運動の分裂を遺憾として「今や分裂せる労働運動内に正常にして名譽ある和平を實現せんことは、私心を忘れ、遠謀ある愛國的努力」なりと云ひ、合同統一を慫慂するところがあり、總同盟側でも、委員会を組織して、合同交渉を開始することになつた。

産業別組合會議は、一九三八年總同盟より分離獨立以來漸次その勢力を擴張して、今回では、その加盟組合數も總同盟に比肩すると云はれて居るが、正確なる數字を發表せざることとなつて居る爲不明であるが、合衆國労働省が年次大會出席代表の投票數より推算したところによれば、合計三百六十二萬三千人と云はれ、主なる加盟組合は、アメリカ鑛山労働者組合六十萬人、鋼鐵労働者組織委員會五十三萬五千百人、アメリカ自動車工組合四十一萬二千人、紡績

労働者組合三十一萬四千百人、アメリカ合同被服労働者組合二十五萬九千八百人、合同電氣ラジオ器械労働者組合二十萬六千八百人、鐘錶農産労働者組合十二萬三千人等である。合衆國労働運動の左翼を代表すると云はれるこの組合會議には、舊共產派労働組合の解散後之に参加したものの頗る多く、且創立の趣旨より云ふも、大量生産工業の未組織不熟練工の組織化を眼目とせる爲總同盟に比してその加盟組合員の矯激なるもの多きを免れず、やゝもすれば共產派組合視されるのも當然の状態である。殊に産業別組合會議内部には、左右兩派の對立あり、會長ルイスが左派を代表しつゝも、又左派には舊共產派たる極左派もあり、組織の巨大なるに比して、その發達が急速であつただけに、内部の動搖はやむを得ないものがある。殊に一九四〇年には、大統領選舉に關聯してルイス會長の退職問題も起つて一波瀾を惹起したが、穩健派のフィリップ・マレーが會長に就任して事なきを得たものであつた。

以上の如き複雑なる事情を背景として産業別組合會議の第三回年次大會がアトランチック市で開催されたのは、十一月十八日より二十二日まで五日間であつて、開會劈頭ルイス會長は、組合會議創立以來の業績を報告し、産業別組合會議がやゝもすれば共產主義團體の如く傳へられて居るの

は、「虚偽」であると喝破し、次いでかねてルーズヴェルト大統領第三次當選の際には、會長を辭任するとの聲明を實行すべき旨を告げ、後任會長の選出には充分信頼し得べき人物を選定すべきことを勧告するところがあつた。

大會に提出された執行委員會の事業報告には、過去一年間は、組合會議にとつては、試練の歳次であつて、組織運動上合衆國內に於ても又カナダに於ても異常の困難に打ち勝ち得たことが報告され、立法運動の方面では、ワグナー法及び賃金時間法が、完膚なきまでの修正を加へられるに至らなかつたのは、實に組合會議の努力の結果なりと云ひ、翻つて國防計畫に對しては、その遂行上あくまで労働者の利權の擁護に努め、以て國防計畫の大目的なる國家の安寧を確保し、和平を確立し現下歐洲に於ける戦争に介入せざることを達成しなければならぬと説いて居る。次に労働運動統一問題に關して報告は、「組合會議加盟組合が、引續き大量生産及び基本産業の未組織労働者をば産業別に組織化するにあらざれば、統一は達成し得ず……統一計畫は、須らく、アメリカ労働總同盟、鐵道従業員友愛會及び産業別組合會議等を含む全部の労働團體を包含せる聯合大會を開催し、以て勢力争ひの紛糾を解決すべき案でなければならぬ」と云つて、等しく統一問題にして、その對策は總

同盟よりは遙かに廣汎のものになつて居る。大會では、労働組合統一問題を處理すべき委員として、ルイス、マレー及びヒルマンの三氏を任命して、交渉委員會を組織せしめることに決した。

大會が討議なしで可決した宣言によれば、産業別組合會議は、「全體主義、獨裁主義其他ナチズム、共產主義、ファシズムの如き外國思想を根源とする政策をば、承認せず、要望せず、又考慮を拒絶するものであり……眞のアメリカ労働組合主義の精神を以て、經濟的正義と社會的安定を確保し、吾國をば、働きよく、住みよきところとなさんとするものである」と云つて、世間の批難を反駁するところがあつた。而して大會では、平和と民主主義制度擁護に關する重要決議を可決して、合衆國が外國戦争に介入せざることをそれが爲労働階級は細心の警戒をして一九一七年の轍を踏まざるやう留意すべきこと、産業別組合會議では、會員舉つて「來るべき非常時に於て吾等の責任を果すべき充分の用意あり」、以て「この共和國の自由の諸制度を擁護せん」とせるものであること、「外敵のみならず、國內に於て自己の財政的産業的企業の利潤をば、一般民衆幾百萬の幸福以上を考へ居る諸勢力とも闘ふべきこと等を力説して、それが爲には左記七項の原則の遵守を主張した。

- (一) 全國労働關係法、賃銀時間法、ウオルシュ・ヒール法
ガフリー炭坑業安定法、社會保障法其他立法に具體化する労働者の諸権利の保存
- (二) 賃金労働者が任意の組合を組織すべき権利
- (三) 賃金労働者の雇主との團體交渉權
- (四) 言論、集會、行動及び信仰の自由
- (五) 實質賃金の果進的改善による購買力の増進
- (六) 失業者の吸收及び増産の爲労働時間の果進的短縮
- (七) 他に施設なき年少者、老人、失業者其他の貧困者の安定と機會を確保すべき方法

軍需産業に對する政府の發注に關する決議案も多數提出されたが、大會の可決したものは、労働立法に違反せる雇主に對しては、註文もせず、貸付もせず又金銀の買上をせざることを中央政府の政策として、それが爲必要なる大統領令を制定すべきことを要請し、ベスレーム製鋼、フアイド自動車、フェルプス・ドッヂ等の諸會社の反労働的企業に發注貸付をなすを不可としたものであつた。

國防問題に關して、大會の決定した事項中殊に興味あるものはフィリップ・マレー副會長の提出した聯合協議制度案であつた。之は、國防に直接關係ある重要産業には、労働者と資本家と消費者と政府とを代表せる聯合協議會を設置すべきを要求したものであつて、イギリスに於ける産業協

議會(ホイトレイ委員會)制度の如きものをアメリカにも設置すべきことを主張したものである。マレーの聯合協議會案は、其後軍需産業の混亂漸く甚しくなるや、屢々引用され、労働運動以外に於ても重大視されるやうになつた。産業別組合會議では、かねて全國労働關係法に對して滿腔の支持をなして居つたが、今回大會に於ても、その修正に對しては、絶對反對を唱へ、適用の強化とそれが爲充分の經費の計上とを主張した。

大會は、役員選舉殊に會長後任の選舉に就いては、一大論争を惹起したが、結局ルイス勇退後の會長として穩健派のフィリップ・マレーが當選した。マレーはヒルマンと共に産業別組合會議が、合衆國々防計畫上提供した重要な人物であり、それだけ組合會議の威信は向上したものと云へる

其他諸國

ドイツ軍の西歐進出以前には、歐洲各國の労働組合も依然活潑の動きを見せたが、その後はノールウエイの如く、ドイツ側で特殊の彈壓政策を採らなかつた國に於てさへ、労働運動は沈滞状態に陥り殆んど見るべきものはなかつた。が、左に一二の國々に於ける状況を紹介する。
イギリス領各國中一九四〇年中殊に注目すべき發展を見

たのは、印度の労働組合運動であつて、かねて全印度労働組合會議(A.I.T.U.C)と全國労働組合同盟(N.T.U.F)との間に交渉中なりし合同協定が愈々實現を見て、本年九月開催の大會に於て、この印度労働運動の左右兩翼をなして居つた中央機關の合併統一が成立したのであつた。印度労働組合運動は、先年分裂後、統一問題が起り、一九三五年には兩團體間に共同動作に關する協定成立し、その後一九三八年四月には、ナグプルに於て合同大會が舉行されたのであつたが、今回全國労働組合同盟側では、會議派に合併することとなり、統一を完了することになつた。斯くして成立すべき新中央機關は、加盟組合合計百九十五團體、組合員三十七萬四千五百二十六人を算するに至つたが、この内舊全國同盟所屬のものは六十一團體、十五萬四千七百人であつた。

九月二十八日及び二十九日の兩日會長スレシユ・チャンドラ・パネルデー博士司會の下に、ボンベイ市で開催した全印度労働組合會議の大會は、その第十八回年次大會であつた。この大會に於て、前述の如く、統一は實現したのであつたが、この大會と同時に即ち九月二十八日には、全國労働組合同盟でも年次大會を開催して、合同を決議すると共に、合同の條件として、組合會議の規約を改正して、「政治問題

並びに罷業及び外國團體加盟の問題は四分三の多數にて決すべきこと」なる條文を挿入することとし、又合同の方法としては、所屬加盟組合は、合同の日より全部組合會議加盟團體となることとし、且從來加盟組合の享有せし利權はそのまゝ組合會議にて之を認むることとし、之等の事の實行の爲委員會を任命することに決した。全國労働組合同盟は、アムステルダム加盟團體の一であつて、印度労働運動の右派に屬するものであつたが、之に對して全印組合會議は、一時共產派の勢力も著しく、左傾的政治的色彩の濃厚なるものであつた。従つて今回の組合會議大會に於ても、會長の開會の辭にも又提出決議案にも印度獨特の政治的傾向を示すものが多かつた。

大會歡迎委員會のデ・シ委員長の挨拶に於て既に、内外に於ける印度人労働者の悲惨なる状態が指摘され、各州の全印度國民會議派大臣の労働問題に對する無關心を遺憾とし、又ボンベイ州労働争議法が労働組合をば雇主の願使に委せ、罷業權を剝奪せるものなることを攻撃したのを初めとして、パネルデー會長の開會の辭にも、ベンガル州政廳の労働階級彈壓に言及し、印度國防法規は、労働組合運動を抑制するものなりと論斷し、且歐洲戦争に對する労働組合の態度としては、今ではガンヂーの指導下にある全印

度國民會議と同一方針をとるべきことを主張して居つた。開戦以來印度政府が労働階級に對して、如何なる犠牲を要求したかは、大會の可決せる決議に之を窺ふことが出来る。その第一は賃金支拂法の修正に對する抗議であつて、決議は、賃金支拂上の不正を防止する爲制定されたこの法律は、勅令によつて修正となり、國防献金蒐集上雇主が労働者に離出を強制し得ることを立法精神違反となし、政府に對して修正條項の撤廢を要求したものであつた。次に熟練工の徴發に關する勅令に抗議せる決議には、労働者を強制的に遠隔の地へ轉職せしむることを個人自由の無視なりとして、同じく勅令撤廢を要求して居る。其他、戦時手當要求、労働組合員迫害反對、各種労働立法(社會保險、一週四十八時間制、最低賃金制、栽培農園、波止場其他取締なき職業の労働者保護等に關する)制定等があつた。

参戦問題に關する決議は、一現在イギリスとフランスと諸國との間の戦争は、自由と民主主義の原則擁護の爲にして、帝國主義的目的の爲にはあらずとイギリスは主張して居るが、帝國主義にもフランスにも同情なき印度に對して戦争参加を期待せんとするには、先づ印度自身の自由と民主的統治とを要求するを當然とする。殊に印度に於ける自由と民主主義とを確立するに至らざるべき戦争は、印度の利益にもならず、況んや印度労働者を利するところなし」と斷定したもので、この決議案を提出したヴィ・ヴィ・ギリは、組合會議が創立以來印度に於ける社會主義の確立を目標として努力せるを説き、之に對してアフタフ・アリは、修正を主張し、組合會議は各種の政見を代表する團體であるので、参戦の如き重要政治問題に關しては、異なる意見をも尊重すべしと説いたが、この修正案が否決となつたのは、注目された。

歐洲方面に於ては、一九四〇年に重要活動を見たのは、フィンランド労働組合であつたが、之はソヴィエト戦争終了後の國內復興問題が主なるもので、十月二十六日より三十日までヘルシンキに開催されたフィンランド労働組合總同盟第三回通常大會は、總同盟創立二十周年記念祝賀を兼ねたもので、戦後入閣した總同盟會長ニイロ・ア・マンニオ社會省大臣も出席し、又デンマーク、スウェーデン等の友誼代表も参加して盛會を報ぜられて居る。

國際

國際労働運動は、さらでに近年各國の國民主義的傾向強化されるにつれて、不振の状態にあつたが、歐洲戦局の發展の結果、歐洲大陸の大半はドイツ軍の占領するところと

なり、それら被占領地に於ける労働運動は殆ど潰滅に傾けるを以て、今日では、國際的勢力としては、云ふに足らざる状態に陥つて居る。共産派の第三インターナショナルは依然各國に潜行してその勢力を布植しつゝあるが、本據たるソヴィエト聯邦のドイツと提携以來、非樞軸國に於ける共産派は威信失墜して、進退に窮するの状态にあり、産業方面の組織に至つては、僅かに後進國に蠢動を見るにすぎず組織的運動としては、共産主義は衰退期に入つたと云ふべきである。

社會主義労働黨インターナショナル(L.S.I.)及び國際労働組合總同盟(I.F.T.U.)もその本部所在地パリの陥落以來、僅かにロンドンに亡命者を糾合して命脈を保つにすぎず、イギリス・フランス労働組合の聯合委員會も崩壊となつた。唯こゝにイギリス労働組合が中心となつてロンドンに新しい國際労働組合運動の機關が設立されたのは、種々の意味で興味ある現象であつたが、それが果して前大戦の場合の如く、戦後有力な運動の中核として發達すべきや否やは疑問である。

即ち一九四〇年八月二十九日國際労働組合總同盟系統に屬する産業別國際労働組合聯合會(I.T.S.)の一部が、ロンドンに會合して協議會を催したが、この際建築及び木

工、被服工、商業及び事務員、一般工場労働者、飲食品労働者、金屬工、鑛夫、通信従業員、吏員、紡織工、運輸労働者、印刷工の十二種の業別書記局代表参加し、國際總同盟のウォルター・シトリン會長議長として、参加團體の現状報告があり、又本部の亡命せる團體の活動繼續の問題につき討議するところがあり、その結果委員會を設けて、將來の運動の統一及び會合の方法等を考究することになつた。

一方同じく九月十七日には、國際労働組合同盟主催の亡命労働組合代表の會合がロンドンで開催された。之には、オーストリア、ベルギー、チェコスロヴァキア、フランス、ドイツ、ポーランド及びスペインの代表出席し、シトリン會長が司會をした。尙イギリス労働省の代表も参加したのは、注目すべきであつた。

この會合の目的は、民主主義國の勞働力補給の爲、亡命中の各國労働組合員を結束せんとするにあつて、アーネスト・ベヴィン労働大臣主唱の國際労働部を組織し、イギリス労働省及び労働組合との聯絡を確保し、亡命者の職業別名簿を作製し、内外組合員間の接觸を密にせんとするにあつた。シトリン會長の説明によれば、イギリス労働省では、國際労働部設置の計畫あり、一般諮問委員會と外人諮問委員會とを任命して、戦争遂行上外人勞働力の利用を確保す

る計畫であつた。
一般諮問委員会は、イギリス労働組合會議代表で構成するものであるが、外人諮問委員会は、組合會議の任命した外人代表で組織し、外人労働者との聯絡機關たるべきもので、その諮問事項は、雇傭問題及び一般産業問題のみならず、個々の在住外人の信用程度の調査をも行ふことになつて居る。

この會合に出席した外人代表によれば、イギリス在住ポ
ーランド人は三萬人あり、内二萬五千人はポーランド軍將
兵であり、海員二千人を合せて總計三萬五千人の労働者が
居ると云ふことであつた。次にベルギー人は、二萬三千人
居り、内労働組合員は、凡て國際労働組合總同盟加盟團體
員として承認された。フランス人も又スペイン人も同様正
式加盟團體として承認せられた。

この會合の結果、各國代表二名宛より成る外人諮問委員
會は成立した。尙外人労働者は、凡てイギリス労働組合と
して取扱はれることとなつたが、之は唯産業方面の活動の
みに限られることに決した。其他亡命中の外國労働組合員
が、イギリスの工場に雇傭せらるゝ場合に於ける言語上の
困難を克服する爲、語學教授其の他の便宜が講ぜられるこ
とも決定を見た。

以上の如く、ロンドンに於ける外人労働組合員の結束は
戦後國際労働運動復活の準備と見るよりも、寧ろ差當つて
イギリスに於ける労働力不足の補給の爲の施設としての方
が意義深きものであつた。

アメリカ大陸に於ては、合衆國のアメリカ労働總同盟を
盟主とせる汎アメリカ労働總同盟と一九三八年中南アメリ
カ諸國の労働組合を糾合して結成したラテン・アメリカ勞
働組合會議とがあり、いづれも國際労働總同盟系統に屬す
るが、兩者の間には未だ公式の有機的聯絡は成立せず、殊
に「ラテン・アメリカの解放」を標語とせる後者が、いかな
る程度に合衆國中心の汎アメリカ總同盟と提携するやは、
興味ある事實として注目されて居る。

ドイツ軍の西歐席捲以來労働組合の國際的機關の活動は
殆ど停止し、北歐労働組合の聯合協議會も、一九四〇年秋
には開催され、デンマーク、フィンランド、及びスウェーデ
ン代表も参加して、種々の重要問題に付打合せをしたが、
その内容も關係三國內の事項にすぎず、斯くてアメリカ大
陸を除きては、國際労働運動は當分活動の餘地なきものと
云へるであらう。

附録 内外政治・經濟・労働日誌

國內之部

1 内外政治・經濟・労働日誌

- 一月三日(水) △政府、滿蒙國境全面的劃定紛争防止委員會設立發表。
- 一月七日(日) △阿部内閣反對賛成署名代議士二七六名に達す。
- 一月八日(月) △畑陸相、阿部首相に時局安定關係重大進言。
- 一月九日(火) △農林商工兩省、生米配給統制規則公布。
- 一月十日(水) △東京府、幹部機械工業成所開設決定。
- 一月十日(水) △全國醬油工業組合聯合會創立總會、東京工業俱樂部にて開催。
- 一月十一日(木) △逓信省、電力配給制限強化決定。
- 一月十四日(日) △阿部内閣總辭職。
- 一月十六日(火) △米内光政海軍大將、新内閣組織成立。
- 一月二十日(土) △日本發送電會社大阪支店、送電停止。
- 一月二十二日(月) △政府、イギリス軍艦の野島崎沖にて淺間丸臨檢に抗議。
- 一月二十三日(火) △厚生省、協定賃金設定可能團體組合公布。
- 一月二十六日(金) △全國商工團體聯盟發會式、東京日比谷にて

一月三十日(火)

- △關西産業界送電停止さる。東京各工場週休制施行。
- △農林省、農漁業關係労働賃金協定實施。
- △本月中雨量零ミリ記録。
- △青少年雇入制限令公布。三月一日施行。
- △海運統制令公布施行。
- △衆議院本會議、齋藤隆夫代議士失言事件起る。
- 二月五日(月) △機寸製造配給令公布。十日施行。
- △賃金臨時措置令の特例(電力不足による休業手当支給届出制度)公布實施。
- 二月九日(金) △纖維品配給統制規則公布。二十六日施行。
- △産業組合の保險事業進出、議會の問題となる。
- 二月十日(土) △外務省、仲裁々判條約廢棄をオランダ政府へ通告。
- △電力調整令施行。

- 二月十一日(日)
 - △紀元二千六百年祝典、大詔饗發。
 - △臺灣本島人に内地人同様の姓名使用許可。
- 二月十三日(火)
 - △米糠配給統制規則公布實施。
- 二月十四日(水)
 - △商工省、石炭増産案決定。
 - △日滿支石炭聯盟設立。
- 二月十五日(木)
 - △青少年雇入制限令施行規則公布。
- 二月十六日(金)
 - △開議、臨時(家族)手當案決定。
 - △厚生省、臨時手當支給通牒。
- 二月十七日(土)
 - △通省、電力節約量來二十日より平均二割に緩和告示。
- 二月二十日(火)
 - △大阪市内小賣商店結成の商店法閉店時刻繰上反對期同盟、關係當局に厚生省の一時間繰上通牒反對決議提出。
- 二月二十二日(木)
 - △衆議院、昭和十五年年度豫算案可決。
 - △逓信從業員會同盟、解散。
- 二月二十三日(金)
 - △船員保險法施行令、同一部施行期日令、船員保險法朝鮮臺灣施行令、關東州船員保險令等公布。
- 二月二十四日(土)
 - △東京府轉失業對策懇話會委員會、本年度中小商工業者轉失業對策要綱決定。
 - △陸運統制令施行規則公布、二十五日實施。
- 二月二十五日(日)
 - △開議、物價統制機構改革決定。内閣直屬路問機關と商工省商品價格形成機關の二本建となる。
- 二月二十七日(火)
 - △農林省、産業組合中央會の保險會社買收計畫中止命令。
- 二月二十八日(水)
 - △輸出人絹配給統制規則及貿易組合法による布帛製帽子及附屬品統制命令發布。三月一日實施。
- 二月二十九日(木)
 - △開議、早場米出荷獎勵金交付方針決定。
 - △臨時配合肥料大豆油粕販賣價格指定公布實施。
- 三月一日(金)
 - △日滿伊貿易協定期間六箇月延長。
- 三月二日(土)
 - △洋灰配給統制規則公布。
- 三月三日(日)
 - △厚生省、公定賃金適用範圍平和産業へ擴大の爲中央賃金委員七名増加。
- 三月四日(月)
 - △開議、石炭増産案決定。
- 三月七日(木)
 - △厚生省、本年三月小學校卒業他府縣就職者輸送保護の件通牒。
- 三月八日(金)
 - △衆議院懲罰委員會、齊藤隆夫代議士除名處分。
 - △政友會久原派、黨議違反の五氏離黨勸告。
 - △商工省、價格形成委員會要綱決定。
 - △開議、生鮮食料品應急對策決定。
 - △社會大衆黨、黨議無視の鈴木文治等九名離黨勸告。

- 三月九日(土)
 - △衆議院、聖戰貫徹決議可決。
- 三月十日(日)
 - △社會大衆黨、黨議無視の八氏除名。
- 三月十一日(月)
 - △農林省、産業組合中央會共濟基金造成中止命令。
- 三月十二日(火)
 - △貴族院、昭和十五年年度豫算案可決。
- 三月十五日(金)
 - △各地電力制限解除又は緩和。
- 三月十八日(月)
 - △日本・アルゼンチナ間求償制通商協定成立。
- 三月十九日(火)
 - △武蔵軍務局長、議會にて軍の政治干與に付所信表明、政黨側を警告。
- 三月二十日(水)
 - △厚生省、小學校卒業者職業指導に關する件通牒。
- 三月二十一日(木)
 - △社會大衆黨、安部磯雄黨首離黨承認。黨改組聲明。
- 三月二十二日(金)
 - △厚生大臣、衆議院豫算總會にて、産業報國運動強化方針聲明。
- 三月二十三日(土)
 - △社會大衆黨十代議士、新黨準備會結成。
 - △厚生省勞務管理調査委員會第二回總會、政府諮問案等申決定。
- 三月二十四日(日)
 - △東京市從業員組合、解散聲明書發表。
- 三月二十五日(月)
 - △政友會久原派代議士五名、齊藤問題處理に不満にて脱黨。
 - △劃期的稅制改革案議會通過。
- 三月二十六日(火)
 - △衆議院聖戰貫徹議員聯盟結成。
 - △中央物價委員會最終總會開催。
 - △東京市勤勞報國會發會式、東京日比谷公會堂にて開催。
 - △日本鋼鐵聯合會創立。商工省通牒に基き材料聯合會改組の結果。
 - △衆議院時局同志會解散。
 - △東京府米穀卸商業組合創立。帝都需給一元化する。
 - △商工省、輸出絹織物取締法施行規則及同検査規定改正。七月一日實施。
 - △日本勞働總同盟、社會大衆黨と絶縁聲明。
 - △職業紹介法及同施行令改正法律公布。四月一日施行。
 - △商工省、鐵鋼需給統制規則公布。四月十日實施。
 - △社會大衆黨被除名派新黨準備全國代表者會議、東京新橋藏前工業會館にて開催。新黨結成方針決定。
 - △南京新政府派遣特命全權大使阿部信行陸軍大將親任式執行。
 - △三井合名會社、改組發表。
 - △物價對策審議會第一回總會開催。商工省、
- 三月三十日(土)
 - △社會大衆黨被除名派新黨準備全國代表者會議、東京新橋藏前工業會館にて開催。新黨結成方針決定。
- 三月三十一日(日)
 - △南京新政府派遣特命全權大使阿部信行陸軍大將親任式執行。
 - △三井合名會社、改組發表。
 - △物價對策審議會第一回總會開催。商工省、
- 四月一日(月)
 - △社會大衆黨被除名派新黨準備全國代表者會議、東京新橋藏前工業會館にて開催。新黨結成方針決定。
- 四月五日(金)
 - △南京新政府派遣特命全權大使阿部信行陸軍大將親任式執行。
 - △三井合名會社、改組發表。
 - △物價對策審議會第一回總會開催。商工省、

四月六日(土)

價格形成中央委員會運籌方針發表。
△社會大衆黨所屬東京市會議員團分裂。安部磯雄一派、新黨俱樂部結成。
△厚生省、職員健康保險法による被保險者たるざる者に關する改正令公布實施。

四月十七日(水)

價格形成委員會第二回總會開催。
△厚生省、職發第二一二號「工礦勞務者の農繁期一時歸農に關する件」通牒。

四月八日(月)

△國民體力法公布。

四月二十日(土)

△帝國農會、農村指導方針を決議。

四月十日(水)

△農林省、米穀強制出荷命令發布。

四月二十一日(日)

△陸軍、軍需工場經營指導要綱發表。

四月十一日(木)

△商工省價格形成中央委員會第一回總會開催。

四月二十二日(水)

△陸軍省、會計監督官及調辨官會議開催。七月一日より軍需品工場の利潤統制強化實施決定。

四月十二日(金)

△閣議、本年度科學動員大綱決定。

四月二十三日(火)

△國民精神總動員中央聯盟解散決定。

四月十三日(土)

△陸軍、軍需工業指導方針發表。

四月二十四日(水)

△船員保險被保險者資格得喪届出に關する厚生省令公布。五月一日實施。

四月十五日(月)

△厚生省、工場事業場技能者養成令關係省令及告示公布。

四月二十六日(金)

△社會大衆黨退派新黨準備會、勤勞國民黨結成決定。

四月十六日(火)

△中央農林協議會、農耕地と勞力の保全を決議、工場の農林進出に統制を要望。

四月二十七日(土)

△日本無産黨及日本勞働組合評議會の人民戰線事件豫審終了。

四月十七日(水)

△厚生省、勞發第一八九號「商店従業員の厚生施設に關する件」通牒。

四月二十九日(月)

△社會大衆黨聯合大會、東京芝公園協同會館にて開催。

四月十八日(木)

△對滿事務局、滿洲移駐中小工業十九工場を

四月三十日(火)

△政友會久原總裁、東京芝公園三線亭にて開催。久原總裁、新黨創立の爲解黨辭せ

五月一日(水)

ずと言明。
△通信従業員會聯合、解散聲明書發表。
△國民優生法公布。
△商工省、勞働作業衣用綿製品配給統制要綱通牒。

五月八日(水)

△日本中央黨絲會、絲價安定策決定。

五月三日(金)

△通信省、通信報國會創設。
△陸海軍、工場事業場管理規則公布施行。

五月九日(木)

△社會大衆黨、黨名變更聲明。

五月四日(土)

△第三十五回全國産業組合大會、櫻原神宮外苑にて開催。
△政友會久原總裁、民政黨町田總裁に政黨解散大同團結提案。

五月十日(金)

△閣議、六大都市砂糖及燐寸配給切符制實施及供出米強制措置決定。

五月五日(日)

△全國産業組合婦人大會、全國「家の光」婦人大會、全國醫療利用組合通常總會、及全國消費組合協議會通常總會の諸會合、奈良縣公會堂に於て開催。

五月十一日(土)

△農林省、春前輸送トラック用ガソリン券追加配給通牒。

五月六日(月)

△商工省、一般用綿製品配給切符制來月より實施通牒。

五月十二日(日)

△政友會中立諸派合同、政友統一派結成。

五月七日(火)

△社會大衆黨被除名派の勤勞國民黨結社禁止を主張。
△閣議、邦人支那渡航者大量制限決定。二十日實施。

五月十三日(月)

△中小商工業者懇談會、卸小賣商免許制要望。

五月八日(水)

△商工省、一般用綿製品配給切符制來月より實施通牒。

五月十四日(火)

△中央物價協力會議、砂糖切符制全國一齊施行決議。

五月九日(木)

△商工省、石油代用燃料使用裝置設置獎勵金交付規則公布。十日實施。

五月十五日(水)

△外相、秘跡リマ市邦人商店暴行事件を議。

五月十日(金)

△閣議、邦人支那渡航者大量制限決定。二十日實施。

五月十六日(木)

△樺太南部封鎖炭田開放、東洋拓殖會社委託經營決定。

- 五月二十一日(火) △大藏省、昭和十五年度上半期末賞與國債支給運動實施要綱通牒。
- 五月二十二日(水) △國民精神總動員本部、興亞奉公日徹底及貯蓄獎勵強化決定。
- 五月二十三日(木) △全國産業團體聯合會定時總會、全産聯は勞資對抗機關にあらずと其存續理由強調。
- 五月二十四日(金) △陸海軍省、工場事業場使用取用令施行規則公布。
- 五月二十六日(日) △東京瓦斯工組合解散。産業報國運動參加。
- 五月二十七日(月) △總理、外務、陸、海軍四相會議設置。
- 五月二十九日(水) △商工省、石炭配給統制法施行規則公布。
- 五月三十一日(金) △閣議、官吏身分保障令撤廢決定。
- 六月一日(土) △商工省、砂糖購入制限令公布。
- 六月四日(火) △砂糖購入制限令公布。戸にて實施。
- 六月四日(火) △近衛文磨公、新黨結成意見發表。
- 六月四日(火) △政友會統一派、解體決議。
- 六月五日(水) △日本經濟聯盟、産業統制機構改善緊急對策決定。
- 六月五日(水) △物價對策審議會總會、生活必需品需給對策決定。
- 六月七日(金) △砂糖購入制限令、東京、大阪にて實施。
- 六月七日(金) △政友會久原總裁、内閣參議辭任。

- 六月八日(土) △東京市水道、時間給水施行。
- 六月十日(月) △陸海軍省、物資使用取用令施行規則公布實施。
- 六月十日(月) △東京府會議員選舉。社會大衆黨當選者一名に減少。
- 六月十二日(水) △日本・泰和親友好條約調印。
- 六月十四日(金) △農林省、地方長官の麥類強制買上權通牒。
- 六月十四日(金) △閣議、本年度物動計畫大綱、日支國交調整基本條項、輔政官新設大綱、鐵鋼對策等決定。
- 六月十八日(火) △陸海軍、土地工作物管理使用取用令施行規則公布實施。
- 六月二十二日(土) △厚生省、衛生材料配給統制要綱通牒。
- 六月二十四日(月) △東京電燈會社從業員組合、解散。報國産業運動參加決定。
- 六月二十六日(水) △近衛文磨公、樞密院議長辭任、新黨運動進出聲明。
- 六月二十六日(水) △東京市從業員組合解散。
- 六月二十九日(土) △商工省、木炭需給調節事業令等公布實施。
- 六月二十九日(土) △東京市雇傭員同志會解散。
- 六月二十九日(土) △愛國勞働農民同志會、解散決議。
- 七月一日(月) △閣議、昭和十五年度物資動員計畫決定。
- 七月一日(月) △日本革新黨、解黨聲明。

- 七月二日(火) △産業組合中央會、職制改革。
- 七月二日(火) △閣議、戰時貿易對策決議。
- 七月三日(水) △商工省、中小工業集團轉業に有限會社制度採擇。
- 七月三日(水) △商工省、製鐵用輸入原料統制令公布。
- 七月五日(金) △日本革新農村協議會、解體聲明。
- 七月五日(金) △厚生省中央賃金委員會、未經驗勞働者初給賃金基準決定。
- 七月五日(金) △全國手工組合、解散決議。
- 七月六日(土) △厚生省勞働局長、工礦勞働者初給賃金制取扱方法通牒。
- 七月六日(土) △奢侈品等製造販賣制限規則公布。七日實施。
- 七月六日(土) △社會大衆黨、解黨大會舉行。
- 七月七日(日) △全日本製水從業員組合、發展的解決決議。
- 七月七日(日) △日本革新黨の解散による大日本黨結成式舉行。
- 七月八日(月) △日本勞働總同盟、解散。
- 七月十日(水) △物價對策審議會懇談會、下級官吏臨時手當支給承認。
- 七月十日(水) △岐阜市、米切符制實施。
- 七月十一日(木) △内務省、家屋賃賃價格補正令公布。
- 七月十二日(金) △紡績聯合會、大日本輸出綿絲布振興組合創立。

- 七月十三日(土) △陸軍省、四軍管區制發表。
- 七月十三日(土) △家屋稅法公布。
- 七月十三日(土) △農林省、小麥配給統制規則公布。二十日實施。
- 七月十四日(日) △西陣着色織物工業組合及足利銘仙組合、七七禁令の結果二週間一齊休機決定。
- 七月十四日(日) △厚生省、特定勞働者賃金引上許可に關し通牒。
- 七月十六日(火) △新體制研究会創立總會舉行。衆議院未解散政黨以外の有志參加。
- 七月十六日(火) △米内内閣、總辭職。
- 七月十七日(水) △政友會久原派、解黨大會舉行。同統一派、解黨決議。
- 七月十七日(水) △人絹聯合會、人絹絲布戰時貿易對策要綱決定。
- 七月十九日(金) △日本農民組合總同盟解散。
- 七月十九日(金) △中央物價統制協力會議、新經濟理念闡明。
- 七月二十日(土) △民政黨聯合會、新政綱宣言決定。
- 七月二十日(土) △商工省、工業藥品輸出組合創設。
- 七月二十二日(月) △輸出農産物株式會社創立總會、農相官邸にて舉行。
- 七月二十四日(水) △近衛文磨公、内閣組織終了。
- 七月二十四日(水) △會社職員給與臨時措置令改正公布。

七月二十六日(金)

△商業組合法による小商業者の範圍規定の勅令公布、二十五日施行。
△國民同盟、本部にて解黨式舉行。
△日滿貿易懇談會總會、大阪にて三日間開催。

八月八日(木)

△解黨及脱黨せる政黨員、新體制促進同志會結成。參加代議士二六六名。
△農林省、小麥粉等配給統制規則公布。二十日實施。

七月二十七日(土)

△永井柳太郎外民政黨強硬派三十餘名、脱黨。

八月十四日(水)

△臨時家族手当給與勅令公布。十月一日施行。

七月二十八日(日)

△西陣着尺織物工業組合、第二次一斉休業一箇月間實施決定。

八月十五日(木)

△民政黨、解黨。

七月三十日(火)

△政友會、中島派解黨大會舉行。
△商工省、薪炭材需給調整規則公布。八月五日施行。

八月十六日(金)

△閣議、物資動員生産力擴充計畫決定。
△企畫院、國民生活新體制要綱發表。

七月三十一日(水)

△中央物價統制協力會議、町内會機能強化提案。

八月十八日(日)

△農林省、魚油配給統制規則公布。二十日實施。

八月一日(木)

△商工省、石炭配給調整規則公布。十月一日施行。

八月二十日(火)

△農林省、臨時米穀配給統制規則公布。九月十日施行。

八月五日(月)

△農林省、購買統制に關し通牒。
△第二次近衛内閣基本國策公表。
△東京地下鐵中正會、解散。

八月二十一日(水)

△農林省、魚肥配給統制省令公布。二十二日施行。

八月六日(火)

△閣議、下級官吏職員家族手当支給決定。
△全國の醬油鹽漬業者、小賣割當機關として發行。

八月二十五日(日)

△農林省、日本東亞輸出組合聯合會認可。
△國民精神總動員本部、冠婚葬祭新體制決定。

八月二十八日(水)

△全國水平第十六回大會、東京芝公園協調會館にて開催。一大方向轉換決定。
△近衛首相、新體制基本理念聲明。
△商業組合中央會、商業再編成基本目標樹立。

八月二十七日(火)

△大日本黨第一回全國大會開催。
△厚生省勞務管理委員會總會、産業勞務者新體制決定。

八月二十九日(月)

體制答申決定。

九月七日(土)

△商工省、食料品輸出統制命令
△全國の出版雜誌業者、日本出版文化協會結成。

八月三十日(金)

△皇道翼賛青年聯盟結成。
△小林商相、特派使節として關領東印度へ出發。

九月十一日(水)

△厚生省住宅對策委員會、住宅對策答申案可決。
△軍事保護院及厚生省、勞務者住宅供給(傷痍軍人優先權)の件通牒。

八月三十一日(土)

△文部省、學生々活刷新要綱通牒。
△東京市會各派、新體制に即應解消決定。
△全購聯、全販聯及日柑聯の解散合同決定し、産業組合事業機關一元化成立。

九月十三日(金)

△日本實業組合聯合會、全國商工團體新體制要綱決定。

九月二日(月)

△價格形成中央委員會、地代家賃適正標準決定。
△商工省、人絹織物輸出振興策決定。
△厚生省、女子未経験勞務者初給賃金標準決定。十月一日實施。

九月十四日(土)

△農林省、農機用ゴム製品統制規則公布。二十一日實施。
△商工省、鑽石配給統制規則公布實施。

九月五日(木)

△中央農林協會、農業團體統合基本方針決定。
△全國醫療利用組合、全國協同組合保健協會と改組決定。

九月十八日(水)

△勞働者災害扶助責任保險法及勞働者災害扶助法施行令改正勅令公布。十月一日施行。
△日本港灣從業員組合(本部横浜市)、解散決定。

九月六日(金)

△電氣協會、電氣供給事業聯合會結成。

九月十九日(木)

△農林省經濟更生部、轉業對策相談所設置。
△全國金融協議會創立會、東京銀行集會所にて開催。

九月二十四日(火)
九月二十五日(水)

△商工省、自轉車同部分品附屬品配給統制規則公布。十一月一日實施。
△開議、國土計畫要綱決定。
△東亞建設聯盟、解消決定。
△國民體力法施行勅令公布。二十六日實施。
△價格統制令改正勅令公布實施。
△農林省、國家管理米三千六百萬石と内定。
△日獨伊三國同盟成立。大詔漢發。内閣、告諭發表。

十月十日(木)
十月十二日(土)
十月十四日(月)
十月十六日(水)

内中央亭にて舉行。
△農林省、牛乳々製品配給規則公布實施。
△全國社會事業大會、東京日比谷公會堂にて十二日迄三日間開催。社會事業再編成答申可決。
△大政翼贊會發會式、首相官邸にて開催。
△日本貿易報國聯盟、貿易新體制方針決定。
△國民精神總動員運動解消、大政翼贊運動に吸收發表。
△自治振興中央會、隣組新體制指導機關として結成。
△興亞厚生大會、大阪中之島公會堂にて十九日迄四日間開催。十一箇國代表參加。
△日本主義青年全國會議結成式、東京赤坂三會堂にて舉行。生産黨、愛國社、黑龍會等參加。

九月三十日(月)

△日本海員組合、本部開催の臨時總會にて發展の解消決定。

十月一日(火)

△商工省、莫大小製品、タオル及足袋卸配給機構整備要綱通牒。

十月二日(水)

△文部省、思想對策連絡協議會開催。地方毎にプロツク會議開催決定。

十月三日(木)

△全國軍人授業事業大會、東京軍人會館にて五日迄三日間開催。

十月四日(金)

△商工省、砂糖燐寸配給規則公布。十五日實施。

十月五日(土)

△商工農林兩省、奢侈品等製造販賣制限規則例外規定(猶豫期間延長)公布實施。
△商工省、煉炭配給統制規則公布實施。

十月九日(水)

△日本大豆統制株式會社創立總會、東京丸の

十月十九日(土)

△第四回經濟關係閣議懇談會、中小商工業對策一般方針決定。
△總動員關係の(一)國民職業能力申告令改

十月二十日(日)

△大豆統制會社設立。
△大日本青年黨第四回全國大會、東京日比谷公會堂にて二十一日迄二日間開催。
△愛國政治同志會全國代表會議、發展の解消決定。

十月二十一日(月)
十月二十二日(火)

△船員徵用令公布。
△開議、中小商工業對策決定。
△東方會臨時全國大會、解體決定。文化團體振東社創設。
△商工省、更生糸製造制限規則公布。十一月十日實施。

十月二十三日(水)

△厚生省、勞務者扶養家族手当支給制度通牒。

十月二十四日(木)

△農林省、米穀管理規則公布。十一月一日實施。

十月二十五日(金)

△前大日本青年黨橋本欣五郎統領、思想團體赤誠會結成聲明。
△農林省、鶏卵配給統制規則公布實施。

十月二十六日(土)

正、(二)國民徵用令改正、(三)賃金統制令改正、(四)船員給與統制令、(五)價格等統制令改正、(六)地代家賃統制令、(七)地代家賃審査會官制改正、(八)會社經理統制令(九)銀行等資金運用令九勅令公布。

十月二十七日(日)

△選信省、電力消費規正告示、制限率平均一割五分。

十月二十八日(月)

△明倫會全國評議員會、主義綱領變更決議。
△厚生省醫藥制度調查會、醫藥制度改善答申案可決。

十月二十九日(火)

△厚生省、土木建築工事場宿舍取締要綱通牒。

十月三十日(水)

△第六回經濟關係閣議懇談會、國民生活健全化對策決定。

十一月一日(金)

△農林省、臨時木炭割當配給統制實施要綱發表。

十一月二日(土)

△關印特派使節小林商相、歸朝。石油問題折衝中と聲明。
△海運中央統制輸送組合創立總會、東京丸の内工業俱樂部にて舉行。

十一月三日(日)

△工業組合中央統制協議會、經濟新體制大綱決定。

十一月三日(日)

△纖維製品輸出振興會社創立總會、東京にて開催。
△大日本赤誠會發會式、明治神宮社前にて舉行。

- 十一月六日(水)
 - △全國水平社代表會議、大和報國運動展開決定。
 - △中央物價統制協力會議、化學工業整備要綱案決定。
- 十一月七日(木)
 - △商工省、雜誌書籍便箋等統一用紙規格制限規則公布。一月一日實施。
- 十一月八日(金)
 - △關議、勤勞新體制確立要綱決定。
- 十一月九日(土)
 - △船員使用等統制令公布。十日實施。
 - △從業者移動防止令公布實施。
- 十一月十日(日)
 - △選信省、日本海事振興會設立。
- 十一月十一日(月)
 - △紀元二千六百年式典、兩陛下臨御の下に宮城外苑にて舉行。
 - △紀元二千六百年奉祝會、兩陛下臨御の下に宮城外苑にて舉行。
- 十一月十二日(火)
 - △農林省、米穀管理米資金融通要綱通牒。
- 十一月十三日(水)
 - △御前會議、支那事變關係問題協議。
- 十一月十四日(木)
 - △商工省、染織業者小組員資格擴大告示。
 - △人口問題全國協議會、東京一橋會館及如水會館にて十五日迄二日間開催。
 - △農林省、雜穀配給統制規則公布。十五日實施。
- 十一月十五日(金)
 - △厚生省、從業者移動防止令施行規則及關係告示公布。營利職業紹介事業規則、勞働供

- 十二月十八日(月)
 - △給事業規則及勞務者募集規則等改正公布。
- 十二月十九日(火)
 - △日本油料統制會社創立總會、東京產組中央會館にて開催。
 - △關議、住宅對策要項決定。
 - △中央物價協力會議、重工業再編成要綱案決定。
- 十二月二十日(水)
 - △關東州電力調整令公布。
- 十二月二十一日(木)
 - △商業報國會中央本部結成式、東京芝公園協調會館にて舉行。
- 十二月二十二日(金)
 - △關議、政府職員共濟組合創立決定。
 - △臺灣總督府、臺灣新體制要綱作製。
 - △商工省、生活必需品配給機構整備要綱通牒。
- 十二月二十三日(土)
 - △農林省、農機具配給統制規則公布。十二月五日實施。
- 十二月二十四日(日)
 - △大日本產業報國會創立記念大會、東京軍人會館にて舉行。
- 十二月二十五日(月)
 - △日本經濟聯盟、統制機構新體制要綱發表。
 - △西園寺公望公薨去。
 - △全日本司法保護事業大會、東京日比谷公會堂にて二十六日迄二日間開催。法相諮問の答申可決。
 - △東亞經濟懇談會第二回總會及產業部門別部

- 十一月二十六日(火)
 - △國ホテルにて三十日迄六日間開催。
- 十一月二十八日(木)
 - △厚生省、中小商工業再編成指導方針通牒。
 - △農林大藏兩省、産業組合金融統制強化通牒。
 - △大藏省、國民厚生金庫設立規程公布。十二月五日金庫開業。
 - △陸海兩相、關議に重大申入。
 - △中央物價協力會議、家庭燃料對策要綱決定。
- 十一月二十九日(金)
 - △厚生省、勞務者臨時手當支給範圍百六十圓迄擴大通牒。
 - △海員協會臨時總會、解散決議。
- 十二月二日(月)
 - △厚生省保險制度調査會、勞働者年金保險要綱決定。
- 十二月四日(水)
 - △奉祝全國協和事業大會及全國協和事業協議會、東京日本青年館にて九日迄六日間開催。
- 十二月五日(木)
 - △厚生科學研究所官制公布。
- 十二月六日(金)
 - △情報局官制公布。伊藤達史總裁任命。
 - △國務大臣設置令公布。平沼騏一郎男及星野直樹企畫院總裁、無任所相任命。
 - △厚生省、賃金統制令適用除外(職員と勞務の區別)の件通牒。

- 十二月七日(土)
 - △關議、經濟新體制要綱決定。
 - 十二月九日(月)
 - △鐵鋼統制協力會創立總會、東京上野精養軒にて舉行。
 - 十二月十二日(木)
 - △財團法人科學動員協會發會式、東京帝國ホテルにて舉行。近衛首相總裁推戴。
 - 十二月十四日(土)
 - △大政翼贊會、實踐要綱發表。
 - △教員保養所令公布。
 - 十二月十六日(日)
 - △電力審議會、發送電五箇年計畫可決。
 - 十二月十九日(木)
 - △東京工場協會、明年四月一日東京地方產業報國會合流決定。
 - 十二月二十一日(土)
 - △近衛內閣改造。安井內相及風見法相辭任。平沼國務相及柳川興亞院總裁各內相及法相就任。
 - 十二月二十三日(月)
 - △安部磯雄元社會大衆黨黨首、代議士辭任。
 - △商工省、輸出品配給統制規則公布。一月二十日實施。
 - 十二月二十四日(火)
 - △關議、國民學校制度要綱決定。
 - 十二月二十九日(日)
 - △對南洋貿易調整令公布。一月十五日施行。
- 海外之部
- 一月一日(月)
 - △ウルグアイ政府、自爆艇乘組員救助ドイツ油槽船抑留。
 - △英國政府、徵兵義務年限を擴大。

一月二日(火)

△香港英海軍當局、香港港一時閉鎖聲明。
△北歐諸國の對芬援助に獨斷告を發す。

一月三日(水)

△ドイツ政府、英佛濠ニュージブラント南亞聯邦各政府に對し委任統治主權否認を通告。

一月四日(木)

△ドイツ政府、戰時經濟の編成替(ゲイリング元帥に全權委任)完了發表。
△滿洲國北鐵最終割賦金支拂完了發表。

一月五日(金)

△英國政府、陸相及び情報相更迭。
△ベルギー内閣總辭職、直ちに後繼内閣成立。

△ソ勃通商協定成立。

△ボース印度志士、回印兩教徒統一企圖聲明。

一月八日(月)

△米國務省、聯盟宛對芬援助通告。
△英國政府、食糧品割當制實施發表。

一月九日(火)

△英佛土經濟協定調印。
△ベルギー政府、失業者招集令發布。

一月十四日(日)

△ベルギー政府、總動員完了。
△ブルガリア政府、バルカン問題に關しトルコ政府と完全なる諒解到達發表。
△獨軍オランダ國境に集結、オランダ政府、軍隊の休暇取消。

一月十五日(月)

△重慶政府、物價暴騰の爲價格安定購買處設置。

一月十六日(火)

△ルーズヴェルト米大統領議會勸告

一月十八日(木)

△フランス議會、共產黨議員の議席剝奪。
△佛西通商協定成立。

一月二十日(土)

△イタリー政府、開議に於て戰時體制化に必要な各種の非常措置決定。

一月二十二日(月)

△ハル米國務省長官、駐米英大使と會見、米船臨檢の差別待遇並に郵便物干渉に就き抗議。

一月二十三日(火)

△英佛兩國政府、石油問題でルーマニヤに警告。

一月二十四日(水)

△英伊兩國、陸海軍情報を交換、兩國の接近濃厚化。

一月二十五日(木)

△ドイツ政府、石油問題に就きルーマニヤ政府に強硬要求呈出。

一月二十六日(金)

△米人のフィンランド軍參加自由と米大統領言明。

一月二十八日(日)

△デンマルク政府、護送船制度を強制施行。

一月三十日(火)

△獨土通商協定假調印。
△佛、農民兵に歸郷許可。

二月一日(木)

△中國共產黨、重慶政府へ八大要求提出。

二月二日(金)

△ベルグラードでバルカン會議開始。協商七

二月三日(土)

年延期可決。
△英土新通商協定調印。
△米、全官吏に政黨活動を禁止。

二月四日(日)

△ソ勃通商條約批准。
△バルカン會議、協商をブルガリア、ハンガリーにも擴大、強力プロツク結成に意見一致。

二月五日(月)

△日英莫大小協定一九四〇年末迄延長。
△バルカン會議終了、東南歐和平確保の共同コミニニケ發表。

二月六日(火)

△米、滇越線爆撃で日佛に申入。
△海峽植民地政廳、抗日華僑に退去命令。

二月七日(水)

△リンスガウ總督ガンヂー會見物別れ、ガンヂー根本的對立と聲明書發表。

二月八日(木)

△國際労働局、ソ聯を除名。
△蘭印強化スラバヤに海軍根據地建設決定。

二月九日(金)

△ガンヂー、對英強硬態度闡明。
△中國新青年黨、政綱主張を北京で發表。
△イギリス労働黨對獨強硬宣言發表。
△伊土協定成立。
△獨、ポーランドに鐵鋼統制機關設立。
△米大統領、ウエルズ國務次官歐洲派遣發表

二月十日(土)

△獨、ボヘミア、モラヴィア總督ノイラート男、同地方在住のユダヤ人徹底的彈壓新命令發布。

二月十一日(日)

△芬外相、對ソ抗戰を言明。
△スウェーデン共產黨大檢舉。

二月十二日(月)

△上海で純正國民黨、臨時、維新、蒙疆三政府を除く各黨各派會議、新政權無條件參加決定。

二月十三日(火)

△獨ソ新通商協定成立。
△滿、新京、大連の電力制限解除さる。

二月十四日(水)

△英、綿業の軍需及輸出優先令發令。
△英白通商協定成立。

二月十五日(木)

△滿洲國兵役制度大綱決定。
△全インド國民會議議長にマウラナ・アブル・カラム・アザド當選。

二月十六日(金)

△ブルガリア、キロセイヴァノフ内閣總辭職。
△英佛新經濟協定締結公表。
△ブルガリア前文相ボグダン・フィロフ教授、新内閣組織。
△スウェーデン、對芬軍事援助を正式拒絕。

二月十七日(土)

△シンガポール政廳、新輸入統制令發布。
△パラグワイ大統領エチガリビア將軍、突如議會解散。獨裁制確立。

△コスタリカ共和國後任大統領にグワルデア博士當選。

二月十九日(月)

△インド織物労働組合、賃銀値上の要求容れられず、二十六日を期し七十二工場十萬人總罷工決定。

△スウェーデン國王、中立政策再闡明。

△トルコ、突如國防法施行。

二月二十日(火)

△イラク、ヌリ・エス・サイド將軍首班の内閣總辭職、後任エトラシット・アリ・ガイラに決定。

△中國共產黨、重慶政府へ聯合國防政府設置要求。

二月二十二日(木)

△ルーマニア、總動員令繰上發令、豫備兵即時召集、重要物資の輸出禁止。

二月二十三日(金)

△ビルマ下院絶對多數で反英決議。

△伊土通商協定調印公表。

△獨逸新通商協定調印。

二月二十四日(土)

△獨逸通商協定成立。

二月二十五日(日)

△米ウエルズ、テラー兩和平使節、ローマ到着。

二月二十七日(火)

△コペンハーゲンで丁ムンチ、瑞ギンター、諸コト三外相會談。スカンデナヴィヤ諸國の交戦諸國への對策協議。中立堅持を共同聲明。

二月二十八日(水)

△英、チリ、バーター協定成立。
△トルコ、船舶歸還令及嶺山労働者徵用令發布、準戰時體制に入る。

二月二十九日(木)

△上海共同租界バス一齊總罷業。
△トルコ、石炭統制令公布。
△パレスチナ政府、ユダヤ人及アラビア人間土地賣買禁止令發布。

三月一日(金)

△北支の新民會、改組宣言發表。新民會と宣傳班合體。
△獨、白蘭國境封鎖。
△イギリス政府、イタリア向ドイツ石炭積込船拿捕開始。

三月十一日(月)

△パトナ市開催中の全印度國民會議常務委員會、全國的反英運動開始決定。左派の即時實行論、ガンヂーの反對にて否決。
△フランス政府、戰時經濟統制強化法令十七件發布。食料品切符制度、飲食店週三日休業、酒類販賣制限、ガソリン節約、フランス銀行金準備再評價、軍駐屯地帶農業保護

三月十二日(火)

△中國純正國民黨第二回中央執行諮問委員會、上海にて開催。孫文十五周年忌執行。汪精衛、和平建國宣言發表。十五日終了。
△ソウイェト、フィンランド媾和成立。
△ドイツ、エストニア通商協定成立。
△ミカエル・オドワイヤー前印度、パンヂャブ總督ロンドンにて、印度人に狙撃暗殺せらる。一九一九年アマリツァー虐殺の復讐なりと。

三月十三日(水)

△イギリス政府、抑留中のドイツ炭積込イタリア船舶全部解放決定。
△ローマ訪問中のドイツ政府リッペンントロツプ外相イタリア政府と新經濟協定大綱決定。

三月十四日(木)

△イギリス政府、ベルギー、スウェーデン、アイスランド、ギリシア、ノールウェー各國とドイツ再輸出禁止條約締結。
△オーストラリア内閣改組。オーストラリア黨々首メンチズ首相、統一農民黨との聯合内閣組織。
△ドイツ・イタリア石炭協定成立。イギリスの海上封鎖の爲、陸路輸送決定。
△中國共產黨、外國の對支投資及第三國(利

三月二日(土)

△上海工務局と日本側當局、蘇州河北の警察權復歸協定成立。
△パレスチナ各地に土地賣却禁止令反對示威行はる。ユダヤ人及アラビア人共に暴動。
△合衆國大統領、輸出入銀行資金増加(總額二十億ドル)案裁可、對支那及フィンランド貸付制限二千萬ドルに達すべし。
△メキシコ、ラザロ・カルデナス大統領、財政緊縮の爲政府石油局縮小と關係労働組合に通告。

三月四日(月)

△ボンベイ紡績工場總罷業勃發。参加労働者約十五萬。

三月五日(火)

△ハンガリア國民社會黨員六十名、大官暗殺及政府顛覆陰謀にて逮捕さる。

三月七日(木)

△日本軍、海南島掃蕩戰開始。
△ソウイェト聯邦政府、最後通牒として媾和條件をフィンランド政府に申込。

三月九日(土)

△閩錫山氏、山西軍各部隊へ剿共指令。
△イタリア政府、俸給一割乃至一割五分増額及物價値上禁止令發令。
△英佛産業協定成立、競争排除、輸出價格維持原料品分配等を目的とす。

權提供等に對する重大警告を重慶政府へ提
示。

△第十一回バルト三國外相會議、リガにて開
催。ソウイェト、フィンランド和平歡迎及歐
洲動亂中立、相互援助等決議。十八日閉
會。

△中國々家社會黨及中國青年黨、汪精衛の和
平統一戰線參加宣言。

△日本、アルゼンチナ互惠通商條約締結。

△パナマ大統領、汎米會議宣言に基き米洲各
國代表として、米洲沿岸附近にて英國艦隊
の活動に抗議。

△アイルランド革命黨のテロ事件、ロンドン
に發生。

△支那派遣軍司令長官西尾大將、軍管理工場
鐵山還附聲明。

△ヒットラー總統及ムッソリーニ首相獨伊國
境ブレンネルにて會見。

△ソウイェト政府、ノールウエイ、スウェーデ
ン、フィンランド三國同盟計畫反對意書公
表。

△全印度國民會議議題協議會、印度自治價格
反對決議採擇。ガンジー、不服從運動決行

三月二十日(水)

△新支那中央政治會議、南京にて開催、汪精
衛氏以下各派代表三十一名出席、新中央政
權組織協議。

△フランス、ダラヂェ内閣辭職。ポール・レ
イノー蔵相後繼内閣組織。

△全印度國民會議年次大會、議長回教派マウ
ラナ・アブル・カラム、アザト司會の下に、ラ
ムガル市にて開催。印度の完全獨立要求決
議。

△タイ國政府、本月初頭以來各地在住支那人
の不穩運動幹部逮捕追放。

△ドイツ、軍需省設置。道路局統監フリッツ、
トッド軍需大臣任命。

△北歐三國同盟計畫、ドイツ及ソウイェトの
支持撤回の爲、不成立。

△南京の中央政治會議、重慶政府の制令條約
無効決議。新政府部員選任。

△フランス國會、レイノー内閣信任投票。賛
成二六八票、反對一五六票及棄權一一一
票。

三月二十五日(月)

△全印度回教徒聯盟年次大會、ラホール市にて
開催。一九三五年印度憲法規定の聯邦制度

反對及西北及東部地方回教徒獨立自治州設
置要求決議。

△ソウイェト政府、シベリア穀産五割增加命
令、その爲農具供給、及トウオソピルス
タ地方農民二萬家族移住豫定。

△カナダ國會總選舉、自由黨優勝の結果マッ
ケンヂー・キング内閣留任

△ポリヴィアの大統領護衛部隊、去る一日大
統領改選にエンリク・ベナランデ大將當選
に不服、叛亂、戒嚴令施行の後、鎮定。

△ブラジル政府、共產黨陰謀未遂檢舉發表。

△フィンランド戰時内閣辭職。リスト、ルイテ
イ首相、後繼内閣組織。

△ガンヂー、全印度國民會議員の獨立運動參
加者登録指令。登録者は手織器械使用。英
國製品使用禁止、印度階級制度無視實踐豫
定。

△聯合國最高軍事會議、ロンドンにて開催。
英佛首相其他閣員參加。單獨媾和又は停戦
せず、豫め條件協定なくしてドイツと和平
交渉せず、媾和後共同動作繼續等決定。

△合衆國大統領特使サムナー・ウェルズ國務
次官歸國。調査の結果公表されず、和平見

三月二十九日(金)

込なしと見做さる。
△ソウイェト聯邦第六回最高會議開催。モロ
トフ首相、ソ聯の中立維持及び英佛の反ソ
態度反對聲明。

△重慶政府林森主席、汪精衛新政府不承認を
各國政府に要請。

△支那國民政府遷都式、南京にて舉行。臨時
維新兩政府解散し、汪精衛の新中央政權結
成完了。

△ルーマニア政府、水曜及金曜兩日肉類販賣
及消費禁止。

△重慶政府、陳公博以下七十七名の重慶脱出
者逮捕令發布、同政府の逮捕令適用者汪精
衛以下合計百五名となる。

△イラク新内閣成立。前首相ランド・アリ、ア
ル、ガイラニ首相後繼。

△重慶政府の參政會議開催。出席者定員の半
數に達せず、共產黨員全部缺席。

△スウェーデン政府、動員一萬人増加。全國殆ど
總動員態勢に達す。

△イギリス首相、國會に於て對獨經濟戰強行
決意聲明。中立國のドイツへの經濟的援助
と敵性行爲と認め、英國よりの輸出を禁止

三月三十日(土)

四月一日(月)

四月二日(火)

四月三日(水)

△中國共產黨中央政治會議、延安にて開催。
 △英國内閣改造。チャーチル海相、新設戦時内閣會議議長に就任。
 △合衆國政府、南アフリカと仲裁條約締結發表。尚カナダ、オーストラリア及ニュージーランドとも交渉中。
 △フランス軍事裁判所、共產黨代議士二十六名處罰判決。
 △ソヴェエト聯邦最高會議終了。一九四〇年度豫算、新課税三項目、憲法改正(行政區劃)、政府部員移動カレリア共和国創設等決定。

四月四日(木)

△英佛植民地通商協定成立。各種制限及手續等緩和。
 △一九三四年制定の合衆國大統領、互惠通商協定締結三箇年延長認可。
 △重慶政府國民參政會議、蔣介石の抗戰第二次三年計畫公表。

四月五日(金)

△汎アメリカ中立委員會再開。水雷敷設、中立國領海侵犯、アメリカ諸國へ運搬の交戦國船舶處置、及交戦國の中立國船舶積込郵便物拿捕等考究。

四月七日(日)

△アメリカ合衆國社會黨大會、ルーズヴェルト大統領の英佛經濟援助政策攻撃。歐洲戰爭不干渉及主要産業社會化決議。ノーマン・トマス及メーナード・クリューガー兩者大統領及副大統領候補者公認。
 △全印度國民會議黨「急進團」、戦後完全獨立獲得を目的とせる全國抗爭週開始。マウラ・アブル・アザト黨首、全國各地に消極的反抗委員會組織聲明。ベンガル州知事ブラボーン卿、印度國防令違反として會議派の宣傳活動禁止。
 △南京國民政府、還都以後重慶政府の外國と締結せる條約無効を各國に通告。
 △宋慶齡、孫科、馮玉祥、邵力士等容共派委員十四名、重慶の第五次國民參政會議に國共兩黨關係再調整三案提出。
 △ラトヴィア政府、親ソヴェエト派陸相ヤニス・パロチス罷免。親英派のベルキス大將を後繼陸相に任命。
 △南京の國民政府、全線停戦命令。
 △イギリス政府、ノールウェイ領海に水雷敷設聲明。

四月八日(月)

四月九日(火)

△ルーマニア政府、爆撃機込ドナウ河遶江中の英國船差押。英佛のベルカン中立無視問題となる。
 △ドイツ軍、ノールウェイ及デンマークに侵入。ベルゲン港及コッペンハーゲン市占據。ノールウェイ政府、對ドイツ宣戰布告。ノールウェイ内閣辭職後ウイドクンク・イスリング首班の親獨内閣成立。
 △ドイツ政府、ドナウ河警察權を沿岸諸國に要求。
 △スウェーデン政府、北歐戰亂に嚴正中立聲明。

四月十一日(木)

△滿洲國、國兵令發布。
 △ルーマニア及ブルガリア、ドイツの要求に對する妥協策としてドナウ警戒員増加。
 △ルーマニア政府、全國各工場物資蓄藏命令。
 △スウェーデン、夜間戒嚴令施行。全國軍隊及警察官動員。
 △アイスランド議會、デンマーク不安状態期間、本國の統治權否認決定。

四月十日(水)

△デンマークの社會黨及急進黨聯合内閣辭職。新「舉國一致」内閣成立。自由黨及保守

四月十七日(水)

△北支派遣皇軍、晋南方面總攻撃開始。

四月十三日(土)

△南支派遣皇軍、珠江開放聲明。
 △印度政府、國防法に基き、各地の左翼幹部檢挙、國民會議急進團員多數逮捕。

四月十四日(日)

△ルーマニア、ユーゴスラヴィア兩政府ドナウ河共同警備協定。ハンガリアも上流警備參加。ドイツ向輸出殆ど停止。

四月十五日(月)

△關錫山、傳作儀以下晉級軍將領十四名第八路軍の山西撤退發令を重慶政府に連名要請。

四月十六日(火)

△合衆國々務長官、グリーンランドはモンロー主義適用地域内なりと聲明。アイスランドのヘルマン・ヨナソン首相、ドイツのデンマーク占據後、同島の合衆國との直接外交關係設立要請申込。合衆國政府、受諾回答。

△ベルギー政府、肉類統制配給開始。週一日肉なし日施行。ポール・アンリス・スバーク外相、英佛と締結せる中立協定嚴守聲明。

△合衆國ルーズヴェルト大統領、汎アメリカ同盟會合にて西半球平和維持の爲武力を以て武力に對抗すべしと主張。

四月十八日(木)

△イギリス政府、全印度國民會議の獨立要求考慮拒絶。同國會、會議派議員及閣僚辭任せし印度七州の議會制度停止承認。
△全印度國民會議、不服從運動開始準備指令。

△ソヴェト聯邦政府、第三回五箇年計畫遂行上各省間聯絡統一の爲、冶金化學、機械製造、國防産業、燃料電氣、一般物資消費及農務の七局設置。

△オランダ政府、全國戒嚴令施行。ナチス派會合禁止。ナチス黨員檢査。デルク・ヤン・デ・ゲール首相、オランダの中立嚴守及第三國の東印度援助及保護不要を放送。

△オーストラリア政府、共產黨文書出版禁止。前ニュー・サウス・ウェールズ州首相デ・ラング「非共產主義」労働黨創立。

△廣東港開放さる。天津の皇軍當局、租界隔絶は軍事上の必要に基くと發表。

△ドイツ・ルーマニア通商支拂條約締結ドイツの武器輸出に對するルーマニアの小麥交換確保せらる。

△中國共產黨中央當局、陝西、甘肅、寧夏邊區行政變更企圖不承認聲明。

四月二十一日(日)

△中國共產黨、重慶政府國防最高會議の國共調停案反對通牒。

△中支派遣皇軍、湖北及江南方面攻撃開始。
△ユーゴスラヴィア首相ドラキチヤ・ツウエトコウイチ、ドイツ・ユーゴスラヴィア間經濟的及文化的協力關係維持聲明。

△ルーマニア政府、武裝外國船のドナウ航河禁止。ブルガリア、ハンガリア及ユーゴスラヴィア各國も同様禁止施行。

△ドイツ政府、ドイツ軍需品のスウェーデン通過輸送、スウェーデン飛行場利用及スウェーデン交通機關利用等をスウェーデン政府へ要求。

△ドイツ・ルーマニア通商議定書調印。

△イタリア政府、食料品割當切符制度來五月一日より施行決定。

△合衆國大統領、ドイツ・ノールウェイ間交戰狀態に、中立法適用宣言。及アメリカ領内交戰國潜水艇航行禁止。

△ベルギー、ビエルロー内閣總辭職。自由黨の政府教育法案反對の結果。

△北支派遣皇軍、晉南掃蕩完了。
△オランダ政府、出版物檢閲制度施行。

四月二十六日(金)

△中國共產黨の毛澤東以下七名、重慶政府參政會議退還電、參政會議特別委員會が反共派報告に基き作製せる調停案反對の結果。

△南京國民政府、還都慶祝式舉行。

△ベルギー、ビエルロー内閣留任決定。
△ドイツ外相リッペントロップ、英國のスカンデナヴィア侵入計畫曝露。ヒットラー總統、對ノルウェイ交戰狀態宣言。

△重慶政府最高國防會議、第八路軍改編邊區地方共產主義團體解散、共產思想宣傳禁止等決議。

△イタリヤ戰時態勢整備運動全國的に開始。
△ソヴェト政府、木材省のバルブ及製紙部獨立。

△大英同盟(B.U)黨首オスワルド・モズレ、即時講和論主張。

△國共紛争打開策協議の爲前月以來延安に開催せる中國共產黨中央領袖會議、反共運動對抗方針決定後解散。

△中支皇軍、江南掃蕩完了。
△パナマ在野黨大統領候補者リカルド・アルフロ支持派の陰謀發覺。檢舉者及武器拿

四月三十日(火)

五月一日(水)

捕多數。

△ソヴェト及フィランド兩政府、講和條約第二條に基く國境劃定議定書調印。

△オランダ領東印度議會、海軍擴張(豫算二億八千三百萬ギルダー計上)案可決。

△中支派遣皇軍、鄂北襄東方面總攻撃開始。
△ノールウェイ文豪クヌート・ハムスン、イギリス不信任及ノールウェイ人の對ドイツ抵抗無益力説聲明發表。

△スウェーデン社會民主黨首ハンソン首相、メーデー示威に於てスウェーデン嚴正中立強調。

△ルーマニア及ユーゴスラヴィア政府、ハンガリア提出のドナウ河警察協定にドイツ及スロヴァキア参加案反對。

△イギリス労働黨及労働組合會議聯合協議會のメーデー宣言、ナチス打倒力説。

△ドイツ副總統ルドルフ・ヘス氏、エフセンのクルップ會社メーデー祭にて、『第四生産戰爭』開始聲明。

△ノルウェイ中部のドイツ軍、アンダルスネス占領。英佛聯合軍、トロンドハイム・ナムソス方面撤退。ノルウェイ皇帝及ニーガ

四月二十九日(月)

五月二日(木)

五月四日(土)

- △ルプワルド政権、モルデより脱出。
- △ファイリッピン議院、移民入国制限(各国毎年五百名に限定)法可決。
- △ドイツ・リツアニア通商条約締結。石炭其他物資全部ドイツより輸入規定。
- △エチオピア首相アリ・マヘル・バシヤ、ワフド黨のイギリス駐屯軍撤退要求支持聲明。
- △イギリス政府、平和主義運動取締開始。「平和公約同盟」多数検挙。
- △トロントハイム方面のノルウェイ軍、ドイツ軍と休戦協定。英佛軍の無断撤去を非難。
- △オランダ政府、防務法規強化。ド・ゲール首相、戦時治安維持法に基き二十一名検挙放逐。ナチ黨領袖ロスト・ヴァン・トンニンゲン代議士も逮捕。
- △チエソレン首相、少数閣員戦時内閣組織反対及チャーチル海相の戦争遂行全權委任發表。國會、ノルウェイ戦争討論開始。
- △合衆國政府、イタリア輸入品懲罰關稅解除。
- △ソヴェト国防相ウロシロフ、人民委員會議副議長兼同會議國防委員長に轉任。

五月八日(水)

- △モン・チモチエンコ元帥、国防相後継。
- △オランダ政府、ドイツの電撃戦警備の爲全國々防強化。
- △前イギリス労働黨首チョーヂ・ランズベリ逝去。
- △スベイン及ポルトガル、中立維持協定。
- △イギリス議院、ノルウェイ戦争討論終結投票の結果、政府支持二八一票對三〇〇票、棄權一三四票。
- △中支派遣皇軍、襄東總攻撃作戦終了。
- △ソヴェト政府、英佛獨伊各政府にバルカン方面軍事行動黙過し得ざる旨通告。
- △ドイツ政府、オランダ及ベルギーに最後通牒提出後、兩國及ルクセンブルグに電撃戦行動開始。ヒトラー總統、國家千載の運命を定むべき決戦期來ると放逐。
- △イギリス内閣總辭職。
- △オランダ及ベルギー各政府、對ドイツ宣戰。オランダ領西印度諸島、ドイツと交戦状態聲明。同東印度總督、全島戒嚴及外國の援助拒絕聲明。
- △ベルギー政府、レキス黨レオン・ドグレル黨首及フランドル國民黨スタフ・デクレル

五月九日(木)

五月十日(金)

五月十一日(土)

- △ク黨首其他二名逮捕。
- △ソヴェト政府、歐洲動亂波及防止の爲、トルコ、ルーマニア、ブルガリア及ユーゴスラヴィアと軍事同盟締結交渉開始。
- △イギリス前首相ウィンストン・チャーチルを首相とせる新内閣成立。自由黨及労働黨入閣。戦時少数内閣、五大臣(チャーチル、チエソレン、ハリファクス、アトレイ、グリーンウッド)にて組成。
- △フランス内閣改造。國民共和黨ルイ・マラン及フランス社會黨イベルネガライの兩氏無任所大臣として入閣、舉國一致内閣成立。
- △イタリア外務省經濟戦争局、聯合國の海上封鎖は中立國權利侵犯なりとの報告書をムソッリニ首相に提出。全國各地に反英佛示威行はる。
- △ソヴェト・ユーゴスラヴィア一九四〇年度通商航海條約調印。
- △ゲオルグ・タダレスク首相、ルーマニア新内閣組織。
- △皇軍、前月以來の山西、江南、湖北、河南掃蕩作戦完了。

五月十二日(日)

五月十三日(月)

五月十四日(火)

- △イギリス政府、國內在住の軍務服役年齢のドイツ人男子全部、收監。
- △合衆國及イギリス各政府、オランダ領東印度不干渉聲明。
- △オランダ王室及政府、ロンドンへ移轉。同政府、東印度外國の援助必要なし、聯合軍の西印度上陸は油田從業ドイツ人抑制の爲なりと發表。
- △ドイツ軍、東西聯絡オランダ二分作戦成功。リエーヂ要塞一部陥落、聯合軍退却。
- △イタリア各地學生、聯合國封鎖政策反對示威。ムソッリニ首相國境防備強化。召集兵力二百萬に達す。
- △ベルギー、リマ市の學生暴行の結果、反日暴動となり、日本人商店四百餘軒及住宅多數破壊放火さる。
- △合衆國政府、汎アメリカ政策として中立を棄て非交戦態勢とすべしとのアルゼンチン政府提案を受諾拒絕。
- △イギリス労働黨第四十回年次大會、ボーンマスにて開會。労働黨代表入閣承認。
- △ドイツ軍、ロツテルダム及ウトレヒト方面

五月十五日(水)

- △攻略。ヘーグ及アムステルダム降服。ナミユル、セダンも陥落、マヂノ線に迫る。オランダ軍司令官ウインケルマン大將、ゼーランド半島以外全線停戦降服命令。
- △ドイツ・ハンガリア軍事同盟成立。ドイツの大ハンガリア建國援助と、ドイツ軍のハンガリア通過及ハンガリアのドイツ及イタリアとの協同作戦を内容とす。
- △上海黃浦江上流開放さる。
- △ブルガリアのベグダン・フィロフ首相ソフィア市駐劄國際聯盟代表撤去公表。中立態度明確化の爲と云はる。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、イタリーのムッソリニ首相に歐洲戰亂擴大防止勸告親書送附。
- △イギリス食糧省、バター、砂糖、ベーコン等配給制限。
- △南京政府、皇軍管理工場移管規則發布即日施行。
- △ドイツ軍、小マヂノ線突破。ルーヴアン及ブリュッセル陥落。ベルギー政府、オステンドへ移轉。聯合軍司令官ガムラン將軍、全線死守命令。

五月十八日(土)

- △ルーマニア政府、從業特許證なき外人國外退去命令。軍用の爲石油會社の在庫量無制限買上命令。
- △フランス政府、ニュー・カレドニアより日本へ鐵礦輸出繼續發表。
- △ベルギー政府、リマの日本人商店暴行事件に遺憾の意を表し、賠償支拂承諾。
- △アメリカ勞働總同盟、歐洲戰局終了まで合衆國の中立嚴守、それが爲國防強化、參戰煽動抑制及びソヴェイト及ナチ同情者の利敵言動監視勸告宣言發表。
- △合衆國大統領の新國防案に對しフーヴァー前大統領以下共和黨領袖、トマス・デューヒ大統領候補者、ランドン前大統領候補者等連名支持聲明。
- △英國側のサーダバッド協定軍事同盟化計畫イラン及アフガニスタンの反對と中立嚴守の爲、失敗。サウディ・アラビアも參加拒絕。イラクも、英佛近東軍の授護はトルコのみ有利と指摘。
- △ドイツ政府、舊ドイツ領オイベン、マルメディイ及モレスネット地方をドイツに併合。アルツル・フォン・ザイス・インカルトをオラ

五月二十日(月)

- △ソダ占領地民政長官に任命。
- △フランス内閣改造。レイノー首相、陸相兼舞。アンリ・フィリップ・ペタン元帥、副首相に任命、ダラヂエ陸相、外相となる。
- △汎アメリカ代表バナマ政府、米洲二十一箇國共同決議發表。ドイツの白蘭ルクセンブルグ侵入を「不當慘虐」と糾弾。
- △フランス大統領、マキシム・ヴェイガン將軍をフランス國防參謀總長兼聯合軍總司令長官に任命。ヂ・ゼフ・ヂ・ルヂ及マリ・ギユスターヴ・ガムラン兩將軍罷免。
- △ドイツ・デンマルク間物資交易協定成立。
- △ドイツ軍、オランダ全土攻略。ベルギー戦線、漸次西方進出。又マヂノ線内部のドイツ軍ソナム河に達す。
- △ベルギー政府、外國移民入國禁止。在住外人監視及不良外人追放令施行強化。
- △國際聯盟アヴノール書記長、ヂュネーヴの本部を去る。聯盟資金も全部フランスへ移轉。本部殘留員六十名のみ。
- △イタリア政府、フランス國境地方燈火管制施行。全國諸學校六月一日より休暇繰上開始命令。

五月二十一日(火)

- △ドイツ政府、イタリア政府のスキス中立擁護申込受諾。
- △印度政府、輸入制限七十品目追加施行。
- △國際農業研究所第十五回總會、ローマの本部にて開會。交戰國を含む約五十箇國代表出席。合衆國のロイド・ステイアズ代表司會。
- △アイルランド自由國政府、常備軍及豫備軍召集、全國殆ど總動員態勢、英本國の脅威に對抗の爲と。
- △合衆國政府、聯合國駐文達行の爲一日二十四時間作業許可を航空機製造會社へ通達。
- △全印度國民會議チャワハルラール・ネール前議長、歐洲戰局の爲反英不服從運動着手見合せ公表。
- △滿洲國臨時國務院會議、中央行政機構改革決定。産業部經濟部改組。總務廳企畫處擴充。六月一日より實施。
- △イギリス國會兩院、非常全權法可決。即時施行、全國一夜にして社會主義化さる。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、移民局を勞働省より司法省に移管を國會へ提案「第五

五月二十二日(水)

五月二十三日(木)

列「活動取締の爲なり」と。
△ベルギー王室及政府、ル・アーヴルへ移轉。
△ルーマニア政府、豫備兵三十萬人充員召集。ソヴェト側のベッサラビアに侵入警戒。

五月二十四日(金)

△イギリス政府、イギリス・ファシスト團員、オスワルド・モズレー團長以下十名検挙。保守黨領袖アーチボールド・エム・ラムゼイ及人民黨デモン・ベケット主事も検挙さる。
△ローマ公教會ピウス十二世法王、スペインのフランコ將軍及國民主義政權祝福。
△米洲二十一箇國、汎アメリカ中立地帯侵犯に關する第三回抗議をドイツ及イギリス政府に提出。

五月二十六日(日)

圖完成。
△フランス最高會議、西部戦線崩壊責任者將官十五名の指揮權剝奪。將官二名及幕僚は死刑處分。
△ローマ滞在日本特使、日滿イタリヤ三國通商協定正式交渉開始。
△厦門鼓浪嶼工部局、臺灣人警官五名採用決定。昨年事件解決の日本側條件全部實施さる。

△印度政府、國防強化及生産擴充の爲、勞働力徵用聲明。
△イギリス政府、本國防備改造、エドマンド・アイアンサイド將軍、國土軍總司令長官任命。

五月二十七日(月)

△イギリス内務省、國內在住敵國婦人收監決定。
△パナマ政府、『第五列』狩にてボイド大統領政權顛覆陰謀發見。前大統領弟フランシスコ・アリアス以下野黨員十名逮捕。
△オーストラリア各地の在郷軍人、ナチ及共產派『第五列』彈壓の爲、『第六列』組織。
△ベルギー軍總司令官レオポルド三世皇帝、全軍無條件降服指令、包圍線内ベルギー軍

五月二十八日(火)

△イギリス各地敵性外人逮捕繼續。ロンドンの共產黨示威運動禁止さる。
△イタリヤ各地、前大戰參加二十五周年記念日舉行。ファシスト黨幹部、最近聯合國提案の讓歩條件をムッソリニ首相の受諾拒絕發表。政府、大西洋航路船舶出港停止。
△メキシコ在住のレオン・トロツキー住宅、武装暴漢に襲撃せらる。
△ドイツ軍、北佛フランダー方面聯合軍包

五月三十日(木)

武装解除さる。フランス亡命のベルギー政府、皇帝の措置遠慮なりとし、交戦繼續聲明。
△スペイン各地、チアラタル返還要求の反英運動起る。
△合衆國下院、海軍擴充豫算十一億三千七百萬ドル可決。大統領、特別國防委員會任命。

△ファイリピン、ケソン大統領、新移民制限法裁可。
△アイルランド政府、正規豫備兵及第一線志願兵召集、戰爭不介入嚴守宣傳。デ・ヴァレラ首相、國防強化の爲、コスグレューヴ派代表三名及勞働黨代表二名と隨時會見協議に決す。

△支那國民政府外交部、重慶政府及フランス對支經濟開發團結の紋昆鐵道借款契約否認聲明。

五月二十九日(水)

△イタリヤ政府、英佛國民査證なくイタリヤ本國及植民地出入禁止。同爲替省、外貨購入許可全部取消、對外貿易はバーター制のみとなる。
△ソヴェト政府、イギリス特使と通商交渉

五月三十一日(金)

△ダンケルク方面死守の聯合軍、洪水戦術により『コルナナ線』構築、友軍撤退援護。
△亡命ベルギー國會、リモージュに開會。出席者兩院合計百四十三名(定員三百六十九名)。皇帝の降服を遺憾と認め、聯合國支持及戰爭繼續決議。

六月一日(土)

- △合衆國々務省及エックワドル政府、ドイツ系セドタ航空會社解散交渉開始。ルーズヴェルト大統領、非常國防費追加豫算十億ドルを特別教書にて國會へ要求。
- △オーストラリア下院、不良外人追放令可決。
- △イタリヤ、ファシスト黨全國委員會、ドイツ側に參戰決議。
- △スペイン學生、マドリッド其他各地にてデブラタル返還要求示威。
- △ルーマニア外相ガフェンコ將軍辭任。親獨派のイオン・ギグルツ選相、外相後任。
- △日本政府、サン・ジェルマン條約に基くベルギー領コンゴ現狀維持主張覺書をフランス政府に提出。
- △バナマ大統領選挙、アルヌルフ・オリアス博士當選。
- △合衆國共產黨大會、ニューヨーク市にて開催。大統領候補者アル・ブローダー、副大統領デニムズ・フォート指名。ルーズヴェルト大統領の國防計畫反對決議。
- △合衆國政府、工作機械其他國防上必要物資輸出禁止を各國へ通告。ルーズヴェルト大

六月五日(水)

- 統領、國防追加豫算十二億七千七百七十四萬一千ドルを國會へ要求。國會附議國防費總額約四十六億。
- △ドイツ軍、ダンケルク入城。全ベルギー及北フランス沿岸占領。ヒトラー總統、西部戰線第二期作戰開始聲明。
- △ベルマ政府、五十七品目(棉花及砂糖を除く)輸入許可制決定。在住イギリス人登録開始。
- △スキス政府、ウアレイ州南部國境閉鎖。ロイヤル河南部の道路も嚴戒。
- △フランス内閣總辭職後新内閣成立。ダラチエ前首相下野。レイノール首相、外相及國防相兼攝。急進派ベルノー、新設家族省大臣となる。「パリ・ソール」紙のプロウオスト社長、情報大臣として入閣。ダラチエ派デルボス元文相も入閣。
- △イタリヤ全土海上十二哩、機雷敷設通告。全國燈火管制施行。
- △合衆國々務省、外人入國制限強化、査證其他下附條件嚴重となる。
- △印度總督リンリスゴ、地方戰時委員會及市民軍組織提唱。

六月四日(火)

- △カナダ政府、共產黨、全國統一黨、平和民主主義聯盟以下十二團體禁止。
- △合衆國々會兩院外交委員會、西半球の外國領有權變更反對決議。
- △北佛のドイツ軍、ウエガン線進軍開始。
- △中支派遣軍、襄西方面進軍開始。
- △イギリス・ルーマニア通商金融協定調印。
- △ドミニカ國トルヒロ市開催中のカリビヤ沿海諸國會議、米洲弱小國植民地を國際聯盟規約第二十二條の委任統治に移管決議。
- △合衆國下院、ワグナー(勞働關係)法改正案可決。

六月十日(月)

- 許可なく移轉禁止。各地の怠業職工、嚴罰に附せらる。
- △全印度國民會議左派領袖サバス・チャンドラ・ボース、印度獨立假政府組織提唱。
- △ソウヴェト及イタリヤ兩政府、各駐劄大使派遣協定。
- △イタリヤ政府、對英佛宣戰、中立隣接國を侵害せずと云ふ。
- △中支派遣軍、宜昌攻略。漢水作戰一段落。
- △日本及ソウヴェト兩政府、ノモンハン滿蒙國境協定成立發表。
- △フランス政府、パリ退去。
- △合衆國政府、イタリヤに中立法適用發表。
- △タイ國日本と友好條約締結。イギリス及フランスと不侵略條約締結。
- △ソウヴェト政府、リツアニアと軍事密約成立。
- △エチオピア政府、イタリヤと通商斷絶決定。下院、政府支持。
- △スペイン政府、非交戰國地位嚴守聲明。
- △アメリカ勞働總同盟グランド會長、聯合國援助の生産増加の爲罷業戰術迴避聲明。
- △ドイツ・トルコ新通商條約調印。トルコ政

六月十一日(火) 六月十二日(水)

- △イギリス農務省、農業勞働者の一部(主として蔬菜其他食糧用農産に従事する)の就業年齢制限低下。
- △イギリス、フランス、ベルギー三國通貨金融協定成立。
- △ソウヴェト政府、バルカン現狀維持の爲、一九三八年一月撤退後任命せざりし特命全權公使をルーマニアに派遣決定。
- △ノルウェイ軍降服。ハーコン七世皇帝、イギリスに蒙塵。英佛軍、ナルヴィク方面撤退。
- △フランス政府、航空機製造業以外軍需工場

六月十三日(木)

△ドイツ・トルコ新通商條約調印。トルコ政

六月九日(日)

- △イギリス農務省、農業勞働者の一部(主として蔬菜其他食糧用農産に従事する)の就業年齢制限低下。
- △イギリス、フランス、ベルギー三國通貨金融協定成立。
- △ソウヴェト政府、バルカン現狀維持の爲、一九三八年一月撤退後任命せざりし特命全權公使をルーマニアに派遣決定。
- △ノルウェイ軍降服。ハーコン七世皇帝、イギリスに蒙塵。英佛軍、ナルヴィク方面撤退。
- △フランス政府、航空機製造業以外軍需工場

六月十三日(木)

△ドイツ・トルコ新通商條約調印。トルコ政

府他國の侵略防禦の外不參戰通告。
△ドイツ軍、三方よりパリ包圍形成。フランス軍當局、首都非武装地帯宣言、パリ解放決定。

△合衆國ルーズヴェルト大統領、フランス首相の要請に對し極力援助言明。

△南京國民政府、在支歐洲交戰國軍隊撤退要求。

△アイルランド政府、イタリア參戰に關し中立維持聲明。

△ドイツ軍パリ入城。ドイツ軍當局、西部作戦第二期終了聲明。

△スペイン軍、國際地帯ダンヂェル占領。モロッコ王の爲獨立と中立擁護の目的なりと。

△サンテ・ガリバルデ將軍、フランス在任反ファシスト・イタリア人糾合「ガリバルデ兵團」組織。

△ニューズラヴィア政府、監禁中の親獨派ミラン・ストヤノウィチ前首相釋放。

△ソヴェト・リツアニア停戦解決の結果、リツアニア駐屯ソヴェト軍増強。リツアニア内閣(アンタナス・メルタイン首相)辭職。

六月十六日(日)

大統領スメトナ博士外閣員、ドイツへ亡命。

△ドイツ・ソヴェト國境紛争議定書(一九三九年九月二十八日、友好國境條約に基く)調印。

△上海特別市傅宗耀市長、歐洲交戰國軍隊全部上海撤退要求。

△ソヴェト政府、ラトヴィア・リツアニア軍事援助協定撤廢要求。ソヴェト軍隊、ラトヴィア及エストニア進駐。エストニア内閣總辭職。

△フランス内閣總辭職。ベタン元帥、後繼内閣組織。ウエーガン將軍國防相、ボードアン前次官外相。

△歐洲戰局擴大の爲、印度國內不安。反英派銀行取付、金銀貨兌換要求、紙幣取付拒絶等煽動。國民會議極左派多數被擧る。

△フランス首相ベタン元帥、「一戦後の武人として」ドイツに講和條件提示要求。

△ソヴェト軍、バルト沿岸三國占據完了。

△リツアニア新内閣成立。首相、極左派パレスキス。外相、クレウエ・ミオクウシウス國防相、ウイトカンスカス將軍。

六月十七日(月)

△全印度回教聯盟、全國資源動員及國防強化協議の爲、モハメット・アリ・ヂンナ總裁と印度總督の會見決議。イタリア參戰反對意嚮表明。

△ヒットラー總裁及ムッソリニ首相、對佛佛和協議の爲、ミュンヘンにて會合。ドイツ・イタリア兩軍共同戦線形成決定。

△フランス首相ベタン元帥、停戦協定成立まで交戦繼續命令。ドイツ軍、オルヌ及ロアル河畔へ進出。イタリア軍と聯絡。フランス海空軍、北アフリカへ脱出。

△合衆國々務省、西半球の交戰國領地問題に關しモンロー主義嚴守をドイツ及イタリア兩政府へ通告。

△天津英租界現銀及治安問題に關する日英協定覺書交換。支那に於ける現實事態確認に關する日佛一般協定覺書交換。

△イギリス及フランス各政府、日本政府と天津問題協定成立。北支派遣軍、天津租界隔絶撤廢。

△合衆國政府、在野黨領袖スチムソン前國務長官及ノックス前副大統領候補者を各陸相及海相に任命。

六月二十一日(金)

△フランス政府、イタリアに休戦申込。イタリア政府、受諾。

△フランス政府、日本側の要請により、印度支那より投降武器搬入禁止。日本人監視員設置。

△イタリア・ルーマニア新通商條約調印。

△ドイツ・フランス休戦會議、コンピエニエにて開催。ヒットラー總統、アンチンヂエー大將以下フランス全權團に條件手交。

△エヂプト内閣、總辭職。

△全印度國民會議執行委員會、マハトマ・ガンヂーの會議派計畫遂行責任解除。リンリヌゴウ總督提唱の戰時地方委員會不参加決議。

△ルーマニアのカロル二世皇帝、國民主義とキリスト教と民族主義の三原則に立脚せる國民黨組織聲明。ルーマニア國民更生戦線、鐵衛軍等既成團體合流。

△ギリシア・ドイツ新通商條約調印。

△ドイツ・フランス休戦協定成立。午後六時三十分調印。

△イギリスへ亡命のフランス前總司令官ウエーガン將軍、前國防次官ド・ゴール將軍等

六月十九日(水)

六月二十日(木)

六月二十三日(日)

- △フランス政府軍獨降服の権利なしと放送。亡命政権組織運動開始。
- △合衆国下院、増徴七割豫算四十億ドル可決。
- △イタリヤ・スキス新通商協定成立。
- △イタリヤ・フランス休戦會議、ローマ近郊インテサ荘にて開催。
- △イギリス政府、ベタン元帥首班のフランス政府と外交關係断絶聲明。
- △フランス政府、ウエーガン及ド・ゴール兩將軍の官職剝奪。
- △イタリヤ・フランス休戦協定成立。午後七時三十四分調印。
- △イギリス政府、ロンドンにてシャルルド・ゴール將軍結成のフランス國民委員會をば正式フランス代表として承認。
- △合衆國大統領、イギリスへ威嚴隊二十隻要渡禁止、一九一七年法律違反の爲。
- △ブラジル政府、日本字新聞「日伯新聞」發行停止解除。
- △ベルギー政府、十歳以上の外人居住者の居住許可制及課税制定。
- △午前一時三十五分、ドイツ及イタリヤの對フランス休戦實施。

六月二十四日(月)

- △フランス領ニュー・カレドニア議會、休戦反対及イギリス側にて交戦繼續決議。北アフリカ軍總司令官オーギュスト・ノグス大將、モロッコ軍交戦繼續宣言。
- △合衆國、パナマ運河河口に水雷敷設。同方面太平洋岸防備強化。
- △南支派遣皇軍、フランス領印度支那の援將ルート切斷行動開始聲明。
- △フランス亡命中のベルギー政府、ヤスパル保健相罷免。交戦繼續放送の結果。
- △ソウイェト及ルーマニア空軍、ベッサラビア國境にて衝突。
- △重慶政權總領李烈鈞以下四十三名連署對日本和平要請を重慶政府及國民黨へ提出。
- △ブルガリア政府、工業労働者總動員令發布。
- △滿洲國皇帝、日本紀元二千六百年祝賀の爲東京御來訪。
- △イタリヤ政府、エチオピアと國交断絶聲明。
- △フランス海軍、聯合國側にて交戦繼續の爲カサブランカ及アルジェに集結。
- △トルコ及イラク、新軍事協定締結。イギリスと協力、イラク及シリア防禦の目的。

六月二十六日(水)

- △フランス共和黨全國大會、外國戰爭介入反對を大統領選舉政綱二十八項の一として採擇。
- △ソウイェト政府、ルーマニア政府へ最後通牒提出。ベッサラビア及ブコヴィナ割讓要求。
- △全ソウイェト聯邦労働組合中央會議、一週五日間労働制廢止、六日間労働及一日休暇制施行。一日從業時間も七時間乃至八時間に延長。國防資材産業強化聲明。
- △ルーマニア政府、ソウイェトの要求受諾。ソウイェト軍既に進駐開始。
- △上海フランス租界當局、中支派遣皇軍と同租界内反日反汪分子消掃協定成立。
- △イギリス政府、ド・ゴール將軍を自由フランス人指導者として承認聲明。
- △エチオピア新内閣組織。首相、ハッサン・サブリ・バシヤ前駐英公使。
- △フランス領モロッコ總監兼司令官ノグス將軍、ベタン内閣の指令服從勸告。カサブランカ集結のフランス海軍も交戦意志緩和。近東軍司令官ミッテルオゼル將軍、シリアの交戦停止聲明。

六月二十八日(金)

- △フランス領ニュー・カレドニア議會、休戦反対及イギリス側にて交戦繼續決議。北アフリカ軍總司令官オーギュスト・ノグス大將、モロッコ軍交戦繼續宣言。
- △合衆國、パナマ運河河口に水雷敷設。同方面太平洋岸防備強化。
- △南支派遣皇軍、フランス領印度支那の援將ルート切斷行動開始聲明。
- △フランス亡命中のベルギー政府、ヤスパル保健相罷免。交戦繼續放送の結果。
- △ソウイェト及ルーマニア空軍、ベッサラビア國境にて衝突。
- △重慶政權總領李烈鈞以下四十三名連署對日本和平要請を重慶政府及國民黨へ提出。
- △ブルガリア政府、工業労働者總動員令發布。
- △滿洲國皇帝、日本紀元二千六百年祝賀の爲東京御來訪。
- △イタリヤ政府、エチオピアと國交断絶聲明。
- △フランス海軍、聯合國側にて交戦繼續の爲カサブランカ及アルジェに集結。
- △トルコ及イラク、新軍事協定締結。イギリスと協力、イラク及シリア防禦の目的。

六月二十九日(土)

- △ルーマニア進駐のソウイェト軍、協定線外モルダヴィア州ドロホイ占據。
- △ルーマニア内閣改造。衆國一致内閣組織。
- △合衆國共和黨全國大會、ウエンデル・ウィルキーを大統領候補指名。
- △イギリス政府、ルーマニア保障協定無効聲明。
- △オランダ政府及東印度政廳、日本政府と鐵産輸出協定成立發表。
- △ユーゴスラヴィア政府、聯邦制度及全體主義的最高經濟會議組織聲明。
- △フランス政府、重慶政權の申入に對し、印度支那經由軍需品輸送停止聲明。
- △イギリス政府、イギリス海峽諸島武装解除及全東部海岸防備擴張聲明。
- △ソウイェト・フィンランド最惠國通商協定調印。
- △ドイツ・ギリシア通商條約調印。
- △イギリスの香港總督府、香港及九龍租借地非常狀態宣言。婦人兒童の立退命令。
- △南支派遣皇軍、一九三八年後藤・リフ協定違反に付、自今軍行動豫告せずと發表。
- △印度總督リンリスゴウ卿、マハトマ・ガンの

七月一日(月)

- △チーと會見。後者、印度完全獨立主張。
- △ソウイェト軍、ブルト・ドナウ河、國境線に到達、ベッサラビア併合完了。
- △南支派遣軍、廣西省龍州攻略。フランス領印度支那の授將ルト隔絶。
- △ルーマニア政府、英佛の保障放棄聲明。
- △ドイツ政府、外國外交代表のノルウェイ、ベルギー、オランダ及ルクセンブルグ駐劄來十五日以後撤去要請。又、先月十八日附合衆國の通告に對し、モンロー主義尊重せば、歐洲に干渉する勿れと回答。
- △ラトビア及エストニア政府、兩國互助條約廢止。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、國防資材輸出禁止裁可。
- △リツアニア政府、土地沒收、農民に分離聲明。
- △イギリス政府、ビルマの無條件軍事援助提供に對し戦後ビルマの自治領格承認聲明。
- △ルーマニア各地、ユダヤ人迫害、騷擾。
- △印度政府、スペース・チャンドラ・ボーズ其他全印會議派十四名逮捕收監。
- △キプロス島民、イギリス政廳の徵兵制度反

七月三日(水)

- 對暴動。
- △支那重慶政權側國民黨第七回中央執行委員會全體會議、重慶にて開會。
- △北アフリカ、オラン集結中のフランス海軍イギリス側の降服勸告拒絶、英佛海戦。シリフ・パレスチナ國境英佛軍衝突。
- △ルーマニア政府、イギリス石油會社員國外退去命令。
- △ドイツ政府、イギリスの押收防止の爲フランス艦船自爆許可。
- △ルーマニア内閣(タ、レスコ首相)辭職。イオン・ギグルツ前外相、後繼内閣組織。
- △ブルガリア政府、戦後ドブルデア回收援助の旨、ドイツ及イタリアより確約せらる。
- △日支平和交渉、南京にて開始。
- △印度カルカッタ全市、イギリス製品排斥示威舉行。會議派領袖ボーズ收監に抗議の爲。
- △フランス政府、イギリスと國交斷絶。
- △デブラタル要塞、フランス空軍に爆撃さるオラン海戦の報復なりと。
- △スウェーデン政府、ドイツ軍輸送に國內鐵道利用承諾。

七月四日(木)

七月五日(金)

七月八日(月)

- △マライ海峽植民地聯邦政府、在住敵國人男子全部收監命令。
- △支那重慶政權側中央執行委員會第七回全體會議、終了。對日本和平案、中央執行委員會に委託さる。
- △支那上海共同租界工部局、上海土地臺帳を特別市政府へ返還。
- △合衆國ハル國務長官、モンロー主義は自衛の原則なりと發表。他國の類似原則をば侵略主義なりと否認。
- △フランス軍法會議、ロンドン亡命のシャルル・ド・ゴール將軍を命令違反にて禁錮四箇年罰金百法に處す。
- △メキシコ大統領選舉、各地騷擾、軍隊出動死傷者多数。
- △合衆國大統領、モンロー主義宣言。フランス領印度支那はアジア諸國會議により處分すと例示。
- △全印度國民會議執行委員會、印度完全獨立決議。假政府樹立主張。
- △イギリス政府、日本政府の要求せる授將ビルマ輸送路禁絶拒否通告。
- △デンマルク社會民主黨々首テオドル・スタ

七月九日(火)

- ウニング首相、全國民のドイツと協力勸告放送。
- △エストニア政府、共產黨公認。
- △フランス新憲法制定。ペタン首相、獨裁權賦與さる。
- △ルーマニア内閣、鐵衛團閣員四名辭職。
- △亡命中のノルウェイ皇帝ハーコン七世、ノルウェイ國會の退位要請拒絶。
- △ニールのド・ヴェラ大統領、嚴正中立維持聲明。國防上北アイルランド併合希望。
- △イラン政府とアングロ・ペルシア石油會社の紛争悪化。藏相アミル・コスロヴィ將軍同社の一九三九年度産額百萬トン減少は條約違反なりと指摘。
- △イタリア及イギリス間地中海方面海戦、イオニア海にて開始。
- △滿洲國政府、ソウイェト兵の國境不法行為抗議。
- △ルーマニア政府、イギリス船ドナウ河航行禁止。
- △エストニア政府、ソウイェト聯邦と同盟締結申込。
- △ドイツ空軍、本格的イギリス本土爆撃開始。

七月十日(水)

七月十一日(木)

△合衆國ルーヴエルト大統領、歐洲戰爭不参加の條件にて國防追加豫算四十八億四千八百十七萬一千九百五十七弗を特別教書にて國會へ要求。

△ウイシー市開催のフランス國民會議、五六九票對八票にて、ベタン首相の新憲法起草可決。第三共和國解消さる。

△イギリス政府、西半球各國資源合同案を合衆國政府へ提出。

△合衆國々會兩院、兩洋作戦海軍擴張案豫算四十億ドル可決。陸軍省、軍事教練強制々度採擇。

△ドイツ、イタリア及ハンガリア代表、オプゼルザルツブルグにて會合。ハンガリアのテレキー首相及シャーキー外相、ヒットラー總統のイギリス攻略後迄トランシルヴァニア返還要求延期勸告承諾。イタリアのチアノ外相、イギリス攻略後までソウイェト、ハンガリア及ブルガリアのバルカン和平維持約束の旨公表。

△合衆國、歐洲の避難兒童入國許可の爲、移民制限法規改正。

△フランス政府、ボンド・リンク制度止。フ

七月十四日(日)

ランをドル貨にリンクす。

△リツアニア、ラトヴィア及エストニア各政府、金融業統制施行。

△メキシコ大統領選挙結果發表。政府黨候補者マヌエル・カマチャ將軍當選。反對黨候補者アルマザン將軍、選挙手續不法なりと云ひ、假大統領設置要求。

△ハンガリア及ルーマニア、宣傳戰三日間停止協定。ルーマニア國王の新黨ヘマヂアル人の入黨許可さると、トランシルヴァニアのマヂアル黨首ミクレス・ベナツシー伯發表。

△ソウイェト聯邦政府、粗悪品生産者嚴罰令發布。

△今明日リツアニア、ラトヴィア及エストニア國會選挙。兩國とも共產派労働者同盟絶對多數獲得。

△支那派遣皇國海軍司令官島田中將、浙江福建方面海岸封鎖宣言。

△南京國民政府汪兆銘行政院長、上海の英米系反日援蔣派新聞主筆及出版者國外退去を傳市長に指令。

△滿洲國皇帝、天照皇大神奉祀の建國神廟創

七月十五日(月)

他特種利權撤去の爲イギリスと協力の旨發表。

△第九回汎アメリカ會議、ハヴァナにて開催。合衆國外二十一箇参加。

△エストニア、ラトヴィア及リツアニア、各國會の決定によりソウイェト聯邦編入宣言。

△キューバ大統領選挙結果發表。フルチェンシオ・パチスタ大佐當選。

△イギリス政府、亡命中のチエッコスロ・パキア國民委員會(代表者前首相ベエシエボ士)承認。

△汎アメリカ會議にて合衆國代表ハル國務長官、西半球資源合同共營提案。

△香港イギリス政廳、資財復發令發布。

△イギリス外相ハリファックス卿、ヒットラー總統の和平提議排撃、交戦續行の決意放送。

△フランス新政権首席ベタン將軍、一九二七年八月十日制定歸化法改正。歸化許可取消規定設置。前閣員ダラヂエ首相以下十六名對ドイツ開戦責任者として收監さる。

△合衆國々務省、バルト諸國のソウイェト聯

七月十六日(火)

△合衆國ハル國務長官、雲南ビルマ輸送路閉鎖は國際通商妨害なりと發表。

△イギリス駐劄蔣介石政權代表郭大使、イギリス政府の對日本政策緩和に抗議。ハリファックス外相、日支平和斡旋の意思表明。

△スペイン政府、チリーと國交斷絶。後者のナチ運動彈壓の結果。

△香港、雲南ビルマ經由輸送三箇月間禁絶協定、日本及イギリス間に成立。

△合衆國政府、バルト沿岸諸國へ資金輸出許可制施行。

△合衆國民主黨全國大會、次期大統領候補者としてルーヴエルト現大統領指名。

△イギリス下院にてチャーチル首相、日支和平斡旋及支那治外法權其他利權撤廢の意圖を聲明。

△スペイン首相フランコ將軍、デブラルタル返還要求聲明。

△ドイツ總統ヒットラー、國會にてドイツ軍のイギリス本土攻略前線とせよイギリスへ勸告。

△合衆國ウエルズ國務次官、支那治外法權其

七月二十日(土)

七月十九日(金)

七月二十三日(火)

七月二十日(土)

七月二十一日(日)

七月二十二日(日)

七月二十三日(火)

七月二十四日(水)

邦編入をば「計画的併合」として不承認發表。
△チリ内閣總辭職。政府の右翼派新聞發行停止處分に反對せる七閣僚辭職の結果
△ソウイェト及フィンランド兩政府、オーストリア武裝解除其他同島確保につき協定成立。

七月二十五日(木)

△合衆國ルーズヴェルト大統領、石油、及屑鐵鋼に輸出許可制適用命令。
△ルーマニアの鐵衛團、ザルツブルグ會議にてハンガリアへ領土割讓申合反對覺書を國王に提出。

七月二十六日(金)

△ドイツ・トルコ間新通商クレヂット年額二千百四十萬リラ設定協定成立。
△アルゼンチン政府、合衆國提案の歐洲領土管理制及汎米カルテル組織反對聲明。
△ベタン首相のフランス政府、西半球の歐洲交戰國領土共同管理はフランスの主權侵害なりと合衆國政府へ抗議。
△ルーマニア代表キグルツ首相及マニオレスコ外相、ベルヒテスガアデンにてヒットラー總督と會見。
△國際聯盟のデゼフ・アヴノル主事辭職

七月二十七日(土)

△日本・フランス天津問題協定調印。
△ルーマニア代表キグルツ首相及マニオレスコ外相、ローマにてムツソリニ首相と會見
△ブルガリア代表ボグダン・フィロフ首相及イヴァン・ボボフ外相、ベルヒテスガアデンにてヒットラー總統と會見。
△ソウイェト・アフガニスタン新通商協定發表さる。

七月二十八日(日)

△全印度國民會議執行委員會、九一票對六三票にて非暴力主義排棄決議批准。
△スロヴァキア代表ヨセフ・ティソ大統領及ベラ・ツカ首相、ベルヒテスガアデンにてヒットラー總統と會見。

七月二十九日(月)

△ドイツ政府、ザルツブルグ郊外ベルヒテスガアデンの會合の結果、ルーマニアの對ハンガリア及ブルガリア國境改訂係争九月十五日迄に解決指令の旨、發表さる。
△スロヴァキア内閣改造。ベラ・ツカ首相、外相兼任。サノ・マハ内相新任。
△スペイン・バホトガル戰時聯絡議定書成立。
△南京國民政府、憲政實施準備委員會結成式舉行。
△チリ内閣改造。内相及外相交迭、其他辭職

七月三十日(火)

表提出の各大臣留任。
△ハヴァナ開催の汎アメリカ會議、米洲所在交戰國領土措置、米洲諸國經濟協力及第五部隊取締に關する決議をハヴァナ宣言として承認後、閉會。
△イタリヤ政府、物資及物價統制強化、併に賃銀俸給現狀維持に關する法令發布。
△ルーマニア外相、民族國家主義に基き少數民族殊にユダヤ人問題解決努力聲明。

七月三十一日(水)

△合衆國政府、八月一日以後西半球以外飛行用ガソリン輸出禁止。
△カナダ政府日本への軍用物資輸出極力防止中の旨、キング首相下院にて言明。
△ルーマニア政府、内務省のユダヤ人官吏全部解雇。
△全印度國民會議アザド會長、政府が戰後完全獨立を約束せざる際、直ちに獨立運動着手用意聲明。

八月一日(木)

△ソウイェト聯邦第七回最高會議開催。モロトフ議長外交政策聲明。
△フィンランドのヘルシンキ外各地親ソウイェト派勞働者、反政府示威運動舉行、官憲と衝突。

八月二日(金)

△合衆國ミネソタ州農民勞働黨上院議員アーネスト・ランデー、二大政黨大統領候補者の歐洲干涉主義對抗の爲、シカゴに第三黨全國大會召集。
△イギリス海軍、對ドイツ、イタリヤ封鎖區域擴張、北水洋より北アフリカ海岸に及ぶ。
△イギリス政府、ロンドンの三井物産及三菱商事支店支配人收監。日本政府のスパイ嫌疑イギリス人検査の報復の爲。
△上海駐在各國領事會議、租界テロリズム防遏決議。日本側の修正案採擇さる。
△フランス軍法會議、ロンドンのフランス國民委員會代表シャルルド・ゴール大將死刑及財産沒收宣告。
△フィンランド大統領キヨスチ・カリオ、集會禁止命令。

八月三日(土)

△スロヴァキア・ユーゴスラヴィア通商協定成立。
△合衆國産業別組合會議所屬自動車工組合大會、合衆國の外國戰爭介入及獨裁政治とそとの侵略政策反對決議。

八月四日(日)

△イギリス領各地にて日本人檢舉。

八月五日(月)

△イギリス・ポーランド政事及軍事同盟強化

八月六日(火)

新協定ロンドンにて調印。
 △イタリヤ軍、エチオピア、ケニア、スダン各
 國境方面大規模行動開始。英領ソマリラン
 ドへ進撃。
 △印度總督リンリスゴウ卿、民間義勇兵組織
 禁止。
 △香港イギリス政廳、南支皇軍當局の水先料
 金不拂イギリス船抑留に關し抗議申込。
 △全印度國民會議黨、ビルマ輸送路閉鎖反對
 宣言。
 △合衆國、ソウイェト聯邦通商條約更新。

八月七日(水)

△合衆國海軍委員會、日本側申請の鋼鐵石油
 輸出用船舶許可拒絶。スペインの申請も不
 許可、ソウイェトのみ許可さる。
 △ソウイェト聯邦第七回最高會議終了。モル
 ダヴィア、ラトヴィア、リツアニア及エス
 トニア新共和國正式新設。
 △ドイツ政府、アルザス、ロレーヌ及ルクセ
 ンプルグ民政施行。各長官任命。
 △印度總督リンリスゴウ卿、戦後印度自治憲
 法制定聲明。各方面の戦争遂行協力要望。
 △イギリス印度事務大臣アメリー、戦後印度
 新憲法制定確約、戦争遂行上印度人の協力

八月八日(木)

△ソウイェト政府、赤軍配屬政治委員制度廢
 止。
 △南京政府宣傳部長、在支アメリカ駐屯軍撤
 退要望。
 △ルーマニア政府、ストヤヂノウイチ前首相
 と共に收監されし親獨派ミラン・アツチモ
 ウイチ前内相釋放。
 △北京のイギリス駐屯軍撤去終了。
 △セイロン島議會に戦後セイロン島自由領昇
 格案提出さる。
 △ドイツ國、フランス領印度支那の舊領土恢復
 要求に關聯して、國境兵備増強。
 △ドイツ政府、イギリス本土完全封鎖布告、
 中立國船舶航行禁止。
 △舊チエコ領關稅同盟規定を含むドイツ、
 イタリヤ新通商協定成立。
 △フランス政府、商工業新統制令發布。
 △合衆國ルーズヴェルト大統領、カナダのマ
 ッケンヂー・キング首相とオグデンブルグ
 にて會合。兩國を防衛設會議創設協定成立。
 合衆國愈々歐洲戦争介入。
 △オーストラリア政府、ジョン・グレッグ・レイ
 サム大審院長を日本駐劄初代公使に任命。

八月九日(金)

要望。
 △イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月十日(土)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月十一日(日)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月十二日(月)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月十三日(火)

△ソウイェト政府、赤軍配屬政治委員制度廢
 止。
 △南京政府宣傳部長、在支アメリカ駐屯軍撤
 退要望。
 △ルーマニア政府、ストヤヂノウイチ前首相
 と共に收監されし親獨派ミラン・アツチモ
 ウイチ前内相釋放。
 △北京のイギリス駐屯軍撤去終了。
 △セイロン島議會に戦後セイロン島自由領昇
 格案提出さる。
 △ドイツ國、フランス領印度支那の舊領土恢復
 要求に關聯して、國境兵備増強。
 △ドイツ政府、イギリス本土完全封鎖布告、
 中立國船舶航行禁止。
 △舊チエコ領關稅同盟規定を含むドイツ、
 イタリヤ新通商協定成立。
 △フランス政府、商工業新統制令發布。
 △合衆國ルーズヴェルト大統領、カナダのマ
 ッケンヂー・キング首相とオグデンブルグ
 にて會合。兩國を防衛設會議創設協定成立。
 合衆國愈々歐洲戦争介入。
 △オーストラリア政府、ジョン・グレッグ・レイ
 サム大審院長を日本駐劄初代公使に任命。

八月十六日(金)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月十七日(土)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月十八日(日)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月十九日(月)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月二十日(火)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月二十一日(水)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月二十二日(木)

△イギリス政府、支那駐屯軍引揚通告。
 △ルーマニア政府、ユダヤ人取締令發布。官
 吏軍人就任、財産所有、ルーマニア人と結
 婚等禁止さる。
 △合衆國政府、飛行用ガソリン禁輸に關する
 去三日附日本政府抗議に回答。内容公表さ
 れず。
 △フランス領ニュー・ヘブライデ政廳、ドゴ
 ール將軍の在ロンドン國民委員會歸屬公
 表。
 △支那派遣皇軍糧秣司令官島田中將、臺灣海
 峽封鎖區域擴張聲明。
 △ドイツ・スキス新通商協定調印。
 △フィリッピン國會、大統領獨裁權賦與法案
 可決。
 △ギリシヤ領チアマリア州にてアルベニア少
 數民族運動指導者、殺害され、ギリシヤ・
 アルベニア國境問題重大化。
 △イギリス政府、歐洲難民救濟事業に封鎖適
 用公表。
 △南ドブルジャ割讓のルーマニア・ブルガリ
 ア協定調印。

八月二十三日(金)

△フランス政府、飲酒制限令發布。
 △エチオピア駐屯イギリス軍當局、エチオピア國民運動ワフド黨創建者ザゲル・バシヤ記念日祝賀禁止。
 △去十八日以来ワルダ市にて開催中の全印度國民會議執行委員會閉會。民間義勇團體禁止反対決議。
 △イギリス政府、ギリシャの自國防衛履行の際救助言明。
 △イギリス領バミニア島知事デニス、バーナード少將、同島を合衆國海軍基地として提供承諾の旨議會に報告。
 △ドイツ海軍の南太平洋進出公表。タスマニア海にてイギリス武装汽船撃沈さる。
 △トルコ・ルーマニア新通商協定調印。
 △フランス政府、非占領地常備軍十萬に縮少。召集兵四百萬の大部分復員終了。
 △アルゼンチンのオルチス大統領、昨日國會滿場一致にて辭表却下の爲留任。
 △印度の全國自由黨同盟理事會、イギリス當局の印度自治領昇格時期明示要求決議。
 △ニューゴスラヴィア政府、小麦及製粉統制令發布。パン製造規格統一さる。

八月二十七日(火)

△滿洲國・外蒙國境協定成立。
 △合衆國ルーズヴェルト大統領、國防産業労働者住宅費一億五千萬弗を國會へ要請。
 △ドイツのイギリス攻略第一期制空機獲得戦終了、第二期産業地帯破壊戦開始の旨、公表さる。
 △エチオピア内閣危機。對イタリア關係重大化の結果、ハッサン・サブリー・バシヤ首相ワフド黨入閣交渉。
 △ルーマニア軍、ソウイェト及ハンガリア軍とルーマニア國境にて衝突。イタリア及ドイツ、國境問題調停の爲、ウイン會議召集。
 △重慶政府王外交部長、日本が印度支那にて特權獲得の際同地出兵宣言。
 △イタリア空軍、スエズ運河爆撃開始。
 △ハンガリア・ルーマニア國境係争解決の爲ウイン會議開催。獨伊外相及係争兩國代表參加。
 △ドイツ及ソウイェト兩政府、ベッサラビア及北ブコヴィナ在住ドイツ人移動協定調印。
 △南アフリカ聯邦議會にて、ヘルツォグ前首相、對獨伊媾和交渉即開動議。スマッツ首相に却下さる。

八月二十五日(日)

八月二十九日(木)

八月二十六日(月)

八月三十日(金)

△フランス政府、北アフリカのチアド、カメルーン及太平洋のニュー・カレドニア等離反し、ロンドンのド・ゴール政権支持發表。
 △中國共產黨、蘭州遷都、行政院改革、抗日繼續、外交鮮明化等を重慶最高國防會議に要求。
 △合衆國モルゲンソー蔵相、カナダ首相マッケンジー・キングとオタワ市にて會合。共同防衛協議。
 △ウイーン四國會議。ハンガリア及ルーマニア代表、獨伊の調停受諾、新國境協定調印。
 △イギリス船佛山號の珠江水先案内料不拂事件解決。イギリス側、南支派遣皇軍當局に陳謝。
 △日支和平交渉終了式、南京にて舉行。
 △イギリス海軍、東地中海方面活動開始。ドデカネス諸島爆撃。
 △ルーマニアにウイーン會議國境協定反対運動起り、各地騒擾。
 △フランス領北アフリカ植民地全部、ド・ゴール將軍の國民委員會へ加擔公表。
 △イタリア・デンマルク通商條約調印。

九月三日(火)

九月四日(水)

九月五日(木)

九月六日(金)

△ルーマニアの新國境協定反対運動者、王宮射撃、カルル國王暗殺企つ。
 △合衆國大統領、大西洋岸イギリス領海軍軍基地租借及合衆國艦船超過驅逐艇五十隻イギリスへ譲渡協定成立通牒を國會へ提出。
 △ヒットラー總統、第八回冬季救護運動開始に際し、大規模對英空襲及五箇年戦争用意を聲明。
 △イギリス地中海艦隊、ロード島空爆開始。
 △ルーマニアのイオン・ギゲルツ内閣辭職。民間のトランシルヴァニア割讓反対運動熾烈の結果、アントネスク將軍、後繼内閣組織。
 △亡命オランダ政府、ベタン將軍のフランス政府と國交斷絶。
 △コスタ・リカ政府、パナマ運河西部河口海空軍基地建設の爲、ココス島を合衆國へ提供。
 △ルーマニア國王カロール二世皇帝退位。ミカエル皇太子即位。首相イオン・アントネスク將軍、獨裁權賦與さる。ダ、レスコ前首相、ミハイル參謀總長、其他親英佛及反鐵衛團派檢舉開始。

九月七日(土)

- △合衆國ハル國務長官、極東現狀維持尊重を日本政府に提言せる旨發表。
- △フランス内閣改造。アンタンデエ將軍、陸相。マルセル・ペイルトン、内相。ピエール・コイ及ギ・ラ・シャンブル兩前空相、開戦責任者として召喚さる。
- △フランス政府、去る七月廿三日制定の亡命者國籍剝奪令をロトシルド男其他に適用公表。
- △ルーマニア・ブルガリア、南ドブルヂャ還附協定成立。
- △ソウイェト聯邦政府、バミール鐵道完成公表。
- △合衆國政府、西半球共同防衛の爲イギリスより租借の海軍基地を南米諸國に提供通告。
- △ソウイェト、スウェデン新通商協定締結。
- △ルーマニア首相アントネスク將軍、前國王資産沒收命令。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、國防豫算五十二億五千萬弗裁可。今期議會通過國防豫算總額百五十億弗を突破。
- △ルーマニア新政府、前國王創立の國民黨解

九月十一日(水)

- △ハンガリア・ブルガリア航空通商協定成立。
- △オランダ勞働組合事務廳ウオウテンベルグ長官、全國勞働組合代表にドイツと協力勸告。
- △重慶政權側支那軍、フランス領印度支那國境鐵橋爆破。雲南鐵道も破壊。
- △フランス政府、亡命ベルギー政府解散命令。
- △ソウイェト・ルーマニア新國境地方衝突事件續發。
- △ノールウェイ國會、ハーコン七世皇帝の王位剝奪決定。
- △ドイツ・滿洲國新通商條約調印。
- △イタリア軍、リビア及東アフリカよりエチプト進撃開始。
- △合衆國政府、輸出許可制航空器材にも適用。
- △去五日以來ウイーンに開催中のドナウ河航行關係諸國代表會議、ヴェニスサイエ條約による國際委員會解消決定。
- △ソウイェト聯邦政府、ドナウ河國際管理制變更に關するウイーン會議不参加につき、

九月十三日(金)

- △ロンドン亡命フランス政權代表ド・ゴール將軍指揮下に英佛聯合艦隊、フランス領アフリカのダガル港上陸を企て海戦。
- △皇軍、フランス側との協定に基き、印度支那平和的進駐開始。
- △エチプト政府、全國戒嚴令施行。イタリア人七千名檢収監禁さる。
- △フランス政府、本國及植民地のド・ゴール政權派檢舉開始。『叛逆者』審理の爲特別裁判所設置。
- △フィンランド政府、同國北部をドイツ軍の通過許可發表。
- △イギリス政府、フィンランドのドイツ軍通過許可に抗議。
- △ド・ゴール將軍の西アフリカ占據作戰失敗。聯合艦隊ダカル港撤退。
- △皇軍の一部、海防より上陸進駐。昆明の蔣介石軍司令部、印度支那國境地帯戒嚴令施行。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、西半球及び

九月十四日(土)

- △ドイツ政府に抗議。
- △タイ國、フランス領印度支那政廳と失地返還交渉開始。
- △ルーマニア政府、一國一黨主義宣言。鐵衛團以外政治團體禁止。アントネスク將軍、首相、總統及國防相兼任。
- △全印度國民會議幹事會、マハトマ・ガンヂーを再び指導者に推戴。反英運動により英本國を困惑せしめずと決議。
- △合衆國ルーズヴェルト大統領、パーク・ワツワリス(強制徴兵)法裁可。滿二十一歳より三十五歳の男子全國一千六百五十萬人登録要請布告。
- △ルーマニア内閣改造。鐵衛團政權成立。
- △フランス政府、タイ國の失地返還要求拒絶。
- △滿洲國政府、軍事教育令發布。
- △全印度國民會議執行委員會、ガンヂーを元帥に選任。
- △全印度國民會議執行委員會、非服從運動中止決議。
- △エチプト政府、非交戰國態度維持聲明。
- △エチプト内閣改造。サード黨對イタリア宣戰派四閣僚辭職。

九月二十三日(月)

- △九月二十四日(火)
- △九月二十五日(水)
- △九月二十六日(木)

九月二十七日(金)

九月二十九日(日)

- イギリス以外へ層級類七十五種輸出不許可 聲明。
- △ルーマニア政府、英米系七石油會社財産沒收。
- △日本・ドイツ・イタリア互助協力同盟成立。午後ベルリンにて調印。
- △ルーマニア政府、タ・レスコ前首相外政界有力者七十一名收監。
- △イギリス政府、マダガスカル島の「自由フランス政權」歸順要求最後通牒を發送。同島總督、拒絕。
- △メキシコ國會、マヌエル・アウイラ・カマチ 將軍大統領當選決定。
- △印度支那・タイ國々境地方のフランス警官刺殺事件起る。犯人ラオス人、タイ國へ逃亡。
- △南京國民政府、イギリスの劉公島租借期限本日満了に付更新反對の旨重慶權政へ通告。
- △フランス政府、外國避難民收容所設置。占領地帯のドイツ官憲、ユダヤ人登録命令。
- △ドイツ・ソウイェト聯邦鐵道運輸協定調印。
- △エヂプト政府、日本向棉花輸送禁止。

十月三日(木)

- △合衆國政府、新大西洋艦隊編成聲明。
- △ソウイェト聯邦最高會議、産業豫備軍養成決定。滿十四歳より十七歳の青年八十萬乃至百萬特殊訓練豫定。
- △バルカン各地のイギリス公使館、バルカン在住イギリス人全部退去命令。
- △メキシコ政府、合衆國の對日本石油層鐵輸出禁止要請拒絕。
- △イギリス内閣改造。チエン・ペレン内閣議長下野。ベウイン労働相、戦時内閣参加。
- △上海の合衆國系銀行、日本側へ爲替前賣停止。
- △フランス特設最高法院、前聯合軍司令長官ガムラン將軍、ダラヂエ前首相及びラシャンプル前航空相を開戦責任に關し正式審問開始。
- △合衆國政府、西半球共同防衛の爲海陸空軍基地設置に就き南アメリカ諸國と交渉。
- △ヒットラー總統及ムッソリニ首相、ブレonna會談。
- △ブラジル・アルゼンチン新通商協定成立。
- △ドイツ軍、ルーマニア進駐開始。
- △フランス政府、對イギリス宣戦せずと再度

十月四日(金)

十月六日(月)

十月七日(月)

- 聲明。
- △オランダ内務省、ユダヤ人の官公吏及び公務團體職員登用禁止。
- △ルーマニア政府、國防充實の爲ドイツ軍進駐協定成立發表。
- △フランス領印度支那總督ジャン・ド・クロー大將、タイ國のメコン流域國境新定及カンボヂア・ラオス合併要求拒絕。國境問題調査兩國代表委員會設置決定。
- △イギリス政府、來十七日雲南ビルマ運送路閉鎖協定期満了後更新せざる旨日本政府へ通告。
- △合衆國政府、東亞在住アメリカ人引揚考慮勸告。農務省、政府補助極東小麥輸出禁止。
- △カナダ政府、日本向銅輸出禁止。
- △フランス政府、北アフリカ出生ユダヤ人のフランス公民權剝奪令發布。
- △イギリス保守黨、チャーチル首相を黨首に選任。
- △ルーマニア政府、ギリシア向石油輸出禁止。
- △ドイツ・ソウイェト聯邦兩政府、世界新情勢對處交渉開始。

十月八日(火)

十月十一日(金)

- △フランス政府、西アフリカのイギリス海軍封鎖中の屬領諸港統治完全發表。ド・ゴール將軍の自由フランス軍、カメロン地方ドウアラに到着。
- △合衆國政府、ローマ及ベルリン駐劄外交官召還。ルーマニアの資金約一億ドル凍結命令。布哇防空の爲カリフォルニア州兵派遣。タイ國向戰艦輸送禁止。
- △カナダ政府ラルストン國防大臣、太平洋岸軍管區設置發表。
- △ブカレスト駐劄イギリス公使、イギリス・ルーマニア國交危機點に達すとルーマニア政府に通告。イギリス人、ルーマニア立退開始。
- △合衆國政府、ソウイェト聯邦向機械器具輸出禁止解除。石油輸送履船も提供。大統領軍用資材徵用法裁可。
- △スペイン政府、チリーとの係争解決公表。全國スペイン民族祭典舉行。
- △ペンコック駐劄ヒュー・グラント合衆國公使、合衆國政府の極東現狀維持方針をタイ國政府へ通達。
- △中支派遣皇軍、江南第三戰區第四軍其他掃

十月九日(水)

十月十日(木)

- △ドイツ・ソウイェト聯邦兩政府、世界新情勢對處交渉開始。

十月十二日(土)

- △中支派遣皇軍、江南第三戰區第四軍其他掃

十月十三日(日)

露艦攻撃開始。
△ソヴェエト聯邦、フィンランド、間オランダ、島非武装協定調印。
合衆國ルーズヴェルト大統領、外國移民及歸化取締法裁可。

十月十九日(土)

としてヘルマン・ゲーランド元帥を任命。
△ドイツ・ニューゴスラヴィア新通商議定書調印。ボヘミア・モラヴィア地方、關稅同盟編入。

十月十四日(月)

△全印度國民會議執行委員會、リソリスゴウ統督の反戦運動不許可に抗議の爲、ガンヂー提議の個人的非服従運動案可決。
△ガンヂー翁、全國的反英非服従運動計畫公表。

十月二十日(日)

△印度政府、日本向屑鐵輸出禁止。
△ソヴェエト聯邦政府、勞働者強制移動令發布。

十月十五日(火)

△フランス政府、勞働組合禁止令發布。
△南支派遣皇軍司令部、廣東省市政府當局と軍管理工場引渡協定成立。

十月二十二日(火)

△ドイツ總統ヒットラー、フランス副大統領ピエール・ラヴァルと會見。

十月十七日(木)

△スペイン内閣改造。ラモン・セラノ・スネル大將、外相就任。ホセ・ロレンテ・ソンス、内相。フアランへ黨領袖レオン・カルセラ、商工相。
△タイ國政府、フランス在留タイ國人引揚命令。

十月二十三日(水)

△ドイツ總統ヒットラー、スペイン元首フランコ將軍と佛西國境アンダイにて會見。
△ニューゴスラヴィアのベルグラード大學、生校内にてユダヤ人排斥示威舉行。負傷者三十名を出す。

十月十八日(金)

△フランス政府、ユダヤ人排斥令發布。
△イギリス政府、雲南ビルマ輸送路再開。皇國海軍機、同方面爆撃開始。
△ドイツ政府、第二次四箇年計畫實施責任者

十月二十四日(木)

△ヒットラー總統及フランス首相ベタン元帥パリ附近にて會合。

十月二十五日(金)

△天津の日本總領事及イギリス租界當局者、

十月二十六日(土)

公課支拂に聯銀券使用取極發表。
△イギリス植民地代表會議、ニュー・デリーにて開催。リソリスゴウ印度總督司會。印度、アフリカ各地、マラヤ、ビルマ、錫蘭、香港、パレスチナ其他中東諸領地參加。オランダ領東印度代表も列席。
△合衆國大統領選挙戦に於て、産業別組合會議會長デモン・ルイス、共和黨候補者ウィキ支持聲明。

十月二十九日(火)

交戦開始。
△ドナウ航行問題國際會議、ブカレストにて開催。ドイツ、イタリア、ソヴェエト聯邦及ルーマニア各代表參加。

十月二十七日(日)

△ヒットラー總統及ベタン首相、歐洲平和確立の原則的協定成立聲明。
△合衆國ルーズヴェルト大統領及イギリス國王ジョージ六世皇帝獨佛協定に關し、フランス首相ベタン元帥に警告

十月三十一日(木)

△イギリス政府、ソヴェエト聯邦のドナウ會議參加抗議。
△イタリア・ギリシア國交、正式斷絶。
△ブルガリア政府、ギリシア戦争に關し中立聲明。トルコ、非交戰國態度嚴守。
△メキシコ大統領ラザロ・カルデナス、日本向輸出禁止否定。

十月二十八日(月)

△ヒットラー總統、フイレンツエにてムッソリニ首相と會見。
△イタリア政府、ギリシア政府へ最後通牒提出、ギリシアの親英政策を詰問、イタリア軍進駐要求。ギリシア政府、イタリア側要求は宣戰に等しとて拒絶。アルベニア國境

十一月一日(金)

△全印度國民會議領袖ベンチト・チャワハル、ラル・ネール、國防法違反にて逮捕さる。
△トルコ大統領イスマット・イノニウ將軍、ギリシア・イタリア戦争に對し非交戰國態度維持の旨國會にて聲明。
△ニューゴスラヴィア政府、中立嚴守及隣邦親善維持聲明。

十一月二日(土)

△ソヴェエト聯邦政府、新ドナウ管理委員會參加は中立違反なりとのイギリス抗議却

十一月三日(土)

△スペイン政府、最高労働事務局創設。
△フランス政府、新聞取締令(一八八一年法改正)、アウアス通信社買収令及イギリス放送屋外聴取禁止令發布。
△スペイン政府、タンヂエル國際管理地帯併合宣言。

十一月十一日(月)

△イギリス政府、ソウイェット聯邦政府へ不侵略條約締結提案。
△フランス政府、鐵工業委員會、労働總同盟其他有名労働團體解散命令。
△ソウイェット聯邦特使モロトフ首相一行ベルリンにてヒットラー總統及リッペンントロツプ外相と會談。

十一月四日(月)

△合衆國大統領選舉、ルーズヴェルト當選、第三期就任決定。

十一月十三日(水)

△ヒットラー總統及モロトフ首相のベルリン會談終了。重要問題に關する諒解成立と發表さる。

十一月七日(木)

△スペイン前首相マヌエル・アサーニヤ死去。
△アイル首相ドヴァレラ、對イギリス基地提供拒絕を國會にて言明。

十一月十四日(木)

△イギリス政府、ロバート・ブルックボファム空軍元帥を極東軍司令官に任命。
△エヂプト首相ハッサン・サブリ・ベシヤ死去。
△タイ國攝政會議、ルアンブラヂスト・ソングラム首相に最高統帥權賦與。
△ヒットラー總統、軍需工業労働者に勳章授與式にて、戦後社會主義國家建設聲明。
△合衆國政府、イタリヤ・ギリシア交戦状態承認、中立法適用。

十一月八日(金)

△ド・ゴール將軍のフランス國民委員會軍、イリス海軍掩護の下に、赤道アフリカのフランス領リールヴィル附近ガンゴンに上陸。
△ハンガリアのナチ黨の政府順覆、高官暗殺陰謀發覺。

十一月十五日(金)

△スペイン政府、合衆國政府のスペイン通信社入國拒絕の報復としてスペイン在住合衆國新聞社員の活動禁止。
△印度支那國境メコン河右岸地方にてタイ國

十一月九日(土)

△イギリス前首相ネヴィル・チェンバレン死去。

十一月十六日(土)

軍、フランス軍と衝突。ド・クー總督、國境嚴守聲明。
△ドイツ空軍、イギリス工業中心地爆撃開始。コウエントリー市猛爆さる。
△北支派遣軍、石德線鐵道敷設、一九一六年以來計畫中の京漢・津浦兩線聯絡完了。
△デンマルク國會にて、スタウニング首相、國內政治上變更なしと聲明。グリーンランド確保報告。
△イギリス政府、タイ國へ失地恢復、經濟復興援助申込。

十一月十九日(火)

ルバイ・パテル逮捕に抗議の爲ボンベイ市民罷市實施。
△ヒットラー總統、ベルヒテスガーデンにて、イタリヤ外相チアノ伯及スペイン外相スネル將軍と會見。
△ギリシア政府宣傳大臣テオ・ニコロンヂス博士、對イタリヤ戦争に對する物資援助急派を英米兩國へ要請。
△ドイツ政府、通商協定に基き、スキス收容のフランス人捕虜解放、其他捕虜待遇向上實施。

十一月十七日(日)

△ドイツ・フランス通貨協定成立。
△フランス政府、ガラチエ前首相、ガムラン將軍及プリニム前首相を正式收監。
△ブルガリア國王ボリス三世皇帝、ベルヒテスガーデンにてヒットラー總統と會見。
△南支派遣軍、南寧欽州方面撤退完了。
△合衆國政府、大西洋上イギリス領基地七個所(バーミユタ、バハマズ、アンチグワ、デヤマイカ、セント・ルシア、ギアナ及ニューファンドランド)共同使用協定細目完了發表。

十一月二十日(水)

△印度國會、イギリス本國の戦費不足補充豫算五五票對五三票にて否決。
△ハンガリア、日獨伊三國同盟加盟。四國代表、ウイーンにて議定書調印。

十一月十八日(月)

△南支派遣軍、南寧欽州方面撤退完了。
△合衆國政府、大西洋上イギリス領基地七個所(バーミユタ、バハマズ、アンチグワ、デヤマイカ、セント・ルシア、ギアナ及ニューファンドランド)共同使用協定細目完了發表。

十一月二十一日(木)

△イタリヤ軍、アルベニアの作戦基地コリツツア撤退。ギリシャ軍、アルベニアに侵入。
△ウルグワイ國會上院、主權侵害の軍事基地設置協定反對決議。

十一月二十二日(金)

△合衆國アトランチック市開催の産業別組合會議(C.O.I)大會にて、チ・ン・ルイス會長辭職、フィリップ・マレー副會長、後繼決定。

十一月二十三日(土)

△トルコ政府、歐洲領土及ダダネルス沿岸地方戒嚴令施行。

△ルーマニア、日獨伊三國同盟加盟。

△印度支那、タイ國境にて兩國兵交戦。

△スロヴァキア、日獨伊三國同盟加盟。

△フランス政府、イギリス空軍のマルセイユ爆撃抗議、賠償要求。

△印度デリー市に開催中なりし帝國軍需會議終了。イギリス領各國閣議の常設機關創設決定。

△フランス政府、労働部及作業廠令發布。失業者強制收容。

△ブルガリア政情不安。ソフィア大學のナチ派、共産派其他政派の學生騷擾。

△ベルギー領コンゴ總督、イタリアと交戦状態宣言。

△ルーマニア鐵衛團、一九三八年コドレア軍長殺害復讐の爲、前大臣以下六十四名を死刑執行。

△ノールウェイ西部及南部地方戒嚴令施行。

△ドイツ駐屯軍交通妨害防止の爲。

△ウルグワイ國會下院、米洲共同防衛案條件付可決。

十一月二十七日(水)

△ドイツ及イタリア産業會議、ミラノにて開催。歐洲新經濟體制協議。

△タイ國軍、印度支那侵入、アランヤ方面一部占據。

△メキシコ次期大統領當選者カマチニ大將暗殺陰謀發覺。メキシコ市の共産黨本部檢舉。

△日支平和條約成立。午前十時南京にて汪主席及阿部大使、基本條約、附屬議定書及檢定調印。

△合衆國ルーズヴェルト大統領、重慶政權へ五千萬弗クレジット許可發表。ハル國務長官、南京政權不承認言明。

△重慶政權、南京政府の汪精衛主席逮捕令發布。

△南京國民政府、滿洲國承認。日滿支共同聲明發表。

△ドイツ・ユーゴスラヴィア通商協定成立。

△合衆國々會兩院聯合協議會、對重慶政府一億弗貸付可決。

△マヌエル・アヴィラ・カマチニ大將、メキシコ大統領就任。

△タイ、印度支那軍、交戦繼續。印度支那軍、

十二月一日(日)

△ドイツ・ユーゴスラヴィア通商協定成立。

△合衆國々會兩院聯合協議會、對重慶政府一億弗貸付可決。

△マヌエル・アヴィラ・カマチニ大將、メキシコ大統領就任。

△タイ、印度支那軍、交戦繼續。印度支那軍、

十二月六日(金)

△ドイツ、ベルグラード市會にて獨伊樞軸の

十一月三十日(土)

△日支平和條約成立。午前十時南京にて汪主席及阿部大使、基本條約、附屬議定書及檢定調印。

△合衆國ルーズヴェルト大統領、重慶政權へ五千萬弗クレジット許可發表。ハル國務長官、南京政權不承認言明。

△重慶政權、南京政府の汪精衛主席逮捕令發布。

△南京國民政府、滿洲國承認。日滿支共同聲明發表。

△ドイツ・ユーゴスラヴィア通商協定成立。

△合衆國々會兩院聯合協議會、對重慶政府一億弗貸付可決。

△マヌエル・アヴィラ・カマチニ大將、メキシコ大統領就任。

△タイ、印度支那軍、交戦繼續。印度支那軍、

十二月三日(火)

△メキシコ次期大統領當選者カマチニ大將暗殺陰謀發覺。メキシコ市の共産黨本部檢舉。

△日支平和條約成立。午前十時南京にて汪主席及阿部大使、基本條約、附屬議定書及檢定調印。

△合衆國ルーズヴェルト大統領、重慶政權へ五千萬弗クレジット許可發表。ハル國務長官、南京政權不承認言明。

△重慶政權、南京政府の汪精衛主席逮捕令發布。

△南京國民政府、滿洲國承認。日滿支共同聲明發表。

△ドイツ・ユーゴスラヴィア通商協定成立。

△合衆國々會兩院聯合協議會、對重慶政府一億弗貸付可決。

△マヌエル・アヴィラ・カマチニ大將、メキシコ大統領就任。

△タイ、印度支那軍、交戦繼續。印度支那軍、

十二月四日(水)

△メキシコ次期大統領當選者カマチニ大將暗殺陰謀發覺。メキシコ市の共産黨本部檢舉。

△日支平和條約成立。午前十時南京にて汪主席及阿部大使、基本條約、附屬議定書及檢定調印。

△合衆國ルーズヴェルト大統領、重慶政權へ五千萬弗クレジット許可發表。ハル國務長官、南京政權不承認言明。

△重慶政權、南京政府の汪精衛主席逮捕令發布。

△南京國民政府、滿洲國承認。日滿支共同聲明發表。

△ドイツ・ユーゴスラヴィア通商協定成立。

△合衆國々會兩院聯合協議會、對重慶政府一億弗貸付可決。

△マヌエル・アヴィラ・カマチニ大將、メキシコ大統領就任。

△タイ、印度支那軍、交戦繼續。印度支那軍、

十一月二十八日(木)

△南京國民政府主席代理汪精衛、蔣介石に和平勸告。

△ドイツ歡喜力行團創立七周年記念式にて、組織長官ロベルト・ライ博士、戦後一大社會施設創設を言明。

△重慶政權最高國務會議開催。對日本和平問題協議。

△印度政府、ボンベイ州議會のガネシェ・ウァスデオ・マヴァランカ議員、ビハル州前首相スリクリシュナ・シンハ、ボンベイ州會議派委員長ブラバイ・イワンチ・デサイ、會議派執行委員サロヂニ・ナイフ夫人等全印度會議派領袖檢擧。

△エチオプト新首相フッセイン・シリ・バシヤ急死。

△ルーマニア各地騷擾につき、ドイツ軍バカレスト進駐。

△メキシコ大統領選舉落選候補者アルマダン一派、合衆國へ軍事基地移譲反對運動開始。メキシコ市にて反米示威舉行。

△スペイン・アルゼンチン通商バータ協定成立。

△南京國民政府主席代理汪精衛、正式主席に

十一月二十九日(金)

メコン河上バンドン島占據。印度支那總督國境全線閉鎖。

△ルーマニア鐵衛團ホリア・シマ團長、鐵衛團青年部解散命令。

△イギリス・スペイン財政協定調印。スペイン、非交戦國地位維持確言。

△ルーマニアフィンランド新通商協定成立。

△ブルガリア外相イワン・ボボフ、ブルガリアの參戰及他國と協約締結反對を國會にて聲明。

△ルーマニア政府、滿洲國承認。

△ドイツ政府、ルーマニア經濟復興十年計畫援助議定書調印。

△イギリス國會下院、獨立労働黨提出の即時媾和案否決。

△トルコ・イギリス財政協定調印。イギリス、トルコ市場大半占有。

△ルーマニア政府、經濟復興計畫の一部として石油業及船舶業國有令發布。

△印度支那政廳、騷擾鎮壓の爲交趾支那州安南人有力者全部檢擧。

△ユーゴスラヴィア首相ドラギハ・ツウェトコウィチ、ベルグラード市會にて獨伊樞軸の

十二月八日(日)

- △歐洲新秩序建設支持言明。
- △イタリア陸軍首脳部交迭。參謀總長ベドリオ元帥辭任。ウゴ・カヴァレロ大將後繼。ムソソリニ首相、軍部根本的改革計畫。
- △ソヴェエト・スロヴァキア最惠國通商協定成立。
- △タイ國ビブル・ソングラム首相、失地恢復確信の旨國會にて言明。
- △イタリア海軍首脳部更迭。軍令部長ドメニコ・カヴァナリ大將辭任。アルツォ・リッカ大將後繼。イタリア軍部改編完了。
- △重慶蔣介石政權、印度支那國境閉鎖。
- △ギリシア・イタリア戦線、イタリア軍アルギリカストロ撤退。
- △フランス政府、政教分離。
- △ルーマニア政府、アントネスク政權反對の在外ルーマニア人公民権剝奪令發布。
- △合衆國政府、鐵鍬、鐵合金、其他鐵鋼製輸出許可制施行。
- △イギリス政府、壹千萬磅蔣介石政權貸付公表。
- △ブルガリア政府、トルコ提議の中立協定拒絕。

十二月九日(月)

- △フランス政府、政教分離。
- △ルーマニア政府、アントネスク政權反對の在外ルーマニア人公民権剝奪令發布。
- △合衆國政府、鐵鍬、鐵合金、其他鐵鋼製輸出許可制施行。
- △イギリス政府、壹千萬磅蔣介石政權貸付公表。
- △ブルガリア政府、トルコ提議の中立協定拒絕。

十二月十日(火)

- △フランス政府、政教分離。
- △ルーマニア政府、アントネスク政權反對の在外ルーマニア人公民権剝奪令發布。
- △合衆國政府、鐵鍬、鐵合金、其他鐵鋼製輸出許可制施行。
- △イギリス政府、壹千萬磅蔣介石政權貸付公表。
- △ブルガリア政府、トルコ提議の中立協定拒絕。

十二月十一日(水)

- △ルーマニア首相アントネスク將軍、憲兵隊總指揮權獲得。參謀本部に各種團體統制軍隊化の權限賦與。
- △タイ・印度支那國境紛争、本格的交戦状態となる。
- △リビア・エチオピア國境方面イギリス軍、シデ・ベラニ奪還。イタリア軍、敗退。
- △イタリア・デンマルク通商協定成立。
- △ハンガリア・ユーゴスラヴィア友好協商條約調印。
- △フランス政府、一八八四年市町村法改正。市町村長選舉制廢止。
- △一九三九年九月二十八日國境及親善協定によるドイツ・ソヴェエト聯邦國境劃定完了。
- △印度支那政廳、西貢方面安南人共產黨員叛亂鎮定發表。
- △フランス政府、ラヴアル副大統領兼外相辭任發表。エチエンヌ・フランダン前首相、後繼。國會廢止決定。
- △中國純正國民黨六中全會第三回全體會議、南京にて開催。
- △スペイン政府、共產派勞働組合財産沒收。
- △中支派遣皇軍當局、上海租界新聞檢閱機關

十二月十二日(木)

- △ルーマニア首相アントネスク將軍、憲兵隊總指揮權獲得。參謀本部に各種團體統制軍隊化の權限賦與。
- △タイ・印度支那國境紛争、本格的交戦状態となる。
- △リビア・エチオピア國境方面イギリス軍、シデ・ベラニ奪還。イタリア軍、敗退。
- △イタリア・デンマルク通商協定成立。
- △ハンガリア・ユーゴスラヴィア友好協商條約調印。
- △フランス政府、一八八四年市町村法改正。市町村長選舉制廢止。
- △一九三九年九月二十八日國境及親善協定によるドイツ・ソヴェエト聯邦國境劃定完了。
- △印度支那政廳、西貢方面安南人共產黨員叛亂鎮定發表。
- △フランス政府、ラヴアル副大統領兼外相辭任發表。エチエンヌ・フランダン前首相、後繼。國會廢止決定。
- △中國純正國民黨六中全會第三回全體會議、南京にて開催。
- △スペイン政府、共產派勞働組合財産沒收。
- △中支派遣皇軍當局、上海租界新聞檢閱機關

十二月十三日(金)

- △ルーマニア首相アントネスク將軍、憲兵隊總指揮權獲得。參謀本部に各種團體統制軍隊化の權限賦與。
- △タイ・印度支那國境紛争、本格的交戦状態となる。
- △リビア・エチオピア國境方面イギリス軍、シデ・ベラニ奪還。イタリア軍、敗退。
- △イタリア・デンマルク通商協定成立。
- △ハンガリア・ユーゴスラヴィア友好協商條約調印。
- △フランス政府、一八八四年市町村法改正。市町村長選舉制廢止。
- △一九三九年九月二十八日國境及親善協定によるドイツ・ソヴェエト聯邦國境劃定完了。
- △印度支那政廳、西貢方面安南人共產黨員叛亂鎮定發表。
- △フランス政府、ラヴアル副大統領兼外相辭任發表。エチエンヌ・フランダン前首相、後繼。國會廢止決定。
- △中國純正國民黨六中全會第三回全體會議、南京にて開催。
- △スペイン政府、共產派勞働組合財産沒收。
- △中支派遣皇軍當局、上海租界新聞檢閱機關

十二月十四日(土)

- △ルーマニア首相アントネスク將軍、憲兵隊總指揮權獲得。參謀本部に各種團體統制軍隊化の權限賦與。
- △タイ・印度支那國境紛争、本格的交戦状態となる。
- △リビア・エチオピア國境方面イギリス軍、シデ・ベラニ奪還。イタリア軍、敗退。
- △イタリア・デンマルク通商協定成立。
- △ハンガリア・ユーゴスラヴィア友好協商條約調印。
- △フランス政府、一八八四年市町村法改正。市町村長選舉制廢止。
- △一九三九年九月二十八日國境及親善協定によるドイツ・ソヴェエト聯邦國境劃定完了。
- △印度支那政廳、西貢方面安南人共產黨員叛亂鎮定發表。
- △フランス政府、ラヴアル副大統領兼外相辭任發表。エチエンヌ・フランダン前首相、後繼。國會廢止決定。
- △中國純正國民黨六中全會第三回全體會議、南京にて開催。
- △スペイン政府、共產派勞働組合財産沒收。
- △中支派遣皇軍當局、上海租界新聞檢閱機關

十二月十五日(日)

- △ルーマニア首相アントネスク將軍、憲兵隊總指揮權獲得。參謀本部に各種團體統制軍隊化の權限賦與。
- △タイ・印度支那國境紛争、本格的交戦状態となる。
- △リビア・エチオピア國境方面イギリス軍、シデ・ベラニ奪還。イタリア軍、敗退。
- △イタリア・デンマルク通商協定成立。
- △ハンガリア・ユーゴスラヴィア友好協商條約調印。
- △フランス政府、一八八四年市町村法改正。市町村長選舉制廢止。
- △一九三九年九月二十八日國境及親善協定によるドイツ・ソヴェエト聯邦國境劃定完了。
- △印度支那政廳、西貢方面安南人共產黨員叛亂鎮定發表。
- △フランス政府、ラヴアル副大統領兼外相辭任發表。エチエンヌ・フランダン前首相、後繼。國會廢止決定。
- △中國純正國民黨六中全會第三回全體會議、南京にて開催。
- △スペイン政府、共產派勞働組合財産沒收。
- △中支派遣皇軍當局、上海租界新聞檢閱機關

十二月十六日(月)

- △ルーマニア首相アントネスク將軍、憲兵隊總指揮權獲得。參謀本部に各種團體統制軍隊化の權限賦與。
- △タイ・印度支那國境紛争、本格的交戦状態となる。
- △リビア・エチオピア國境方面イギリス軍、シデ・ベラニ奪還。イタリア軍、敗退。
- △イタリア・デンマルク通商協定成立。
- △ハンガリア・ユーゴスラヴィア友好協商條約調印。
- △フランス政府、一八八四年市町村法改正。市町村長選舉制廢止。
- △一九三九年九月二十八日國境及親善協定によるドイツ・ソヴェエト聯邦國境劃定完了。
- △印度支那政廳、西貢方面安南人共產黨員叛亂鎮定發表。
- △フランス政府、ラヴアル副大統領兼外相辭任發表。エチエンヌ・フランダン前首相、後繼。國會廢止決定。
- △中國純正國民黨六中全會第三回全體會議、南京にて開催。
- △スペイン政府、共產派勞働組合財産沒收。
- △中支派遣皇軍當局、上海租界新聞檢閱機關

十二月十七日(火)

- を南京國民政府側へ還附。
- △ドイツ・スウェデン新經濟協定成立發表。
- △ウルグワイ・アルゼンチン軍事經濟協力協定書調印。
- △中國正統派國民黨第三回全體會議終了汪精衛主席、日滿支協力、東亞永久平和確立聲明。
- △イタリア政府、農林省に全國食糧配給統制全權を賦與。
- △フランス政府、ソヴェエト外七箇國への輸出品再輸出禁止。
- △ドイツ政府、オランダ本國の農産物輸入關稅全廢。
- △ルーマニア政府、勞働組合禁止。
- △中國々民政府、中央儲備銀行設立發表。
- △フィンランド大統領改選。リスト・リチ前首相、當選。キヨシ・カリオ大統領死去。
- △タイ國政府、金輸出禁止。
- △ルーマニアに拘禁中なりし前ポーランド元帥スミグリ・リツ將軍脱走の爲、ルーマニア政府、ドイツ軍當局と協力大搜索開始。
- △ルーマニア首相兼陸相アントネスク將軍、外相兼攝。

十二月十八日(水)

- を南京國民政府側へ還附。
- △ドイツ・スウェデン新經濟協定成立發表。
- △ウルグワイ・アルゼンチン軍事經濟協力協定書調印。
- △中國正統派國民黨第三回全體會議終了汪精衛主席、日滿支協力、東亞永久平和確立聲明。
- △イタリア政府、農林省に全國食糧配給統制全權を賦與。
- △フランス政府、ソヴェエト外七箇國への輸出品再輸出禁止。
- △ドイツ政府、オランダ本國の農産物輸入關稅全廢。
- △ルーマニア政府、勞働組合禁止。
- △中國々民政府、中央儲備銀行設立發表。
- △フィンランド大統領改選。リスト・リチ前首相、當選。キヨシ・カリオ大統領死去。
- △タイ國政府、金輸出禁止。
- △ルーマニアに拘禁中なりし前ポーランド元帥スミグリ・リツ將軍脱走の爲、ルーマニア政府、ドイツ軍當局と協力大搜索開始。
- △ルーマニア首相兼陸相アントネスク將軍、外相兼攝。

十二月十九日(木)

- を南京國民政府側へ還附。
- △ドイツ・スウェデン新經濟協定成立發表。
- △ウルグワイ・アルゼンチン軍事經濟協力協定書調印。
- △中國正統派國民黨第三回全體會議終了汪精衛主席、日滿支協力、東亞永久平和確立聲明。
- △イタリア政府、農林省に全國食糧配給統制全權を賦與。
- △フランス政府、ソヴェエト外七箇國への輸出品再輸出禁止。
- △ドイツ政府、オランダ本國の農産物輸入關稅全廢。
- △ルーマニア政府、勞働組合禁止。
- △中國々民政府、中央儲備銀行設立發表。
- △フィンランド大統領改選。リスト・リチ前首相、當選。キヨシ・カリオ大統領死去。
- △タイ國政府、金輸出禁止。
- △ルーマニアに拘禁中なりし前ポーランド元帥スミグリ・リツ將軍脱走の爲、ルーマニア政府、ドイツ軍當局と協力大搜索開始。
- △ルーマニア首相兼陸相アントネスク將軍、外相兼攝。

十二月二十日(金)

- を南京國民政府側へ還附。
- △ドイツ・スウェデン新經濟協定成立發表。
- △ウルグワイ・アルゼンチン軍事經濟協力協定書調印。
- △中國正統派國民黨第三回全體會議終了汪精衛主席、日滿支協力、東亞永久平和確立聲明。
- △イタリア政府、農林省に全國食糧配給統制全權を賦與。
- △フランス政府、ソヴェエト外七箇國への輸出品再輸出禁止。
- △ドイツ政府、オランダ本國の農産物輸入關稅全廢。
- △ルーマニア政府、勞働組合禁止。
- △中國々民政府、中央儲備銀行設立發表。
- △フィンランド大統領改選。リスト・リチ前首相、當選。キヨシ・カリオ大統領死去。
- △タイ國政府、金輸出禁止。
- △ルーマニアに拘禁中なりし前ポーランド元帥スミグリ・リツ將軍脱走の爲、ルーマニア政府、ドイツ軍當局と協力大搜索開始。
- △ルーマニア首相兼陸相アントネスク將軍、外相兼攝。

十二月二十一日(土)

- △合衆國政府、軍需生産促進の爲、全國國防會議新設。ゼネラル・モーター社長ウイリアム・エス・クヌードセン、議長に任命。産業別組合會議代表シドニー・ヒルマン、委員として参加。
- △日本、ドイツ及イタリア各國政府、三國同盟に基く條約實施三委員會任命。
- △合衆國政府、輸出許可制適用品目、十五種(工業原材料及精密機械を含む)追加。
- △ドイツ政府、パリーの合衆國大使館員三名召還要求。且合衆國抑留の輻輳國船舶沒收提案に對する合衆國政府の措置監視中なりと發表。
- △重慶蔣介石政權軍事委員會、各地方の共產軍及共產黨本部閉鎖を交戦地帶司令官及地方主席に命令。
- △日本・オランダ領東印度財政協定成立。
- △日本・タイ國友交條約批准交換完了。
- △サウヂ・アラビア政府、イブン・サウヂ皇帝暗殺陰謀者檢舉公表。
- △フランス政府、フランス汽船乗組海員フランス人に限る旨法令施行。
- △イタリア政府、産業組織化令發布。組合大

十二月二十三日(月)

- △合衆國政府、軍需生産促進の爲、全國國防會議新設。ゼネラル・モーター社長ウイリアム・エス・クヌードセン、議長に任命。産業別組合會議代表シドニー・ヒルマン、委員として参加。
- △日本、ドイツ及イタリア各國政府、三國同盟に基く條約實施三委員會任命。
- △合衆國政府、輸出許可制適用品目、十五種(工業原材料及精密機械を含む)追加。
- △ドイツ政府、パリーの合衆國大使館員三名召還要求。且合衆國抑留の輻輳國船舶沒收提案に對する合衆國政府の措置監視中なりと發表。
- △重慶蔣介石政權軍事委員會、各地方の共產軍及共產黨本部閉鎖を交戦地帶司令官及地方主席に命令。
- △日本・オランダ領東印度財政協定成立。
- △日本・タイ國友交條約批准交換完了。
- △サウヂ・アラビア政府、イブン・サウヂ皇帝暗殺陰謀者檢舉公表。
- △フランス政府、フランス汽船乗組海員フランス人に限る旨法令施行。
- △イタリア政府、産業組織化令發布。組合大

十二月二十四日(火)

- △合衆國政府、軍需生産促進の爲、全國國防會議新設。ゼネラル・モーター社長ウイリアム・エス・クヌードセン、議長に任命。産業別組合會議代表シドニー・ヒルマン、委員として参加。
- △日本、ドイツ及イタリア各國政府、三國同盟に基く條約實施三委員會任命。
- △合衆國政府、輸出許可制適用品目、十五種(工業原材料及精密機械を含む)追加。
- △ドイツ政府、パリーの合衆國大使館員三名召還要求。且合衆國抑留の輻輳國船舶沒收提案に對する合衆國政府の措置監視中なりと發表。
- △重慶蔣介石政權軍事委員會、各地方の共產軍及共產黨本部閉鎖を交戦地帶司令官及地方主席に命令。
- △日本・オランダ領東印度財政協定成立。
- △日本・タイ國友交條約批准交換完了。
- △サウヂ・アラビア政府、イブン・サウヂ皇帝暗殺陰謀者檢舉公表。
- △フランス政府、フランス汽船乗組海員フランス人に限る旨法令施行。
- △イタリア政府、産業組織化令發布。組合大

十二月二十六日(木)

- △合衆國政府、軍需生産促進の爲、全國國防會議新設。ゼネラル・モーター社長ウイリアム・エス・クヌードセン、議長に任命。産業別組合會議代表シドニー・ヒルマン、委員として参加。
- △日本、ドイツ及イタリア各國政府、三國同盟に基く條約實施三委員會任命。
- △合衆國政府、輸出許可制適用品目、十五種(工業原材料及精密機械を含む)追加。
- △ドイツ政府、パリーの合衆國大使館員三名召還要求。且合衆國抑留の輻輳國船舶沒收提案に對する合衆國政府の措置監視中なりと發表。
- △重慶蔣介石政權軍事委員會、各地方の共產軍及共產黨本部閉鎖を交戦地帶司令官及地方主席に命令。
- △日本・オランダ領東印度財政協定成立。
- △日本・タイ國友交條約批准交換完了。
- △サウヂ・アラビア政府、イブン・サウヂ皇帝暗殺陰謀者檢舉公表。
- △フランス政府、フランス汽船乗組海員フランス人に限る旨法令施行。
- △イタリア政府、産業組織化令發布。組合大

十二月二十七日(金)

- △合衆國政府、軍需生産促進の爲、全國國防會議新設。ゼネラル・モーター社長ウイリアム・エス・クヌードセン、議長に任命。産業別組合會議代表シドニー・ヒルマン、委員として参加。
- △日本、ドイツ及イタリア各國政府、三國同盟に基く條約實施三委員會任命。
- △合衆國政府、輸出許可制適用品目、十五種(工業原材料及精密機械を含む)追加。
- △ドイツ政府、パリーの合衆國大使館員三名召還要求。且合衆國抑留の輻輳國船舶沒收提案に對する合衆國政府の措置監視中なりと發表。
- △重慶蔣介石政權軍事委員會、各地方の共產軍及共產黨本部閉鎖を交戦地帶司令官及地方主席に命令。
- △日本・オランダ領東印度財政協定成立。
- △日本・タイ國友交條約批准交換完了。
- △サウヂ・アラビア政府、イブン・サウヂ皇帝暗殺陰謀者檢舉公表。
- △フランス政府、フランス汽船乗組海員フランス人に限る旨法令施行。
- △イタリア政府、産業組織化令發布。組合大

十二月二十八日(土)

巨、生産分配統制權賦與さる。
△合衆國・アルゼンチン爲替安定協定調印。合衆國・ペソ價安定資金五千萬弗提供。

十二月三十日(月)

△イタリア政府、食糧統制強化。ダウセツペ、ダツシナリ農相を食糧統制獨裁官に任命、買溜及投機者死刑令發布。

主要事項索引

【發音式、アイウエオ順】

ア行

- 愛國政治同志會 二六〇
- 亞細亞労働會議 二四三
- アメリカ(合衆國ヲ見ヨ) イギリス 三六五—三七八、四九九—四八四
- 一般労働事情 三六五—三七一
- 雇傭條件及國家調停法 三七七
- 雇傭統制 三七七
- 失業 三七〇
- 失業保險法改正 三七三
- 自働車運輸業賃金法 三七二
- 熟練工業成 三七六
- 生計費指數 三六五
- 生産會議 四六六
- 全國聯合諮問委員會 三七七、四六八
- 賃金率變化 三六六、三七一
- 鐵道労働賃金 三七二
- 農業労働者最低賃金 三七二
- 罷業禁止 三七七
- 非常權法(一九四〇年) 三七五
- 亡命外國労働組合員結集 四〇三
- 養老寡婦年金法改正 三七三
- 路上運搬業法 三七二
- 労働運動 四〇九
- 労働組合會議 三七七、四六七
- 労働組合大會 四六八
- 労働組合代表入閣 四六八
- 労働組合統計 四六七、四六九
- 労働者災害補償法改正 三七三
- 労働争議 三六八、三六九
- 労働争議強制調停 三七七
- 労働補給會議 四六六
- 労働黨 四六〇
- 労働黨の國內政策 四六三
- 労働黨大會 四六三
- 労働黨入閣 四六六
- 労働立法改正 三七二
- 労働力補給 三七五
- 衣服商統制 一五六
- 移動制限(労働移動及從業者) 八
- 移動防止ヲ見ヨ 一五
- 移動率(軍需品工場従業員) 一五
- 飲食料費 二一九
- 印度労働組合運動統一 四八一
- 榮養指導(労働者—ヲ見ヨ) 二四九
- 大阪市事業報國會 二四九
- 大阪市電交通労働組合 二四九
- 大阪市電従業員組合 二四九
- 大阪職業補導所(傷痍軍人) 二四九
- 大阪自働車従業員組合 二四九
- 卸賣物價指數 九〇
- 織物製造業者合同要綱 一七四
- 海員組合(日本海員組合ヲ見ヨ) 二四四、二五〇—二五六
- 海員協會 三六、六六
- 會社經理統制令 二五以下
- 海軍協同會 二五以下
- 海上國民精神總動員聯盟 二五以下
- 價格統制令 八
- 革新政治團體 二四六
- 學校卒業者使用制限令 二〇八
- 學費補助(傷痍軍人) 二五

家計(勞務者の)	支出	二四以下	聯邦立法(一九四〇年)	四〇七	全國保健會議	三六〇
收入	二七	勞働運動	四七〇—四八〇	勞働運動	三六〇	三六〇
家族手當	二〇、一八—一九、二四	勞働條件	三九八	勞働組合	三六〇	三六〇
—支給狀況(統計)	一九〇	勞働人口(國勢調査報告)	三九八	勞働者政治運動	三六〇	三六〇
—支給通牒	二一、一九〇	勞働爭議	三九八	勞働時間制限撤廢	三六〇	三六〇
合衆國	三九三—四〇八、四七〇—四八〇	勞働補給政策	四二二	勞働爭議統計	三六〇	三六〇
アメリカ勞働總同盟	四七三	カナダ	三七八—三九三、四七〇—四七四	勞働爭議調查法改正	三六〇	三六〇
移動勞働者	三九七	一般勞働事情	三七八	勞働力補給政策	三六〇	三六〇
一般勞働事情	三九三	開戦後勞働政策狀況	三七九	勞働補給會議	三六〇	三六〇
請負契約(ウォルシュ・ヒルレー)法	四〇一	カトリック教勞働者總同盟	三七九	勞働統一委員會	三六〇	三六〇
外人勞働者取締	四〇八、四二二	カナダ勞働會議	四七一	家賃統制	三六〇	三六〇
國防計畫	四〇三	基本賃金法	四七三	早害対策運動	三六〇	三六〇
國防勞働政策の背景	四〇一	工業就業者指數	三九一以下	生絲配給統制規則	三六〇	三六〇
公正勞働標準(賃金時間)法	四〇〇	工業生産實質量統計	三九一	機械技術者檢定制度	三六〇	三六〇
最代賃金立法	四〇六	公正賃金法停止	三九〇	機械器具工業	三六〇	三六〇
産業別組合會議(C.I.O.)	四〇七	失業	三九〇	技術教育	三六〇	三六〇
四重要立法	四〇九	失業保險法制定	三九六	技術者檢定制度	三六〇	三六〇
失業問題	三九六、三九六	職工爭奪戰禁止	三九六	技術者教育	三六〇	三六〇
社會保險法	四〇六	戰時物價商業局	三九〇	基本國策要項	三六〇	三六〇
熟練工業成計畫	四〇二	戰時勞働對策會議	三八一、四七〇	休電手當	三六〇	三六〇
全國々防諮問委員會	三九五	戰時勞働政策根本原則	三八一、三九三	京都愛國農民組合聯盟	三六〇	三六〇
全國勞働關係(ワグナー)法	四〇一	全國産業諮問會議	三九三	協同組合(産業組合)見ヨ	三六〇	三六〇
徴兵法	四〇〇	全國戰務省創設	三九八	協同組合の戰時の任務	三六〇	三六〇
				協同組合の過渡的段階	三六〇	三六〇

勤續年數と解雇者數比較	四〇八	國民生活研究會	八、一〇八、一三六	公定價格制	八以下
勤勞者演劇研究會	三三六	國民徵用令	八、一〇八、一三六	光熱費	三三六
勤勞者厚生第一回全國大會	三三八	國立傷疾軍人職業輔導所	三三九	皇民協同黨	三三六
勤勞者厚生文化協議會	三三八	皇國海員同盟	三三九	小麥粉等配給統制規則	三三六
勤勞新體制確立要綱	三九、四〇—四一	興國交通勞働聯盟	三三九		
屑鐵(銑鐵)一貫作業ヲ見ヨ	四、三三、一一〇	公債消化狀況(統計)	七、七七	サ行	
軍需工業適正利潤率算定	三三九	鋼材聯合會	九六	災害、疾病	一九二及職工死傷ヲ見ヨ
軍需品工場交替制實施要綱	三三九	小作組合の概勢	二九八	災害扶助責任保險	三七
軍事保護院	三三九	小作爭議統計	三〇六—三二二	債券發行狀況(統計)	三九
經濟統制強化	一一三、三以下	—爭議關係範圍	三〇六	財政金融	三九
新體制確立要綱	一一三、三以下	—爭議內容	三〇六	財團の改組轉向	三九
缺勤	一一三	—科爭議	三〇六	三協俱樂部	三九
缺勤指數	一一三	—工作機械工業	三〇六	作業能率増進方策(答申)	三九
缺勤者増加	一一三	—工場事業場簡易農園設置獎勵要項	三〇六	産業組合	三九
健康保險家族給付と結核給付	三三	—技能者養成令	三〇六	—購買事業	三九
小賣物價指數	九〇	—就業時間制限令	一〇八、一一三、一二一	—の使命	三九
興亞生活運動	三三九	—福利施設費 會社經理統制令ヲ見ヨ	一〇八、一一三、一二一	—全國大會	三九
工業生産額統計	三三九	工場青年學校	三三三、三三四	—販賣事業	三九
工業生産増加統計	三三九	工場體育運動實施狀況	三三三、三三四	—法施行規則改正	三九
工業生産指數	三三九	厚生運動	三三三、三三四	—利用事業	三九
國際勞働運動	四〇二—四〇四	厚生科學研究所	三三三、三三四	産業體育指導者養成講習會	三九
國際勞働部(イギリス)	四〇三			産業返還運動	三九
國民健康保險	二四以下				
國民職業能力申告令(國民職業登錄)	二四以下				

産業報國運動	三〇以下、三三、三四、三五	從業者移動防止令	八以下、二〇以下	統制の影響	一一一、一一八
—の進展と労働組合	三三、三六	從業者雇入れ制限令	一〇、一一	報國運動	三三、三六、三〇
産業報國會	三二	從業條件の統制	二	利潤變化(店数統計)	一一
—状況(統計)	三三	重工業	二	職員健康保険	三三以下
産業報國俱樂部	三三	—化(日本經濟の)	三六—三九	職業教育	三三
産業報國聯盟	三三、三四、三五、及大日本産業報國會ヲ見ヨ	政策	三六—三九	職業再教育(府縣に於ける傷痍軍人の)	三三
産業労働界の基本的變化	三六—三九	—營團	三三—三七	職業紹介所	三三
産業労働界の大勢	三三—三六	建設損失補償制度	三三	職工	三三
未價安定施設法	三三	—對策委員會	三三	—延就業人員指數	三三
資金調達	三三	—對策答申	三三	—死傷調査	三七、三九、一九〇
—困難	三三以下	住居費	三三	—數並に割合業別統計	三〇
嗜好品費	三三	重點主義政策	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—増加割合	三〇
思想運動(労働爭議の)	三三	傷痍軍人職業教育	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—罹病率	一九
下請制工業	三三、三七—三八	商業	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—植物性食物費	三三
七・七・禁令(奢侈品等製造販賣制限令ヲ見ヨ)	三三	—賣上高(統計)	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—食糧	三三
資本	三三	—企業合同	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—生産確保決議	三三
—株式會社拂込現在高(統計)	三三	—機構再編成	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—増産運動	三三
—計畫資本調査(統計)	三三	—機構に於ける人的問題	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—女子勞務者	三三
—収益率、回轉率(統計)	三三	—機構に於ける物的問題	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—重工業移行	三三
—投下	三三	—經營の諸問題	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—指數	三三
社會大衆黨	三三	—使用人雇入れ制限令	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—増加	三三
社會保險	三三	轉失業者問題	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—短時間就業制	三三
奢侈品等製造販賣制限令	三三	—特徴的變遷	三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五	—未經驗労働者初給賃金公定	三三
業荷統制	三三			—商店閉店時間繰上	三三

消費組合	三二—三三	擴充	三二—三三	全國協同組合保健協會	三三
消費者組織化方針	三三	—指數	三三	全國労働者厚生大會	三三
私立芝浦青年學校	三三	—増加割合(工業)	三三	全國消費組合協會	三三
—飼料	三三	—青少年工	三三	戰時經濟と協同組合	三三
新體制運動と革新團體	三三	—娛樂	三三	戰時食糧充實國民運動	三三
新體制準備委員會	三三	—數	三三	戰時節米報國運動	三三
振東社	三三	—増加	三三	—増産政策	三三
新黨(國民労働黨)準備會	三三	—不良化	三三	—其他の諸費(生計費)	三三
新日本生活運動連絡協議會	三三	—罹病率	三三		
人絹織物業	三三	—青少年雇入れ制限令	三三	夕行	
—人口	三三	—精神總動員運動	三三	—對外貿易	三三
—死亡率	三三	—と産業報國運動	三三	—大政翼賛運動	三三
—政策	三三	青年學校	三三	—大政翼賛會	三三
—政策確立要綱	三三	—稅制改正	三三	—對滿關與價格調整令	三三
—生活必需品	三三	—石炭不安	三三	—大日本産業報國會	三三
—配給混亂	三三	—價	三三	—綱領、宣言	三三
—生計費	三三	—價格統制	三三	—會則	三三
—指數	三三	—統制法	三三	—大日本生産黨	三三
—上昇	三三	—船員給與統制令	三三	—大日本青年黨	三三
—上昇停頓	三三	—船員協會	三三	—大日本赤誠會	三三
—生産	三三	—船員保險法	三三	—大日本黨	三三
—額並に割合(工業)	三三	—戰時經濟力	三三	—大日本農民組合	三三
—減退	三三	—銃鋼一貫作業	三三	—體力法	三三
		—全國醫藥利用組合協會	三三		

炭坑	101	轉失業問題(中商工業ヲ見ヨ)	101	101
坑内労働時間	101	轉失業対策	101	101
増産	101	電力休業手當(休電手當ヲ見ヨ)	101	101
能率低下	101	東亞建設國民聯盟	101	101
労働賃金	101	東亞建設同志會	101	101
労働力不足	101	東京瓦斯工組合	101	101
地方統制工業	101	東京交通労働組合	101	101
中小工業	101	東京市勤勞報國會	101	101
の現段階	101	東京市雇員同志會	101	101
中小商業(商業ヲ見ヨ)	101	東京市従業員組合	101	101
中小工業	101	東京自動車労働組合	101	101
事變動發後推移	101	東京府農業聯盟	101	101
轉失業問題	101	都市消費者組織確立	101	101
宅地建物統制令	101	東電職員同志會	101	101
賃金適正化	101	東電職員同志會	101	101
賃金統制令	101	東電職員同志會	101	101
賃金臨時措置令	101	東電職員同志會	101	101
通貨狀況	101	東電職員同志會	101	101
通信從業員會同盟	101	東電職員同志會	101	101
通信從業員會聯盟(一聯合)	101	東電職員同志會	101	101
通信報國會	101	東電職員同志會	101	101
適正利潤率(軍需工業—算定ヲ見ヨ)	101	東電職員同志會	101	101
鐵鋼供給統制規則	101	東電職員同志會	101	101
鐵鋼對策	101	東電職員同志會	101	101
労働力の逼迫	101	東電職員同志會	101	101
労働力補給	101	東電職員同志會	101	101
老年労働者雇傭	101	東電職員同志會	101	101
兼傭労働力の動員	101	東電職員同志會	101	101
同盟罷業忘業統計	101	東電職員同志會	101	101
動物性副食物	101	東電職員同志會	101	101

労働力の逼迫	101	價格指數	101	101
労働力補給	101	集出荷統制	101	101
老年労働者雇傭	101	農村産業組合	101	101
兼傭労働力の動員	101	指導方針	101	101
同盟罷業忘業統計	101	農村協同體確立	101	101
動物性副食物	101	農村労働調整會議	101	101
農家	101	農民運動	101	101
經濟	101	農民組合	101	101
組合	101	農地國家管理法案	101	101
購入品價格	101	農地制度改革同盟	101	101
收入	101	登戸消費節約購買會	101	101
農業	101	能率低下	101	101
共同作業	101	農林漁業團體統制要綱(農林省案)	101	101
經營	101	農林水産生産價額	101	101
經營機械化	101	配給統制	101	101
耕地	101	機構整備	101	101
飼料	101	一切符制度	101	101
生産資材配給統制	101	汎アメリカ労働總同盟	101	101
生産狀況	101	半島人労働者	101	101
増産對策	101	特賞	101	101
生産諸條件	101	移動原因	101	101
統制會社	101	被服費	101	101
肥料	101			
労働力	101			
團體統制案	101			
團體統制案	101			
農産(米麥、藁等ヲ見ヨ)	101			

十行

八行

肥料	133、137
消費額	136
消費調整規則	137
農家必需量配給請願運動	137
對策	137
フィンランド労働組合總同盟	138
婦人労働(女子労働者ヲ見ヨ)	138
扶養家族手当支給通牒	138
フランス	138
一般情勢	139
外人労働制限	139
休戦前労働政策	139
工業統制	139
國民革命の労働政策	139
産業復興政策	139
失業狀況(休戦前)	139
失業對策	139
新體制(ベタン主席放送)	139
熟練工業成(休戦前)	139
女子労働者強制割當(休戦前)	139
全國職團農業會議	139
組織委員會	139
農業統制	139
農業復興	139

農村労働者徵用(休戦前)	133、135
労働組合解散	135
労働條件復舊	135
労働力補充	135
雇主組合解散	135
物價	135
昂騰	135
指數	135
政策	135
調節	135
と貸銀指數	135
低物價政策	135
引下(昭和十五年下半期)	135
物資動員計畫	135
米穀	135
應急措置令改正	135
管理規則	135
收穫高	135
増産諸對策	135
商(統制下の)	135
配給統制	135
米麥類食物費	135
補助金政策	135

收穫高	133
對策	133
未經驗工移動	133
未經驗労働者初給賃金公定	133
初給賃金基準額	133
保護指導方針通牒	133
麥類收穫高	133
増産	133
對策	133
配給統制規則	133
綿織物業	133
綿雜品工業	133
木炭	133
需給調節事業令	133
需給調節特別會計法及規則	133
商	133
増産	133
對策	133
配給統制	133
雇入制限(青少年ヲ見ヨ)	133

マ行

ヤ行

優生法	146
預金増加	146、147
幼少年工、未熟練工(青少年工ヲ見ヨ)	146
豫算(昭和十五年度)	146以下
ラ行	146
ラテン・アメリカ労働組合會議	146
臨時米穀配給統制規則	146
勞資關係思想	146
労働移動	146
一の要因	146
労働運動	146
労働組合	146
自發的解消	146
統計	146
労働者教育	146
労働者榮養	146
指導通牒	146
労働者災害扶助責任保險	146
労働者生活費指數	146
労働者住宅建設損失補償制度	146
労働時間	146
工場労働者延就業時間指數	146
一數並に割合業別統計	146

增加割合統計	146
労働爭議	146
一般狀況	146
業態別觀察	146
經過	146
原因、要求事項	146
質的觀察	146
數的觀察	146
地域別觀察	146
調停	146
統計	146
動向	146
同盟罷業怠業(統計)	146
労働團體行政	146
労働統制	146
の強化	146
労働配置政策	146
労働力維持培養方策(答申)	146
労働力需給政策	146
労働力不足	146
労働者慰勞指導者講習會	146
労働關係特殊問題	146
勞務管理委員會	146
答申	146

勞務者の支出	146
一の收入	146
勞務動員計畫	146

昭和十六年十二月二十五日印刷
昭和十六年十二月三十日發行

定價金四圓

發行兼
著作權者

東京市芝區芝公園六號地
財團法人協調會

長岡保太郎

印刷者

東京市牛込區西五軒町五十二番地

白井祐吉

印刷所

東京市牛込區西五軒町五十二番地
帝國法規出版株式會社印刷工場

發行所

東京市芝區
芝公園六號地

協調會

電話芝一一三一—一一三六番
振替東京五三七〇四番

日本出版文化協會★會員番號〇七〇一八

東京市神田區淡路二ノ九
配給元日本出版株式會社

斗2B60

協調會刊行 勞働年鑑

昭和十五年版	昭和十四年版	昭和十三年版	昭和十二年版	昭和十一年版	昭和十年版	昭和九年版	昭和八年版
六菊 〇〇 頁判	九菊 五〇 頁判	七菊 五〇 頁判	七菊 二〇 頁判	六菊 六〇 頁判	四菊 八五 頁判	四菊 六〇 頁判	四菊 七〇 頁判
定價 送料 金 四十一 錢圓	定價 送料 金 四十一 錢圓	定價 送料 金 三圓五 十錢	定價 送料 金 三十五 錢圓	定價 送料 金 二圓五 十錢	定價 送料 金 二十一 錢圓	定價 送料 金 二十一 錢圓	定價 送料 金 二十一 錢圓







